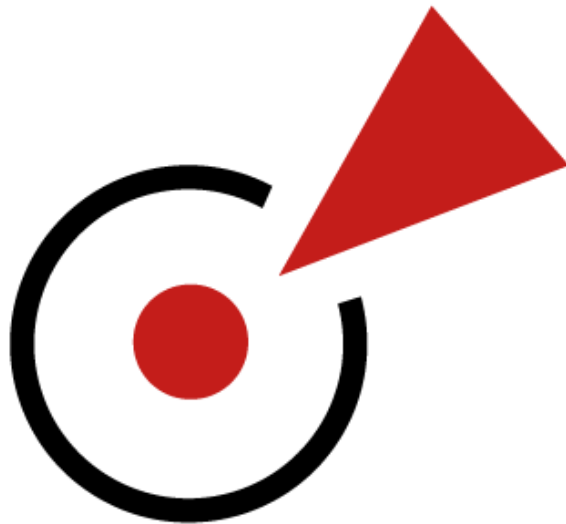


PSI 第31回世界大会
日本代表団報告書



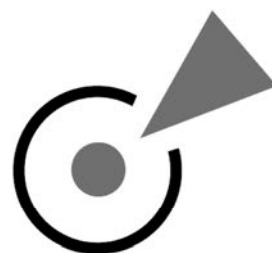
2023年10月14日（土）～18日（水）
スイス・ジュネーブ：Palexpo/パレクスポ
国際公務労連加盟組合日本協議会（PSI-JC）

目 次

1. 日本代表団報告書の発刊によせて	3
2. 日本代表団参加者名簿	4
3. プログラム	6
4. 世界大会	
オープニング（10月14日）	11
第1日目（10月15日）	14
第2日目（10月16日）	18
第3日目（10月17日）	22
最終日（10月18日）	29
5. 事前会議、ランチミーティング	
保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議（10月12日）	33
税の公正に関する政策フォーラム（10月12日）	38
地方および地域政府（LRG）労働者ネットワーク会議（10月12日）	40
LGBT+フォーラム（10月13日）	42
民営化に関する政策フォーラム（10月13日）	43
若年労働者ネットワーク会議（10月13日）	45
組織化ワークショップ（10月14日）	47
ランチミーティング：気候変動に対する労働組合の対応（10月15日）	49
シンポジウム：私たちの存在抜きでパンデミック条約は成立しない （10月15日）	50
ランチミーティング：ケアにおけるディーセントワーク（10月16日）	52

ランチミーティング：先住民労働者（10月17日）	53
ランチミーティング：障がい者のためのディーセントワーク （10月18日）	55
6. 特別報告	
北欧労働組合との消防の課題についての意見交換（10月17日）	57
7. 日本代表団発言	59
8. 日本代表団感想文	77
Special Thanks	113
9. PSI第31回世界大会（WC）および関連会議報告	116
参考資料	
採択された第1号決議 行動プログラム（PoA）2023-2028年	133
採択された第2号決議 PSI規約	175
採択された加盟組織およびEB提出第3～48号決議案	219
※ 報告書内において表記の揺れがあるが、報告者から報告いただいた表記を極力優先した。	

1. 日本代表団報告書の発刊によせて



PS I 第31回世界大会日本代表団
団 長 川 本 淳

PS I 第31回世界大会は、10月12日から18日にかけて、スイス・ジュネーブで開催され、JC加盟組織の自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協から37人、同行通訳と添乗員を合わせて総勢43人が日本代表団として参加しました。

2017年の世界大会は国内用務のため参加が叶いませんでしたが、パンデミックにより一年開催が遅れたものの第31回世界大会には、参加することができました。ダイブ会長、ローザ書記長の退任を見届けるとともに、PS Iの新しい強力なリーダーシップをもったブリッタ新会長、ダニエル新書記長を選出できたことは、大変光栄なことでした。

また、新型コロナウイルス感染症により、しばらく会うことができなかったアジア太平洋地域をはじめとする世界のPS Iの仲間たちに、再び対面で会い、語り合うことができ、本当に嬉しい機会となりました。自治労をはじめJCの新しいメンバーを、PS Iの新たな執行部や世界のリーダーたちに紹介することもできましたので、私の大事な任務のひとつを果たすことができました。

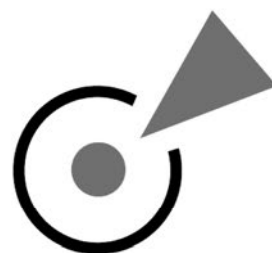
世界大会の議論では、ロシア軍によるウクライナ侵攻が続く中、イスラエルとハマスの緊張激化にともない、世界の仲間たちで危機感を共有しました。それぞれの国や加盟組織によって、意見や認識が分かれる部分はもちろんありますが、世界の「平和」を望む気持ちはみんな同じだと改めて確認しました。

アジア太平洋地域の課題としては、ミャンマーや香港などに関わる決議案を提案し、民主主義の重要性を訴え、満場一致で採択されました。また労働基本権については、いまだに閉鎖的な日本の状況に加え、アジア太平洋地域の多くの国で労働基本権が侵害されている現状や、労働者として認められていないにもかかわらず過酷な労働を強いられている実態も世界の人々に伝えることができました。

これからの5年間も困難な状況が続きますが、「利益よりも人々を優先する」世界の実現にむけて、それぞれの現場で仲間とともに取り組みを継続していきましょう。

最後になりますが、加盟組織の理解と協力により、大勢の女性とユースの皆さんが大会に参加できました。ジュネーブでの経験を基に、これからのJCの活動に貢献いただけることを心より期待しています。この報告書が、すべてのJCの仲間の活動に資するものになれば幸いです。ともに頑張りましょう。

2. 日本代表団参加者名簿



	参加区分	名 前	性別/コース	所属・役職（PSIの役職）
1	代議員/組合代表	川本 淳	男	自治労前中央執行委員長（PSI副会長）
2	代議員	青木真理子	女	自治労前副中央執行委員長（PSI世界執行委員）
3	代議員	石上 千博	男	自治労中央執行委員長（JC議長）
4	代議員	木村ひとみ	女	自治労副中央執行委員長（JC副議長、JC女性委員会議長）
5	代議員	八巻 由美	女	自治労総合企画総務局長兼国際局長 （世界大会議事運営委員、JC事務局長）
6	代議員	藤原 誠也	男/コース	自治労北海道本部道央地方本部書記長
7	代議員	伊丹 幸子	女	自治労新潟県本部組合員
8	代議員	松村 誠治	男	自治労東京都本部執行委員長
9	代議員	佐藤久美子	女	自治労政治局長
10	代議員	伊藤 浩二	男	自治労長野県本部副中央執行委員長
11	代議員	神部 香里	女/コース	自治労静岡県本部執行委員
12	代議員	増永 浩子	女	自治労京都府本部書記長
13	代議員	金子 俊雄	男	自治労大阪府本部副執行委員長
14	代議員	河村 典子	女	自治労山口県本部副執行委員長
15	代議員	榊 一美	女	自治労徳島県本部副委員長
16	代議員	若松 直美	女	自治労福岡県本部副執行委員長
17	代議員/組合代表	武藤 公明	男	国公連合中央執行委員長（JC副議長）
18	代議員	荘司真佐人	男	国公連合書記長（JC運営委員）
19	代議員	深牧 友子	女	国公連合国税労組組合員
20	代議員	植野 那美	女	国公連合政労連中央執行委員（JC運営委員）
21	代議員	渡辺 航	男/コース	国公連合税関労組書記次長（JCコースネットワーク委員）
22	代議員	石川沙也香	女/コース	国公連合全財務書記次長（JCコースネットワーク委員）
23	オブザーバ	村上 嘉則	男	国公連合全農林財政局長
24	代議員/組合代表	古矢 武士	男	全水道中央執行委員長（JC副議長）
25	ビジター	葉鳥 翔汰	男/コース	全水道青年女性部長（JCコースネットワーク委員）
26	代議員	岩永 朋美	女/コース	全水道青年女性部副部長（JC女性委員）
27	代議員	藤元 崇	男	全水道北信越地方本部書記長

	参加区分	名 前	性別/ユース	所属・役職（PSIの役職）
28	オブザーバ	吉田 裕子	女	全水道書記
29	代議員/組合代表	上間 正彦	男	ヘルスケア労協会長（JC運営委員）
30	オブザーバ	渡邊 信子	女	ヘルスケア労協組合員
31	ビジター	佐々木伸樹	男	ヘルスケア労協事務局長（JC運営委員）
32	代議員/組合代表	須藤 洋典	男	全消協会長（JC副議長）
33	代議員	岡 大祐	男	全消協事務局長次長
34	代議員	長谷川亜純	女/ユース	全消協事務局長次長
35	オブザーバ	川北 研人	男	全消協事務局長（JC運営委員）
36	代議員	窪田 摂子	女	自治労国際担当（PSI-JC事務局）
37	オブザーバ	杉崎 穰滋	男	自治労国際担当（PSI-JC事務局）
38	通訳	仁木 敦子	女	自治労同行通訳
39	通訳	上原 正人	男	PSI-JC同行通訳
40	添乗員	大西 孝枝	女	PSI-JC同行添乗員
41	添乗員	竹下 綾香	女/ユース	PSI-JC同行添乗員
42	添乗員	久保 路代	女	PSI-JC同行添乗員
43	添乗員	束原 清香	女	PSI-JC同行添乗員

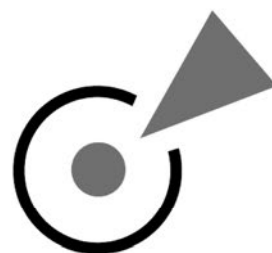
グループ編成

グループ	構成メンバー
第1G（任務付）	川本 淳、武藤公明、青木真理子、石上千博、木村ひとみ、八巻由美★※、窪田摂子、杉崎穰滋
第2G（自治労）	伊丹幸子、松村誠治、佐藤久美子、伊藤浩二、神部香里★、金子俊雄
第3G（国公連合）	荘司真佐人★※、深牧友子、植野那美、渡辺 航、石川沙也香、村上嘉則
第4G（全水道）	古矢武士★、葉鳥翔汰、岩永朋美、藤元 崇、吉田裕子※
第5G（自・へ）	藤原誠也、榊 一美、若松直美、上間正彦、渡邊信子、佐々木伸樹★※
第6G（自・消）	増永浩子、河村典子、須藤洋典、岡 大祐、長谷川亜純★、川北研人※

★印はグループリーダー

※印は各加盟組織実務者

3. プログラム



セッション	時 間	10月14日（土）夕方 ― 大会開会セッション
1	17:00-18:30	開会式 オープニング・エンターテイメント 歓迎スピーチ ・デイブ・ブレンティス PSI会長 ・ティエリー・アポテロズ・スイス・ジュネーブ州議員 開会基調講演：セレステ・ドレイクILO事務局次長 感謝と答辞：リッタ・ムシビPSI副会長
2	18:30-19:00	手続きに関する事項 議事運営委員会（SOC）の推薦および承認 ・大会議事規則の採択 ・議事運営委員会報告および大会議事日程案の採択 大会副議長（複数）の推薦および承認 資格審査委員の選出 選挙管理人の承認 投票集計人の推薦および承認
---	19:30-20:30	資格審査委員会
---	19:30-20:30	※議事運営委員会 - セッションおよび緊急決議案に関する決定 (必要に応じ開催：非公開セッション)

※ 議事運営委員会の報告についてはP122～126を参照

セッション	時 間	10月15日（日） ― 大会第1日
3	8:45-9:15	資格審査委員会の報告 資格審査委員会委員長によるプレゼンテーション ・報告書の採択
4	9:15-9:30	逝去した同志への追悼
5	9:30-10:10	書記長報告 - 議長：デイブ・ブレンティスPSI会長 ローザ・パバネリ PSI書記長のプレゼンテーション ・地域、部門、プロジェクト、キャンペーンなどに関する活動 報告2017-2023 ・財務報告2017-2022 ・内部監査人報告

6	10:10-10:40	書記長報告に関する討議
7	10:40-12:00	パネル：多重危機の世界において利益よりも人々を優先する ・世界情勢と加盟組織とその組合員に影響を及ぼしている主な動き
8	12:00-12:30	一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案） ・P o A第1章：はじめに（第15号修正案） ・関連する加盟組織提出第3号決議案（統合第60号修正案）
	12:30-14:00	ランチ休憩
9	14:00-14:30	一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案） ・P o A第2章：私たちが望む世界を創るために力をつける（第18号および第21号修正案）
10	14:30-16:00	パネル：COVID後の公共サービス労働者の新たな闘い ファシリテーター：ロレンツォ・フランジ（カナダ） スピーチ：ピプサ・アレン（フィンランド・TEHY） クリスティーネ・ベール（ドイツ・ver.di） マーシー・ナブワイア（ケニア・KMPDU） ジャムーン・アナンド（インド・NMCU） ヴァレリア・アルタミラノ（チリ・FENPRUSS） クリス・アイルワード（カナダ・PSAC）
11	16:00-17:00	一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案） ・P o A第7章：各部門を強化する（第7.4節「公益事業」を除く）（第56号修正案） ・関連する加盟組織提出第27号決議案
12	17:00-17:45	書記長および会長選挙の候補者によるプレゼンテーション

セッション	時間	10月16日（月） — 大会第2日
13	9:00-10:15	パネル：未来は公共 ファシリテーター：ダリア・チブラリオ（PSI地方および地域政府オフィサー） スピーチ：アンドリュー・カンバーズ教授（イギリス） フレッド・ハーン（カナダ・CPSU） マデリン・ノーザム（オーストラリア・CPSU） レベッカ・チェスペデス・アルヴァラド（コスタリカ・ANEP） クリア・キーオ（イギリス・UNITE）

14	10:15-12:30	<p>一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P o A第6章：民営化との闘いとQ P S（質の高い公共サービス）の推進 （第51号および第52号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する加盟組織提出第24号決議案（第76号修正案）および第25号決議案 ・ P o A第3章：すべての人に尊重と尊厳を（第3.3節「若年労働者」、第3.5節「人種差別および排外主義と闘う」および第3.7節「先住民」を除く） （第26号、第28号および第29号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する加盟組織提出第4号、第7号および第9号決議案
	12:30-14:00	ランチ休憩
15	14:00-15:00	<p>ディスカッション：デジタル化とA I：労働者、公共サービス、経済への影響</p> <p>モデレーター：クリスティーナ・コルクラフ（Why Not Lab）</p> <p>スピーチ：アニタ・グルマーシー（IT for Change） ジャン・カルロス・イダルゴ（チリ・ANE JUD） ジャン・ホシャデル（アメリカ・A F T）</p>
16	15:00-16:00	<p>一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P o A第4章「この惑星の限界を超えない公正なグローバル経済」（第4.2節「気候変動」を除く）（第40号、第41号、第43号、第45号、第46号および第47号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する加盟組織提出第13号および第14号決議案（第67号修正案）および第39号決議案
17	16:00-16:45	<p>基調講演：反動的右派に勝つ</p> <p>スペイン政府労働・社会経済担当第2副大臣ヨランダ・ディアスの挨拶（事前収録）</p>
18	16:45-17:45	<p>一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P o A第4章の続き ・ 残りの案件
---	18:15-19:15	<p>※議事運営委員会 - セッションおよび緊急決議案に関する決定（必要に応じ開催：非公開セッション）</p>

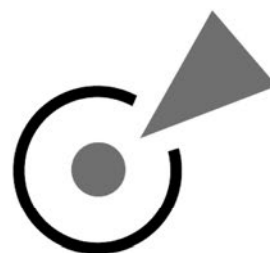
※ 議事運営委員会の報告についてはP122～126を参照

セッション	時 間	10月17日 (火) — 大会第3日
19	9:00-11:00	一般セッション (P S I 規約の採択および関連事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ E B 提出第2号決議案 (修正案D、EおよびF) ・ 関連する加盟組織提出修正案J ・ 関連するE B 提出第42号および第43号決議案
20	11:00-12:00	ディスカッション：脱植民地化と反人種主義 モデレーター：アグリピナ・フルタド (コロンビア・U S E) スピーチ：ナンシー・カチンウェ (ジンバブエ・South Feminist Futures) レスリー・ディクソン (ニュージーランド・N Z P S A)
21	12:00-12:30	一般セッション (P o A と加盟組織提出決議案) <ul style="list-style-type: none"> ・ P o A 第3.5節「人種差別および排外主義と闘う」および第3.7節「先住民」 ・ 関連する加盟組織提出第5号決議案 (第64号および第65号修正案)
	12:30-14:00	ランチ休憩
22	14:00-15:30	パネル：労働組合権における今後 ファシリテーター：マルセロ・ディ・ステファノ (アルゼンチン・A P U B A) スピーチ：フランク・ホファ (世界労働大学) スー・ロングリー (国際食品労連・I U F) フランソワーズ・ジェン (フランス・C G T Santé) オ・スンギ (韓国・K P T U) ダリア・ヤッサ・フェティア (エジプト・B A S U)
23	15:30-17:30	一般セッション (P o A と加盟組織提出決議案) <ul style="list-style-type: none"> ・ P o A 第5章：労働組合と労働組合権 (第49号修正案) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 関連する加盟組織提出第18号決議案 (第71号および第72号修正案) および第19号、第20号、第21号、第22号、第23号決議案 (第75号修正案) および第36号、第37号決議案 ・ P o A 第3.3節：若年労働者 (第25号修正案)
---	18:00-19:00	※議事運営委員会 — セッションおよび緊急決議案に関する決定 (必要に応じ開催：非公開セッション)
---	セッション終了後	B F M ジュネーブにて世界大会レセプション

※ 議事運営委員会の報告についてはP122~126を参照

セッション	時 間	10月18日（水） — 大会第4日（最終日）
24	9:00-10:00	<p>パネル：気候、労働者、労働組合</p> <p>ファシリテーター：ディビッド・ボーイズ（PS I 書記次長）</p> <p>スピーチ：アナベラ・ローゼンバーグ（世界気候専門家）</p> <p> ショーン・スウィーニー（エネルギー民主主義のための労働組合TUED）</p> <p> ティファニー・パウエル（ジャマイカ・JCSA）</p> <p> シャミム・アラ（パキスタン・ASLHWEU）</p> <p> フェデリコ・ダビラ（アルゼンチン・UPCN）</p>
25	10:00-11:15	<p>一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> • PoA第4.2節「気候危機」（第39号修正案） <ul style="list-style-type: none"> • 関連加盟組織提出決議案第17号（第68号修正案） • PoA第7.4節「公益事業」（第57号修正案） <ul style="list-style-type: none"> • 関連加盟組織提出第30号決議案（第79号修正案）
26	11:15-12:00	<p>一般セッション（その他の加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国および地域の課題 <ul style="list-style-type: none"> • 加盟組織提出第31号、第32号、第33号決議案（第82号、第83号、第84号修正案）および第34号決議案（第86号修正案）および第35号、第38号決議案 • 残りの案件
	12:00-13:30	ランチ休憩
27	13:30-14:30	<p>一般セッション（その他の加盟組織提出決議案の続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国および地域の課題（続き） • 残りの案件（続き）
28	14:30-15:15	<p>手続きに関する事項</p> <p>2024年から2028年の加盟費</p> <p>ローザ・パバネリPS I 書記長によるプレゼンテーション、討論と採択</p> <ul style="list-style-type: none"> • EB提出第41号決議案 <p>選挙管理人報告</p> <ul style="list-style-type: none"> • （執行委員会が推薦した）3人の理事の大会による承認 • 執行委員会メンバーの選出 • 内部監査人の選出
29	15:15-16:00	<p>最終セッション</p> <ul style="list-style-type: none"> • 閉会の辞 • クロージング・エンターテイメント

4. 世界大会



世界大会 オープニング

セッション	時 間	10月14日（土）夕方 ― 大会開会セッション
1	17:00-18:30	開会式 オープニング・エンターテイメント 歓迎スピーチ ・デイブ・プレントイス PSI会長 ・ティエリー・アポテロズ・スイス・ジュネーブ州議員 開会基調講演：セステ・ドレイク ILO事務局次長 感謝と答辞：リッタ・ムシビ PSI副会長
2	18:30-19:00	手続きに関する事項 議事運営委員会（SOC）の推薦および承認 ・大会議事規則の採択 ・議事運営委員会報告および大会議事日程案の採択 大会副議長（複数）の推薦および承認 資格審査委員の選出 選挙管理人の承認 投票集計人の推薦および承認
---	19:30-20:30	資格審査委員会
---	19:30-20:30	※議事運営委員会 - セッションおよび緊急決議案に関する決定 (必要に応じ開催：非公開セッション)

※ 議事運営委員会の報告についてはP122～126を参照

開会式<報告担当：第2グループ>

第31回世界大会がジュネーブのPalexpoを会場に開幕した。オープニング・エンターテイメントとして、会場の入り口ではブラジルのサンバ団による祝祭的な太鼓とダンスが始まり参加者の目を引いていた。そしてその一団が大会参加者を先導する斬新な入場となった。

その後、エマ・オブライエン医師率いる医療従事者で構成されるグローバル・スクラブ合唱団による、多言語で「明日に架ける橋」の合唱が行われた。会場で流された動画には、日本の医療従事者も参加していた。コロナ禍でワクチンもない中、お互いをケアするパワーとなるためマスクをつけながら様々な病院で歌われた様子が動画に収められていた。

その後「多重危機の世界において利益よりも人々を優先する」をテーマに第31回世界大会の開会が宣言された。

デイブ・プレントイスPSI会長あいさつ

デイブ会長は、「154か国、700の組合、3千万人のPSIファミリーの皆さんと団結して世界を変える」と冒頭で述べた。また、イスラエルとガザ、ウクライナで続いている悲劇の状況に対し、即時停戦を呼び掛けた。その後、今大会は予定よりも1年遅れての開催となったこと、この間のパンデミックは「誰が必要か明らかにした」ことを訴えた。あいさつの最後にデイブ会長は11年前ローザ・パバネリがPSI書記長に選出されたことで、グローバルな組織に生まれ変わることができたことと謝辞を述べた。

ティエリー・アポテロス ジュネーブ州議員

社会対話と労働組合主義の街ジュネーブに集う代表団を歓迎した。「労働者の権利は、持続可能な社会平和の基盤そのものです。本大会で強調された尊厳の重要性は過小評価されるべきではありません。この闘いを遂行するためには、皆さんの日常的なコミットメントが急務です」と祝辞を述べた。

開会基調講演：セステ・ドレイクILO事務局次長

質の高い公共サービスへの投資拡大を呼び掛けた。私たちの地域社会の生活、安全、健康に不可欠なサービスを提供しているのに、報酬やその他労働条件に反映されていないと訴えた。

リッタ・ムシビPSI副会長

公務員のディーセント・ワークを優先する必要性を強調した。

テドロス・アダノム・ゲブレイエスWHO事務局長

ビデオでのメッセージの中で医療・介護労働者を支援する必要性を強調した。



サンパ団による太鼓とダンス！



デイク会長によるあいさつ

世界大会 第1日目

セッション	時 間	10月15日（日） — 大会第1日
3	8：45－9：15	資格審査委員会の報告 資格審査委員会委員長によるプレゼンテーション ・報告書の採択
4	9：15－9：30	逝去した同志への追悼
5	9：30－10：10	書記長報告 - 議長：デイブ・ブレンティスPSI会長 ローザ・パバネリ PSI 書記長のプレゼンテーション ・地域、部門、プロジェクト、キャンペーンなどに関する活動 報告2017-2023 ・財務報告2017-2022 ・内部監査人報告
6	10：10－10：40	書記長報告に関する討議
7	10：40－12：00	パネル：多重危機の世界において利益よりも人々を優先する ・世界情勢と加盟組織とその組合員に影響を及ぼしている主な動き
8	12：00－12：30	一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案） ・PoA第1章：はじめに（第15号修正案） ・関連する加盟組織提出第3号決議案（統合第60号修正案）
	12：30－14：00	ランチ休憩
9	14：00－14：30	一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案） ・PoA第2章：私たちが望む世界を創るために力をつける（第18号および第21号修正案）
10	14：30－16：00	パネル：COVID後の公共サービス労働者の新たな闘い ファシリテーター：ロレンツォ・フランジ（カナダ） スピーチ：ピプサ・アレン（フィンランド・TEHY） クリスティーネ・ベール（ドイツ・ver.di） マーシー・ナブワイア（ケニア・KMPDU） ジャムーン・アナンド（インド・NMCU） ヴァレリア・アルタミラノ（チリ・FENPRUSS） クリス・アイルワード（カナダ・PSAC）
11	16：00－17：00	一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案） ・PoA第7章：各部門を強化する（第7.4節「公益事業」を除く）（第56号修正案） ・関連する加盟組織提出第27号決議案
12	17：00－17：45	書記長および会長選挙の候補者によるプレゼンテーション

<報告担当：第3グループ>

・資格審査委員会報告

資格審査委員会から、①本年8月14日が支払期限の加盟費について、9つの組合で支払が遅れたものの、現時点では支払済みとなっていることから代議員資格を付与する、②2017年の前回大会で課題となった規約に基づくジェンダーバランスについて、今大会では女性代議員の参加が54%であり確固たる改善が図られたこと、などが報告され、これらが確認された。

・逝去した同志への追悼

前回大会以降に亡くなられた同志・活動家に対して、参加者全員で黙祷し哀悼の意を表した。その中で、前回大会において選挙管理人も務めた石原富雄・元国公連合中央執行委員長も紹介された。

・ローザ書記長報告

PSIのローザ書記長から、2017年ジュネーブ大会から6年間の活動報告および財務報告が行われ、全体の拍手で承認された。

強調したのは、世界平和の重要性についてである。ハマスのイスラエルへの攻撃やロシアのウクライナ侵攻の長期化により、多くの一般市民が巻き込まれ多数の死者や怪我人、避難民が発生している。これらにより公共サービスは崩壊し、食料やエネルギー危機も世界規模で発生している。我々は、全ての公共事業の仲間を守り、人権侵害と闘う。戦争より平和、利益より人々が優先である。また、パンデミックにより公共サービスの重要性が市民に理解された。この間、公共サービスの民営化に反対するキャンペーンに取り組んだ結果、多くの国で何千もの再公営化を獲得してきた。国や企業があらゆる市場化を押し付けている中、労働組合としてアイデンティティの強化が必要。さらに、気候変動、デジタル化、LGBT+に引き続き取り組むことが重要である。最後に、人々を助けることに限界はなく、PSIの任務として精一杯対応してきた、などと報告された。

・パネルディスカッション：多重危機の世界において利益よりも人々を優先する

「世界情勢と加盟組織とその組合員に影響を及ぼしている主な動き」

パネルディスカッションでは、ビデオ上映後、新型コロナおよび気候変動に対する認識と今後の対応などが議論された。

4人のパネリストからは、コロナ禍のパンデミックにより、地方自治体や公的部門の重要性が再認識されたものの投資（予算）が伴っていないため、公共部門の役割の重要性と労働条件の改善を求めていく必要があること。また、新型コロナおよび気候変動の下で、防衛費拡大という考えやナショナリズムが台頭しているが、人間の安全保障に目を向けたグローバルガバナンスを作っていく必要があること。さらに、世界が多重危機の中で、規制緩和・民営化等により多国籍企業に利益が流れ、富裕層が富を増やすなど不平等が悪化しており、グローバルな法人税の改正が必要であること、などが発言された。

最後に、我々の望む社会はどのようなものか、どのような組織や構造に変えていくかを考え、世界の仲間と連携していくことが重要である、などのまとめがあった。

- 一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

- 「P o A第1章：はじめに」

- 一般討議では、行動プログラム（P o A）第1章：はじめに、に対して加盟組合から出された決議案と修正案が提案され、各国における現状報告を踏まえた発言が活発に行われた上で、それぞれ承認された。

- これにより、引き続き、強力な民主国家を求める闘い、包摂的な社会、ジェンダー平等、万人に対する尊重と尊厳、包摂的な経済発展、富の再配分、労働者の力の強化が今後5年間の目標となる。平和、生態系の持続可能性および公正な多国間システムを確実なものとするため、公共サービスの利用者、民間の労働組合、進歩的NGO、一般市民、政府、学者などと連携し、私たちのメッセージを公共サービスを頼り民主的統治を望むすべての人々に発信することが必要となる。

- 一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

- 「P o A第2章：私たちが望む世界を創るために力をつける」

- セッションの冒頭、第48号決議案「イスラエルとパレスチナにおける戦争」が提案された。決議案は、とくにハマスによるイスラエルへの残忍な攻撃の一方で、イスラエルのガザ地区住民に対する人道支援の供給の断絶などは、国際法に違反する行為と指摘。パレスチナとイスラエルがともに尊厳をもって生きることができるよう国連決議の履行を要求する内容について議論した。一部反対の意見があったものの、提案内容はバランスが取れているとして賛成多数で採択された。

- 続いて一般討議では、「私たちが望む世界を創るために力をつける」ための決議案と修正案が提案され、議論の上、それぞれ採択された。

- パネルディスカッション：COVID後の公共サービス労働者の新たな闘い

- パネルディスカッションでは、ロレンツォの司会により、パンデミック時の対応と今後の公共サービスの課題などが議論された。

- パネリストからは、パンデミックの中で医療従事者が蔑ろにされたことや低賃金および職員不足の解消に向け、労働者の組織化やストライキを実施した結果、労働条件の改善と強固な組織を確立したこと。また、市民とのコミュニケーションを図った結果、組合のストライキを理解してもらうことができた。今では実際にストライキをしなくても政府に対して要求が通るようになったこと。さらに、若年層の流出を止めるため、若年労働者が何を望んでいるかの把握やニーズを語れる場所を作るなど、労働組合の力を維持して若者の未来を創っていくことが必要であること、などが発言された。

- 質疑応答後、パンデミックはなくならないと考え、公共サービスが機能し全ての人がサービスを受けられるようにしていく必要がある、などのまとめがあった。

- 一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

- 「P o A第7章：各部門を強化する（「公益事業」を除く）」

一般討議では、「各部門を強化する」ための決議案と修正案が提案され、活発な議論の上、それぞれ採択された。

この中で日本代表団として、7.2節「保健及び社会サービス」に関して、ヘルスケア労協の渡邊信子オブザーバから、日本の看護師における深刻な人員不足と過密勤務スケジュールなどから離職する労働者が多い現状を踏まえ、看護職員に対するILO第149号条約の批准に向け運動を進めていくことが発言された。また、7.5節「国家行政」に関して、国公連合・税関労組の渡辺航代議員からコロナ禍の教訓を踏まえ、良質な公務・公共サービスを安定して提供し続けるための予算確保を政府に強く求めるなどの取組を展開していくことが発言された。

- 書記長および会長選挙の候補者によるプレゼンテーション

選挙管理人による報告が行われ、規約に基づき投票は必要ないものとして議事運営委員会に勧告した。選出方法は、大会議長に委ねるとしつつ、拍手による承認を推奨した。

その後、書記長候補のダニエル・ベルトツサ（オーストラリア）から、多重危機への警鐘を促した上で、「より大胆な自治をもって国際的な労働運動と強力なPSI運動を展開していくため、全員の力の結集が必要である。」との訴えがあった。続いて会長候補のブリッタ・レヨン（スウェーデン・ST）から、「質の高い公共サービスを担保するため、労働条件の改善と女性の労働権を確保する必要がある、共に闘えば構築できる。利益より人々を優先させていくことが重要である。」との決意表明があり、満場一致の拍手で二人の新任が承認された。



左からローザ前書記長、ダニエル新書記長、ブリッタ新会長、デイブ前会長

世界大会 第2日目

セッション	時 間	10月16日(月) — 大会第2日
13	9:00-10:15	<p>パネル：未来は公共 ファシリテーター：ダリア・チブラリオ（PSI 地方および地域政府オフィサー）</p> <p>スピーチ：アンドリュー・カンバーズ教授（イギリス） フレッド・ハーン（カナダ・CPSU） マデリン・ノーザム（オーストラリア・CPSU） レベッカ・チェスペデス・アルヴァラド（コスタリカ・ANEP） クレア・キーオ（イギリス・UNITE）</p>
14	10:15-12:30	<p>一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PoA第6章：民営化との闘いとQPS（質の高い公共サービス）の推進 （第51号および第52号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・関連する加盟組織提出第24号決議案（第76号修正案）および第25号決議案 ・PoA第3章：すべての人に尊重と尊厳を（第3.3節「若年労働者」、第3.5節「人種差別および排外主義と闘う」および第3.7節「先住民」を除く） （第26号、第28号および第29号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・関連する加盟組織提出第4号、第7号および第9号決議案
	12:30-14:00	ランチ休憩
15	14:00-15:00	<p>ディスカッション：デジタル化とAI：労働者、公共サービス、経済への影響</p> <p>モデレーター：クリスティーナ・コルクラフ（Why Not Lab）</p> <p>スピーチ：アニタ・グルマーシー（IT for Change） ジャン・カルロス・イダルゴ（チリ・ANEJUD） ジャン・ホシャデル（アメリカ・AFT）</p>
16	15:00-16:00	<p>一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PoA第4章「この惑星の限界を超えない公正なグローバル経済」（第4.2節「気候変動」を除く）（第40号、第41号、第43号、第45号、第46号および第47号修正案） <ul style="list-style-type: none"> ・関連する加盟組織提出第13号および第14号決議案（第67号修正案）および第39号決議案
17	16:00-16:45	<p>基調講演：反動的右派に勝つ</p> <p>スペイン政府労働・社会経済担当第2副大臣ヨランダ・ディアスの挨拶（事前収録）</p>

18	16:45-17:45	一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案） ・ P o A第4章の続き ・ 残りの案件
---	18:15-19:15	※議事運営委員会 - セッションおよび緊急決議案に関する決定 (必要に応じ開催：非公開セッション)

※ 議事運営委員会の報告についてはP122～126を参照

午 前<報告担当：第4グループ>

・パネルディスカッション：未来は公共

パネリストからは民営化は公共労働者にとって脅威となっており、民営化されたサービスを人々のために取り戻す必要があること、インソーシングは自治体や地域レベルで起こっており、水道、下水道、エネルギー、医療などパンデミックにより必要性が浮き彫りとなった公共サービスの再公営化が世界のトレンドとなっていることが報告された。

アンドリュー・カンバーズ教授からは過去15年間、労働組合と公共サービスについて研究をしており、非民営化のデータベースを構築していることが示された。また、再公営化は様々な分野において世界75カ国以上で行われるトレンドであり、このデータベースを活用することで政治家や意思決定権のある者への有効なツールとなるため、世界中のサポートにより質の向上に努め、脱民営化を進めたいとの報告もあった。

パネルディスカッションは、このような再公営化やインソーシングは、パンデミックでより顕著となっており、脱民営化することで雇用の安定、賃金の向上、サービスの質が期待できるため、我々は組織化して小さなことから取り組み続けることが重要であるとまとめられた。

・一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

「P o A第6章：民営化との闘いとQ P S（質の高い公共サービス）の推進」

「P o A第3章：すべての人に尊重と尊厳を」

行動プログラム（P o A）第6章：民営化との闘いとQ P S（質の高い公共サービス）の推進（第51号および第52号修正案）、および関連する加盟組織から提出された決議案および関連決議案の一般討議が行われ、修正案を含むすべての議案が可決された。

一般討議では、全水道の岩永朋美代議員から第6章に対し、各地の民営化との闘いに連帯し、質の高い公共サービスの実現に向けての発言がされた。

国公連合・全財務の石川沙也香代議員からは第24号決議案「公共サービスの人員不足」に対し、公務・公共部門における職務の重要性を社会に認識させ、改善につなげる取組を全力で展開していくとの発言がされた。

全国消防職員協議会の長谷川亜純代議員からは第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」に対し、女性が当たり前働き続けられる職場の環境整備、いかなる職業であったとしても守られるべきものであるとの発言がされた。

午 後<報告担当：第4グループ>

・パネルディスカッション：デジタル化が公共サービスとその労働者に及ぼす影響

大企業がデジタル経済を独占し、この力を使って富を掌握し、歴史を支配し、政策に影響を与える現況について議論され、価値主導型コンサルタント「Why Not Lab」のクリスティーナ・コルククラブが進行を務めた。デジタル化に関する各地での経験と、職場や組合における新技術や人工知能に対処するための労働組合の行動について共有した。

NGO「IT For Change」の代表であるアニタ・グルマーシーは、デジタル化による「市場原理主義的なビジョンを推進し、しばしばその両方を促進する」という支配的なアプローチとは対照的に、デジタル技術が人権に貢献する社会の課題を提示した。「国が提供するデジタル公共財は、民間部門によって流用されることが多く、民間部門では企業やデータをコントロールできない。この状況は、民主主義だけでなく、人間の自律性と労働者の権利をも危険にさらしている。」と述べ、グローバルポリシーでこれらの問題に取り組むPSIの取組を称賛した。

ラテンアメリカの司法部門出身のジャン・カルロス・イダルゴ（チリ）は、同部門での経験と、この地域におけるPSIのトレーニングプログラムのおかげで、組合がデジタル化と新しい雇用形態の問題をどのように作業計画に組み入れたかについて話した。また、公共サービスにおける人工知能とそれが労働者の権利に与える影響を理解したい場合、デジタルリテラシーは組合が取り入れるべき重要な要素であるとした。

ジャン・ホシャデル上院議員（AFT、アメリカ）は、コネチカット州での2つの事例を挙げた。1つは特定企業の人事管理ソフトウェアを一方向的に押し付けられたことで、外部コンサルを膨大な金額で6年間使用せざるを得なくなったことにより個人データが売られてしまう恐れがあること。2つはランサムウェアによる乗っ取りによって新生児の様々な必要なデータを見られなくなり8週間業務が停止した事例があり、古いソフトウェアを使用している職場は簡単にハッキングされてしまうことであった。ヤン上院議員は、組合員や地域のリーダーを教育し、「公共サービスにおけるデジタル化の説明責任の透明性の欠如から身を守らなければならないことを全員が理解できるように、私たちのストーリーをコミュニティと共有する」ことの重要性に賛同し、PSIとしてこれらの問題に取り組むための世界的なキャンペーンを呼びかけた。

パネルディスカッションのまとめとして、自動化は活用できるツールであるが、権利の侵害がないように見守っていく役割が我々にあると結論付けた。

・一般セッション（POAと加盟組織提出決議案）

「POA第3章：すべての人に尊重と尊厳を」

セッションの冒頭、LGBT+労働者に関する第28号修正案が提案された。

LGBT+は、国によっては犯罪とされる場合もあり、賛否両方の意見が多数出され、議論となった。

最終的に、第28号修正案は採択された。

一般討議では、自治労の神部香里代議員から第7号決議案「PSIにおけるLGBT+労働者の代表性」に対し、性的指向や性自認を理由とした、命や生活への脅威、権利の侵害、嫌がらせは許されないとの発言がされた。

- 動画上映：「危険な側溝：南アジアで軽蔑されている衛生労働者」

バングラデシュで下水清掃員として働くロクマンさんが手作業による清掃という厳しい現実を語った。危険な労働条件、社会的偏見にもかかわらず、家族を養うためにこの仕事を続けている。衛生労働者の差別や偏見をなくすとともに、労働者としての権利確立の必要性が示された。

世界大会 第3日目

セッション	時 間	10月17日 (火) — 大会第3日
19	9:00-11:00	一般セッション (PS I 規約の採択および関連事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ E B 提出第2号決議案 (修正案D、EおよびF) ・ 関連する加盟組織提出修正案J ・ 関連するE B 提出第42号および第43号決議案
20	11:00-12:00	ディスカッション：脱植民地化と反人種主義 モデレーター：アグリピナ・フルタド (コロンビア・USE) スピーチ：ナンシー・カチンウェ (ジンバブエ・South Feminist Futures) レスリー・ディクソン (ニュージーランド・NZPSA)
21	12:00-12:30	一般セッション (PoAと加盟組織提出決議案) <ul style="list-style-type: none"> ・ PoA第3.5節「人種差別および排外主義と闘う」および第3.7節「先住民」 ・ 関連する加盟組織提出第5号決議案 (第64号および第65号修正案)
	12:30-14:00	ランチ休憩
22	14:00-15:30	パネル：労働組合権における今後 ファシリテーター：マルセロ・ディ・ステファノ (アルゼンチン・APUBA) スピーチ：フランク・ホファ (世界労働大学) スー・ロングリー (国際食品労連・IUF) フランソワーズ・ジェン (フランス・CGT Santé) オ・スンギ (韓国・KPTU) ダリア・ヤッサ・フェティア (エジプト・BASU)
23	15:30-17:30	一般セッション (PoAと加盟組織提出決議案) <ul style="list-style-type: none"> ・ PoA第5章：労働組合と労働組合権 (第49号修正案) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 関連する加盟組織提出第18号決議案 (第71号および第72号修正案) および第19号、第20号、第21号、第22号、第23号決議案 (第75号修正案) および第36号、第37号決議案 ・ PoA第3.3節：若年労働者 (第25号修正案)
---	18:00-19:00	※議事運営委員会 - セッションおよび緊急決議案に関する決定 (必要に応じ開催：非公開セッション)
---	セッション終了後	B FMジュネーブにて世界大会レセプション

※ 議事運営委員会の報告についてはP122~126を参照

<報告担当：第5グループ>

【LGBT+に関する第28号修正案について】

・ローザ書記長からPSIの立場について説明

前日のLGBT+労働者に関する第28号修正案の議論において、多くの反対意見も出された。PSIは包摂的な労働組合で、宗教や人種、文化など様々な多様性を認めている。民主的な労働組合として、組織内での意見の食い違いがあってもそれを受け入れている。しかし、大会の初日に暴力とハラスメントに関するガイドラインを承認したにもかかわらず、ガイドラインに沿わない行動がなされた。この世界大会の場は、私たちはすべての人が受け入れられているという価値が求められる。お互いを尊重することを守るよう、改めてみんなで確認する。

・キャルタン議事運営委員会議長からの報告

議事運営委員会は、ローザ書記長からの報告のとおり、第28号修正案の議論に関して、恐怖を感じた人が多くいたことを把握している。議事運営委員会は、世界大会中の措置として、ショックを受けている人たちに対してホットラインと安全なスペースを設置した。今回の経験をもとに、今後、中長期的な取組も必要と考えている。

・一般セッション（PSI規約の採択および関連事項）

規約の改正については、出席代議員の3分の2の賛成が必要になることを確認して進められた。

・ダニエル書記長補からの提案

2年前から規約の変更に着手し、執行委員会で議論してきた。今回の改正については、実際に書記局があるのはフランスだが、スイスを拠点とする団体として、スイスの法律との整合性を持たせるために、スイスの弁護士に相談しながら進めてきた。

主に、理事会の構成メンバーの変更や、各種機関の明確化などが改正されている。

なお、附則の改正については、執行委員会でできるため、大会後に規約との整合性を整理しながら執行委員会で進めていく。

○修正案 D、E、J（フランスからの修正案）

D：私たちの規約には、全ての人にオープンであることを明記する。共存できる事を記載する必要がある。

私たちが提案する文言はPSIが平和を愛する団体であるという事を明確にしている。

E：第1条15項の「全ての差別と闘う」に「労働組合加入や組合活動」を追加する事を提案する。

J：PSIの職員が懸念を感じる事態になっている。PSIはフランスにあるが、3分の2の職員が労働環境に不安を感じて辞めている。書記局は、我々フランスの労働組合はPSIが職員に対して責任を持っていることを記載すべきである。

・エジプトからの提案

フランスからの修正案Dに対し、4つの地域から5人以上の賛同者を得て、検討の延期が提案され、別途午後に検討することとなった。

・EBからの反対意見

フランスからの修正案Jに対し、EBは「PSIの職員は組織化されている労働組合員である。我々は労働組合員であることは歓迎している。使用者と労働者が対話を行うことはフランスにもルールはあり、それに則って実施している。それを規約に明記する必要はないと考えている。」と反対意見を示した。

○修正案F（バルバドスからの修正案）

PSIは200万人以上の労働者を代表しており、全ての部門を代表する組織であり、民間・公共全ての代表である。営利または非営利の組織で働く労働者という文言への修正を提案する。

修正案Dについて、午前中の検討の延期を受けてフランスから「修正案の議論の段階で「自決権」がもれていた。PSIの目的に自決権を挿入することを受け入れたいと考える。」との提案があった。

エジプトからも「国連憲章にも平和と自由と自決権が定められている。自決権無くして解決策はない。平和的な解決を求めていかなければならない。」と発言があり、修正案Dは賛成多数で採択された。

その他、修正案E、Fについては賛成多数で採択されたが、Jについては賛成215 反対224 棄権12 となり否決された。

○第42号決議案（フランスから提案）

書記長の任期を3期に制限することは撤回された。執行委員会で任期を検討するように要請を出している。PSIは次回の大会に向けて提案できるように準備を進めるよう求めたい。

○第43号決議案（EBから提案）

オーストラリアから、理事に関する規約第13条の改正によって、理事が大会直後に新たな任期を直ぐにスタートできるようにする。三人の理事を一度に指名できない場合には、執行委員会に委譲するなどが必要となる。

決議案については第42号、第43号ともに賛成多数で採択された。

・パネルディスカッション：脱植民地化と反人種主義

司会：アグリピナ・フルタド（コロンビア）

私たち労働者は疎外や排除されることがある。例えば人種・ジェンダーなど様々な差別である。一つの人種、白人がすぐれているという思想、他人化という権力モデルが見

えてくる。家父長制という思想も影響している。肌の色や、世界でのあらゆる差別を理由に排除に苦しむ労働者にとって、現実を変えることが不可欠だ。

スピーカー：ナンシー・カチンウェ（ジンバブエ）

脱植民地化は差別から脱却する機会であり、女性にとっては抑圧から脱却する方法である。資本主義は人種差別と家父長制なしには成り立たない。植民地主義・ポスト植民地主義は我々の生活にまだ影響を及ぼしている。なぜまだこのような状況があるのか、グローバルな社会にポスト植民地主義があるのかを考えていかなければならない。分断されている人々を集めて、団結する必要がある。

スピーカー：レスリー・ディクソン（ニュージーランド）

人種差別というのは変化に対する最も大きな壁となっている。全ての人々が理解しないと人種差別はなくなる。先住民族は何百年にもわたって不利な立場に置かれてきた。特に、女性は積極的に抑制されてきた。家父長制のレガシーであると考え。今、人種主義がどの様にデジタルテクノロジーと絡み合うのか、権力を持っている人たちがどう利用していくのか、誰のために使っていくのか。新しいテクノロジーや政策が公平に使われているのか判断していく必要がある。

・一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

「P o A第3.5節：人種差別および排外主義と闘う」

「P o A第3.7節：先住民」

提案者から、第3.5節および第3.7節に対して、次のとおり、提案があった。

人種差別は誰もが受けるわけではない。育っていく中で、人種差別を経験していく。生まれながらの人種差別者はいない。一方が他方を支配しようとして人種差別が生じている。

人種差別がない、より良い環境で生きていけるようにもとめていく。人種差別主義・排外主義を許容しない。我々の労働組合の中では存在してはならないが、実際には残念ながら存在しているようである。我々は不寛容と闘っていかなければならない。

その後、採択により、第3.5節と第3.7節は賛成多数で採択された。

続いて、トルコから第5号決議案が提起され、これに対して、第64号修正案がフランスから、第65号修正案がドイツから提起された。第64号修正案および第65号修正案の採決では、挙手投票の結果、僅差で第64号修正案が採択された。

※その後、トルコの加盟組織から投票の結果に異議申し立てがあり、議事運営委員会が招集された。

・パネルディスカッション：労働組合権における今後

司会：マルセロ（アルゼンチン）

労働組合は、民主的で展望がある魅力的な組織である。しかし、新自由主義を掲げるスローガンを超えていくには、過去の組合運動に拘らず、大胆で勇氣ある新しいアイデアを出す必要がある。公共サービスに係る労働組合の役割を話したい。

組合運動は民主主義の象徴である。しかし、運動により暴力など攻撃的な仕打ちを受ける。労働組合権を擁護することはP S Iにとっても大切なことであり、必要な人権に

もなる。カタルゲート事件も深刻だ。カタルの資金が、民主的な機関（国連など）に投入されており、組合運動への影響も懸念される。

前回2017年大会以降、世界はさらに多重危機に陥っている。アルゼンチンでは1960～70年代の独裁政権ではロックを聴くことすらできなかった。ロックは反独裁の象徴である。多国籍企業との闘いでPSIの存在意義がある。



使用者側よりスト権を認めないとする提案がなされ、国際裁判所へ訴えたが、裁判所は正義を守るところではない。スト権は、我々が闘うからこそ守られるものであり、我々はスト権を賢明に行使することが重要である。スト権があることが、労働組合とそれ以外の団体と違う大きな利点である。

【フランク（学者）】 使用者はストライキを認めたがらない。しかし、ストライキ権を認めさせる闘いが必要だ。ストライキ権はアイデンティティを守ることであり、組合が活力を得るにはストライキが必要だ。

【スーIU F書記長】 グローバルな労働運動とは、加盟組織みんなで行う。直面する問題に組合が応えなければいけない。法律により団結権が認められていない組織があるが、団結権の為に闘わなければならない。使用者はカウンターパートでありパートナーではない。使用者と対等であるためには基本に戻り、基本的な労働権の為に闘う。IU Fは中国の組合と協力できない。それは、中国の組合が政府（共産党）と繋がっており、民主的で独立していないからだ。組合は民主的で独立した組織でなければならない。

食品業界は多国籍企業が多い。IU Fは多国籍企業に対抗するためにある。企業にIU Fが労働者の窓口であることを認識してもらうことが重要だ。そして交渉により協約を結ぶ。ILO条約よりも現場の組合員にとっては、協約がとても大切だ。

【フランソワーズ（フランス）】 オルペア（フランスを中心に高級高齢者施設を運営する企業）は、老人ホームやケアサービスを展開している。オルペアの不正、入居者への虐待があり、施設で働く労働者は15年間賃上げがない。オルペアはフランス政府とも繋がっており、不正のもみ消しや賄賂が行われ、社会に知られることがなかったが、組合は闘い続ける中で、内部告発者やマスコミの協力で、不正問題を明らかにすることができた。不正は多岐にわたり、タックスヘイブンによる税逃れや死亡した利用者（患者）の家族に死亡を知らせないなどがある。

しかし、問題は残っている。フランスの労組は協約が結べていない。職場代表者としても認められていないのが実情だ。これからも闘っていく。

【オ・スンギ（韓国）】 韓国政府はILOに1991年に加盟したが、基本的な労働基本権を認めず、組合を弾圧した。組合はILO基本条約の批准と国内法の整備を求めて行動した。組合はILOへも情報を提供し、ILOもそれを受けて韓国政府に労働法改正を勧告した。

今も国内法は国際法と乖離している。公共サービスで働く労働者の労働基本権はいまだに制約を受けている。公務員の賃金や民営化は、労働条件が深く関わっている。組合は交渉により労働条件の改善を要求している。世論調査でも「交渉による改善」が支持を受けている。

【ダリア（エジプト）】アラブ地域における組合運動は弾圧もあり厳しい状況だ。エジプトでは、逮捕・拘束・拷問により活動家が死亡した例もある。パレスチナでは人が標的にされている。PSI世界大会には3人参加する予定だが、出国できていない。今も、彼らが生きていますか、連絡を取っている。

労働組合は、完全に独立した組織でなければならない。独立していることで、政府から目をつけられて、政府系の第二組合に加入するように圧力を受けている。若者に組合への加入を薦めると彼らは「加入することで生存の確率は高まるのか」と聞く。私は「NO」としか言えない状況だ。

司会：マルセロ（アルゼンチン）

我々はディーセントワークの為に闘っている。労働組合に若者の参加、クオータ制の導入、女性の参加が大切だ。組合の運動に未来があることを説いている。今後の方向性等についてパネリストに聞いてみたい。以下、会場から示された意見等。

- ・運動を信じていれば前が見えてくる。
- ・ベラルーシでは投獄された組合員もいる中で、楽観的になるしかない（そう思わないと前に進めない）。
- ・楽観的な選択肢しかない。「連帯」は最も大切な言葉である。
- ・労働組合は組織化を進める。勝つまで闘う。
- ・ポジティブに終わりたい。一緒に連帯することが大切だ。

・一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）

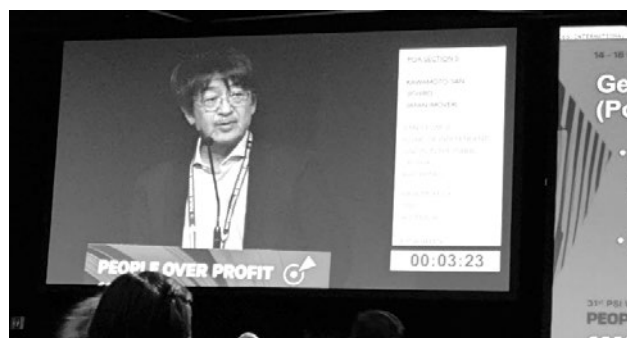
「P o A第5章：労働組合と労働組合権」の提案（川本PSI副会長）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公共サービスの重要性、必要性が世界中で改めて認識された一方で、公共サービス労働者の労働条件や労働環境は、改善されなかった。世界中の人々に質の高い公共サービスを提供していくためには、公共サービス労働者のディーセントワークや生活賃金、適正な労働条件が保障されなければならない。労働者が労働組合を結成し、団体交渉やストライキを行う権利を持ち、その権利を行使することが必要。世界の多くの国において、公共サービス労働者に労働基本権が付与されていない。日本の地方公務員は、協約権、ストライキ権が認められていない。消防職員にいたっては、団結権さえ認められていない。労働者が権利を確保するためには、ILOの中核的労働基準の中でも特に87号と98号条約の批准、条約の順守、国内法による施行が、重要な鍵になる。

提案の最後に川本副会長は、行動プログラム第5.17節に対し、フランスの4加盟組織から「労働組合活動の犯罪視と労働組合員に対する暴力と闘い、」の加筆を求める修正案第49号が提案されており、執行委員会は、このフランスの加盟組織の提案を支持していることも、報告した。

このセッションでは、緊急決議案である第47号決議案「ウクライナの労働者と人々との連帯」がウクライナ代表団の帰国が早まったことを理由に先議され、満場一致で採択された。また、第5号決議案「ヘイトクライム、ヘイトスピーチ、イスラム恐怖症との闘い」に対する第64号修正案と第65号修正案の採決について、トルコの加盟組織より議事運営委員会に対し、投票結果に対する異議が出された。急遽、議事運営委員会が開催され、提案しているフランスおよびドイツの加盟組織に対し、両組織間で意見をまとめることが求められた。

議事運営委員会終了後、昼食休憩をはさんで改めて採決が行われ、双方の意見が取り入れられた形で第5号決議案は採択された。



世界大会レセプション

19時よりバディモン・デ・フォルス・モトリス（BFM）に会場を変えて行われた。

海外らしく、全員が集まり「乾杯」とはならず、早く着いた参加者から飲食が出来た。日本代表団はほぼ全ての会議・大会で一番乗りであり、レセプションでも19時過ぎには、全員が揃い、まだ会場が空いている状態で飲食が出来た。その後20時頃には、他の国々の代表団も集まり、国際交流がなされた。言葉は、あまり通じなくても身振り手振りで、労働組合の仲間だからこそその連帯があった。

2階のホールでは吹奏楽バンドの演奏があり、踊ったり歌ったりで大いに盛り上がった。



世界大会 最終日

セッション	時 間	10月18日（水） — 大会第4日（最終日）
24	9:00-10:00	パネル：気候、労働者、労働組合 ファシリテーター：ディビッド・ボーイズ（PS I書記次長） スピーチ：アナベラ・ローゼンバーグ（世界気候専門家） ショーン・スウィーニー（エネルギー民主主義のための労働組合TUED） ティファニー・パウエル（ジャマイカ・JC SA） シャミム・アラ（パキスタン・ASLHWEU） フェデリコ・ダビラ（アルゼンチン・UPCN）
25	10:00-11:15	一般セッション（PoAと加盟組織提出決議案） ・PoA第4.2節「気候危機」（第39号修正案） ・関連加盟組織提出決議案第17号（第68号修正案） ・PoA第7.4節「公益事業」（第57号修正案） ・関連加盟組織提出第30号決議案（第79号修正案）
26	11:15-12:00	一般セッション（その他の加盟組織提出決議案） ・国および地域の課題 ・加盟組織提出第31号、第32号、第33号決議案（第82号、第83号、第84号修正案）および第34号決議案（第86号修正案）および第35号、第38号決議案 ・残りの案件
	12:00-13:30	ランチ休憩
27	13:30-14:30	一般セッション（その他の加盟組織提出決議案の続き） ・国および地域の課題（続き） ・残りの案件（続き）
28	14:30-15:15	手続きに関する事項 2024年から2028年の加盟費 ローザ・パバネリPS I書記長によるプレゼンテーション、討論と採択 ・EB提出第41号決議案 選挙管理人報告 ・（執行委員会が推薦した）3人の理事の大会による承認 ・執行委員会メンバーの選出 ・内部監査人の選出
29	15:15-16:00	最終セッション ・閉会の辞 ・クロージング・エンターテイメント

<報告担当：第6グループ>

- ・パネルディスカッション：気候、労働者、労働組合
- ・一般セッション（P o Aと加盟組織提出決議案）
 - 「P o A第4.2節：気候危機」
 - 「P o A第7.4節：公益事業」
- ・一般セッション（その他の加盟組織提出決議案）
 - 「国および地域の課題」等

大会の最終日、昨日予定されていた決議案等が様々な要因により、後回しとなり、予定を変更して進められる。会場を見回すと、来ていない参加者が目立つほどの空席が見られる。航空機の便などの影響もあると思われるが、昨日までの活気は見られない。18日も多くの決議案について、各地域、世代の現状報告も含めて、発言された。

この日の冒頭には、パネルディスカッションが行われ、気候変動、エネルギー危機については、ネオリベラル、資本主義政策（大規模開発など）で発展途上国を中心に国土の疲弊が起こっているとの報告があり、森林破壊や地下水の枯渇している現状が報告された。パネルディスカッションを踏まえ、「P o A第4.2節：気候危機」が提起され、関連加盟組織提出決議案とともに採択された。その後「P o A第7.4節：公益事業」および関連加盟組合提出決議案が提案、採択された。

次に、第3.3節若年労働者に関する決議案が提起され、若年労働者は搾取の対象になっており、特に女性の若年労働者は労働条件が低く、ハラスメントにもあっている現状等が報告され採択された。

その後、前日に討議が終わらなかったP o A第5章に関連する加盟組織提出決議案についての討議、採決が行われた。この日は、多くの日本代表団の代議員が発言、提起を行った。第18号決議案については、木村ひとみ代議員が賛成の立場で、日本においてケア労働を担っている女性の給与水準が低位に抑えられている現状に触れながら、家事労働者への連帯を訴えた。第20号決議案では、古矢武士代議員が韓国政府による労働組合に対する不当な干渉に対して強く非難し、韓国の仲間たちを支援し、連帯を図る旨の発言をした。

また、第21号決議案では藤元崇代議員が東アジア地域、東南アジア地域において労働組合が弾圧され、労働者の権利が侵害されている事案について触れながら提案を行った。その後、第22号決議案では須藤洋典代議員が日本の公務員の労働基本権について提起を行った。須藤代議員は、提案の中で、2017年のP S Iの世界大会において、P S I-J Cと韓国の消防発展協議会（F F D C）が共同で、「日本の公務員と韓国の消防職員の労働基本権」を求める決議案を提出していた経緯から、2021年7月に韓国の消防職員に団結権が付与されて、労働条件や労働環境が良くなっているとの情報を共有した。

消防も含めた公務職場は、健全な労使関係を確立することで、質の高い公共サービスが提供できると確信している。そのためにも、公務員への労働基本権の付与や消防職員の団結権を認めさせることが重要であると、世界に向けて発信することができたと感じた。

第35号決議案では松村誠治代議員がミャンマーで働く労働者の闘いについて、ミヤ

ンマーの民主主義が回復し、軍事政権に対して勝利する日まで連帯し、支援を続けることを約束し、議案を提案した。

前日まで議事の進行がなかなか予定通り進まない中で、最終日に多くの国及び地域の課題に関する加盟組織提出決議案が残ったが、日本代表団が発言、提起を行った議案を含む残りの全ての議案について採決が行われ、採択された。

一般セッションの最後には、P S I 世界大会に対する緊急声明として、「ジョージアの救急隊員を復職させよ！ 労働組合員への攻撃をやめよ！」が示され、岡大祐代議員が同じ救急業務を行う消防職員の立場から、ジョージアの救急隊員の不当な解雇を断じて容認できず、緊急声明を支持する立場で発言を行い、会場全体の拍手で緊急声明は確認された。

・閉会式

デイブ・プレントイス会長とローザ・パバネリ書記長が退任するにあたり、今までの活動の紹介とP S I 役員からのメッセージ動画が流れ、会場からは大きな拍手が起こり、その後花束の贈呈となった。

最後はスティーブンさんのバンジョー演奏で閉会式を終えた。

その中で自分が感銘を受けた言葉が「同志が手をつなげば力になる」と「公共サービスは人々に欠かせない」いう言葉だった。人間が生きていくうえで、国や県そして市町村と、公共サービスが無くては人間らしい生活は出来ない。労働者一人の力は弱くても組合として労働者が集えば力になる、組合活動の根本となる言葉だと思った。

ただ本来であれば更に素晴らしい閉会式となったのだろうが、大会の時間がおした事により、参加者もまばらとなり少し残念な閉会式と感じた。

・日本代表団解団式「5年後へのバトンパス～Let's fight in solidarity!!」

報告担当：第2グループ

10月18日水曜日、世界大会4日目の閉会式後、レマン湖のほとりのレストランにて、P S I 世界大会日本代表団解団式がとりおこなわれた。

長いようで短い10日間のなかで、純粋に日本代表団だけで集まるのは、10月9日の結団式以来、2度目であった。ジュネーヴでの日本の仲間との最後の思い出を噛みしめるように、開式前からグループを超えた交流がみられた。翻訳アプリなしでの会話は、やはり切れ味がある。

川本淳団長の乾杯の後、参加者ひとりずつが、世界の仲間との思い出、発言のマイクに立った感想、またジュネーヴで過ごした約10日間での私生活での収穫などについて想い想いに語った。

「外交担当として任務を全うしました！」「折角仲良くなった世界の仲間が情勢の関係で先に帰ってしまい寂しいが、SNSで繋がっているので安否確認しようと思います！」という頼もしい世界連帯を感じられる発言。

「自分の言葉で発言案を練っていたのに、発言の機会がなく悔しい！」（5年後10年後に、ぜひ発言席へ！）「英語力をもっと磨いて再び参加したい！ 交流したい！」

などの頼もしい意気込み。

もちろん「食事やワインが美味しすぎて…」 「ずっとWi-Fi接続フォームを漢字で登録しようとしていたので、ずっと使えませんでした…」というご愛嬌発言も。

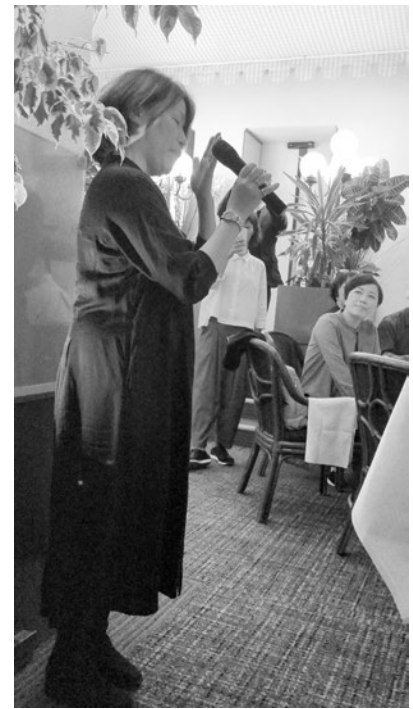
日本代表団全員の語りは尽きることがなく、これが大会本番だったら、だいぶ議事進行を遅延させてしまったことただだろう。十人十色の感想を述べ、同じ日本からの参加ながらも、皆別の視点で、世界大会をみていたことがわかった。ただ、世界大会での投票という緊張した場面での窪田さんのハンドサインが忘れられないということは、全員共通の感想である。

解団式には、今回の出張を全面バックアップしてくださったJTB添乗員さん、通訳さんも同席し、代表して川本団長から労いと感謝の言葉が述べられた。

終盤でマイクを握ったのはやはり、今回で日本団およびPSIでの役職を降りられる川本淳さん、青木真理子さん。お二人からは「世界の仲間との一期一会を大切にすることはもちろん、様々な公務産別が集うこのPSIでの縁は一生活きてくる。5年後10年後も発言の席だけでなく、PSIの役職として立つ人がこの中にいるかもしれない。」と次世代へのバトンパスをした。

大トリは、コロナ禍や担当執行委員の変更などを乗り越えて、世界大会へ導いてくれ、今回で担当書記を降りられる窪田摂子さんの涙ありのあいさつで締めくくった。

変化が激しい世の中、人や世代が変わっても、この言葉で世界が連帯できることを私たちが紡いでいきたい。「ともにがんばろう=Let's fight in solidarity!!」



窪田さん、本当にお疲れさまでした！



5. 事前会議、ランチミーティング



保健、社会的サービスおよび ケア労働者ネットワーク会議（10月12日）

報告：第5グループ



第一部「利益より人々を優先する」

【カナダ】 ケア労働者の大きな課題として「ワークライフバランス」がある。2001年より団体交渉で取り組み、協約を勝ち取っている。主な取組は、女性の低賃金、ワークライフバランスに影響を与えている。

60%がオーバーワークを訴え、離職を考えている。これらを改善するために先ほどの団体交渉やロビー活動を通じて、法案の提出や改正を働きかけて、賃上げの改善も得られた。

なお、公共部門の民営化が問題を起こしている。利益を求めることにより、長時間労働や人員配置に影響が出ている。より良い労働条件の改善に向けて、国民と一緒に法案が通るように活動している。

【フランス】 民営化問題はカナダと同様だ。高齢化により老人ホームが増大している。長期的なケアを必要とされ、このような状況下で民間が参入してきている。老人ホームは公営が50%、民間が50%だが、民間にも公的な資金が入っている。民間はグローバル企業として参入しており、企業体でネットワークを形成している。

一方、虐待問題がある。コストが重要視され、業務の質に興味を持たれておらず、人員不足により厳しい状況。公的な資金が民間に入っているため、コスト重視の民間の会社（オルペア）に対し税金の返還を求める運動をしている。

労働組合は、人員配置の透明性を求め、財政問題ではなく、長期的なケアサービスを社会の責任として行うべきだ。そのためには財政問題の責任と切り離して、ケア労働者の処遇を改善しなければならない。

<会場からの発言>

【ニュージーランド】 ニュージーランドでも同じだ。政治的に働きかける活動を行っている。



【アメリカ】看護（介護）者の数が増えれば、状況が改善することは明白。配置の割合について、私たちは考える必要がある。

【オーストラリア】私たちは問題を理解するために（オルペアに対する）フランス政府の対応に注視している。でなければ問題は把握できない。

【カナダ】老人介護のケアを行う施設に公的資金が投入されて、利益が出ていることが問題だ。

【フランス】人員配置について、配置率の改善が必要。

【カナダ】人員配置の改善はコストがかかる。労働組合が行動を起こして改善を要求している。

第二部「安全な配置は命を救う」

【パネリスト（ブラジル）】ブラジルでは国籍の有無にかかわらず、ブラジルの医療制度を利用することができる。パンデミックから医療制度を守るためにワクチンは十分に用意されたが、前政権は国民に有効なアナウンスを行わず、多くの人々が接種せずにワクチンは余った。これにより、現場で働く医療従事者は、感染のリスクと自らが感染することによる死を意識した。



前政権は、公営の民営化を推進する中で、介護サービスがウーバー化した。電話1本で、看護職員を派遣する仕組みだ。ケアを受けることをアプリで解決するという問題が生じた。公共部門の労働者はウーバー化の措置に対抗し、ヘルスケア労働者の価値を高める闘いをしている。この闘いにより、賃金は改善したが、私たちが満足する水準には達していない。現政権はヘルスケア労働者の声を聴いているが、資本主義は数字を重要視している。健康は商品ではない。組合として闘っていく。

【パネリスト（チュニジア：アラブ諸国）】チュニジアは、人員不足でサービス提供が困難。

モロッコは、パンデミックの影響で離職者が増えている。

レバノンでは、ヘルスケア労働者6万人のうち、1万数千人が離職。新たな採用がない。

ヨルダンでは、有料事業として行っているが人員不足。お金のない人は民間を利用できずに公的な機関へ行く。

就業中の暴力（職員が利用者へ&利用者が職員を）が生じている。パレスチナで、人命を救う医療従事者が働く病院に対して、ミサイル着弾。この行為は人権の欠落であり、人を助ける機関が狙われている。私たちは、政府の紐づけではなく、すべての人々が医療を受けることができる仕組みづくりに取り組む。コロナ対応により感染した医療従事者は後遺症にも悩まされている。公的な補助が必要だ。特に地方で人も資金も不足している。

<会場からの発言>

【カナダ】パンデミック後、離職者が増えた。

【ブラジル】ヘルスケア労働者の離職は、長時間労働の影響がある。労働組合は改善の要求をしている。

【チュニジア】低賃金と長時間労働により、他の仕事へ転職、又は他の国に仕事を求めていく。40人の患者に対して1人の看護師は無理がある。過酷な労働のために、労働者は倉庫で働く方が良いと考えてしまう。なお、ワクチン接種は無料で多くの方が受けている。

【アメリカ】ディーセントワークの確保には、配置基準の標準化が必要。

【ブラジル】ヘルスケア労働者を守るにはILOへの働きかけが必要。

第三部「職場の安全と安心」

【ルース博士（イギリス）】仕事に纏わるストレスは、世界的に増えている。過剰な労働、人員不足、ジェンダー不平等、人権問題、患者のケアができないストレス。医療従事者は危機を意識している。これは問題が起きている病院の課題ではなく、医療政策の問題とみるべきだ。すべての職種で、グローバル化が生じており、ストレスリスクが高まっている。そこにコロナで更なる人員不足が発生。看護師においては女性比率が多いことが深刻化している。これらは投資がされていないことも起因している。

十分なケアができなかったことによるストレスから、看護師の自殺率の増加も認められる。

【パネリスト（ブラジル）】ブラジルでは2017年に労働法が改悪され、長時間労働、短期契約の推進、シフトスケジュールが労働者の了解なしに使用者が一方的に変更可能となり、24時間シフトや週70-80時間労働が可能となった。一方で3つの仕事の掛け持ちや家庭での仕事もある。これらの影響は、女性が多い看護師（ジェンダー不平等）において悪影響を与え、離職に拍車がかかっている。

【パネリスト（スウェーデン）】組合の取組で改善した例もある。スウェーデンでは議会が組合に理解を示している。これは、議会に多くの女性議員がいることも影響している。それでも我々は不十分だと思う。社会的リスクに対して、労働組合は手を挙げて、国に対抗しなければいけない。

【オーストラリア】インフレで賃金の価値が下がっている。賃金の3割が住宅関連の費用で、負担が大きい。これらの問題は、賃金だけではなく、年金の引き上げを求める声にも影響を与えた。

【ブラジル】我々は同じ課題に向き合っている。ILO第155条、157条が重要な条約だ。ヘルスケア労働者のストレスは労働者だけの問題ではなく家族にも影響がある。改善に向けてヘルスケア労働者はPSIを通じて声を出し、政治を動かすことが重要だ。なお、先ほどの報告で24時間シフトの話があったが、我々はこれを拒否している。

【カナダ】移民労働者の一方的なグローバル化が問題だ。解決には組織的な対応が必要だが、組織化によって阻止できる仕組みがあるのか知りたい。お互いにケアをしているのにグローバル化により攻撃を受けている。

【チュニジア】WHOに提言してもWHOは動かない。

【ブラジル】医療従事者が感染で20人以上死亡している。生き残っても後遺症に悩まされている。医療従事者は、命を削って仕事をしている。医療従事者の自殺問題について、モラルハラスメントに取り組んでいる方がストレスで命を絶っている。また、長時間労働は奴隷である。権利を取り戻そう。医療従事者のコロナ感染には、後遺症の問題も生じるが政策的な対応が取られていない。また、各国における人材不足を解消するために、ブラジルに人材を求めている問題も生じている。



【ルース博士】

- ・ 起きていることには使用者の責任がある
- ・ 使用者は措置をとる責任がある
- ・ 長時間労働への改善策
- ・ 財政問題⇒資金の確保

第四部「資金確保のための組合の政治的介入」

【ネパール】ネパールでは、朝から夜遅くまで、政府の指示によりボランティア活動（有償）でパンデミックの中で、ケア労働者として働いた。そのため家族をケアすることもできない。PSIに加盟したが10年以上、政府は無策が続き補助もない。一人で、3千人をケアする状態である。

【スウェーデン】

- ・ 政府が行っている看護師に対するトレーニングについて
- ・ コロナ後1万5千人の看護師が離職した。高齢化、労働人口の減少などに対して、負担が増加。仕事の効率化により持続可能な職場としなければならない。2019年に政府は人的な資源、効率化について調査を開始した。組合もデータを提供し、組合と使用者は話し合い、医療の統合化について協議。
- ・ 専門性の高い看護師への教育。雇用期間中に教育プログラムを受けられるように団体協約として教育を盛り込んだ。

Q：スウェーデンの組織化率。学生から見た看護師の職業としての希望は？

A：看護師の80%を組織化している。学生の20%位が看護師への興味を示している。しかし、看護師になっても2年を経過すると離職していく。その原因としては、長時間労働、人員不足。若年層にとって魅力ある労働条件としなければならない。質の高い看護師の確保には、プライマリ・ケアが必要と政府は考えているが、コロナ後の現状では、看護師に復職する方は少ない。

以上

10月12日 緊急アピール行動に参加

12日の午前中に開催された「保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議」の終了後に、事前会議に参加した各国ヘルスケア労働者で、緊急アピール行動を国連ジュネーブ本部前で行った。

アピール行動には約200人が参加し、第5グループも全員が参加した。

アピールは「MISSING HEALTH WORKERS<REAL PAIN>」と称し、世界で1,500万人の医療従事者が不足しているとアピールした。アピール会場では、ロープに吊るしたスクラブ（医療従事者の制服）を何本も張りつめて「この制服を着る医療従事者がいません！」とアピールした。

なお、アピール終了後は、PSI本部より参加者に対してピザが振舞われた。晴天下で食べるジュネーブのピザは格別であった。





1. 開会と導入

ダニエル書記長補より開会のあいさつと世界の租税政策の現状について次のとおり報告があった。

「税」はテクニカルな問題であり、労働者の意見を排除し、一部の権力者や富裕層に偏った不均衡な租税制度を導入している国がある。

それに対し、PSIは労働者への富の再分配を求め、より公正な国際課税ルールの改定にも取り組んできた。活動をはじめた10年前は、労働組合が「税」に対して何かできるとは思ってもいなかったが、PSIに集まった人々のおかげで変えることができたと考えている。

公正な税制度が浸透するためには、政策を決める政治家のみならず、税を最も負担している労働者も積極的に政策に関与する意識が重要で、その理解とルールの構築に取り組んでおり、その道のりは4分の1程度と微々たる進捗ではあるが、それでも少しずつ進んでいる。

世界では、今なお新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が残る。特に、医療に携わる公共サービス労働者の負担は大きい。再びパンデミックが起きることを想定し、医療従事者の育成は喫緊の課題であるが、人材育成には時間と費用が必要となり、税金の投入は避けられないだろう。

PSIは、2012年のPSI世界大会以降、国連への申し入れやOECDへの働きかけなどを行ってきた。今後も、労働者にとっても公正な税であることを求め、活動していく。

2. 事例報告

コロンビアのセブリーヌ・リアナより、次のとおり国際課税ルールの批准に向けた税制改正に関する労働組合の取組報告があった。

所属するネットワークで、2021年に税に関するアンケート調査を行ったところ、テクニカルな問題で複雑だとして、学校や家庭で税についてあまり話さないという意見が多かった。

そこで、ボトムアップアプローチのためには、国内での議論や交流の場が必要だと考え、ネットワークを設立した。70の労働組合が加盟し、情報共有や学習会などを行い、税制改正に向けた議論が活発となるよう積極的に活動している。

現在、コロンビア政府と協力し、公正な税制の構築に取り組んでいる。透明性があり、説明責任があり、人々のためになる税制を目指している。

3. パネルセッション

ケニア、スウェーデン、コロンビアからパネリストが参加し、各国の税に関する課題と労働組合の取組について発言があり、共通課題として、政府が適正に税の徴収を行え

ておらず（行わず）、公平な税負担となっていない点がうかがえた。

【ダブジ（ケニア）】

新政府により、税の体系が大きく変わったが大きな課題を抱えている。

労働者は、基本給のほか、手当にも所得税が課されることとなり、労働者の税負担が増える一方で、法人税は減税された。

この課題については、財務大臣が、賃金が上がっていない中で労働者の税負担のみ増えるのはおかしいと発言するなど、省庁も問題視している。

そこで、ケニアの公務・公共サービスの労働組合は、賃金上昇のほか、税制度の見直しについても重要な課題として闘っている。

【サイモン（スウェーデン）】

スウェーデンでは全体的に税率が高いが、その中で、法人税が安いのではという声が上がっている。EU国内との取引が活発なため、問題意識が高まっている。

法人税の税率について、過去にも議論に上がったが、企業側のロビー活動が盛んに行われ、すぐに議論は収まってしまった。

ロビー活動の重要性とその効果を強く認識させられた。

【リアナ（コロンビア）】

コロンビアでは、富裕層の税負担が少ないという問題や、企業が税を納めていないなどの問題がある。

隣国のチリでは、国内トップ3%程度の富裕層が払う所得税や法人税で、国や地方府の予算がまかなわれるほどに、貧富の差が大きく、富裕層への富の集中が問題となっている。

税の公正のため、常に国際的な連携ができる場を求めている。

— 質疑応答 —

4名の参加者から自国や自組織の現状報告、質問等がなされた。

4. まとめ

最後に、マクラーレンから次のとおりフォーラムの総括があった。

多国籍企業による租税回避は、その国の能力を下げる行為であり、それを防ぐために公正な国際課税ルールの批准が重要となる。不足する財源を労働者から徴収するのではなく、多国籍企業もしっかりと税を負担し、徴収するべきである。

OECDでは60年以上、国際課税について議論しているが、先進国などの富裕国で主導している。一方にのみ有利とならないよう、発展途上国も参加する国連においても議論する必要がある。

労働組合は、税制のコントロールを取り戻すことが重要。ロビー活動などを通じて、国連と労働組合との両面から国・政府へ働きかけることが必要。

PSIは、多国籍企業の租税回避を防ぎ、公正な税負担となるよう取組を続ける。

地方および地域政府（LRG） 労働者ネットワーク会議（10月12日）

報告：第1グループ



世界大会に先立ち、地方および地域政府（LRG）を代表するPSI加盟組織すべてを代表した部門別地域横断型政策フォーラムであるLRGグローバル労働者ネットワークの会合が開かれた。日本代表団からは、日本の自治体（LRG）組織である自治労の石上代議員、木村代議員、八巻代議員ほかが参加した。

このネットワークは、2012年のPSI世界大会（ダーバン）の決議に従い、2016年にブリュッセルで設立され、(1)世界規模で政策を討論する場を提供すること、(2)メンバー主導でコミュニケーションを図る場を確保すること、(3)特定の目標に関してLRG組合間の協力、相互学習、共同政策提言、作業部会の取組を促すこと等を主な狙いとしている。

本会合では、まず2016～2021年の5年間の概要報告が、PSIのLRG担当オフィサーであるダリア・チブラリオから行われた。

5年間の主な達成事項として、①地方政府のセクターを地域において強化してきたこと、②ネットワークを作りキャパシティビルディングを行い共通の課題を洗い出してきたこと、③グローバルな政策に対する影響行使を行ってきており、国連ハビタットにおいて都市政策における助言を提供していること。ほかにもILOにおいても自治体の声を届けてきたこと。世界都市フォーラム、国連環境計画（UNEP）等においても声を届けてきたこと。④United Cities and Local Governments（UCLG）（使用者側も含む世界中の地方自治体が参加する組織）とも共同声明を発出し、結社の自由の重要性が、特に危機下において重要であることを訴え、アフリカ地域において、PSIとUCLGの間で地域における合意をすることができたこと。⑤非民営化においても労働者側の取組を進めてきたこと。地域では具体的な知識や専門性が蓄積されており、民営化の歯止めをかける観点からも、直接雇用で行うべきということを訴えてきたことが述べられた。



これらの概要報告を受け、世界の仲間から、自国におけるこれまでの様々な取組報告が行われた。日本からは、石上代議員がコロナ禍における自治労の取組、特に現業労働者の仕事を一般の人々に知らせるために制作した動画「ありったけの現場力」の紹介を含めた発言を行った。石上代議員の発言後には、実際の動画が英語字幕付きで会場の参加者に向けて放映された。



ダリアからは、LRG労働者はオフィスで働く労働者だけでなく現業労働者も含まれており、すべての労働者を守るという自治労の取組は非常に重要である、といったコメントがあった。

その後、LRGネットワークシリーズ2021（2021～2022年にかけてオンラインで行われたテーマ別協議）で提起された「LRGに影響を及ぼすメガトレンドの概要」に触れながら、2022～2028年LRGネットワーク行動計画が提案され、これらに対しても多くの発言があった。また、行動プログラム（PoA）内のLRGの項目に対して修正案を提出したフランスの労組から修正案の説明があった。

会議終了後には参加者全員で、公共サービス予算の切り下げ等を進める韓国の尹政権に対する、韓国の労組（KPTU）に連帯の意を込めた集合写真を撮影した。





～包括的な組合の創設～

ハラスメント等があってはならないとPSIでは訴えており、職場では多様性に向け大きく進捗している等、各パネリストから自国の現状や実例が多く紹介された。具体的には、ケベックの学校では、ノンバイナリーの教師が使用者に対して、ジェンダーを許容してほしいと訴え、子どもたちにジェンダーに関する教育を行いたいと主張していたが、あまりに卑劣な批判的な声によりメンタルヘルス不調となってしまった例が挙げられた。

このような実例もあり、LGBT+に関する恐怖症（Phobia）も多く問題になっている。恐怖症を避けるためには、あらゆる差別をなくすことであり、精神的な暴力等のリスク評価には、労働条件も一緒に評価する必要があり、集団的な権利も必要であるといった意見が出された。

その他にも、トランスジェンダーの子供たちは自殺率が高いという調査結果もでていたことが報告された。また、労働組合は全ての公共サービスにおける安全性を考える必要があり、これらの差別に対して、最前線にたつて組合員の保護に取り組む必要があるとの意見が出され、そのためにもLGBT+の教育や啓蒙活動を労働組合でも行っていかなければならないことを全体で確認した。

～反発に団結した労働者たち～

極右は社会を分断しようとしており、LGBT+のネットワークもその対象となっているが、これに対して団結・連帯をするのが労働組合であるとの発言があった。スペインでは極右が議席を獲得し、LGBT+は男性の人権を損害しているとも主張し、これまで勝ち取ってきた関連法案を廃止しようともしていることが報告された。また、極右勢力の優勢な地域ではレインボーフラッグを掲げることも禁止されており、私達は断固としてこのようなヘイトスピーチと闘わなければならないと、国際的なアライアンスを作って抗うために結集しなければならないとの決意表明もあった。アイルランドでは、当事者がハラスメントの対象になっていると自治体や警察等に相談しても対処はされず、LGBT+のコミュニティが危険にさらされているとの報告があり、より能動的に関係者を守って欲しいとの訴えもあった。

これらから攻撃を受けている関係者を助けるためには、「まずは自分自身を大事にしなければ何もできず、誰かを助けられない」ということを念頭において行動することが必要であることを全体で確認した。



各地の事例

オーストラリアでは、民営化に反対する労働組合運動と同盟者が団結し、国内の産別での調整がなされ、他の産別やNGO、学者も参加して集まった組織を結成した。その結果、クイーンズランド州での再生可能エネルギーへの移行、ミルデュラ基地病院での医療サービスのインソーシング、バンクスタウン市のごみ処理、刑務所の再公営化、首都特別地域でのアウトソーシングの枠組み、PWC（プライスウォーターハウスクーパース）の不祥事と4大会計事務所の権力へ挑戦する力、などを勝ち取ってきた。

パキスタンでは、国際通貨基金（IMF）が暫定政府に対し、コスト削減や公共団体の民営化プロセスの加速など、30億ドルの待機協定の条件を履行するよう要請した。これに対し、労働組合のリーダーが団結して拙速な民営化に反対し、パキスタン公務労働者連盟などの個人や団体から計16件の賛同があった。

ナイジェリアでは、最大の都市ラゴスで、「私たちの水・私たちの権利」の運動を展開している。女性や少女たちがバケツやたらいで苦しい思いをして水を運搬しており、水危機の中心にいる現状の中で、CSO、労働、地域社会、女性、若者グループの力強いコラボレーションで草の根の運動を展開している。また、ラゴスの水危機の詳細な分析の教材を使用している。

ディスカッション

民営化に対抗するための5つの重要なポイントが示された。①国際主義のアップデート（現況に対応、多国籍企業に対抗）、国際主義の立場の明確化（帝国主義、植民地主義への対抗）、②政治的な労働組合運動（政権への対抗）、③労働組合の強化（正規労働者だけでなく、増加する非正規労働者も仲間になる）、④時代に即した労働組合（労働者のための組織であり、組合間の対立はあってはならない）、⑤世界的な力、仲間がいる（同じ組織ではなくても社会的な団体とのアライアンスが重要）

民営化に抵抗し、公共サービスを強化するための幅広い社会的連帯と労働者のスキルの構築が強調された。

「In the Public Interest」（アメリカ）のドナルド・コーエンは、長期的な連帯と組合を守り抜く能力の構築、ナラティブ・シフトについて語った。

ナイジェリアの「企業説明責任と市民参加アフリカ（CAPPA）」のアデロンケ・イゲは、セクター横断的な労働組合と市民社会が、いかにして強力な「私たちの水、私たちの権利」運動を生み出したかを共有した。コミュニティを教育し、動員することで、彼らは人々の声を団結し、水の民営化を断念させ、彼らの戦略はアフリカ全体に広がっている。

パキスタンのアブドラ・ダヨは、労働組合の民営化に関する調査について、オーストラリアの経験をモデルに議論した。政情不安にもかかわらず、民営化計画に異議を唱えるために多様な同盟国を巻き込んだ。

CPSU（オーストラリア）のカレン・バットは、民営化の失敗を記録したオーストラ

リアの労働組合の2016年の調査の概要を説明した。進捗の程度はあるものの、内製化政策や法的保護などの措置は達成されている。コンサルタントの汚職に対する怒りは、彼らの不当な政策的影響力に対する取組を強化した。「あらゆる人々と力を合わせれば、勝つことができる」と述べた。



若年労働者ネットワーク会議の会場で、期待と緊張が入り混じるなか、日本から持ち込んだワークライフバランスについてのアンケートへの協力の呼びかけを始めると、皆にこやかに受け取ってくれるばかりか、すぐに回答してくれ、「回答したよ！どこから来たの？ 私の国に来たことある？」と気さくに声をかけてくれ、仲間を作るのに時間はかからなかった。

日本における、労働基本権の制約、組織強化といった長年の課題に加え、新型コロナウイルス感染症、気候変動、急速なデジタル化といった世界共通の課題が、各地域

から報告され、どれも大変興味深いものであった。

上記課題は、どの地域からも提言されていたが、実質はそれぞれ全く異なるものであり、世界の多くの仲間が集まり、発言することで、普段インターネットやテレビからの情報では得ることができない現場の実態を知り、生の声を聴くことができた。

例えば、欧州地域で2019年に実施した、若年労働者の意識調査では、労働組合に加入していない理由を問うたところ、「誰にも誘われなかったから」という回答が最も多かったそうだ。さらに、アラブ地域では「労働組合が若者のニーズに応えられていないため入りたがらず、さらに労働組合はリソースを持っていないからである」との報告があった。いずれも労働組合側で一定の改善を図ることができるものである。

一方、アフリカ地域では、若年労働者のうち、組合に所属することに対する恐れがあることが多いことから、加入されていないとのことであり、これは根深い複合的な問題があると感じた。

それぞれが一言で「労働環境や労組運動に対して課題がある」と言っても、地域ごとにまったく異なる性質があることを学び、若者の明るい未来を創るためにも、多くの若者を

巻き込み、新たな視点を取り入れ、知識を結集し、若い力と勢いで前進していくことが重要であると感じた。「若者を意思決定の場に！」という、若者のクォータ制に関するグローバルキャンペーンを求める動きは、世界各国の若年労働者共通の要望であることが分かった。



フリートークセッションでは、各地域の報

告を受け、参加者からそれぞれ発言があった。

全水道・葉鳥翔汰さんは、公共サービス職場での人員不足や過重労働、男性の育児休暇取得が進まない状況について発言し、ワークライフバランスアンケートへの協力を訴えた。

全消協・長谷川亜純代議員は、「消防と気候変動は密接に関わっており、積極的に検討を進めたいこと」「日本の公務職場では、他国と比較し、デジタル化が進んでおらず、また多くの問題を抱えていること」「労働組合への加入について各地域から報告があるが、日本の消防職員には、そもそも団結権がないこと」を説明し、世界の若年労働者もこれらについて応援してほしいと発言した。



これまで恒久的な平和は歴史的になかったし、今もなお世界では戦乱が続き気候変動に苦しむ人々もいる。

それでも、わたしたちは恒久的な平和に向けて、自分に、そして日本の仲間になにができるかを改めて考えなければならないことを強く感じた。

組織化ワークショップ（10月14日）

テーマ「公共サービス組織化の未来：労働者と地域社会の力を構築する」

報告：第2グループ



「NO SHORTCUTS（労働者の組織化に）近道はない」

大会初日、開会式直前の事前会議として設けられた『公共サービス組織化の未来：労働者と地域社会の力を構築する』と題したワークショップをレポートする。

開始冒頭はPSI書記長補ダニエル・ベルトツサによる歓迎の挨拶。（ダニエルは、この後、大会2日目にPSI新書記長に選出される）



司会のイギリスUNISON書記長から開会が告げられワークショップはスタートした。

組織化ワークショップの主旨として「世界中で労働組合は、企業や政府による攻撃により、労働運動の弱体化と組合員の減少にさらされている。公共サービスを担う労働組合は、緊縮財政、民営化、アウトソーシングに直面している。今こそ私たちは反撃しなければならない。PSIの組織化キャンペーンを共有し、組合員がより深く関与し、労働者だけでなくサービス利用者も利益が得られるよう、持続可能な組合を構築する」と提案された。

労働者の組織化、組合づくり、そのためのリーダー育成などの取組事例が報告された。

ダブジアテラー（ケニア）から医師、薬剤師、歯科医師の労働者を組織し、権利獲得してきた経過が報告された。

また、欧州からはウクライナ、ポーランド、北マケドニア他、国を越えて活動する団体から取組内容が報告された。

オーストラリアからは、看護師の労働者で、組合を結成、団体交渉、ストにいたるまで組合結成の段階から支援を行っていることや、そのリーダーの育成について報告があった。

インドからは法律の制限がある中、コロナ禍で厳しい条件下で働くことを強いられた医療現場で労働条件の改善を求め、組合を立ち上げ、交渉し、改善を勝ち取った報告が行われた。

その後、アメリカのジェーン・マッカレヴィによる記念講演が行われた。ジェーンはアメリカにおける労働組合の組織化に数多く関わってきた。著書の『No ShortCuts（近道はない）』に記されているように、組合の組織化に特効薬はなく、現場からの実践で、地道にそして貪欲にやらなければならないと訴えた。また、①結成から要求の明確化、交渉

の進め方、交渉結果の発信など戦略的にやる必要があること、②特にリーダーの育成は欠かせないこと、③職場で信頼と規定力のある方にリーダーになってもらう必要があり、例として組合が労働条件改善の要求のため署名を集める場合に、その人の人望でより多く集めることができる方をリーダーにしなければいけないこと、④単に組合活動が好きな方ではいけないこと。など具体の実践を踏まえた組織化のあり方やリーダーの選び方などが提起された。

会場からは、この講演について、コロンビアとフィリピンの代表者から発言が行われた。

自治労北海道本部から参加の藤原代議員も発言する予定だったが、他の国の発言が相次ぎ、時間切れとなり、残念ながら発言する機会はなかった。

ランチミーティング「気候変動に対する労働組合の対応」 (10月15日)

報告担当：川北 研人



「気候変動に国境はない、組合活動にも国境はない」

各国、地域を問わず地球温暖化の影響により、気候が変動し、生活に大きな変化が生じている。それらの変化は、業務においても実感があり、障害となっている。このランチミーティングでは、各国の活動事例が紹介され、なぜPSIの活動の中で気候変動へ関与する必要があるのか。今後、どのように活動を拡大できるかという課題を共有することが目的となる。

スウェーデンでは、消火活動をしている職種をどう守るかといった課題に対して、気候変動からそれらの職種を守るための担当を設置している。気候変動に対応することは、労働条件・環境が良いことが大前提であるからだ。

組合において、気候変動を考えるには、大きな変革が必要である。職場におけるグリーン担当を設置し、組織的にマインドを変化させる必要がある。職場のグリーン化（マインド変化）を図るためには、グリーン化を目的とした技術担当、購買担当、持続可能担当など役割分担が必要である。また、地方自治体がいかに関わるができるかといった点について、グリーン担当は調整役となり、解決策を促し、気候に対応した持続可能な形での橋渡し役として動くことになる。

排出ガスの8割が公共部門からの排出であり、公務としても、組合としても重要な課題である。集中豪雨、間伐など、組合員へも大きな影響が出ている課題については、若年労働者にも大きく関係する内容であることから、情報が共有しやすく、新たな組織化や未加入者への説明の一つにもなることが考えられる。気候変動は生命が脅かされる問題である。

地域によっては、乾燥が顕著で温暖化が進み、普段の業務に影響している。またコロナビアでは、大寒波により、多くの方が命を落としている。市民社会の手に重要な役割があり、若者にも関与してもらうことが必要である。

その他、平原から水路の保護について団体交渉を行っている国もある。地域社会も関わり、水資源の保護を行っている。また、キャンペーンを実施し、新たな組織も生まれている。今後はどのように組合員を巻き込むのか、参加してもらうのが課題となっている。

PSIでは、フォーラムや、学習会を開催している。また、組合員は気候変動に対してどのように考えているのか、インタビュー・ヒアリングを行っている。その結果、「気候変動が仕事に影響があり、当事者として関係があると感じている」「どのような形で関与するのかなどの検討が足りないと感じている」といった意見があげられた。

気候変動に国境はない、組合活動にも国境はない。今後も連帯を深めて、気候変動について考えていく。



シンポジウム「私たちの存在抜きでパンデミック条約は成立しない (徹底分析)」(10月15日)

報告：第5グループ



10月15日の世界大会第一日目終了後に行われた。司会者より、まずこのシンポジウムを急遽開催した目的が次のとおり示された。WHOよりパンデミック条約の草案が出され、政府間交渉が行われている。この交渉にPSIとしても要求を出し、意見を反映させた。また、シンポジウム参加者が各政府に対して、各国の労働組合の意見を反映させる取組を進めるため、意見交換をする。

最初の草案に対して、労働者の権利、労働条件について一切触れられていなかったが、PSIから修正を求め、ディーセントワークの実現に向け今後も交渉を進めることが加筆された。また、「ワクチン開発に公的資金がどのように使用されたか」「公的資金を投入したのであればワクチンは万人に公平に分配されなければならない」と問題提起があった。



続いてのパネルディスカッションでは、ケニア、アルゼンチン、インドネシアの加盟労組より、パンデミック条約についてのこれまでの対応、政府との交渉・NGOや市民団体との共闘、また地域（隣国）とのネットワーク構築についての成果の報告があった。

その後、地域別（アフリカ・アラブ、欧州、アジア太平洋、米州）に議論することとなった。アジア太平洋地域での話し合いでは、インド、インドネシア、オーストラリアから発言があり、地域での取組については、未だ進んでおらず今後の課題となった。一方で、発言した国々では、政府へのロビー活動や他労組への呼びかけ、世論喚起などの様々な取組報告があった。日本では、現在のところマスコミ等でもほとんど取り上げられておらず、関心が薄く日本代表団から発言がなかった。

しかし、アジア太平洋地域での政府間交渉では、日本政府の発言力が強く、議論の中で、日本政府が製薬会社の説明責任等、責任の所在を明確にすることに反対しているとの指摘があり、日本での積極的な運動への関与を求められた。

再度、全体で集まり各地域での議論報告がなされ、隣国とのネットワークの構築、各国ナショナルセンターへの働きかけ、メディアやSNSでの発信による世論喚起が必要である等の意見が出された。条約は政府間での合意に基づくため、参加者が国に帰ってからの積極的な取組を改めて求められた。また、PSIに対しての要望では、パンデミック条約についての分かりやすい動画の作成、ロビー活動のノウハウ、署名活動への協力等が出された。

最後に、PSIの担当者であるババより「パンデミック条約への対応・取組は重要であるが、それ以上に、私たちがリーダーシップを取れる組織であることを示すことが重要である。PSIはコロナ禍でいち早くWHOに対して対応を求めリーダーシップを取ってきた。またWHOに対しては、製薬企業によるワクチン製造の独占を停止し、コロナワクチ

ンを公平に利用できるよう国際キャンペーンを行った。参加者のみなさんも勇気をもって活動を進めて行こう！」と締めくくり閉会となった。

注釈 パンデミック条約は、2024年5月のWHO総会での成立を目指している。それまでにPSIは「資金の透明性」「ヘルスケア従事者へのワクチンの優先接種」「特許の解除」などを求めている。

ランチミーティング「ケアにおけるディーセントワーク (ワークショップ)」(10月16日)

報告：第5グループ



ILOは、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、社会対話、社会保障等の推進を目的とする国際機関として唯一の政府、労働者、使用者の三者構成機関である。

そのILO総会が2024年6月に開催される。このランチミーティングは、ケア労働者の課題をILO総会の協議にかけるため明確にしていく目的で開催された。

具体的には、離職率が高いケア労働者が十分な賃金を得て、ディーセントな生活が送れるよう協議を行った。PSIでは、ケアの社会構造を再構築するため、ケアマニフェストを以下の5つのプランに基づき策定して世界的な運動を呼びかけていることが示された。

- ・ケア労働（有償も無償も）の社会的・経済的価値とケアを享受する人権を認識する。
- ・同一価値労働同一賃金、適正な年金、尊厳ある労働条件、包括的な社会的保護をもって、ケア労働に報い、報酬を与える。
- ・女性の無償ケア労働の負担を軽減する。
- ・性別役割分業を排除して、家庭内で、すべての労働者間で、また家庭と国家の間で、ケア労働を再分配する。
- ・ケアサービスの公共性を取り戻すとともに、公的ケアサービスを提供し、ジェンダー平等と女性の生活を改善するためのケアシステムを策定する国の義務と主な責務を回復する。これには、公正で累進的な課税を通じて国家に資金を投じる力を与え、国家に国際的な平等課税権を確保することも含まれる。

以上の5つのプランを通じて、全ての労働者がディーセントな生活が送れるよう、労働者より利益を追求する事がないよう提言、運動することが全体で共有された。

ランチミーティング「先住民労働者、文化や言語理解についての課題」 (10月17日)

報告担当：長谷川 亜純



ランチの時間に何か話を聞こうかという軽い気持ちで登録した先住民のセッションであったが、それは非常に学びの多い場となった。

PSIは社会正義を標ぼうしており、先住民の課題に対する取組として、すべての人の権利を擁護していくと同時に、先住民の労働者と連携することで、公共サービスはより向上し、多重危機のなかにおいては、特に連携を強化する必要があると考えている。

ILO169号条約はあらゆる内容について先住民と事前に協議することとなっており、国によっては、以前は先住民の労働権についての言及だけであったが、先住民の労働者の声を反映すべきであるとの認識となった。これは労働権だけにかかわるものではなく、あらゆる課題について耳を傾けるべきとの考えに基づくものである。先住民は、過去における大量殺りく、奴隷制度等により、土地が収奪され、差別を受けてきたことがトラウマになっている。目に見えない、ルーツ、伝統、文化、言語を失うことは彼ら自身の存在意義を見失うことになる。

エクアドルでは多国籍企業、特に採掘企業が参入し、エクアドル東部にある先住民の祖先の土地が政府から採掘業者に譲渡されたことで、土地・文化から追放され、生活の質が低下した。これに対して先住民達は国際的な闘争を展開し、先住民の権利と生活を守るため、グローバルユニオンやPSI、地方自治体の労働組合等と連携し、政府が土地の活用に関して1度も事前に打ち合わせを行っていないことについてILOに苦情申し立てを行っているとの報告があった。

チリ政府は11の先住民を認定しており、人口の12.8%を先住民が占めている。その統計の信ぴょう性は不明で、先住民のなかでどれだけの人が就労し、置き去りにされているかは不明ではあるものの、先住民の公務労働者に対し、先住民の文化と問題について学習する機会を設ける取組がされている。

また、ユカタン半島の人口のうち8%がマヤ語を話しているが、公用語はスペイン語であり、公共サービスを受けられないという問題がある。公務員として通訳を雇うことも容易ではないため、裁判所の職員がマヤ語を話せるように訓練し、司法へのアクセスが向上するきっかけとなった。先住民は武器を持つことが許可されているにもかかわらず、武器を持っていたことで、服役することになったマヤ族がいた。手続きの仕方がわからずに有罪が確定になったが、マヤ語が話せる職員が入ったことで、無罪放免になったことがあった。

日本においても、先住民については課題を抱えており、さらに先住民でなくとも日本語が話せない多くの方が来日、滞在する。言語の壁、文化の違いにより、公共サービスにアクセスできない、公平性が保たれないということはあってはならず、このような問題に対しても、自分事として考え、取り組む必要があると感じた。



ランチミーティング「障がい者のためのディーセントワーク」 (10月18日)

報告：第5グループ



1. 開会と導入

登壇者より開会のあいさつの後、ミーティングの意義、趣旨説明があった。

特に、アブドゥル・アダム（ニジェール）からは、戦争によって障害を負った人が多く存在し、クォータ制（法定雇用率の設定）導入や、アフリカ憲章の批准といった、環境改善に向けての自国の取組紹介があった。

2. モントセラトでの事例

モントセラトは、イギリスの海外領土でありながら、イギリス同様のILO条約（第111号）批准が叶っていない。ILO、PSIと連帯しキャンペーンをおこなうことで、モントセラトだけでなく、他国にも波及することを願う。



○ ジェスター・ウィークス（モントセラト公務連盟）の経験談

白内障と診断され視覚を失った後、解雇通知を受け職場を追われることに。息子や家のローンを抱える中、未だ復職は叶っていない。

3. ILOのアプローチ、考え方

○ ファウスティナ・ヴァン・アペレン（ILO-ACTRAV：労働者活動局）

- ・ 除外、分離、統合ではなく「包括」が理想
- ・ 公務労組、民間労組、単体での動きではなく、全国レベルで社会全体が一体となった取組が重要
- ・ 社会的サービスへのアクセスが容易になるようなシステムの構築
- ・ ILO190号条約に関連して：障害のある人が雇用された場合も、暴力とハラスメントの対象になりやすいので、注意が必要
- ・ 障害のある人が対話や団交に参加する等、多様な視点を反映させる必要性
- ・ 障害のある人：非正規産業に従事する傾向が高まる
- ・ 技能訓練において、必ずしも障害の有無で区分せず、包括的な訓練も必要
- ・ 公共部門が民間企業のロールモデルとなるような障害者雇用の取組を

○ ギュラー・コカ（ILO-GEDI：ジェンダー平等、多様性推進支部）

多くの人は、障害のある人に無意識の偏見を持ってしまいがち。例えば、「目の見えない人はマッサージが上手だ」等。彼らの夢や希望を聞くことなく決めつけてしまうことは危険。障害のある人が職に就こうとするとき、医師に相談することがあるが、医師が判断できるのは、その人の障害程度に応じた就業の可否のみであり、個々人の能力、適性判断まではおこなえない。また、障害のある人は、他の人と同等の仕事や、

質の良い仕事を与えられないことが多い。こうしたキャリアパスの課題に取り組むことも、労組の重要な役割。

4. 質疑応答

7名の参加者から自国や自組織の現状報告、質問等がなされた。

5. まとめ

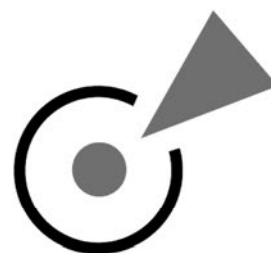
○ ローザ・パバネリ P S I 書記長

障害のある人を沢山職場に入れるべき。労組として、彼らの労働条件の改善だけではなく、我々に必要な技術、活用できる技術がある、という視点で捉え、職場への浸透、社会への波及を目指してもらいたい。



一組織内にとどまらず、様々なカウンターパートと連携すること、また、多くの人々からの意見や提言を取り入れ、グローバルな次元で情報共有することも重要。P S IとしてILOや他の国連機関とも連携をし、リーダーシップを持ってこの課題に取り組んでいく。

6. 特別報告



「北欧労働組合との消防の課題についての意見交換」（10月17日）

報告者：全消協 事務局長 川北 研人

参加者：フィンランドの消防協会キム、消防労組ムスタカンダ
スウェーデンの労組アンダース、イボンヌ
全消協（須藤、岡、長谷川、川北）



大会2日目（10月16日）の第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」への長谷川代議員の発言における、「日本の女性消防職員が産休関係の休暇が取れない」との内容について、北欧労働組合が、まったく休暇が取れずに解雇されていると受け取り、衝撃を受け、全消協のメンバーに対して意見交換の申し出があったことにより実現した。

冒頭にキムさんから産休関係が取得できないなど信じられないと話があった。それに対し長谷川代議員からまったく取れないというわけではなく、人員の関係で取得しにくい事実はあると、説明を行った。

次にムスタカンダさんからは、YouTubeなどで日本の消防士の動画などを見ており、日本の消防士に敬意を表する。北欧とは文化が違ってもよいかもしれないが、やはり女性の出産育児に関する休暇や労働環境は重要視されるべきである。フィンランドでは、女性が出産で休暇となれば、配置換えや人員の増員を行う。これらの休暇は、お互い様な部分があるので、国によって法律は違ってもよいかもしれないが、よい方向に進んでほしい、との発言があった。

次に、川北代議員から日本の女性消防吏員の割合が少なく労働条件・環境整備が進んでいないと説明し、各国の女性消防吏員の割合について質問を行った。これに対して、フィンランドの女性消防職員の割合は1%未満、5,000人の消防士の内、女性は10人との回答であった。フィンランドの消防の資格試験、特に体力試験はすごく難易度が高く、合格することは難しいとのことだった。

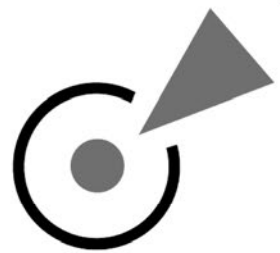
キムさんからは、日本の憲法は男女平等の権利を保障していると認識している。また、日本は国連やILOの加盟国であるが、ILO183号条約を批准していないので、その辺りをプッシュしていくべきである。また、なぜ日本に多くの女性消防吏員がいるのか興味があると発言があった。全消協からは、日本は、女性活躍推進から女性消防吏員の比率を5%とすることを目指していることから、増えてきているが、環境を整えずに採用し、男女平等の教育についても職場内でしっかりされておらず、離職者も増えていると伝えた。フィンランドの消防署には、女性専用の施設はもちろん、女性専用のサウナもあるとのことだった。

長谷川代議員から、日本は法律上、制度上は男女平等としているが、本質的に考え方や、内面的な部分で意見が言えなかったり、遠慮したりする女性も多くいる。社会的に男女平等が進んでいかなければ、日本はこのままであると発言した。キムさんからは、こういった課題に対して活動を進めていくのが組合である。今後もメールで意見交換していきたい、ぜひ日本に行き、積極的に交流したいと話があり、連絡先を交換し、意見交換を終えた。

最後に、イボンヌさんから、北欧で女性消防士のネットワークがあるので、ぜひ紹介したいとの発言もあった。



7. 日本代表団発言



地方および地域政府（LRG）労働者ネットワーク会議での発言

発言：自治労中央執行委員長 石上 千博（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の自治労の石上千博（いしがみ・ちひろ）代議員です。地方および地域政府労働者ネットワーク会議にご参加のみなさまに、日本の自治労の取組を紹介させていただきたいと思います。

自治労は、地方および地域政府で働く70万人を超える労働者を組織しています。正規の公務員だけでなく、非正規労働者や、公共サービスを担う民間企業で働く労働者がいます。

その中でも、地域のごみ収集などをする清掃労働者、小・中・高等学校などで環境整備などの業務を行う学校用務員、小・中学校の給食を提供する給食調理員、自治体の運転手や土木作業員など、約6万人の現業労働者を組織しています。

かつて現業労働者は、自治体で直接雇用をされていましたが、超少子・高齢社会になり、社会情勢が大きく変化する中で、自治体の財政難を理由に民間委託や極端な人員削減が進められてきました。

この背景には、現業労働は「単純な労務」として代替が可能で、民営化することで財政圧縮ができるとの見方があります。さらに、「単純な労務」ということで、一般の自治体職員と区別され、差別をされてきたこともあります。

民営化や差別の標的にされることを払しょくするためにも、自治労の現業労働者は、地域住民のニーズや実情に合わせた活動を行ってきました。

例えば新型コロナウイルス感染症のパンデミックの際には、住民の安全で安心な生活を守るため、感染リスクを負いながらごみ収集業務を続けました。学校給食調理員は、学校が休校になることで食事をとることができなくなる貧困家庭の子どもたちに給食を提供しました。また、学校用務員は、感染対策のシールドやアクリルパーテーションを設置し、学校の消毒と入念な清掃を続けました。

パンデミックにより、公共サービスの重要性が再認識された面もありましたが、それでもまだ民営化や人員削減の流れを止めることができません。

現業労働者の仕事内容が十分に知られておらず、その重要性を理解していないために、自治体議員や住民が民営化や人員削減を受け入れてしまうこともあります。

私たちは、公共サービス労働者が住民にとっていかに重要な仕事を担っているかを広く

周知し、仲間を作り、増やしていくことが重要だと考えています。その一方で、人々の生活を守る公共サービスが、誰ひとり取り残すことなく、すべての人々に公平に、適切に行き渡るよう、政府や議員に働きかけ、国の制度や政策を作り上げていくことが大切です。

自治労は、現業労働者の仕事を一般の人々に広く知らせるための動画を2本、作成しました。ダリアさんをはじめとするPSIの広報メンバーの協力も得て、短いバージョンや、ポストカードなどもPSIヴィレッジに展示していただいています。

取組は十分とは言えませんが、日本のLRG組合のひとつとして、引き続き、取組を強化していく決意を申し上げ、私の発言といたします。

ともにがんばろう！

若年労働者ネットワーク会議での発言

発言：全水道青年女性部長 葉鳥 翔汰

世界大会にご参加の若年労働者の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の全水道の葉鳥翔汰（はとり・しょうた）と申します。PSI世界大会において、日本の若年労働者を代表してみなさまとお会いし、交流できることを心から嬉しく思います。

私たちPSI加盟組合日本協議会（PSI-JC）では、35歳以下の組合役員が集まってユースネットワークを作っています。男性の育児参画、LGBT+、ワークライフバランスなど、さまざまなテーマを取り上げながら、取組を行っています。

日本では、公共サービス職場において、人員不足や業務過重、長い時間外労働などにより、男性の育児参画がなかなか進まない現状があります。

また、災害などの突発的な事態において、公共サービスを提供し続けることが求められ、業務を最優先にするため、プライベートな時間を後回しにせざるを得ないことも多くあります。

私たちは、PSIの世界の仲間たちが、仕事や家庭、育児参画など、バランスを取りながら、どのように自己実現を果たしているのかを、ぜひ知りたいと考えています。

そこで、「あなたのワークライフバランスについて」アンケート調査を実施したいと考えました。

英語、スペイン語、フランス語のオンラインアンケートを準備しました。ぜひみなさんのご協力をお願いいたします。

今日、この若年労働者ネットワーク会議に参加している日本のメンバーが、アンケート用のカードを持っています。ひとりでも多くみなさまに配布させていただきたいと思っておりますので、ぜひ受け取って、アンケートに回答くださいますようお願いいたします。

ひとりでも多くの世界の仲間と交流したいと思っております。

ともにかんばろう。

組織化ワークショップでの発言

発言：自治労北海道本部道央地方本部書記長 藤原 誠也（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の自治労の藤原誠也（ふじわら・せいや）代議員です。日本の一番北に位置している北海道から来ました。

私から、自治労北海道本部（ブロック）の組織化、組合員数の減少と現状について紹介させていただきます。

自治労北海道本部は、1996年から2020年までの24年間で3万人弱の組合員が減少し、現在の組合員数は4万3千人です。

この間も組織拡大にむけて取り組んでいますが、「加入する意味が分からない」「組合費の費用対効果がない」という理由で組合に加入しない人、脱退する人が増えている状況です。

これは私見ですが、日本では「ストライキ」「デモ」が滅多に行われな感じていて、自分たちの生活環境に不満があるはずなのに、行動に移さないのは、過去より経営者側が私たちのたたかう気力を奪ってきたことにあると思っています。

何かを変えるためには、現場にいる人たちの強い思いが重要であり、その意思を行動に結びつけるために必要なのが「組織」といったつながりなのであって、「金への対価をもらうためのもの」ではないはずで

同じ思いをもって集まってもらうためには、特効薬はなく、日常から関わっていく地道な取組から、多くの仲間信頼してもらえ組織にしていくことが必要であり、私もそのために努力していく考えです。

この大会の討論では、世界の皆さんがどんな思いをもって取り組んでいるのか、ひとつでも多く学びたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

ともにがんばろう！

セッション11 P o A 第7章：各部門を強化する
第1号決議案 第7.2章「保健および社会サービス」

発言：ヘルスケア労協 渡邊 信子

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本のヘルスケア労協の組合員で、看護師をしております渡邊信子（わたなべ・のぶこ）と申します。第1号決議案の第7.2章「保健および社会サービス」について、補強する立場から発言をさせていただきます。

私たちヘルスケア労協は、医療・福祉・介護関係施設の労働者を組織する組合です。私は看護師で、より良い保健・医療サービスを提供するとともに、医療従事者の労働条件の改善などに取り組んでいます。

日本の看護師は、パンデミックが起きる以前より、深刻な人員不足の状況があり、さらに夜勤労働を中心とした過密な勤務スケジュールを強いられることから、看護学校を卒業後、10年前後で離職してしまう人がたくさんいます。

この原因の一つに、日本政府が看護職員に関するILO第149号条約を批准していないことがあげられます。

ヘルスケア労協は、PSIが主導してきたILOの一般調査に、日本の加盟組織としても積極的に関与してきました。私達は、看護師の人員確保、労働条件の改善に向けてPSI行動プログラムに沿って運動を進めて行くとともに、ナショナルセンターなども通じて政府に働きかけていきたいと考えています。

最後になりますが、今回、日本から赤十字で働く組合員が2人世界大会に参加しています。世界各国の赤十字で働く仲間の皆さんと仲良くなりたいので、ぜひお声を掛けてください。

心からの連帯をこめて、私の発言といたします。ともにがんばろう！

セッション11 P o A 第7章：各部門を強化する
第1号決議案 第7.5章「国家行政」

発言：国公連合税関労組書記次長 渡辺 航（代議員）

PSI 世界大会にご参加の仲間みなさん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の渡辺航（わたなべ・わたる）代議員です。国公連合・税関労組から参加しています。第1号決議案の第7.5章「国家行政」について、大いに賛同する立場で発言させていただきます。

コロナ禍において、私が勤めている税関の職場では、水際対策として海外からの渡航者、帰国者に対応するために、マスクや防護服・ゴム手袋を着用して、感染防止策を講じながら業務を継続してきました。

人員が限られた職場にとって、ひとたび感染者が出たりクラスターが発生してしまえば、人員配置の調整等ができなくなり、業務に支障を及ぼし、公共サービスが提供できなくなってしまうことから、徹底した対策を行ってきました。しかし、そのために予定外の予算を費やすとともに、さらには物資の調達等にも労力を要することとなりました。

現在はコロナ禍対応も緩やかになっていますが、一定の緊張感を保つ必要があります。また、今後再発や新たな脅威が起こりかねないことも想定しておかなければなりません。

私たちPSI-JCも、良質な公務・公共サービスを安定して提供し続けるための予算確保を政府に強く求めています。このことは、世界各国においても共通する課題であるとの認識のもと、PSIに集う仲間とともに取組を展開していく所存です。

そのような決意の一端と連帯の意を込め発言いたしました。世界の仲間みなさん、ともにがんばろう！

セッション14P o A第6章：民営化との闘いとQPSの推進
第1号決議案 第6章「民営化との闘いと質の高い公共サービスの推進」

発言：全水道青年女性部副部長 岩永 朋美（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、おはようございます。

私は、アジア太平洋地域、日本の全水道の岩永朋美（いわなが・ともみ）と申します。第1号決議案第6章「民営化との闘いと質の高い公共サービスの推進」について、採択を支持します。

1980年代より進んだ公共サービスの民営化・市場化は、営利企業による利潤追求の道具とされ、結果、市民生活が脅かされる事態となりました。

2000年代以降、水道、電力、鉄道、ゴミ収集、ヘルスケアなどの公共サービスが各国・各地域で再公営化されています。

国や自治体によるガバナンスは、公共サービスの持続可能性を高め、そこに働く労働者の雇用と労働条件の向上に寄与しています。また、市民への情報公開も進んでおり、市民の公共サービスに対するリテラシーも高まっています。

日本をはじめ、一部地域ではいまだに民営化・市場化が進む現状にあります。私たちは各地の民営化との闘いに連帯し、質の高い公共サービス実現に向けて闘い続けます。

ともにがんばろう。

セッション14P o A第6章：民営化との闘いとQPSの推進
第24号決議案「公共サービスの人員不足」

発言：国公連合全財務書記次長 石川 沙也香（代議員）

PSI 世界大会にご参加の仲間みなさん、おはようございます。

私は、アジア太平洋地域、日本の代議員の石川沙也香（いしかわ・さやか）です。国公連合・全財務から参加しています。アメリカAFTから提出されている第24号決議案に賛同する立場で発言いたします。

日本においても厳しい財政状況を背景に、コロナ禍以前から公務・公共部門労働者の激しい人員削減が行われており、業務量と要員のミスマッチな状況が続いています。このことにより、慢性的な超過勤務を余儀なくされる職場もあり、過酷な環境が職員の心身や健康にも害を及ぼしており、メンタル不調による休職者が増加しています。

そのような状況をみて、公務・公共職場を志望する若者が減少するなど、有望な人材確保にも影響しています。これにより、日本で暮らす人々への公共サービス提供にも支障を来しており、私たちの職務に対する信頼が揺らぎかねない状況にもなっています。

私たちは、公共サービスを絶やすことなく提供するために、必要な人員や予算の確保を政府に求め続けてきました。その結果、近年になって、ようやく増員傾向に移行しつつあります。しかし、まだまだ不足しており、十分ではありません。

このような状況は、アメリカをはじめ全世界的に起きていることであり、本決議案において、公務・公共部門の役割を十分に果たせるよう行動することを提起するものと理解しています。

いま一度、公務・公共部門における職務の重要性を社会全体に認識させ、改善につなげる取組を、全力で展開していかなければなりません。

世界の仲間みなさんとともに取り組む決意を申し上げ、発言といたします。

ともにごんばろう！

セッション14P o A第3章：すべての人に尊重と尊厳を
第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」

発言：全国消防職員協議会事務局次長 長谷川 亜純（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、おはようございます。

私は、アジア太平洋地域、日本の消防士を代表する組織、全国消防職員協議会の長谷川亜純（はせがわ・あすみ）代議員です。第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」について、賛成し、補強する立場から発言します。

日本では、差別待遇に関するILO第111号条約の批准にむけた政府の政策により、女性消防士も採用されるよう環境整備が進められてきました。それにより女性の割合は3.4%まで増加しました。しかし一方で、離職者が後を絶たず、昨年1年間で27%もの女性消防士が離職しています。

消防職場において、女性は、結婚したら妊娠をする可能性があるという理由で希望しない部署に配属されたり、妊娠を控えるように言われることが平然と行われています。

住民の命を守りたいとの憧れと強い使命感から消防士になったのに、女性であることを理由に、SRHR（リプロダクティブヘルスアンドライツ）が守られず、プライベートな生殖に関する考えについて、他者から制限を受けるなど人権が侵害されることは許されません。

女性消防士が増えることで、女性も配慮された消防救急サービスを受けられるようになります。女性が当たり前働き続けられる職場の環境整備、いかなる職業であったとしても、「性と生殖に関する権利と女性の保護」が守られるべきと考えます。

最後になりますが、今回の世界大会に、日本から4人の消防士が参加しています。様々な職種の皆さんと仲良くなりたいです。ぜひお声を掛けてください。

心からの連帯をこめて、私の発言といたします。

ともにごんばろう！

セッション14P o A第3章：すべての人に尊重と尊厳を
第7号決議案「P S IにおけるL G B T +労働者の代表性」

発言：自治労静岡県本部執行委員 神部 香里（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、おはようございます。

私は、アジア太平洋地域、日本の自治労の神部香里（かんべ・かおり）代議員です。第7号決議案「P S IにおけるL G B T +労働者の代表性」について、多様性が尊重された、包摂的なP S I組織に賛成する立場から発言します。

日本においては、いまだにL G B T +に対する差別禁止法が制定されておらず、性的マイノリティの命や尊厳を守るための法整備が急務の課題となっています。

自治労は、2021年に日本の産業別労働組合として初めてL G B T +に関する組織内調査を実施しました。調査の結果から、公共サービス職場には6.6%の当事者が存在していること、L G B T +の職員の方が、非L G B T +の職員よりも、各種ハラスメントの被害を受けている割合が高いことを明らかにし、記者発表もしました。

自治労をはじめP S I - J Cは、性の多様性を認め合い、誰にとってもハラスメントのない職場、社会、労働組合をめざして、理解者であるアライの拡大、政策提言、政府や国会議員への要請などの取組を続けています。

性的指向や性自認を理由に、個人が命や生活を脅かされ、権利を侵害され、嫌がらせの対象にされることを、決して許してはなりません。

P S Iは、公共サービス労働組合として、グローバルレベルにおいてL G B T +の権利を前進させるため、リーダーシップを発揮し精力的にキャンペーンを展開しています。私は、加盟組合員の一人として、P S Iの取組に誇りを感じています。

P S Iが、その内部から率先してL G B T +も包摂した組織として、取組を強化することを改めて求めます。

心からの連帯をこめて、私の発言といたします。

ともにかんばろう！

セッション23

第1号決議案「第5章：労働組合と労働組合権」

提案：自治労前中央執行委員長 川本 淳（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、PSI副会長を務めておりますアジア太平洋地域共同議長、日本の自治労の川本淳（かわもと・あつし）です。

第1号決議案行動プログラムの「第5章：労働組合と労働組合権」について、世界執行委員会を代表して提案いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公共サービスの重要性、必要性が世界中で改めて認識されました。その一方で、公共サービス労働者の労働条件や労働環境は、改善されませんでした。

誰ひとり取り残すことなく、世界中の人々に質の高い公共サービスを提供していくためには、私たち公共サービス労働者が、尊厳のある生活を送り、ディーセントワークや生活賃金、適正な労働条件が保障されなければなりません。

より良い労働条件や職場環境を獲得するためには、労働者が労働組合を結成し、団体交渉やストライキを行う権利を持ち、その権利を行使することが必要です。その上で、現場での経験や知識を活かし、政策や業務の改善に活かしていくことが、より良い公共サービスの提供にもつながります。

世界の多くの国において、公共サービス労働者に労働基本権が付与されていません。特にアジアの国々では、例えば地域の保健や医療、生活衛生の仕事など、人々の命と生活を守る仕事を担っているにもかかわらず、労働者として認められることなく、賃金も支払われていない状況が今もなお続いています。

日本においても、地方公務員は、労働組合をつくり、団体交渉をすることはできますが、労働協約を締結する協約権が認められていません。もちろんストライキ権も認められていません。消防職員にいたっては、団結権さえ認められておらず、これは主要先進国の中で日本だけになります。

労働者が権利を確保するためには、ILOの中核的労働基準の中でも特に87号と98号条約の批准、条約の順守、国内法による施行が、重要な鍵になると考えています。

日本のナショナルセンターである連合とPSI-JCは、10月24日に「今後の感染症対策と公務員の労働基本権を考える」と題する国際シンポジウムを開催します。ITUCの法務室長もお招きしながら、労使・労働関係の改革などILOからの指摘に応える公務員の労働基本権を確立することが、次のパンデミック危機への不可欠な備えになることを、日本の社会に周知・喚起していきたいと考えています。このような取組も展開しながら、来年のILO総会にむけて、私たちは再度、労働基本権を求める闘いに臨む決意です。

大会も後半戦に入ってきました。10月15日から、PSIの行動プログラムについて、さまざまな課題で議論をしてきましたが、この「第5章：労働組合と労働組合権」は、その中でも特に重要な課題の一つです。

世界執行委員会提案の行動プログラムに対し、フランスの4つの加盟組織より、5章17項に「労働組合活動の犯罪視と労働組合員に対する暴力と闘い、」の加筆を求める修正案第49号が提案されています。執行委員会は、このフランスの加盟組織の提案を支持していることも、あわせて報告させていただきます。

最後になりますが、このセッションでの議論を通じて、ひとりでも多くの公共サービス労働者の労働基本権確立につながることを心より期待しています。

世界大会に参加の仲間みなさんに対し、本セッションの議論への積極的な参画と、課題や経験の共有をお願いし、世界執行委員会を代表して私からの提案とさせていただきます。

ともにがんばろう！

セッション23P o A第5章：労働組合と労働基本権
第18号決議案「世界の家事労働者との連帯」

発言：自治労副中央執行委員長 木村 ひとみ（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の自治労の木村ひとみ（きむら・ひとみ）代議員です。第18号決議案「世界の家事労働者との連帯」について、賛成する立場から発言をさせていただきます。

私たち自治労は、地域で医療や福祉、介護施設などで働く労働者も組織しています。多くの国において、高齢者介護などのケア労働は、女性が家庭内でその役割を担うものとみなされてきました。

日本においては、超少子・高齢社会に向かう中で、介護保険制度が導入され、全国の市町村が運営主体となって、保険料と税金によって介護サービスが提供されるようになりました。

しかし長い間、ケア労働は女性がその役割を担ってきたこともあり、ボランティア労働のように見なされ、給与水準は低く抑えられたままで、働き手が不足している状況が続いています。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、保健、医療、介護労働はその役割と重要性が見直されてきています。それでもなお、報酬は十分とは言えず、深刻な労働力不足の状況にあります。

第18号決議案にある通り、家事労働者の重要性を改めて認識し、労働者として位置づけ、その権利を保護していくことが、ケア労働者のより良い労働条件や賃金向上、人員確保につながるものと考えています。

家事労働者が、搾取や差別をされることなく、権利が保障され、十分な収入が得られ、適切な社会的保護が与えられる労働者として認められることを強く求めます。

世界の家事労働者に心からの連帯をこめて、私の発言といたします。

ともにがんばろう！

セッション23P o A第5章：労働組合と労働基本権
第20号決議案「すべての労働者の労働組合権は、
韓国における逆行的な労働改革から適正な雇用を守るために不可欠」

発言：全水道中央執行委員長 古矢 武士（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の全水道の古矢武士（ふるや・たけし）です。ただいま提案のあった、韓国政府の不当な干渉による労働組合権侵害と、あらゆる形態の反組合的弾圧を停止することを求める、第20号決議案を採択することを支持する。

韓国政府が労働組合を誹謗中傷し、勤勉に働く韓国の人々の労働権を毀損し、富裕層を優遇する政策を推し進めるために、労働組合権を侵害していることを強く非難する。

韓国政府に対し、弱い立場に置かれている労働者を擁護している労働組合に対して、ILO結社の自由の原則に則り、あらゆる形態の弾圧を停止するよう強く要求する。

私たちはいかなる労働組合弾圧も許さず、労働組合権、質の高い公共サービス、より公平な社会の実現を求め、韓国の仲間たちを支援し、連帯を図っていくことをここに約束する。

ともにがんばろう!!

セッション23P o A第5章：労働組合と労働基本権
第21号決議案「韓国、香港、フィリピンおよび
カンボジアの労働者との連帯」

発言：全水道北信越地方本部書記長 藤元 崇（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、アジア太平洋地域、日本の全水道の藤元崇（ふじもと・たかし）と申します。日本の加盟組合を代表して、第21号決議案「韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯」について、提案いたします。

韓国では、パクチョンヒ大統領時代の労働統制による労働運動の弾圧が長く続いた。今のユン大統領の政権は、時には暴力を使用して労働組合への圧迫を強めている。適正賃金の維持を求めてストライキを実施した際には、業務開始命令を出すなど、強硬な手段で労働組合活動を排除した。ユン政権の労働者に対する態度と政策の方向性は、労働者の暮らしや労働条件に大きな悪影響を及ぼしている。

香港では、2021年、民主派労働組合の香港職工会連盟が、香港国家安全維持法による弾圧が強まるなか、活動を続けるのは難しいと判断し、解散を余儀なくされた。ILOは、労働者団体が活動を組織する権利を保障するためにあらゆる必要な措置を取るよう求めている。さらに、労働組合員が暴力や脅迫のない環境で、市民的自由の効果的な尊重を保証する制度の枠組みの中で、活動に従事できるようにすることを要請している。労働者から、労働組合活動の独立、結社の自由、表現の自由に対する権利を剥奪してはならない。

フィリピンでは、2020年に発効した「反テロ法」のもと、結社の自由の権利に対する弾圧が悪化し、合法的な労働者組織を、暴力を用いて摘発している事例が多発している。政府は、市民を守ることなく、基本的人権や労働組合の権利を侵害し、組合活動家を殺害しても処罰することなくこれを容認してきた。

カンボジアでは、当局がストライキ中の組合活動家数十人の身柄を拘束した上で、日本が無償供与したバスへ引きずり込んでスト現場から強制排除される事案が発生した。

労働組合の国際交流はILO条約によって保護されている。私たちは労働者がもつ基本的人権の侵害を許さず、労働組合の権利、質の高い公共サービス、より公平な社会の実現を求め、韓国・香港・フィリピンおよびカンボジアの仲間たちを支援し、連帯を図っていくことを約束する。

ともにがんばろう!!

セッション23P o A第5章：労働組合と労働基本権
第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、
消防職員の団結権・団体交渉権を求める」

発言：全国消防職員協議会会長 須藤 洋典（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、日本の消防職員を代表する組織である全国消防職員協議会の会長、須藤洋典（すどう・ひろのり）と申します。

アジア太平洋地域、日本の加盟組合を代表して第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」について、提案いたします。

ILOは、これまでの間、11回にわたり、公務員に労働基本権を付与するよう日本政府に勧告してきました。日本の公務員は、いまだに労働基本権が付与されておらず、消防職員にいたっては、団結権すら与えられていない状況が続いています。

2017年のPSIの世界大会において、私たちPSI-JCと韓国の消防発展協議会（FFDC）が共同で、「日本の公務員と韓国の消防職員の労働基本権」を求める決議案を提出いたしました。

その後、韓国においては文在寅（ムン・ジェイン）政権下において、ILO第87号条約および第98号条約が批准され、韓国の消防職員に労働基本権が付与されました。

韓国の消防公務員の仲間たちは、労働組合を組織し、労働条件や勤務環境整備にとどまらず、現場の声を消防政策への拡充につなげ、住民に対してより良いサービスを提供するために日々取り組んでいると聞いています。

私たち消防職員は、住民の命と暮らしを守るため、人命救助のプロフェッショナルとして、日々高い志をもって仕事をしています。パンデミック下では感染リスクを負いながら、また大災害や火災の現場では、危険な状況下での活動を強いられます。

だからこそ、消防職員も労働者として安全に、安心して働くことができる労働・勤務環境が必要です。消防職員が労働組合をつくり、現場の声を集め、消防や救急業務の改善を求め、政策に活かしていくことがとても大切だと考えています。

消防も含めた公務職場においては、健全な労使関係を確立することで、質の高い公共サービスが提供できると確信しています。そのためにも、公務員への労働基本権の付与や消防職員の団結権を認めさせることが重要です。

私たちJCのメンバーは、公務員の労働基本権および消防職員の団結権獲得に向け、再度立ち上がり闘うこととしています。次の世界大会において、労働基本権獲得の報告ができるように頑張る決意を申し上げ、世界各国のみなさんの連帯と協力をお願いし、第22号決議案の提起とさせていただきます。

最後になりますが、日本からは私を含め4人の消防職員がこの世界大会に参加しています。世界の仲間のみなさんと、様々なお話をしたいと思っておりますので、ぜひ、気軽に話しかけてください。

心からの連帯をこめて、私の発言といたします。ともにがんばろう！

セッション26

第35号決議案「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」

発言：自治労東京都本部執行委員長 松村 誠治（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

私は、日本の自治労の松村誠治（まつむら・せいじ）と申します。アジア太平洋地域を代表して、第35号決議案「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」について、提案いたします。

2021年2月1日のミャンマー国軍による軍事クーデターから2年半以上が経過しました。多くの労働者が、民主化を求めて不服従運動を続けるなか、ミャンマー国軍は恐怖心を植え付け、抵抗をさせないように意図的に村を焼き払い、住居を破壊し、見せしめに村人を殺害して放置しています。

I T U Cに加盟していた労働組合は、非合法組織に指定され、パスポートをはく奪され、身を隠しながらの避難生活を余儀なくされています。多くの組合幹部は、着の身着のまま川を渡り、伝手（つて）を頼って避難生活を続けています。

私の出身の自治労は、数年にわたり、ミャンマーでごみの収集を行う清掃労働者や、看護師・助産師の組織化を支援してきました。組合をつくり、一緒に活動をしてきた清掃労働者は全員解雇され、住む家も失い、ヤンゴンから追われました。不服従運動を続ける看護師たちは、避難を余儀なくされているにもかかわらず、身を隠しながら住民の命を守るための活動を続けています。

ミャンマー国民、労働者が強く望み、積み上げてきた民主化の流れを止めるミャンマーの軍事政権を、断じて許すことはできません。

命の危険を顧みず、民主主義のために、住民に公共サービスを提供し続けるために闘うミャンマーの仲間たちに心からの連帯を示したいと思います。

民主派勢力が軍事政権に対抗するために発足させた国民統一政府（NUG）を正当な民主的政府として認めるよう、求めます。

ミャンマーの労働者に国際労働基準が適用され、労働組合権が確保されることを求めます。

命の心配をすることなく平和に暮らし、自由で公平に自らの意思決定に参加できる、民主的な社会を求めます。

私たちアジア太平洋地域は、ミャンマーの民主主義が回復し、ミャンマーの労働者が闘いに勝利するその日まで、連帯を示し、支援し続けることを約束します。

世界大会にご参加の皆さんに、力強い支援を求め、私からの提案といたします。

ともにがんばろう!!

PS I 世界大会に対する緊急声明
「ジョージアの救急隊員を復職させよ！
労働組合員への攻撃をやめよ！」

発言：全国消防職員協議会事務局次長 岡 大祐（代議員）

世界大会にご参加の皆さん、こんにちは。

そして、PS I スタッフ及び、各国通訳の皆さん、連日に渡り、ありがとうございます。

私は、アジア太平洋地域、日本から参加している消防職員で「全消協」の岡大祐（おか・だいすけ）です。

日本の消防職員は、団結権さえ付与されておらず、組合活動は認められていません。しかし、日本の自治労や関係組合と共に、日々地域住民の安心・安全を守りながら、団結権の獲得を目指しています。

日本では消防職員が救急業務をおこなっており、私達「全消協」もエッセンシャルワーカーです。

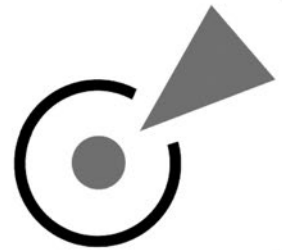
ジョージアの救急隊員の方たちがうけた不当な解雇は、断じて容認することはできず、平和的な集会、抗議活動に対する脅迫です。

私達「全消協」は、同じエッセンシャルワーカーとして、ジョージアの救急隊員の復職要求を支持します。

最後に、日本からの発言者は「ともに がんばろう」と掛け声を掛けてきました、意味は「レッツ ファイト イン ソリダリティ」です。

皆さんも一緒にお願いします、ともにがんばろう！

8. 日本代表団感想文



PS I 世界大会を終えて

自治労前副中央執行委員長 青木 真理子
(PS I 世界執行委員)

このPS I 世界大会をもってPS Iのすべての役職を退任しました。8年間、PS Iの執行委員のメンバーとして、またアジア太平洋地域の女性委員会議長としてお世話になりました。無事に任務を終えることができたことにほっとしています。この間、お支えいただいた日本の加盟組合の皆さんに、お礼と感謝を申し上げます。

私がPS Iの取組から学んだものは多くあります。そのひとつが、ジェンダー平等に関する意識を高く持ち、共有するということです。日本では、ジェンダー平等について声高に否定はしませんが、ジェンダーギャップ指数の順位がどんどん落ちていくことを大きな問題とせず、改善にむけた積極的な姿勢がみられません。しかし、PS Iでは、規約の「代議員数が2人以上の場合は男女それぞれが平等に代表となるべきである」ことは当たり前であり、運営細部まで徹底的にこだわっています。たとえば、男性の発言が続けば、女性の発言を促していくなど、単に女性の参加数のみを目標とせず、すべてにおいて平等でなければならないとの考えが共有されているのです。

アジア太平洋地域は、これまで男女50：50の参加が達成できていませんでしたが、今回は執行委員会でジェンダー平等の達成を意思統一し、早い段階からの各小地域への呼びかけや基金の活用を行うことで、男性53人、女性72人（女性58%）の代議員で参加することができました。このことは、率直に喜びたいと思います。

また、今回の世界大会では、はじめて女性の代議員が55%と男性を上回りました。加えて、「ノンバイナリー（身体的性に関係なく自身の性自認・性表現に「男性」「女性」といった枠組みをあてはめようとしないセクシュアリティのこと）」の参加といった発言もあったところです。LGBT+に関する決議案に対しては、性的指向について、同性婚を認める国が増えていく一方で同性間の関係を犯罪とみなし、死刑や禁固刑になる国もあることから、大きな議論となり、一部採決時に退席するなどの混乱した状況も見られました。

LGBT+の取組については、PS I-JCとして運動を定着させたいと思い「まずは理解を深めることから」と2017年から毎年男女平等セミナーで学習を積み重ねてきました。2019年6月には、ILO190号「仕事の世界における暴力とハラスメント」の撤廃に関する

る条約が採択され（日本は未批准）、2023年6月には不十分な内容ではありますが「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。人権を尊重する労働組合も遅れることなく取り組んでいく必要があります。PSI-JCでは、ユースの皆さんが「LGBTを理解・支援する人」を意味するAlly（アライ）のシールやキーホルダーを作成して配布したり、入門編の動画作成など積極的に取り組んでいただいたことに感謝しています。今後も引き続き運動を進めてほしいと願っています。

私はPSIの活動を通じて、世界中に仲間ができました。その仲間から大きな力をもらい運動をともに進めていく時間を過ごせたこと、本当に素晴らしい経験だったと思っています。



多重危機の中で

自治労中央執行委員長 石上千博
(JC議長)

2023年8月の自治労第97回大会で自治労中央執行委員長に選任いただき、様々な用務で息つく間もない中、日本代表団の一員として世界大会に参加をいたしました。私自身は、2007年にオーストリア・ウィーンで開催された第28回大会に代議員として参加をして以来2度目の世界大会でしたが、会場を包み込む熱気と、そこで交わされる真剣な議論に改めて感銘を受けました。

また、大会前のプログラムである「地方および地域政府（LRG）労働者ネットワーク会議」に参加をして、日本の取組として自治労における現業労働者のコロナ禍における取組を紹介するとともに、公共サービス労働者が住民にとっていかに重要な仕事を担っているかを広く周知し、仲間を作り、増やしていくことの重要性を訴えてまいりました。

この間、日本の公務職場においては民営化や人員削減の流れを止めることができず、特にここ数年のコロナ禍においては、現場職員の懸命な取組によって公共サービスの重要性が再認識される一方で、人員不足等により現場の疲弊が顕著となっています。人々の生活を守る公共サービスが、誰ひとり取り残すことなく、すべての人々に公平に適切に行き渡るよう、政府や議員に働きかけるとともに、公共サービス職場で働く仲間の労働条件の改善や、人員の確保を訴え続けていくことが大切です。

加えて、世界ではロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとパレスチナによる紛争、気候変動に伴う干ばつや洪水被害など深刻な人権侵害が起きており、世界大会においても緊急決議案を含めて、数多くの意見が出されました。宗教的、歴史的な背景に基づき発生する紛争については、立場を明確にすることは難しいものの、そこに住む住民の人権確保の重要性や、無差別な殺害行為が決して正当化できないことは、世界の仲間と共有できたのではないかと思います。世界規模で発生するこれらの幾重もの多重危機に対して、正面から向き合い、取組を進める必要性を実感したところです。

最後に、大会前に開催されたアジア太平洋地域の執行委員会ではPSIアジア太平洋地域の共同議長に、大会直後に行われた世界執行委員会ではPSI副会長に、それぞれ選任いただきました。大変な重責に身が引き締まる思いです。「利益よりも人々を」「戦争よりも平和を」、このスローガンを世界から日本へ、日本から世界へ広く浸透できるよう、精一杯頑張っています。ともに、がんばろう！



— 世界の広さと 力強さを感じたPSI大会 —

自治労副中央執行委員長 **木村ひとみ**
(JC副議長、JC女性委員会議長)

Covid-19により1年延期となり、6年ぶりの開催となったPSI第31回世界大会。予定どおりに昨年開催されていれば私が参加することもなかったのですが、これもめぐり合わせと思いながら、貴重な機会をいただいた関係者のみなさん、お世話いただいた現地スタッフのみなさんに感謝いたします。

まず印象的だったのが大会会場の様子です。大会規約に則った男女50：50が、参加代議員数だけでなく会場発言者や登壇者・パネラーまで徹底されており、加えて、スクリーンで紹介される各国のデモや集会風景も女性が中心となっているものばかりで、すべての場面で日本や自治労とは違う光景がありました。また、青年層組合員からは日本以上に年齢較差がある厳しい労働環境の報告がなされ、青年労働者に投資することは未来に投資することであり、その改善のためにも、当事者のための労働組合におけるスペースをつくるべきであるとの発言がありました。こうした会場の様子や発言に共感しながら、日本や自治労における女性や青年層組合員・組合役員の組織化や育成の必要性、参画率の向上に強く取り組まなければならないことを改めて認識したところです。

また、「公共サービスに投資を」という言葉が幾度も各国の発言の中で使われていました。この間、自治労が春闘期の取組に掲げていることは世界の公共サービス従事者の共通の課題・思いであることを確認し、今後も胸を張って訴えていくべきであると感じました。

大会直前にはイスラエル・ガザ紛争が激化し、急遽提出された関連決議案やロシアによるウクライナ侵攻関連議案に対しては、同じ公共サービス従事者といえども、各国それぞれの立場の違いが露わになりました。また、LGBT+関連決議案での意見の相違も大きく、宗教上や侵略の歴史、国際社会の中での搾取の実態など、国間・地域間での対立や課題も目の当たりにしました。改めて、平和と民主主義によってのみ労働者の尊厳の実現が可能であること、すべてのダイバーシティを尊重し包摂的な組織・社会の実現を追求することの重要性を認識し、取組を進めなければならないと思いました。

今大会において、世界執行委員会正委員の任にあたることにもなりました。日本の立場としては労働基本権をはじめとする条約の批准を求めるとともに、アジア太平洋地域の一員として、

香港・フィリピン・カンボジアをはじめとする政府や治安部隊による労働者・争議組合に対する弾圧について非難の声をあげ続け、仲間が孤立することなく労働者としての権利を行使できるよう、連帯して取り組んでいくことを決意として述べておきたいと思います。



PS I 世界大会を終えて

自治労総合企画総務局長兼国際局長 **八巻由美**
(世界大会議事運営委員、JC事務局長)

まずは、PS I 世界大会が無事終わられた事に安堵しています。

このPS I 世界大会は私にとって、これまでかかわってきた労働運動からさらに一步前へと進むきっかけともなり、そのようなチャンスを頂いた場だと改めて感じています。今回、議事運営委員という任務をいただき、世界大会までの間、Webや現地ジュネーブでの委員会にも参加をさせて頂きました。これまで参加した、各級機関会議の中での議事運営委員会のイメージをもってお引き受けしましたが、PS I 世界大会においてのそれは、イメージとは全く異なっており、一つ一つの決議案や修正案に対して、委員会として賛否をどうするか？そこからの議論が行われました。つまり、この委員会で反対されると、せっかく国として挙げてきた修正案は大会の場で議論のステージにさえ載ってこないという、極めて重要な役割があると感じていたのは、しばらくしてからでした。そのような中で、責任感を持って委員会に参加し、世界の議論に参加できたことは、本当に貴重な経験であり、そういった議論の積み上げで行われた世界大会の期間中は様々な出来事もあり、常にアドレナリンが出っぱなしでした。

振り返ってみると、十分に自分の意見が伝えられなかった場面もありました。初めての国際会議という中で躊躇ってしまった部分もありました。様々な反省点はありますが、それも含めて、もし、次があるのであれば、さらにパワーアップして臨めるのではないかと…。

大会全体を振り返ってみると、初めて参加する世界大会は想像以上に日本の状況と異なる部分が多くありました。その一つは、女性の多さ。

大会において、ジェンダーについては参加代議員の選出の時点から、かなりこだわって行われていました。ふたを開けてみると、会場を見渡しても女性参加者が半数以上、ステージ上の執行部席も半数が女性。発言についても、同じ性が続かないような配慮。

私自身労働組合に関わって、約20年になりますが、会議において、女性は少数どころか、女性は私一人ということも多くありました。

日本のジェンダーギャップ指数の低さを、身をもって実感した大会でもありましたし、様々な国の仲間から、日本が置かれている状況や課題を改めて学ばせていただき、今後のJCそして産別での運動を進めていく中で、本当に勉強になったと改めて感じています。

今回のPS I 世界大会をもって、JCとしても役員が変更となり、私自身も事務局長という任につくこととなりました。これまで、JCの活動を牽引して下さった川本前議長、青木前副

議長、そして、長年事務局としてサポートいただいた自治労の窪田さんも退任となりました。皆様が、これまで世界の仲間たちと築いてくださった関係やJCとしての立場で求められる運動について、しっかりと引継ぎ、次に繋いでいかなければならないと改めて感じています。退任された皆様を始め世界大会に参加されたJCの仲間の皆様に、感謝を申し上げます。そして、今後もしっかりとPSI-JCの運動を進めていければと思っています。



世界の仲間の声をきいて

自治労北海道本部道央地方本部書記長 藤原 誠也

今回、PSI世界大会に参加するという以前に、初めての海外ということもあり不安な気持ちもありましたが、「日本以外の労働組合がどのような運動をしているのか？」好奇心を抱きながら参加させていただきました。

PSI世界大会は4日間の日程で開催され、その前には2日半にかけていくつかのテーマごとに事前会議が開催されました。私は「ケア労働」「LGBT+」「若年労働者」「組織化」に関する事前会議に参加し、その中では、各国における労働組合の事例発表から質疑応答によって、大会議案を補強していく議論が行われました。事例発表では、「公共サービスの民営化」「医療従事者の処遇改善」「組合の未加入・脱退対策」などといった課題を全世界の労働組合が抱えている状況にあり、「民営化によって税が労働者のためではなく、交付金などといった形で企業の利益のために使われている」という日本と同じような実態もあれば、「人種・LGBT・女性の権利など、政権が変わったことでこれまで勝ち取ってきたものがすべて解体された」「医療を提供する職場として、患者と看護師が多くいる病院が爆撃される対象になる」など、日本で生活している中では考えられないような大変過酷で厳しい状況に置かれている中で、各国の労働組合が組合員のために、公共サービスに従事する労働者として地域住民を守るために、ストライキや各種抗議行動などの取組を通じて労働者としての権利を守ろうと日夜奮闘していることを聞くことができました。

ただ、個人的に一番気になったのは、事例発表に対して「どうやったらそのような取組ができるのか？」という手法ばかりを問う質疑が多く、その発言をしていた多くの国が発展途上国だったことです。

これは、自治労本部の石上中央執行委員長から休憩時に教えていただいたことですが、一部の発展途上国では労働環境が劣悪だったり、未だに「団結権」が認められていないところは珍しくなく、労働組合に加入することも組織自体を結成することも許されず、労働者としての権利を訴えようものなら、逮捕されて刑罰を受けさせられるようです。そのため、このPSI世界大会に参加することの目的ではビザが発行されないことから、プライベート目的でビザを申請して、万が一の場合は自国に帰れないことを承知の上でこの大会に参加しているというお話

でした。実際に、大会中のディスカッションでは、とある国の方が「まずは『生きること』が最優先」「この場で人の名前を言えない、もし言ってネット上でこの場にいることを知られたら生活できない」と話されていて、私はとても驚きました。

もしかしたら自分がこれまで過ごしていた日常を奪われてしまう危険を認識しながらこの大会に参加しているのであれば、それは何が何でも持ち帰れるものは持ち帰ろうとするはずです。大会中も自分たちの国における労働者の権利や労働環境を改善させるために、国際的に発言力のあるPSIの「議案の修正」「決議文の採択」をさせるべく提起していた各国の組合役員の言葉にはとても力がこもっていて、ちょっとした好奇心をもって参加した私にはない強い覚悟が感じられました。今回の大会では「労働者の権利は獲得するものであって行使するものじゃない、権利は求め続けなければなくなる」「労働組合の強さは『全員』、トップだけがたかえばいいわけじゃない、組合員全員で『NO』と言うことが必要」「公共サービスは商品じゃない」という言葉が多く出されていたことがとても印象的で、目に見えない差別を明らかにしていく、国際的に連帯してたたかうために「みんなでPSIに結集しよう」と全体で確認されました。

自治労の現状として「組合に入る意義がわからない」「組合費を払うメリットは？」などの理由で多くの人が未加入・脱退するという大きな課題がある中で、発展途上国を含めた多くの国が「労働者としての権利」を守ろうとしていることと照らし合わせると、彼らが喉から手が出るぐらい求めている権利を自ら手放しているといっても過言ではなく、非常に贅沢なことをしていると思いました。でも、これは日本の社会を生き抜くために「生産性」「効率化」を常に求められてきたこと、日々の業務に忙殺されて「労働者の権利」を求めるまでの思考ができない状況にさせられてきたことが大きな要因であると思います。実際にスイスでは、店は開店時間どおりに開かず、閉店時間前に営業を終える店が多くあり、初めて日本を出た身としては考えられないことでしたが、世界的に見ると普通のこと、それは日本人特有の「真面目さ」が原因なのかなとも受け止めています。

非組合員も含め多くの方々に「労働組合の存在意義」を実感してもらうためには、現場の状況やそこにいる仲間の声をもとに運動をつくっていくことが必要ですが、各自治体職場において多くの課題が山積されており、その課題解決のために努力してはいるものの、日々の通常業務に追われてやりきれない単組役員の苦悩に向き合わなければ前進することはできません。私自身、地本専従者となって2年半が経ちましたが、今回のPSI世界大会であったように、単組・地本段階で多くの仲間が結集を意識しあえる労働運動をどのように築くことができるのか、残り短い専従期間もその後も努力しなければいけないと考えさせられる大変貴重な経験となりました。



世界の労働組合活動 ～課題と成果～

自治労新潟県本部組合員 伊丹幸子

私は自治労新潟県本部の組合員であり、組合活動の経験は単組活動しかありません。他の参加者は県本部の役員やユースの方々であり参加する前から気後れしていました。

しかし、参加される皆さんからそれがどうしたの？といわれ、身近な隣の組合員がこのような世界大会に参加することで他人事ではないということが知ってもらえる良い機会になると言っていたこと、また、偶然にも私の組合活動のきっかけとなった大先輩（同じ国保労組）も参加者におり大変心強くなりました。

参加者は自治労だけでなく、ほかの加盟組合の方も参加されています。当然私はどのような組合なのかも存じ上げず、参加された方から業務内容、活動内容、プライベートなことまでたくさん教えていただきました。その中には新潟県本部の大先輩が取り組んだ「ニッパチ闘争」について、ヘルスケア労協の方に褒めていただき、当時のお話をお聞きすることができました。

世界大会の活動方針に対して、たくさんの修正案や決議案の提出がありました。反対意見も堂々と述べている姿や、接戦した議題に対して採択が人力での計測だったのも印象的でした。日本代表団の発言は、ミャンマーでのごみの収集を行う清掃労働者支援や、看護師・助産師の組織化の支援、韓国政府の不当な干渉による労働組合侵害とあらゆる形態の反組合弾圧停止を要求、日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める提案など自治労本部大会では聞くことのない内容もたくさんありました。

私が考えている当たり前の労働環境が整っていない国の存在、その国に対するPSIの活動の成果を知ることができました。そしてこれから整備されなければならないパンデミック条約の世界的な取組、戦争・紛争地域の支援、民間から公共への移管、DXの活用など世界的な結束で立ち向かう心強さを感じました。

正直な感想としては今まで聞いたことのない内容ばかりで苦戦していますが、この大会に参加したからこそこういう取組があることを知るきっかけとしたいと思います。そして、私なりの初歩的な内容であります。まずは単組組合員へ「国際公務労連PSI」の活動を広く広めていき、今後を担う組合員へ国際連帯を伝達したいと思います。

最後に5年後の世界大会参加者へのアドバイスです。ジュネーブは公共交通機関が充実しており、バス・電車・トラム・水上バスといろいろありました。どれもいちいち切符のタッチなどがなく、きちんと購入したチケットを所持しているだけで、乗り降りも複数の出入り口からできたのでスムーズでした。

お土産も魅力的なものが多く、チーズ・チョコ・ワインどれも重量がありますので帰りのスーツケースは23キロ超が多数発生しました。私は秘密兵器ラゲッジ・スケールを持参したため空港で冷や汗かかずに済みました。ぜひご検討を。



「挑戦」し続けることの大切さ！

自治労東京都本部執行委員長 松村 誠治

PSI第31回世界大会に参加させていただきました。海外に行くのも初めての体験でしたし、決議（案）を提案するという任務もいただいておりますので、正直、少し緊張しての出発となりました。「多重危機の世界において、利益よりも人々を優先する」をテーマに開催されたPSI世界大会に対する一番の印象は、その討論の熱さ、各国からの主張の強さです。正直、圧倒されました。また、その討論はとても丁寧に進められ、数多くの修正案が可決されるなど、極めて民主的な運営でもありました。特に、デイブ・ブレンティス会長（議長）の「主張は平等な権利であり、どんな意見も尊重し、それぞれの意見をしっかり聞いた上で討論することを徹底した大会運営は見事でした。

それから、国は違えども組織化・公共サービスの民営化・非正規職員化・政府の右傾化など抱えている課題は、世界的にも共通であることを知りました。また、各国からの課題に対する取組報告を聞きながら、世界中の仲間がそれぞれの課題に対し悩みながら、議論しながら取組を進めており、いかに困難なものであるかということも再認識しました。特に、事前会議「組織化ワークショップ」では、アフリカ・ケニア出身のアテラーさんから「組織化に必要なことは、団結して賃金だけではなく、労働条件や計画的な採用問題など、様々な問題を解決することによって、組合に入ることは価値があるということを見せることが重要。具体的な取組としては、組合員を教育しながら、労働協約を求め100日間のストライキを行い、逮捕者が出る中、最終的に労働協約の締結を勝ち取ることができた。その結果を受けて、さらに組織化が進んだ」という取組報告があり、あらためて「私たちが今、すべきことは何か」ということについて、深く考えさせられました。

日本団からもいくつかの決議案や、他国の決議案に対する賛成意見について発言し、私からは、第35号決議（案）「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」について提案をさせていただきました。50年ぶりに民主化を実現したミャンマーにおいて、これまで労働安全衛生の課題を解決しながら、ともに組織化等に取り組んできた仲間が、軍事政権のクーデター以降、ひどい仕打ちに遭いながらも、公共サービスを守るためにたたかっている現状を報告しながら、世界大会へ参加している皆さんに、力強い支援を求めました。私たち公務員の責務は、誰一人取り残すことなく「質の高い公共サービス」を提供することで、人権を守り、公正・公平な社会を構築することです。その実現のためには、労働組合こそが、たたかわなければならないと思いました。

結びに、どんな難しい課題であっても、決して諦めることなく「挑戦」し続けることの大切さを真に感じた「PSI世界大会」でした。「利益よりも人々が優先される社会」の実現をめざして、ともに頑張りましょう。

貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。



次につながる運動を！

自治労政治局長 佐藤 久美子

この間闘ってきたPSIの115年の歴史はコロナウイルス感染症のパンデミック以降、気候変動、戦争、エネルギー危機、食糧危機、インフレと不平等の拡大など、前例がない多重危機が重なり私たちの組合活動にも大きな影響を与えました。その中でも、医療従事者の労働環境は日本の実態をはるかに上回る劣悪な環境であることが今回の大会の中でも分かりました。セッションの間に上映されるビデオは、まさに命に関わる衝撃的な内容でした。また、世界中から集った仲間たちからの多岐にわたる発言は、私達がメディアで知る情報よりも生々しく、そこに立ち向かって闘っている姿に力をもらいました。各国の発言者からは、おかれている現状を知ってほしいことが訴えられ、参加者からは、エールがおくられました。会場の雰囲気は圧倒されましたが、会場にいる同志の連帯を感じることができました。不安定な日々の中においてもディーセントワークの実現にむけ声を挙げていかななくてはならないことも実感しました。

事前会議では組織化について2例ほど事例が挙げられましたが、私達が今まで取り組んできたことと同様な取組がされており、若年層の組合離れは世界課題であることが共有できました。マッピングを効率的に行い、当局からのあらゆる圧力にも弱音を吐かず行動を取ることは何よりも大事で、より良い公共サービスを提供するためにインパクトと数字が必要であることを学びました。日本からの発言はどのセッションにおいても力強く、特に若年層の発言や会場内での積極的なコミュニケーションの取り方には感心しました。前日の若年層の組合離れで組織化の必要性を感じつつも、「言語」や「文化の違い」「ジェンダー」「年齢」等の壁を超えて、アンケート調査の協力など身振り手振りで話しかけている姿は頼もしかったです。今回の参加でこれからの組合運動を背負っていくユースメンバーが一人でも増えていることを願います。私自身も、次の世代が、しっかりと意見を主張し議論していくことで活発な組合運動に繋がるよう、「利益よりも人々を優先」の意味を多くの仲間に伝え、引き続き取り組みます。

最後に、大会期間中は慣れない国での過ごし方も、グループでの行動が基本ではありましたが、他のグループとコミュニケーションをはかることで交流を深められました。この繋がりが帰国後も組合活動に活かすことができ、貴重な経験ができたことは大切な財産となりました。機会を頂いた事に感謝を申します。ありがとうございました。



世界から日本を見よう！

自治労長野県本部副中央執行委員長 伊藤 浩二

PSI国際公務労連第31回世界大会…

スイスに行ってほしいと打診を受けたのは、6月のことでした。あまりに唐突なことで、世界大会って？仕事ですよ？この年齢で海外？でもヨーロッパかあと少し浮き浮きしたことは黙っておきます。8月2日に日本代表団会議が開催され、PSIとは！そして加盟組合の紹介など説明を受けました。5年に1度の世界大会、2年に1度の地域総会（アジア太平洋地域）があることを知りました（そういえば、本部議案書にもPSIのことは掲載されていました）。日本の代表団は総勢43名です。初対面の方も多く、世界の前に代表団の仲間と親交を深めなければと思いましたが事前団会議は一回限りで、みなさんとの交流はほぼ現地でとなりました。

まず、衝撃的だったことは、スイスの物価は世界一高い！ということです。肉うどん一杯3,000円ですと？!! 一日の食費だけで1万円飛んでしまうやないか！実際に現地では、小ぶりのクロワッサンが1.7フラン・カレーパンが2.9フラン・チョコクッキー3.5フラン。よくマクドナルドで比較されますが、ビッグマックセット12.5フラン・ダブルチーズバーガーセット10.6フラン・フィレオフィッシュセット9.5フラン…円に換算すると（1フラン約170円）目ん玉飛び出しますが、そこはカードで！おいしくいただきましたけど…支払いが怖い。

聞けば、最低賃金も日本の約1,000円に対してスイスは2,500円～4,000円（法定最低賃金はなく協定で決められている）、平均月収は570,000円だそうです。

現在の為替くらいは知っているつもりでした。ただ、世界経済や海外諸国の状況には疎く、日本は今でも先進国といってよいのだろうかという疑問に思うほどです。

大会に目を向ければ「労働組合を企業としてみれば、今後どう活動していくか？」（通訳さんの同時通訳なので本当のところよくわからないですが）と提起の中での発言があり、多少の違和感を覚えました。第2グループ神部隊長のLGBT取組強化に対する発言に対し、LGBTがよくてなぜ一夫多妻制がダメなのか？少し過激な発言も含まれ会場は騒然となる場面もありました。

フィンランドでは、選挙で極右政権が発足し、女性の労働権が侵害されている。ネパールでは、労働基本権を制約しようとしてされている。トルコでは、ILO条約は批准されているが団体協約は法律で制限がされている等、労働者に対する圧力が日本以上に加えられていることを知りました。

PSIでは、国や人種が違ってもお互いの意見を尊重しあい、周りを見て助けがいるような手を差し伸べよう！連帯という言葉は、最も重要な言葉であり、最後まで闘うということだと言っていたことがとても印象深かったです。

最後に、確定闘争の忙しい時期に快く送り出してください10日間の不在を支えてください

た県本部・仲間の皆さん、また単組の皆さんに心から感謝をします。



世界の現実と熱波、世界精神を感じて

自治労静岡県本部執行委員 神部香里

PSI 世界大会に参加して湧きあがった3つの感情を述べたい。

1つ目は、若年労働者ネットワーク会議でみえてきた2つの現実への「ショック」な感情である。まず「世界の若者も、年功序列があり、それによる息苦しさ」を感じているという現実。これは、「上司は間違っているという勇気」というフィリピンの仲間の発言からみえた。日本より高齢化が進んでいない世界では、どんどん若者が主張できるのだと想像していたが、それは間違っていた。PSIに集結し、しっかり意見をもっている仲間で、年功序列によって意見を反映できないという現実がショックだった。次に、日本でもよくきかれる「組合にはメリットがない」というチリの仲間の言葉からみえた「若者は組合に入りたがらない」という世界共通の現実。世界には、積極的な主張の強い若者が多く、政治的なポジションをとるためにも組合に入りたいという印象があったため、世界の若年層でも個人化が進んでいる現実がショックだった。そんななか、多くの仲間から「若者のクオータ制を！ 若さのプロフェッショナルを意思決定の場に！」という世界運動を熱望する声があがった。若年労働者をとりまく環境が、世界的に似た状況ということはショックではあるが、逆説的にいえば、世界の仲間とともに課題解決の模索ができるということである。「声をあげるだけでは40年経っても何にも変わらない、すぐさま行動しよう」というスピード感ある仲間の言葉に共感した。

2つ目は、私が発言の機会を得たLGBT+のセッションでの「熱狂」である。LGBT+問題については、すべての世界で、職場、労働組合の枠を超えて「すべての性自認・性指向の権利・差別の禁止」を勝ち取りたいという熱波につつまれていた。嫌がらせなんて甘いものではなく、全世界で基本的人権の侵害——「愛の形の死刑宣告（ブラジルの仲間の表現を引用）」を受けている仲間を底上げしたいという気概。そんななかで、私は公共サービス職場に6.6%もの当事者が存在することを明らかにした自治労調査の結果等を発言した。仲間の後方支援を受けながらの発言者席からの光景は、一生忘れられない。その後に沸き起こったアフリカ地域の発言者の「LGBT+を認めるなら、一夫多妻制度についても認める」という反対意見。そして、そのまま退場した模様にはショックだったが、宗教・文化的な問題と馴染まない国もあるという現実を受け止めないといけな。日本は宗教と同じというより、世間の目という保守派の呪いがある。2023年6月理解増進法が制定されたものの、差別に対する罰則などがない理念法であり、実効性や即効性に向け、むしろ差別する側に配慮しているとも指摘される。日本の現実も受け止めつつ、今後もLGBT+に関し多角的な視点への理解を深め、差別禁止と権利獲得を訴えたい。

3つ目は、人と人を繋ぐ手段は世界共通なんだと知っての「安心」の感情である。組織化に関する会議での「対話が1番のツール」という言葉。世界の仲間に話しかけた際の「しっかり目を見てしてくれるあいさつ」とあの爽やかな感じは、「初対面の相手にほんとうに感じの良い笑顔を作ることができる」訓練をみんな受けているのだろうかと思うほどだ。組合活動に関する先進的な妙薬、そんなものはない。人間の本質は同じ。小さな交流の積み重ねでおたがいの自他の壁を少しずつ削り取って、連帯するしかないのだ。そういった世界精神を目の当たりにして、人間への愛しさというものが湧き上がった。

最後に、専従1年目ながら、ヤングワーカーとして、女性として、発言者として、5年に1回のPSI世界大会参加のチャンスを掴めた私はなんて恵まれているんだろう！ あらためて幸運に感謝したい。送り出していただいた多くの自治労等の仲間のみなさん、ほんとうにほんとうにありがとうございました。



利益より人、一人ひとりのムーブメントで 流れは変えられる

自治労京都府本部書記長 増 永 浩 子

PSI世界大会に初めて参加させていただきました。日本から約15時間の長旅を経て、ラヴォー方面、アルプスモンブラン山系の拠点でもある美しい街シャモニーからアルプス山系まで足を延ばしました。山頂近くの展望台は富士山より高い標高約3,800m地点で気温は0℃。なだらかな山頂のモンブランが本当に美しかったです。

また、12世紀からの歴史をもつレマン湖に「浮かぶ」古城シヨン城は、かつて領主の住まいであり、牢獄であり、その地の権力の変遷を象徴した場所としての痕跡を残していました。現在は当地の財団が管理し、地域に貸し出していることも時代を反映していると感じました。

その後10月14日から18日まで本大会が開催されました。世界各国の公共サービスの現場で働く労働組合の仲間と交流しながら、世界の重要な課題について議論を行いました。今大会では連日、紛争による犠牲者に対する黙祷で始められました。

特にロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナとイスラエルの紛争については、現地で苦しい状況に置かれている公共サービスの仲間から訴えがあり、「ウクライナの労働者と人々との連帯」緊急決議が採択されました。また、気候変動により貧困に陥る国、それを引き起こしている先進国の責任など、様々な課題に対して公共サービスの労働組合が立ち向かって行こうという方針も承認されています。また、労働組合におけるLGBTへの取組の提案については、最終的に採択されたものの、植民地主義が残るアフリカ諸国などは強固に反対しており、「虐げられた者は虐げる」負の連鎖が続いていることを深刻に受け止めました。

更に、ケア労働者、先住民労働者の権利、障害を持つ人の労働権の問題。とりわけ医療介護などのケア労働者は、家事労働も含め無償有償ともにそのほとんどが女性であり、これまで家

事労働が無償とされているため、ケア労働の価値も低い水準になっているということでした。これを是正するためにP S Iでは、ILOに対してケア労働者のディーセントワークに関する条約の構築を求めています。また、同じ第6グループの全消協の仲間からの「日本の消防士にも団結権を」という訴えに対して、韓国など複数の国の仲間が支援を表明してくれるなど、世界の連帯に感動しました。

現在、世界の公共サービス労組の仲間の多くが軍事独裁政権によって迫害され、命さえ奪われている現状にあります。その状況を重く受け止め自らの取組を展開しながら、世界へ向かってムーブメントを起こしていかなければならないと感じました。

最後に、本当に良いグループで多くの良い経験ができ、心から感謝しています。



5年後の第32回世界大会に参加される方々へ

自治労大阪府本部副執行委員長 **金子俊雄**

P S I 世界大会に参加にあたり、ご苦勞いただきました関係者のみなさまに感謝いたします。印象に残ったことを二つほど記して報告集に掲載いただければと思います。

1点目、スローガンについて

P S I 世界大会は、通常5年ごとの開催ですが、今回はコロナ禍により6年ぶりの開催となりました。今回の第31回P S I 世界大会は参加代議員が首にかけるネームプレートに「PEOPLE OVER PROFIT」（直訳で利益より人々）とあり、大会スローガンも「多重危機の世界で利益よりも人々を優先する」との内容でした。世界中の国々で過剰な利益が一部の人間の富に集中していることへの抵抗と警鐘のメッセージと受け止めました。

この「PEOPLE OVER PROFIT」は、2017年に開催された第30回大会で2018年～2022年までの行動プログラム（P o A）として採択され、P S I の政治的指針とされてきた、とのことでした。

配布された資料集のP S I 規約、第1条の中に「平和と自由」の項があり、そこには「P S I は世界中の社会的進歩を求めて闘うすべての人々の平和、自由および自己決定のために闘う……」との記載がありました。

折しも今回の大会開催中にイスラエルとパレスチナ・ハマスとの対立が激化し、爆撃による犠牲者が多数発生したことから議場で黙とうも行われ、双方に即時撤退を求める緊急決議も採択されました。一方でロシアによる武力侵攻に端を発したウクライナでの戦禍も未だ収束の糸口が見えていません。次回P S I 世界大会ではこうした国際紛争が収束し、世界平和の安定を前提として次なる共通課題がスローガンになっていることを願うものです。

2点目、通訳について

今大会では、赤外線受信機を使った同時通訳が行われていました。154カ国、700団体が

加盟する国際会議ですから同時通訳は当然のこととと思っていましたが、17カ国語の同時通訳が行われていたことには驚きました。

ちなみに国連で使用される6つの公用語は、英語、仏語、スペイン語、中国語、露語、アラビア語ですが、PSI大会の同時通訳はこの内の5つに独語、スウェーデン語、ポルトガル語、ノルウエー語、韓国語、トルコ語、ベンガル語、インドネシア語、ネパール語、ヒンディー語、タイ語、日本語を加えた17カ国語で、なぜか中国語は入っていませんでした。

公務部門で働く多様な国々や団体の参加者が一堂に会し、それぞれの意見や主張を聴く機会がそうそうありませんから、まさに貴重な経験をさせていただきました。日本からの大会関係者や発言される方々は事前準備や当日のやり取りで神経を使いながら対応されていたので、その労に「お疲れさまでした」と申し上げたいと思います。他の参加者は、同時通訳される言葉を聴く役回りでしたが、大会の最初から最後まで一番大変なお仕事は通訳の方々ではないかと思った次第です。日本語通訳を担っていただいた仁木さん、上原さんはもちろんのこと、世界各国の言葉を変換していただいたすべての通訳の皆さんにあらためて感謝を申し上げたいと思います。

さて、5年後の通訳はどうなっているでしょう？ PSI大会の通訳も5年後はまだまだ不可欠と思われるが、AIの急速な普及で、もしかすると通訳の形態も変わっているかもしれません。

5年後に参加される皆さん！ 自らの視野を拓ける絶好の機会ですので、日本からの参加者とともに世界の公務労働者との交流を是非楽しんでください。



PSI 参加者報告

自治労山口県本部副執行委員長 河村典子

PSI第31回世界大会が、10月14日から10月18日まで、スイス・ジュネーブで開催され、JC加盟組合の自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協から37人の代議員オブザーバが参加しました。このPSI世界大会は、5年に1度行われるものでしたが、コロナの影響で今回は6年ぶりの開催となりました。昨年開催なら、私に声がかかることもなかったと思うと、運命を感じました。

私自身、この大会参加にあたり「知りたい」「見たい」「聞きたい」を優先させることで、充実した時間を過ごすことができました。これまで無関心だったテーマについても学ぶことができ、自分の固定観念を打破する良い機会となりました。

世界各国のPSIの仲間が差別や不合理に立ち向かい、解決にむけて取り組む報告を聞き、刺激を受けました。公共サービスは住民と市民の生活を守るために重要であり、パンデミックからも守ることを改めて認識することができました。

世界的な傾向として再公有化、インソーシング、脱民営化が進行しており、世界75か国で1,600以上の事例が確認されています。公共サービスの再公有化・公営化は労働者とその労働組合が関与する複雑なプロセスであり、PSI加盟組織はこれらのプロセスを経験し、積極的なキャンペーンを主導していることを知りました。

また、コロナパンデミックによる医療現場の状況を振り返り、他の国々の報告を聞くと、物資等の支援もない中コロナから患者を守り、医療を支えてきた仲間存在に誇りを感じながら、今もコロナとの闘いはまだ終わっていない事を改めて感じました。医療従事者からのビデオメッセージは、共に闘い続ける仲間に勇気を与えてくれ、感動しました。

今回の大会参加において私にとっての一番の収穫は「人との出会い」です。この10日間、同じ班で行動を共にさせていただいた、自治労の仲間、全消協のみなさんには改めて感謝申し上げます。今回初対面での旅でしたが、ずいぶん前から知っているような安心感もあり、心地よい旅になりました。同じ自治労でもなかなか話す機会もなく今回とも行動する中、価値観もよく似ていて今後も相談できる関係を築くことができました。また、消防職員は市民、住民の安心、安全のために、日々の訓練などされている話等も聞き、そういう職場だからこそ起こりうる課題解決にむけた、組織化の重要性を感じました。自治労の仲間、全消協のみなさんは頼りがいもありやさしさあふれる方々で本当に素敵な時間を過ごすことができました。

最後に私の勝手な「昼食おにぎり」提案に皆さん賛同いただき、私達の班のスイスでの昼食は毎日日本から持って行ったご飯で作ったおにぎりでした。それもとてつよい思い出になりました。楽しむ時には楽しむ、学ぶときは学ぶ、そして共に助け合える最高の仲間との出会いをこれからも大切にしていきたいと思いました。



課題は共通している

自治労徳島県本部副執行委員長 榊 一 美

事前会議を含めて7日間にわたる会議を通して印象的だったのは、社会的な情勢に違いはあっても、公務公共サービス労働者の抱える課題は共通していることを実感したことでした。そして、ケアワーカーに大きく焦点が当てられていたことも印象的でした。

大会2日目のパネルディスカッション「未来は公共」でも、民営化を進めてきた流れから、非民営化の動き、再公営化が進められている。パンデミックによって、さまざまな課題が明らかになり、民営化の失敗もみえてきたこと。そして、よりよい雇用、よりよいサービスのために再公営化を進め、そのためにも労働組合の積極的関与の必要があるとディスカッションが行われました。

公務労働者はもっとも脆弱な人々とともにある。不測の事態が起きた時に社会の中で、その

生活基盤が脆弱であるほど、影響を受ける人をどう守るかは、公務の課題だと感じました。憲法25条には、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とし、国民の生存権があり、国家に生活保障の義務があると規定しています。

民主主義や資本主義社会の問題をとらえた上で、公務公共サービスの意味についても、仲間とともに改めて学習、議論し、しっかりとした労働者意識を作り上げて労働運動の強化をしていかなければと感じました。

公共サービスを担うものが感じる課題は世界共通で、闘って守れるのも私たち労働者であること、団結した労働組合であることを再認識しました。世界の仲間とともに見つめることで、日本や自分の職場を振り返り見直す貴重な機会となりました。ありがとうございました。



PS I 第31回世界大会に参加して

自治労福岡県本部副執行委員長 若松直美

この大会に参加する前は公務労働者の世界大会に参加するという意識でしたので、自治労の全国大会が世界大会になったぐらいのイメージでした。

実際には、目からうろこが落ちるような経験となりました。

事前会議で参加した保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議ではコロナ禍におけるケア労働者の世界共通の課題を知ることができました。

どの国でも賃金以上の奉仕を求められるという点や、女性労働者が中心ということに加えて、ケア労働がどの国でも家庭労働の延長として認識されており、他産業と比べて低賃金に置かれる状況が引き起こされているのではないかと思います。

また、衝撃的だったのは、フランスからの報告でした。

高齢化により老人ホームが増え、公的ホームと民間ホームが50%ずつになっていて、もちろん民間ホームにも公的資金が投入されています。参入している民間の会社はグローバル企業として参入し、企業体でネットワークを形成して、フランスで上げた収益をカナダで運用していて、法人税を支払わないなどの実態があるそうです。しかし、一方で、この企業が経営しているホームでは、虐待の問題があったり、コストが重要視され業務の質に問題があったり、人員不足が生じているなど、運営に問題があることが明らかになっています。

実はこの問題についてはある1冊の本がベストセラーになったことがきっかけで注目され、投入された公的資金の返還を求める動きが、社会的な運動として広がっているとのことでした。GAF Aなどと同じく、グローバル企業への対応が必要であることが報告されていました。

日本では、まだグローバル企業が介護業界に参入しているとは私は聞いたことがなかったのですが、今後の動向が気になるとともに、公的資金が投入されている民間企業への介入・監視とい

う点で、非常に考えさせられる報告でした。

本会議においても、日本での課題は世界共通の課題であるということがわかりました。新自由主義をネオリベラルというのだということも初めて知りましたが、民間委託、公的資金の抑制、職員の非正規化など色々な報告がありました。

特に、印象的だったのは独裁政権によるパンデミックへの対応に関する報告で、政治一つで大勢が犠牲者になるということ突き付けられ、自分たちがどのような社会を作るためにどのような政治を求めていくのか考えることが重要であると思いました。

さらに、今回の大会の直前に、パレスチナにおける戦闘が始まったこともあり、ウクライナ戦争など、当事者からの報告を直接聞くことができ、平和に対する思いというものが一層強まりました。

同じグループに最年少の20代の藤原君がいて、こういう若い子にこの場を経験してもらった方が良かったなと思う反面、やっぱり自分が経験させてもらって良かったと感謝しています。さて、この経験をどう組合活動に返していくか考えたいと思います。



日本国憲法のありがたさを改めて痛感

国公連合中央執行委員長 **武藤 公明**
(JCF副議長)

PSI第31回世界大会には副団長として参加させて頂いたことから、まずは日本代表団の皆さんが10日間の日程を終え、全員無事に帰国できたことを嬉しく思いますと同時に、大変ご苦労様でした。

世界大会には150を超える国と地域から代議員とオブザーバなど約1,000人近くが参加していることから、17の言語を同時通訳のもと、テーマ毎にパネルディスカッションと世界執行委員会からの提案、加盟組織から出された決議案や修正案について活発な討論が行われました。

特に印象に残ったのは、多くの国々でLGBT+の人々が未だ基本的人権、法的保護、尊厳が得られず、社会的排除、経済的不平等、ハラスメント、暴力を経験していることなどから、LGBT+労働者の組織化を支援するとともに、執行委員会とその他PSI統治機関に多様な代表が必要であるとして「第7号決議案：PSIにおけるLGBT+労働者の代表性」が提出された際、JCからも賛成討論を行いました。多くの代議員から賛成・反対の熱を帯びた発言が繰り返された後、採択ではアフリカ諸国の多くの代議員とオブザーバがボイコットし会場外で反対集会を開催するなど、異常な雰囲気の中で決議案は原案通り採択されました。私の想像の域は超えませんが、ボイコットした代議員などは本決議案に反対討論を行ったとしても、採択されれば帰国した際、政府から投獄や拷問などをされかねないとの不安から採択をボイコットせざるを得なかったのではないかと思います。

他方、JCとしては、韓国、香港、フィリピンやカンボジアをはじめ、多くの国や地域において政府や治安部隊による労働者、労働組合に対する弾圧が続いていることから、PSIの仲間たちが孤立することなく労働者としての権利を行使できるよう「第21号決議案：韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯」を提出。また、日本政府はILO結社の自由委員会からの勧告を真摯に受け止め、早急に日本の公務員に労働基本権と消防職員に団結権を付与するよう「第22号決議案：日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求め」を提出したところ、約20カ国の代議員から自国における労働組合への弾圧の実態などを生々しく語りながら賛成討論が行われ、両決議案とも満場一致で採択されました。さらに、「第47号決議案：ウクライナの労働者と人々との連帯」ではウクライナ戦争による市民や公共サービス労働者の殺害の実態が報告されるなど、世界では戦争や紛争が後を絶たない状況が続いています。

私たちが安心して仕事や組合活動ができるのも日本国憲法に「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重」が保障されているからであり、この三大原則は決して変えさせてはならないことを改めて痛感した世界大会でした。向こう5年間「利益よりも人々を優先する」世界の実現に向けて、ともに頑張りましょう。



同じ課題を抱える世界の仲間とともに

国公連合書記長 莊 司 真佐人
(JC運営委員)

私がPSIの世界大会に参加するのは、6年前の前回に続き2回目となりました。

今回は、第31回の大会…5年に1回の開催だから…、PSIって150年以上も活動しているの!?!と思い、いろいろ調べたところ、JCで作成し配付していただいた「男女平等ハンドブック」に「1907年に結成された」との記載があるのをようやく見つけました。

150年とまではいかないものの、116年も活動を続けていることには心より感服する次第です。

おそらく、これまでの大会においても各加盟国の労働者や労働組合を取り巻く課題や環境・情勢などを述べ合い、互いに共有することで連帯活動につなげるとともに、自国での取組にも活かしてこれたのでしょう。そのような大会だったからこそ、PSIの長年にわたる活動が続いていると理解します。

今回の大会でも、各国の労働者を取り巻く様々な課題が取り上げられました。特に、この間のコロナ禍による弊害では、ヘルスケアの過酷な職場実態や人員・予算の不足、相次ぐ離職者の発生など、まさしく日本で起きていたことと同じ状況が全世界でも起きていたことを改めて知らされました。

その他にも、労働基本権や民主的な労働組合活動、良質な公共サービスを提供するための税

財源の確保など様々な共通課題があり、その解決に向けて各国の労働組合が協力し一刻も早くグローバル・スタンダードを確立させていく必要性を感じました。

一方で、国によってLGBT+に対する考えが異なり、残念ながら議論そのものをボイコットする国もあり、人権に対する理解を図っていくには時間を要するものだと感じました。また、戦争や紛争によって平和が脅かされ命の危機にさらされている国・地域の人々のために労働組合ができることは何か？についても考えさせられる大会となりました。

世界の公務・公共部門労働者をめぐる課題解決は遅々として進んでいない実情にありますが、近年では韓国の消防職員に団結権が付与され2021年には労働組合が結成されるという、明るい話題や希望も生まれています。同じ課題を抱える世界の仲間とともに、決してあきらめることなく、時機を逸せず要求が実現できるよう、日本でも取り組んでいかなければ、と思うところです。

最後に、今回の大会の参加にあたり、多大なご苦勞をしながらもお支えいただいたJC事務局に感謝いたします。また、現地ではJTBの方々にも大変お世話になりましたことに心より御礼申し上げます。

年齢的に、次回大会に私は参加できませんが、国公連合も引き続きPSIの取組に参画していきますので、今後ともよろしく願いいたします。



ボンジュール、メルシー、セボン

国公連合国税労組組合員 深牧友子

ジュネーブ在住の添乗員の方に、即席のフランス語講座で教えてもらったうちの3単語。滞在中の会話が、この3単語でほぼ乗り切れたと言ってもいい。

海外へは10数年ぶり、英語はおそらく小学生並み。

それでも、買い物や食事が楽しめたのは、この3単語とジュネーブの人々のやさしさにあったと感じる。

国連をはじめ、様々な国際機関の本部が集まるジュネーブは、街を歩く人も本当に様々。服装だったり、話す言語だったり。

世界各国から人々が集まるので、食事がとにかくおもしろい。スイス料理店だけでなく、各国の本場の料理が味わえるお店が至る所にあり、今日の夕食はどの国にするかが期間中のちょっとした楽しみでもあった。

ジュネーブでは24時間営業のコンビニはなく、スーパーが割りと近い距離に点在していて、不便といえば酒類の販売が夜9時で終了することくらい。とても肝臓にやさしい10日間だった。

世界大会期間の前に行われた事前会議では、テーマに沿った取組報告とパネルディスカッ

ションがあり、税の公正に関する政策フォーラムとLGBT+フォーラム、組織化ワークショップに参加し、各国の現状と課題、労働組合としての取組などを聞き、特に税の公正に関する政策フォーラムは、私自身の職場に関連する内容で、非常に参考となった。税務行政の執行者として、「適正・公平は使命」と常に心にあるが、改めて、透明性や公平性について考える機会となった。

10月14日から世界大会の開会となったが、参加者は、パーカッションとダンスのパフォーマンスで出迎えられ、いよいよ始まるという実感がようやく湧いてきた。

世界大会では、予め提案された決議案に対し、賛成意見と反対意見、修正案の提案などが活発に行われ、日本代表団からも多くの発言があった。

印象的な出来事としては、日本の労働組合では、発言の締め言葉として「共に頑張りましょう！」という文化があると思うが、代表団の発言も締め言葉として言い続けた結果、最終日には他の国の代表団の方にも伝播し、まさに団結、連帯を強く感じた出来事であった。

PSIに集まる人々は、言語も文化も違う。目の前の直面する課題もそれぞれではあるけれど、互いに助け合い、認め合い、共に考える。そういった仲間なんだなと感じた。

世界大会で感じた思いと、「ボンジュール（こんにちは）」「メルシー（ありがとう）」「セボン（美味しい）」、この3つは忘れずに。



PEOPLE OVER PROFIT !

国公連合政労連中央執行委員 **植野那美**
(JC運営委員)

大の飛行機嫌いにとってはあまりにも長いフライトを何とか乗り切り、10日の夜ジュネーブに辿り着いた。疲労感と不安感、期待感、高揚感が入り混じった不思議な気持ちを抱いたまま夜は更け、スイスでの日々が幕を開けた。

12日から事前会議が始まったが、スピーカーの言葉やそれに応じて参加者から次々と発信される情報や質問の数々と、それらが同時通訳されイヤホンに届くスピード感を体感し、国際会議の雰囲気にも早くも圧倒された。最初に参加した「税の公正に関する政策フォーラム」では、PSIのスローガンである「PEOPLE OVER PROFIT（利益よりも人々を優先する）」の意味を強く意識させられ、この言葉は大会を通して深く心に刻まれた。

世界大会第1日目（15日）、決議案の本格的な審議に先立って、「イスラエルとパレスチナにおける戦争」についての緊急決議を採択した。多くの代議員の賛成により早期停戦を祈る強い思いを確認したが、同時にどこか無力感を抱いていた。果たして自分自身は何が出来るのだろうか。

いよいよ本番に入った大会は、熱量やスケールの大きさが圧巻で、それを現場で感じられたことは何よりも貴重だった。国、立場、宗教、思想…の違い、そして直面している問題に少し

ずつ違いや温度差がある中でも、丁寧な議論のもと、一つずつ、全体で採択をした。包括的、民主的であり、厳粛な空間だった。

LGBT+の議論の際には波乱もあったが、その後の大会の対応は強く印象に残った。ローザ書記長の厳しくも温かいメッセージを受け、大会代議員であることの責任とやりがいを再認識した。私たちは自らの言葉を持っており発信する権利が保障されている、お互いに目を向け耳を傾け、排除するのではなく包括できるような対話の場、民主的な場が世界大会であり、一人一人の努力無くしてその成功は叶わない。そして、間違った手段を取ってしまった時にそれまでの努力・成果・秩序は一瞬にして失われかねない。

全大会日程を終えて、大会1日目に頭をよぎった“無力感”を軽減するためのヒントが見えてきた気がする。いっぺんに物事を変えることは難しいけれど、議論や対話を諦めず、何よりも「人々」（特に困難に直面している人）を大切に想うこと。まずは身近なところから、小さな平和の輪を大事に育てていきたい。

帰りの飛行機ではフライトの長さも恐怖も忘れるくらい、ずっとうつらうつらしていた。帰国2日後に発熱、翌日インフルエンザ陽性判定を受けた。日本に帰ってきたことを実感する前に自室隔離生活を送ることになり、心はスイスと日本のハーフ&ハーフ。久々に出した高熱が、世界大会の熱気を呼び起こし、頭の中で会議会場やジュネーブの景色、優しかった日本代表団の皆さんの姿が渦巻いていた。記憶をたどる一人アディショナルツアー開催、それだけ濃厚で学びの多いジュネーブでの日々であった。



ともに頑張ろう

国公連合税関労組書記次長 **渡辺 航**
(JCユースネットワーク委員)

はじめに、第31回PSI世界大会の代議員として参加させていただき、関係者の皆様、また、共にスイスへ赴いた仲間の皆様へ感謝申し上げます。

私は、本年9月から日本税関労働組合の専従として勤務を始めたばかりで、1か月も経たぬうちにこのような大役を担わせていただきました。現場で働いていた頃には、絶対に経験できない世界中の労働組合の方々と関わらせていただいたことや、約1,200人が集まる大きな舞台上で発言をさせていただいたことは、人として大きな成長に繋がるものであると実感しております。

本大会において私の中で最も印象に残っているのは、「PSIにおけるLGBT+労働者の代表性」に係る決議でした。

私は、多様性の時代である現在に激しく反対をする人はいないのではないかと考えておりましたが、それは、私の見識が狭い故の考え方であると、討論を直に見たことで強く感じる事となりました。

賛成意見、反対意見を述べる人が激しい討論を行い、反対意見に賛同する人々は会場から退出するなど、LGBT+の方々が抱える問題は生半可なものではないと見せつけられました。

その上で、討論を終え、決議の結果、賛成多数を勝ちとった発言者の皆さんが抱き合い、喜びの声を上げる姿には感動を覚えました。

個人的に興味を持ち、LGBT+について調べてみたところ、本年にアフリカ東部に位置するウガンダでは、反LGBT+法が発効されており、違反者には死刑が適用されるなど世界でも最も厳しい内容となっているようです。

これだけ大きな問題に対し、目を向けず、他人事のようにであった自分が情けなく、志を改める貴重な経験となりました。

最後に、タイトルにしている「ともに頑張ろう」という言葉は、日本代表団が発言の最後に揃って口にしていた言葉です。初めは、この言葉を発していた日本代表団に戸惑っていた各国の仲間たちでしたが、大会が終盤に向かうにつれて、少しずつ共に声を上げる仲間が増えていきました。世界中の仲間たちとともに、公共サービスに従事するすべての職員の明るい未来のため活動していく。そんな意志を含んだ本大会の場に最もふさわしい言葉であったのではないかと思います。この言葉から一体となった会場の空気を忘れることなく、今後も組合活動に従事してまいりたいと思います。

改めまして、サポートいただいた関係各所の皆様へ心より御礼申し上げます。

これからも、ともに頑張ろう！



厳しい時こそ連帯を

国公連合全財務書記次長 石川 沙也香
(JCユースネットワーク委員)

大会に参加してまず感じたことは、世界には様々な厳しい現実があるのだということです。自分の国が戦火に見舞われた参加者、労働組合活動が認められておらず私的な旅行と偽って大会にやってきた参加者、労働組合活動により仲間が投獄された参加者、障害を理由に不当に解雇された参加者、気候変動で水没寸前の国からの参加者、医療従事者として感染症と闘ったにもかかわらず賃金が支払われなかった参加者、自国の伝統と相容れないLGBT+を拒絶し、議論の途中で退出した参加者…。様々な参加者が身をもって語る言葉により、世界の厳しい現実を突きつけられました。まさに「多重危機の世界において 利益よりも人々を優先する」というスローガンのとおり、世界にたくさんの危機が迫っていることを痛感しました。

そのような中でも、参加者たちが組織や国を越えて連帯し、多重危機に立ち向かっていこうとする姿には感動を覚えました。特に日本の加盟組織が提出した決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」に対し、様々な国の参加者が賛同し、連帯の意思を示してくれた瞬間は胸が熱くなりました。LGBT+に関する決議案について日本代

表が発言した際には、同じ意見を持つ参加者たちが発言者の周りに集まり、決議案が可決されたときには抱き合っただけ喜び姿が見られました。LGBT+を拒絶し議論の途中で退出した参加者たちを目の当たりにしてショックを受けていたのですが、多様性を受け入れる参加者たちの温かい輪が広がるのを見て安心しました。同じ公務・公共部門労働者として、私もこのような連帯の一員になれたことを誇りに思います。

また、大会の中で最も考えさせられたのは、ランチミーティング（障がい者のためのディーセントワーク）で聞いた「障害ではなく障壁」という言葉です。障害者について議論をするとき、「健常者」「障害者」という括りで語ってしまいがちですが、「健常者」に区分される人であっても、生きていくうえで何かしら障壁と覚えることはあると思います。障害を「与えられた障壁の高さ」として捉え、多様性の一つにすぎないとする言説には感銘を受けました。障害者が働くにあたっては、そもそも職を得られない、職を得られたとしても障害を理由に信頼されず仕事も与えてもらえないなど根強い偏見がありますが、まずは「健常者」「障害者」という捉え方から改め、全ての人と与えられた障壁の高さに関わらずディーセントワークを実現できるような社会にしていく必要があると感じました。

最後に、今回私の世界大会参加を支えてくださった全ての方に心より感謝申し上げます。貴重な機会をいただきありがとうございました。



視野を広く持ち活動に活かしたい

国公連合全農林財政局長 村上嘉則

この度、スイスのジュネーブで開催されたPSI（国際公務労連）第31回世界大会への参加という大変貴重な機会をいただきました。

世界大会には、150数か国の加盟組織から約千人の代議員等が集い、その規模の大きさに驚きました。また、PSIの取組における理念と各課題への行動計画の重要性に共感すると同時に、深く考えさせられました。

特に感じたことが3点あります。まず、今大会のスローガンは、「多重危機の世界において利益より人々を優先する」であり、実に意味深いものでした。世界は、新型コロナ、地球の温暖化と異常気象、戦争や紛争、エネルギー・食料危機、企業権力の増大と不平等の拡大、右派・極右政権の台頭など多重危機の中で、市場原理主義で儲ければ良いという利益追求ではなく、人々が優先され、人権や尊厳が守られる世の中にしなければならぬことが確認されました。改めてこうした危機から目を背けずに、国内外の労働者が情報を交換し、連帯して取り組んでいくことの重要性を認識しました。そして、国内では、連合の「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け取り組んでいくことが重要と感じました。

2つ目に、世界各国の代議員の意見を聞いて、日本では公共サービスの提供にもっと自信を

もって良いのではないかと、自信をもって仕事や組合活動を行う必要があるのではないかと感じました。世界では、パンデミックにより公共サービスの重要性が認識され、多くの再公営化事例が報告されていました。日本においても、公共サービスに携わる労働者が市民の命や暮らしを守ったことに一定の評価がされつつあり、引き続き公共サービス・公務部門の仕事の重要性を強く訴えていく必要があると思いました。

3つ目に、日頃から世界の動きにもっと関心を持つ必要があると痛感しました。今大会の冒頭でPSIのローザ書記長から、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ間の紛争などを非難し、世界平和の重要性が強調されました。また、新自由主義・資本主義の中で公共サービスが切り捨てられ貧富の格差が拡大するとともに、極右政権の誕生などで労働組合権をはじめ人権や尊厳が抑圧されているとの報告が多数ありました。さらに、気候変動やデジタル化、LGBT+に取り組むことの重要性を再認識するなど学習させていただきました。今回参加して、視野を広くもって今後の活動に活かしていけるよう頑張りたいと思います。

最後に、国公連合グループとして団体行動を共にした仲間の皆さんにお礼申し上げますとともに、色々とお面倒を見ていただいたPSI-JC役員、参加者の皆様、JTBの方々、関係者に感謝申し上げます。



One for All, All for One 世界の仲間たちと団結を

全水道中央執行委員長 古矢 武士
(JC副議長)

「多重危機の世界において、利益よりも人々を優先する」を基本理念に、スイス・ジュネーブで開催されたPSI第31回世界大会に参加することができ、大変貴重な体験をさせていただき、世界の仲間たちと、それからPSI-JC参加メンバーの皆様と交流を深めることができました。

10月10日羽田空港を飛び立ち、ロンドン・ヒースロー空港経由でスイス・ジュネーブ空港に約20時間かけて到着。ジュネーブ市内は、TPG（ジュネーブ公共交通）によるバス・トラムが素晴らしいネットワークで整備されていて、知らない街でバスに乗るのは、少し不安がありましたが、迷うことなくホテルから会場・市内の移動をすることができました。また、ホテルの近くには、スイス山岳地帯から流れる水で形成されている、美しいレマン湖があり、140メートル噴き上げる大噴水は圧巻です。また、食事ではチーズ・ワインやチョコレートを堪能、スイス本場のシンプルな（具材はパンとジャガイモ）チーズフォンデュは絶品でした。

世界大会の前段で12・13日に開催された事前会議では「税の公正に関する政策フォーラム」「LGBT+フォーラム」「民営化に関する政策フォーラム」「若年労働者ネットワーク会議」に参加し、各フォーラムにおいて、労働者の権利や性差別、不当な賃金差別など、新自由主義政策による国策として福祉・公共サービスの縮小と大規模な規制緩和、市場原理主義を

重視した結果、公共サービスの低下などをもたらし、再公営化が行われたことなど、各国の状況や課題などについて多くを学ぶことができました。

14日に開会式が行われ、PSI会長の歓迎のスピーチ、ILO副事務局長から開会基調講演をうけ、本格的に世界大会がスタートし、PSI執行部から出された議案、各加盟国から提出された議案、規約の改正などが審議され、また「COVID後の公共サービス労働者の新たな闘い」「デジタル化とAI：労働者、公共サービス、経済への影響」「脱植民地化と反人種主義」などのパネルディスカッションが行われて、各国で起きている労働者への不当な弾圧・差別、利益を目的とした公共サービスの民営化、戦争により多くの労働者が犠牲となっている現状などの発言が活発にされました。

全水道参加者からも、世界の仲間たちを支援する立場から発言を行い、仲間との連帯を図ることができました。発言の機会を頂いたPSI-JC運営委員会と参加者の皆様に感謝申し上げます。

世界大会を経験して、世界で起きている差別や不合理の実態を知ることができ、闘いを進めている多くの仲間がいることもわかり、“One for All, All for One” 世界の仲間たちと団結を深めることの重要性を認識しました。大会の中で貴重な経験ができたことに感謝しつつ、公共サービスの発展のため、「利益よりも人々を優先」する社会を目指し、奮闘して参りたいと思います。



若年労働者の活力は世界共通

全水道青年女性部長 **葉鳥翔汰**
(JCユースネットワーク委員)

PSI第31回世界大会に日本代表団のメンバーとして参加できたことは、これまでの人生の中でも1番刺激的で魅力あふれたものでした。そのように思えたのは、SNSやインターネット、テレビの報道でしか知り得なかった世界の仲間たちの声を生で聞けたことによるものです。

まず、PSI世界大会の前段として行われた「若年労働者ネットワーク会議」において、世界各国の若年労働者リーダーが各地域の活動について活発な情報交換をして、現状や課題について共有化することから始まりました。世界の仲間たちの意見は、各国置かれている状況は違うにもかかわらず、課題や意見には共通する点が多くあると感じ、そのような若年労働者のリーダーが活発に意見を交換する中、日本のユースネットワーク委員を代表して、日本の若年労働者を取り巻く環境についての発言とワークライフバランスに関するアンケートの広報活動ができたことが良い経験になりました。そして、その若年労働者ネットワーク会議に参加していた、志をともにする仲間たちが、世界大会中も諸先輩方を差し置いて、活発に意見を言う姿を見ることで、これからの活動意欲が湧いてくるとともに、今までぼんやりとしか見えていな

かった世界情勢についてもっと知りたいと心から思える機会になりました。

今回のPS I 第31回世界大会を通じて、「連帯する」という重要性を身にしみて感じるとともに私も労働者の一人として様々な課題解決に向けて連帯していきたいと思いました。

最後に、この世界大会を今回の日本代表団と一緒にとても濃密で忘れられない期間を過ごすことができたことを嬉しく思うとともに、準備等でご尽力されました皆様方に心より感謝したいと思います。



ユース層の力強さに刺激をもらって

全水道青年女性部副部長 **岩永朋美**
(JC女性委員)

私は今回PS I 世界大会に参加するにあたり、自分自身が海外に行くこと自体が初めての経験だったので、楽しみというより少し不安の方が大きかったです。

今回のPS I 世界大会で感じたことは、若い組合員「ユース層」の力強さです。私は、若年労働者ネットワーク会議に参加させていただきました。どの国も課題として若年層の組合参加率低下であったり、上司や上の世代との働き方の認識のずれなど、日本と同じような課題をユース層は持っているんだなと思いました。私の所属している全水道でも今ユース層の役員不足や組合離れが深刻化しています。実際に組合活動自体何をしているのか、組合に入ることのメリットが感じられないということからユース層の組合活動の参加率も低下し、全国の各自治体の次期役員選出が困難な状況にあります。しかし、どの国の方も自分たちユース層がより一層声をあげることで職場環境が整っていくと熱い気持ちを伝えられており、とても感銘を受けました。世界大会でのユース層の組合活動では、実際に現場の声を届けるために、ユース層組合員同士のコミュニティを広げ世界各国で交流をすることで組合活動を広める運動をしているのを見て、ユース層が自ら考え行動しているところに刺激を受けました。今回日本団のユース層では、世界の方の「ワークライフバランス」についてのアンケートを3か国語用意し、ユース層自ら大会入口で配布活動を行いました。最初は、言葉の通じない人たちに向けて失礼のないようアンケートを配る方法が分からず積極的に配ることができませんでした。しかし、日本のお菓子やグッズなどを一緒に渡すことで興味をひくことができだんだんと積極的にいろんな国の方へ話しかけることができるようになりました。また、アンケートを通して、「アンケート回答したよ」や「なぜこのようなアンケートをやっているの？」などアンケートを通して各国の方とたくさんコミュニケーションをとることができました。実際にたくさんの方からの回答があり、ユースメンバーで世界と日本のワークライフバランスを比較するための情報が得られたことは今回の配布活動はとても意味のあることだと思いました。

スイスの街並みは本当にきれいで、みなさんとジュネーブの街並みを観光し、チョコレートを買ったことはとても思い出に残っています。ごはんも本当においしいところばかり

でした。本場のチーズフォンデュは少し癖のある匂いでしたが、その匂いがパンやワインをすすめるものになっていました。

PS I 世界大会でたくさんの発言や議論を聞いたこと、きれいな街並みとホテルで10日間皆さんと過ごせたことは、私にとって忘れられないものになりました。本当にありがとうございました。



PS I 世界大会への参加で得られたこと

全水道北信越地方本部書記長 藤元 崇

今回、スイス・ジュネーブという遠い地で開催されたPS I 世界大会に、日本代表団の一員として全水道から参加させていただきました。東京と経由地ロンドンのフライトでは約14時間にわたりほぼ同じ姿勢を強いられたことにより、到着後はしばらく足腰に違和感が残りました。また、ジュネーブ滞在中は世界大会に向けた緊張感や高揚感を保っていたせいか、帰宅後にそれらから解放されたことで、じわりと疲労感が襲ってきました。

スイスの中でジュネーブではフランス語が用いられており、あいさつに必要な最低限の単語をバスガイドのかおるさんに叩き込まれ、ためらうことなく積極的に使うように指示されました。難しいイメージがあったフランス語でしたが、ホテルや店舗で使用していく中で慣れていきました。ホテルの屈強そうなドアマンにMerciと話しかけると、De rienと返してくれたり、軽くスマイルしてくれたりしました。このようなあいさつに慣れていない日本の私には新鮮に、嬉しく感じました。日本での日常生活でもより積極的にあいさつをしていきたいと思いました。

世界大会の本会議では、世界各国から公務労働に携わっている仲間たちが参加しており、会場入りした際にはその規模に圧倒されました。

LGBT+の決議においては、発言者の後方に集まっていた当事者の仲間と共に採択された喜びを共有できる機会がありました。日本ではまだまだ浸透していないLGBT+（LGBTQ）ですが、特有の問題は解決に向けて行動しつつも、一人のひととしては分け隔てなく接すべきだと強く認識しました。

私は第21号決議案「韓国・香港・フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯」を発言する場をいただきました。お隣の韓国では民主化運動や労働運動への弾圧が行われていた歴史的な経緯があり、民間・公務共に多数の仲間が集結したストライキなどの労働運動が盛んに行われているそうです。日本ではストライキのような表立った労働運動は少ないですが、労働者への不当行為にはしっかりと声を上げていかなければならないと実感しました。

世界から集まった仲間との積極的な交流という面では、ユースメンバーの活躍が際立ちました。日本から持参したアンケートを会場で配布し、英語を交えて積極的にコミュニケーションをとっていました。とにかく声を掛け、話してみることによって交流が生まれる（声を掛けな

いと始まらない)、また英語の能力を磨いておいて損はしない、と帰国して改めて思いました。私のような地方在住者に世界大会への参加という貴重な機会を与えていただいた全水道の皆さんをはじめ、ご尽力いただきました皆さんに深く感謝申し上げます。これからも、ともにがんばりましょう。Let's fight in Solidarity!



「世界は広い」PSI世界大会に参加をして

全水道書記 吉田裕子

今度のPSI世界大会に行ってもらうことになります、と役員の方から言われたのは昨年のことでした。まず頭に浮かんだのは自分が行って、何か役に立つのか?でした。全水道本部書記として長い間勤めさせていただいていますがほぼ会計業務と雑務が仕事で、水道橋の事務所を出る機会はほとんどありません。そのため、この話をいただいた時には「大きな会議、それも海外、どうすればいいんだ」と、不安が先に立ちました。

そして、その次に頭に浮かんだのは現地までの飛行時間です。高所恐怖症で国内線でも震えながら乗る自分にとって心臓バクバク、手には汗で出発の日を迎えました。羽田からヒースロー、厳しいと言われる出国審査をしどろもどろでクリアしてジュネーブに着いたときのなんともいえない安堵感。でも、まさか帰りの飛行機が揺れまくってエアポケットに落ちる恐怖があるなんて、この時は思ってもいなかったです。

実際に世界大会に参加しての感想は月並みな言葉になってしまいましたが、「世界は広い」でした。様々な国の人たちの話を聞き、自分たちが置かれている現状との違いに驚くことも多く、考えさせられる事が多かったです。子供の頃に感じた世界の広さの感覚とは違うもので、日本は平和と感じました。帰国してからは以前より海外のニュースが気になるようにもなりました。

また、他の産別の方と話ができただけのも自分にとって、よい経験になりました。

特にヘルスケア労協の方から聞いた、コロナ禍の時の対応の話はとても印象深かったです。自分が想像していた以上に過酷で、この機会がなければ知ることもなかったのだと思います。

言語で悪戦苦闘をし、そんな中ホテルの部屋のルームキーが開かず顔面蒼白でスマホの翻訳機能を使ってフロントに走ったり、トランジットのジュネーブ行きの飛行機では隣の外国人男性のシートベルトを間違えてつけて慌てさせてしまったりと、笑えるようで笑えない思い出も作ってしまいました。

全水道本部の会計担当書記として今まで、PSI世界大会に行く人達の事務作業に何度も携わりました。今回自分が参加をさせていただき、どのような会議かを見て知ることが出来てよかったです。自分の業務を考えつつ、会議に参加をしていた時もありました。

このような機会を与えてくれました、全水道に感謝をいたします。

また、代表団の皆様、事務局の皆様、旅行会社の皆様にも大変お世話になりました。本当に

ありがとうございました。



平和が何よりも尊いと感じた10日間

ヘルスケア労協会長 上 間 正 彦
(J C運営委員)

10月9日、東京・大崎のホテルに集合し結団式が開催された。直前にハマスによるイスラエルに対する大規模軍事行動があり、飛行機等に影響が出ないかを心配させられたが、とりあえず何事もなさそうに胸を撫でおろした。2ヶ月ぶりに集まり、この班の方々と10日間以上ジュネーブで行動を共にすることを実感し、話し合うなかで改めて世界大会出席への決意が強くなりました。翌日はあいにくの雨で、早朝6時より羽田空港へと向かい、ロンドン経由でジュネーブへと旅立ちました。途中のロンドン・ヒースロー空港は5人に1人は荷物がなくなると聞いていたので、ジュネーブ空港でスーツケースと再会した時はホッと、また、参加者全員もスーツケースとの再会を果たし、幸先の良い大会になったと感じました。

翌日は、オプションツアーで、チーズ工場の見学とチーズフォンデュを食べ、これが本場のチーズフォンデュか！パンのみが具材か！それ以外が邪道だそうです。でもそれ以外のウインナーや野菜も欲しかったと、日本の邪道チーズフォンデュがいいというのが皆の一致した意見でした。

それ以降は、ほぼ会議・会議、途中で半日だけシオン城観光がありましたが、朝9時から18時ぐらいまでひたすら大会とシンポジウムやイベントがあり、かなりのハードスケジュールでした。

大会で印象的だったことは、やはり平和でなければならないということです。この間、ウクライナ戦争やミャンマー軍事政権による市民・組合活動家への弾圧、ハマス・イスラエル軍事衝突があり、この世界大会出席も命がけの代議員も数多くいたようです。

それと、多くのヘルスワーカー、特に看護師からの発言がありました。コロナで感染リスクと戦い、その後バーンアウトや労働環境の悪化により大量の離職者が出て人員不足がさらに進んでいるなど、状況は日本と同じです。しかし、日本の多くの医療労働者は、現状の労働条件・労働環境改善の声を上げていない。世界ではストライキも打たれ「たったの3%の賃上げしか勝ち取れていない」との発言には、私たちの労働組合運動のふがいなさを感じました。ただ、人員不足は、各国共通の課題であり、今後5年、10年先に、今と同様の医療体制が維持できるのかが問われている状況です。途上国は、より深刻な状況で先進国に人材が流出し、医療・介護が提供できない状況に陥っているとのこと。また、先進国では民営化が進み、例えばフランスではオルペア社という介護企業の暴露本が出版され、オルペア社の内部の実情が露見し経営者が有罪判決を受け服役中だそうです。医療・介護を儲けの対象とすれば、必ずこのようなことが起きると証明されています。

コロナで公共サービスの重要性が証明されたはずなのに、まだまだ民営化攻撃はとどまっていません。しかし、そのなかにおいても再公営化の動きも出てきているとの報告もされてきました。民営化の方が効率的で、多くの課題は公営であるから起きているという幻想が吹聴されていますが、民営は株主が儲けるためのものであり、電気・ガス・水道代は民営化で料金の値上げ、サービスの低下を招いています。この40年間の世界中で民営化は、全てが失敗であったとされています。

今、日本の病院でも統廃合を進めながら、民営化の動きがあります。健康という人権を守るため、私たち医療・介護労働者は、世界の医療・介護労働者と連帯し、また平和を求め闘っていかねばならないと感じた大会でした。

ともにガンバろう！



初めてのスイス、PSI世界大会

ヘルスケア労協組合員 渡邊信子

ヘルスケア労協から、オブザーバとして参加させて頂きました。

海外へは、25年振りになるためPSI世界大会への参加が決まってからパスポートの更新等から準備が始まりました。海外旅行の心得や、スイスのジュネーブについて色々調べました。調べれば調べる程、漠然とした不安が募る日々でした。そんな中、結団式の日が来ました。結団式のおかげで第5グループの皆さんや他のグループの方々と交流させて頂けた事で、漠然とした不安も一気に解消されました。翌日飛行機に搭乗し、乱気流もあり想像以上の長いフライトで初めての乗物酔いを経験して、かなりの疲労感でした。

ジュネーブ到着翌日は、ラヴォーへ終日観光でした。バスで、一時間半程移動になりましたが、ブドウ畑や壮大な牧場を窓越しに見える景色はフライトでの疲労感を一気に吹き飛ばしてくれました。また現地ガイドのカオルさんのお話はスイスを知る興味深いものでした。ペットの犬も税金を飼い主が払っている事やスイス人は2～3か国が話せるのは普通の事など文化の違いを知りました。

10月12日から事前会議が始まり「保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議」へ参加させて頂きました。日本の看護師はパンデミックが起きる以前から深刻な人員不足の状況があり、更に夜勤労働を中心とした過密な勤務スケジュールを強いられる事から、卒業後10年前後で離職してしまう人が沢山いる現状です。世界でも医療・福祉系は、看護師・医師等医療従事者の人員不足や人員配置、離職率と世界共通の問題を抱えているのだと改めて実感しました。

大会初日「保健および社会サービス」について発言する機会を与えて頂きました。

発言後、世界各国の医療現場で働く方から声をかけて頂き、通訳さんを交えて意見交換の場

を設けて頂きました。その中で、オーストラリアの助産師・看護師の方から、医療現場でも24時間ストを実行したと伺いました。医療現場でもストライキができるのだと驚きました。日本の医療現場では、日本人気質からストライキ実行は難しいのではと思いました。世界各国で厳しい現状を送りながら、組合活動をされているのだと考えさせられました。

今回のスローガンである「利益よりも人々を優先する」はどの職種であろうと共通の課題であると共感しました。最後になりますが、この9日間日本だけでなく世界各国の方々とふれあう事ができ、貴重な時間を過ごすことができました。参加された皆様、PSI-JC役員の皆様親切に接して頂いて心から感謝します。ありがとうございました。



第31回PSI世界大会 参加報告

ヘルスケア労協事務局長 **佐々木 伸 樹**
(JC運営委員)

はじめに、PSIの世界大会はもちろん、労働組合員としては初めての海外出張となった。海外における一番の心配は「言葉の壁」である。英語がほとんど出来ない自分がPSIメンバーと交流できるか、会場においては同時通訳機の日本語で聞くことができるが、感音性難聴であるため聞き取りが上手くいくか。PSI-JCの負担でジュネーブへ行くことになるが、元を正せば、組合費からの出金であり、世界の組合員に触れたことが、職場の組織強化につながるように意識して参加した。以下、報告をする。

世界大会は、実質4日間であるが、大会前にも事前会議と称するフォーラムなどが多数あり、労働条件、ジェンダー不平等、人権など多岐にわたる話題が世界規模で行われる。世界大会自体も39本の決議案や決議案に対する修正案がある。これらは無事に採択が行われるのか。普段、自分が所属する単組の大会とは比較できない。世界規模だと想像すらできない。

10月12日の午前中には初めての国際会議となる「保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議」が開催された。結語を先に言うと大きく2つになる。一つ目として<日本で起きていることが世界でも起きている>二つ目は<公共サービスの民営化>である。

① 日本と世界で同様なことが起きている

各国のヘルスケア労働代表者から発言されているキーワードは、低賃金、人材不足、長時間労働、離職などの問題。これらの問題は日本でも同じだ。しかし、背景にある出来事には相違もある。今回は、新型コロナウイルスパンデミック後の世界大会ということもあり、コロナ禍におけるヘルスケア労働者の問題が目立つ。人材不足の要因では、医療従事者へのワクチン接種や医療資材の確保が行われない中での看護師の離職を挙げる代表者がいた。日本ではヘルスケア労働者に対して優先的にワクチン接種が進められていた。世界レベルでは医療従事者に優先接種されていない国もあることを目のあたりにする。

② 公共サービスの民営化

カナダをはじめ、多くの国で公共サービスの民営化が進められる事例と組合としての闘いが報告された。ヘルスケア労働者に資金を投入するのではなく、民間に公的資金を投入している。しかし、民間企業は利益を生むことに視点を置いており、そこで働く労働条件の劣悪が報告されている。コロナ禍では公共サービスの重要性が認識されているが、それが見直されず民営化が進んでいる。組合も、公的資金が投入されている企業において、利益を追求する民間や不正を働いている企業から公的資金の返還を求める運動や組合の組織化とストライキで対抗している。

普段、目に触れることがない情報が、ここでは生の声で教えてくれることに話を聴くことの重要性を改めて感じる。

最後に、ロシアによるウクライナ侵攻とイスラエルとハマスの戦闘についても非難を決議した。また、労働組合が民主的で未来的な組織であることも再認識した。この経験を今後に生かすためには、2、30代の加入促進とユース部門の確立をすることが私に与えられた重要な責務だと感じている。



PS I 世界大会に参加して

全消協会長 須藤 洋典
(JC副議長)

通常5年に1度周期で開催されるPS I 世界大会ですが今回の31回大会は新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となり6年ぶりの開催でした。大会直前には中東パレスチナのイスラム原理主義組織ハマスがイスラエルに攻撃を仕掛けイスラエルは応戦する形でガザ地区に報復攻撃を行いました。そして依然としてロシアはウクライナに対して侵攻を続けている。そんな世界情勢が不安定な折の世界大会でしたので会期中にはウイルスによるパンデミックや世界中の紛争地域を問題とした決議案が数多く提案され可決されていきました。そんな会議の中で私は第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」について発言しました。有事の際には、災害の最前線に立ち困窮・苦難の中にある住民に対して、自らのリスクは度外視してサービスを提供するのが我々、公務員です。日本にはそんな我々を守るための労働基本権が付与されていない事に対し、参加各国の代議員の方々も同意し可決して下さいました。今後、ILO総会にて同案が可決され、日本政府に12度目の勧告をしてくれる事を願うばかりです。

さて、本大会には約170の国が参加していました。大会初日の開会式で私たちの後ろの席にはウクライナの方々が入っていました。大会を通じて座席は同一であるとの事でしたので、2日目から私と岡事務局次長は全消協加盟組織である九州ブロックの発案により作成したウクライナ支援ポロシャツ（左胸にウクライナと日本の国旗をあしらひ、背中には英語で「離れているけど心は一つ共に平和を望みます」の文字がプリント）を着用し大会に参加しました。

後ろに座っていたウクライナの書記長は感謝の意と同時に、なぜ遠く離れた日本人がウクライナの事を慮ってくれているのかと話しかけてきました。それに対して、私は「日本は世界で唯一の被爆国であり、幼いころから戦争の悲惨さについて教育を受けている。平和の尊さについては遠いも近いもないのです」と返答すると、力強く握手してくれました。私は着ていたポロシャツをプレゼントし、代わりにウクライナ国旗を模ったバッジを頂き友情の証としました。

また、北欧から参加の消防職員とも約1時間にわたる意見交換ができ、貴重な情報を手に入れる事ができた世界大会でした。この経験を活かし全消協活動に役立てて参ります。

最後になりますが、世界大会期間の10日間同じグループとして行動してくださり、お世話をしてくださった、山口県本部副委員長河村様・京都府本部書記長増永様に心より感謝申し上げます。

People Over Profit (利益よりも人々を) P S I 世界大会スローガンより



貴重な経験をありがとう！

全消協事務局次長 岡 大 祐

全消協定期総会の報告等でしか聞いた事の無いP S Iの世界大会に参加する事となり、参加させて頂くだけでも信じられない事なのに、ジョージアの救急隊員に関する事項で、発言までさせて頂き、本当に忘れられない貴重な経験をさせて頂きました。

大会前日の受付にて、担当の女性の方が自分の名前と全消協を見るなり「daisuke zensyoukyou」と言い出し、もちろんその方との面識がない私は意味が分からない状況だったのですが、よく聞くと全消協のOBである元会長の事であり、後日その方と話をすると、以前参加されたことのあるOBの方達の名前も聞いて、全消協の世界的なつながりを実感させられました。

また世界の方々の、日本の消防職員に対する関心の高さも強く感じられ、数か国の方と日本の消防職員の事につきお話が出来ました。

世界にはまだまだ過酷な状況での労働をされている方々がおり、命がけの労働運動で本大会に参加したことで、自分の国に帰れないかもしれないというお話もお聞きし、公共サービスを守り労働者の権利を確立させるために、各国からの支援と、私達もさらに頑張り訴える事をやめない事の重要性を考えさせられました。

全消協の会員の中には、まだまだILOやP S I等での「世界連帯」に対する活動に否定的な意見も多く見られます。確かに日本は平和で良い国だということは、今回の世界大会のため日本から出る事でさらに実感することが出来ました。ですが消防職員の現状を考えると、ハラメントが横行し世界の公共職場の方々に胸を張って「民主的な職場」であるとは言えない状況です。P S Iを通じILOからの勧告で団結権の回復を待つのではなく、その勧告を基に全

消協がそして私達自身が何をしていかなければならないのかを考える事、そして世界の公共サービスを担う仲間たちの後押しの下、地道な活動を続けていくことが必要であると強く思いました。

大会終了後、受付時に「daisuke zensyoukyou」と言ってくれた方に「次回大会に来る私達の仲間も宜しくお願ひします」と伝えました。その仲間が5年後の世界大会の時に胸を張って「日本の消防職員に団結権が戻った」と言えるよう、今後の消協活動を頑張りたいと思います。

最後に、サポートして頂いたJC運営委員及び通訳の皆さん、自治労・関係労組そして添乗員の方々、大変お世話になりました、そして貴重な経験をありがとうございました。



世界の仲間とともに

全消協事務局次長 長谷川 亜 純

非常に楽しみにしていたPSI世界大会への参加であったが、それは自分の期待をさらに上回るものであった。

初陣となった事前会議の若年労働者ネットワーク会議では、世界各地域から集まった仲間たちが、あらゆる課題に対し、多様な視点から力強い意見を提起していた。私の発言に対しても、温かい拍手が送られたが、相手に対し敬意を持ち、前向きに意見を受け止めることが、参加者皆が自信を持って発言することに繋がり、その上で+αをしていくことが、活発な活動を展開する上では重要であると感じた。

さらに、JCユースで作成したアンケートを配布する際に自己紹介をすると、興味を持ってくれる人が非常に多く、誇らしくなるとともに、日本人の消防士である私にとって、社会でどのようなことができるかをこの大会期間中に考えるきっかけとなった。本大会が始まってからも、私のアイデンティティの一部であるこのことに興味を持つ人によって、多くの仲間ができたことは言うまでもない。

第4号議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」では、日本の女性消防士のおかれる状況と、いかなる職業であっても女性であることを理由に、SRHR（リプロダクティブヘルスアンドライツ）が守られず、プライベートな生殖に関する考えについて、他者から制限を受けるなど人権が侵害されることは許されないことであると発言した。その後、欧州地域を始め、複数国の参加者と話をする機会を得たが、「どうして男性は育児休暇をきちんと取らないの。」という率直な疑問、「私の子どもはシッターさんに育ててもらって、仕事を続けている。」といった日本では多くない話、さらには冗談交じりに、「日本人は未だに毎日20時間位働くものだと思っていたよ。」といった皮肉めいた言葉が投げかけられた。意見交換や資料をシェアしたいという申し出もいただき、日本の女性消防士を広く認知してもらうとともに、労働環境

の改善にもより一層取り組まなければならないと思うとても良いきっかけとなった。

一見して職務とは直接関係のないかのように思えた、「先住民労働者」や「障がい者のためのディーセントワーク」にも出席した。先住民労働者が受ける差別や公共サービスへのアクセスのしにくさ、障がい者に課題となっている復職や職域の制限は、あらゆる職場にとっても例外ではなく、ノーマライゼーションの視点を取り入れた取組が必要であることに気付かされた。

日本は災害大国である一方、世界の中では、医療・インフラ・経済力・脆弱性のあるコミュニティへのアクセスいずれをとっても進んでいる国である。この世界大会にも洪水被害で参加できなかった仲間がいたと聞いたが、防災の観点から見た街づくりについて今後も積極的に関わっていくことが、日本の消防士である私にできることである。

最後に、多くの気付きを与えてくれるこのような機会を作ってくれた、JC事務局・日本代表団の皆さまに感謝するとともに、今後、あらゆる機会での問題提起に努めます。

Let's fight in Solidarity! とともに、がんばろう!



世界との違い

全消協事務局長 川北 研人
(JC運営委員)

日本から約23時間を要し、スイスのジュネーブのホテルに到着したのは21時頃である。時差は7時間、22時頃に就寝しても4時頃に目が覚めてしまう生活リズムとなる。季節は、日本より1ヵ月進んでいる感覚である。日本との大きな違いは、物価が高く、2~3倍の印象を受ける。

PSI世界大会では、冒頭に「アイデンティティーを持ち、相手の文化に譲歩しすぎることなく、基本的な権利に対して、忠実に行動していかなければならない」と書記長からの話があり、人員とコストの削減を行ったことと、コロナの影響で旅費支出を抑えることができたことと財務状況の報告がされた。しかし、価格の高騰や為替の影響により、人件費があがったことから、今後も持続可能な組織の運営について考えていく必要があるとのことである。

次に、今大会はコロナ・ウクライナ危機等についてのテーマが多くある。コロナの最大の問題点は、無罪の機関がないということである。もちろんその機関には国連も入る。台湾は国連加盟のオブザーバでないことから、コロナの科学的な報告をしていたにもかかわらず、取り上げられることはなかった。科学よりも地政学が上回ってしまったのである。知識は共有されなければならないという見解が出されたが、グローバル企業、製薬会社が懸念を示している。それが原因となり、様々な対応が遅れている。

次に組合の在り方について、今までのやり方から現代にマッチした活動に変革していく必要がある。そして、連帯を深めなければならない。対立してはいけない。戦いという土俵は別にある。連帯を深めて、共に闘わなくてはならない。労働組合が最後の砦として、存在していく

必要がある。

また、組合の課題として、1つ目は、信頼性である。リーダーの信頼性、政治的な信頼性、職の信頼性などが必要である。2つ目は、コンセプトである。求心的な形でなくてはならない。アライアンスを忘れてはならない。3つ目は、勇気である。やはり、戦いを挑まなければならない。

世界大会への参加は、国際交流のイメージが強いと考える。海外の労働組合の活動について、当事者の声で報告を受けることで、日本との違いを感じることができる。労働条件・環境を良くするには、当局との交渉やストライキなどの労働者としての権利をしっかりと行使していく必要がある。労働組合の存在意義として、戦わずして負けるのではなく、戦うという行動が重要である。カナダでは、約30年ぶりにストライキを実施し、賃上げを勝ち取っている。ストライキを実施したことで、組合員に自信がついたとのことである。日本の公務員には、ストライキを実施することはできないが、戦う気持ちを持ち続けたい。

帰りの飛行機の窓から夜空に光る飛行機が見えた。向かっている方向は同じである。私が乗っている飛行機の行先は、ほんとうに正しいのだろうか。着陸したのは平和な日本でした。最後に、皆さん「ありがとう」。

Special Thanks

どうもありがとうございました。

<随行通訳>



仁木敦子さん

何年もお世話になった指導部の方々と最後にご一緒出来たこと、新体制を担われる方々との会話が印象に残りました。

北欧消防組合との会合に加え、能登半島地震での消防隊員や職員の方々の働きに、自治体の重要さを痛感しています。



上原正人さん

第31回国際公務労連（PSI）世界大会では、主にPSI加盟組合日本協議会事務局の窪田さん、そして議事運営委員会担当の八巻さんのお二方に同行通訳として大会期間中サポートさせていただきました。日本代表団の参加加盟組合の指導部にも細々とした場面でしたが、微力ながら意思の疎通を図るお手伝いことができました。今次の世界大会も前回に続き、非常に有意義かつ、感慨深い経験となりました。窪田さんの「卒業試験」に終始セットで伴走でき、臨場感に包まれた悟りや教えを多くいただき、光栄な機会となりました。迫力と情熱を持って全車輪で徹底的に業務を遂行されるプロフェッショナルな窪田さんの仕事ぶりには改めて感銘を受けましたし、それこそすべての五感やチャクラを全開放にして代表団の皆さんのために献身する姿勢には身が引き締まる思いでした。他方、会期中に発生した出来事が不穏な展開となって、議事運営委員会（SOC）の緊急会合も度々招集されました。冷静に状況を見極め、鋭い観察と的確なインプットを発信した八巻さんと日本としての意見調整をシャープに行う窪田さんの間に座って毎回のSOC会合を体験できました。また多くの提出決議案に対する日本代表団の各発言は皆さんお一人おひとり、非常に立派でした。いつでも品行方正な日本代表団のサポートができてとても嬉しく思いました。

<添乗員>



大西孝枝さん

2021年6月から窪田様と世界大会の準備を進めさせて頂きましたが、コロナの影響で2022年が延期となり、2023年で無事開催され、皆様とご一緒できた事を大変嬉しく思っております。

私は、途中帰国させて頂きましたので、皆様との共有時間も短く、せっかくの皆様スピーチを聞くことも、最終日のパーティーに出席することもできず、大変残念でした。

ただ、同行させて頂きました添乗員より皆様の立派なスピーチや、その他のご様子を随時共有してもらいましたので、日本でもジュネーブにご一緒させて頂いている気分にもなっております。

フライト時間も長く乗継もあり、長期の滞在ではございましたが、JTBの添乗員に耳を傾けて頂き本当にありがとうございました。少しでも皆様のお役にたてていればと願うばかりです。

皆様にまたどこかでお会いできるのを楽しみにしております。

益々のご活躍をお祈り申し上げます。



竹下綾香さん

結団式でもお伝えした通り、私自身初のヨーロッパ添乗ということもあり、至らない点が多くあったかと思いますが、大崎での結団式から日本に帰国するまで、皆様のあたたかいお言葉とサポートのおかげで無事終了することができました。

また、大会の中では普段耳にしながらも他人事のように感じてしまっていた議題を皆様が目の前で議論されており、私自身も自分事として考えるべき多くの問題を目の当たりにし、大変貴重な機会となりました。

次回の大会でも、少しでも皆様のお役に立てるようJTB一同、精一杯対応させていただきます。

また皆様に会える日を心から楽しみにしております。

束原清香さん

ユーモア溢れるあたたかい皆様とご一緒できた11日間、とても楽しくお仕事させていただきました。

たくさんのお心遣いにも感謝でいっぱいです。

また皆様にお目にかかれる機会を楽しみにしております。

この度は、ありがとうございました。

久保路代さん

11日間のPSI世界大会ツアー、大変お疲れ様でございました。

今回、会議の様子も拝見させて頂き、難しく理解できない部分もありましたが、普段不自由なく生活することができる我々の暮らしを支えて下さる方がいて、そしてその方々の暮らしや労働環境も大切に守られなくてはいけない、という当たり前のことに気づかされ、とても勉強になりました。

11日間、本当にありがとうございました。



窪田 摂子

長い期間、本当にお疲れ様でした。

みなさまのご協力により、日本代表団としての役割を果たすことができたのではないかと感じております。準備が不十分だった部分もあり、みなさまにはご満足いただけなかったかもしれませんが、個人的にはあれが精一杯でしたので、何とぞお許しくださいませ。世界大会での経験が、各組織の国際連帯活動につながり広がっていきますように。言葉では表現しきれませんが、日本代表団の派遣に関わってくださったすべての方々に心から感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。



杉崎 穰滋

あっという間の10日間でした。

毎日、様々な国の参加者が意見を述べているのを聞き、その中で日本の代表団の皆さんが堂々と発言されているのを目の当たりにして、感銘を受けました。また、通訳の仁木さん、上原さんの幅広い知識、通訳に留まらない様々なサポートに感動し、とても心強く感じました。そして、代表団全体の行程を支えてくださったのが、大西さんをはじめとした添乗員の皆さんでした。誰一人欠けても成り立たない、素晴らしい代表団の事務局を担わせていただいたことに感謝いたします。

9. P S I 第31回世界大会 (WC) および関連会議報告



【世界大会 (WC)】

1. 10月14日～18日にかけて、スイス・ジュネーブのパレクスポ (Palexpo) においてP S I 第31回世界大会 (WC) が開催された。124か国より373加盟組織、代議員688人、オブザーバ130人、ビジター57人、ゲストやスタッフを含めて約940人が参加した。全体のスケジュールは別紙1を参照。

P S I - J Cより川本淳前議長を団長に43人参加した (内訳は下記参照)。参加者名簿は別紙2を参照。

参加区分	J C	女性	ユース
代議員	30	16 (53%)	6 (20%)
オブザーバ	11	7 (63%)	1 (9%)
ビジター	2	0	1 (50%)
総数	43	23 (53%)	8 (18%)

(1) 提案された議案および報告は次のとおり。

- ① 第1号決議案 行動プログラム (P o A) 2023-2028年
- ② 第2号決議案 規約改正案
- ③ 第3号～第43号 決議案と修正案
- ④ 第44号～第48号 緊急決議案
- ⑤ P S I 世界大会に対する声明
- ⑥ 議事運営委員会第4回報告書
- ⑦ P S I 活動報告2017-2023年
- ⑧ 財務報告書2017-2022年

第1号議案について、多くの修正案が提出され、それぞれについて採決をしたうえで、採択された。第2号議案について、若干の修正案について提出され、それぞれについて採決をしたうえで、大会において代表された人員の3分の2以上の賛成により採択された。構成組織より提出された第3号～第43号決議案、第44号～第48号の緊急決議案については、第33号決議案が取り下げられ、それ以外の決議案については、それぞれについて修正案の採決を行ったうえで、採択された。また、解雇されたジョージアの救急隊員への連帯を示すP S I 世界大会に対する声明が確認され、その他の報告事項についても確認がされた。

(2) 会長・書記長選挙においては、候補者が各1人だったため、ブリッタ・レヨン会長 (スウェーデン・スウェーデン公務員組合The Union of Civil Servants (S

T))、ダニエル・ベルトツサ書記長（オーストラリア・前PSI書記長補）が拍手承認により信任された。

(3) 日本代表団の発言者については以下のとおり。

- ① 10月15日、第1号決議案の行動プログラム第7.2章「保健および社会サービス」について、補強する立場から渡邊信子オブザーバ（ヘルスケア労協）が、日本における看護師の現状と課題について発言した。
- ② 同日、同第7.5章「国家行政」について支持する立場から渡辺航代議員（ユース/国公連合・税関労組）が、コロナ禍での税関職場の実態について発言した。
- ③ 10月16日、同第6章「民営化との闘いと質の高い公共サービスの推進」について支持する立場から岩永朋美代議員（ユース/全水道）が、日本における公共サービスの民営化の現状と質の高い公共サービスに向けて闘う決意について発言した。
- ④ 同日、第24号決議案「公共サービスの人員不足」について支持する立場から、石川沙也香代議員（ユース/国公連合・全財務）が公務・公共部門における職務の重要性を社会全体に認識させる取組の重要性について発言した。
- ⑤ 同日、第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」について支持する立場から長谷川亜純代議員（ユース/全消協）が消防職場での女性の権利、人権について発言した。
- ⑥ 同日、第7号決議案「PSIにおけるLGBT+労働者の代表性」について支持する立場から神部香里代議員（ユース/自治労）が、日本におけるLGBT+をめぐる法制度の現状、自治労の実施したLGBT+に関する組織内調査などを発言した。
- ⑦ 10月18日、第18号決議案「世界の家事労働者との連帯」について支持する立場から木村ひとみ代議員（自治労）が、日本においてケア労働者の給与水準が低い実態、その権利の保護がケア労働者のより良い労働条件や賃金向上、人員確保につながる旨発言した。
- ⑧ 同日、第20号決議案「すべての労働者の労働組合権は、韓国における逆行的な労働改革から適正な雇用を守るために不可欠」について支持する立場から古矢武士代議員（全水道）が、韓国政府による労働組合権侵害、反組合的弾圧に対して、いかなる労働組合弾圧も許さず、労働組合権、質の高い公共サービス、より公平な社会の実現を求め、韓国の仲間たちを支援し、連帯を図っていく旨発言した。

(4) 日本代表団の提案者については以下のとおり。

- ① 10月18日、PSI-JC提出の第21号決議案「韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯」について、藤元崇代議員（全水道）が提案した。これに対してイギリスUNISONから香港の取組について支持する旨の発言があった。
- ② 同日、PSI-JC提出の第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」について、須藤洋典代議員（全消協）が提案した。これに対して韓国、インド、メキシコの構成組織から支持する旨の発言があった。
- ③ 同日、自治労とフィリピンPSLINKによる共同提出の第35号決議案「ミヤ

ンマーで続く労働者の闘いを支援する」について、松村誠治代議員（自治労）が提案した。これに対してミャンマー、インドから支持する旨の発言があった。

- (5) 10月17日、第1号決議案の行動プログラムの第5章「労働組合と労働組合権」のセッションでは、川本淳前議長が日本の状況を紹介しながら、セッションの討議ポイントを提起した。
- (6) 10月18日、大会の最後に提起されたPSI世界大会に対する声明「ジョージアの救急隊員を復職させよ！ 労働組合員への攻撃をやめよ！」について、支持する立場から岡大祐代議員（全消協）が発言した。
- (7) 一般討議の合間に、5つのパネルセッションが行われた。
 - パネル1 多重危機の世界において利益よりも人々を優先する
 - パネル2 COVID後の公共サービス労働者の新たな闘い
 - パネル3 未来は公共
 - パネル4 労働組合権における今後
 - パネル5 気候、労働者、労働組合

【事前会議、ワークショップ等】

- (1) 10月12日に「地方および地域政府（LRG）労働者ネットワーク会議」が開催され、石上議長、木村副議長、八巻事務局長、窪田、杉崎が参加した。石上議長が現業労働者を中心とした自治労の取組を紹介し、自治労現業評議会の作成した住民アピール動画「ありったけの現場力（英語字幕あり）」が放映された。なお、世界大会の会場Palexpo内の展示スペースにおいて、同動画が展示された。
- (2) 10月13日に「若年労働者ネットワーク会議」が開催され、ユースメンバーが参加した。葉鳥ビジター（全水道）が日本において男性の育児参画がなかなか進まない現状を報告するとともに、各国の参加者に対して、PSI-JCのユースメンバーを中心に作成したアンケート調査「あなたのワークライフバランスについて」（英、仏、西対応）の回答協力をお願いし、世界大会を通じて英語66件、仏語8件、西語39件の回答を得た。
- (3) ほかに以下の会議等が開催され、参加者の職場課題等に応じて参加した。
 - ・保健、社会的サービスおよびケア労働者ネットワーク会議（10/12）
 - ・税の公正に関する政策フォーラム（10/12）
 - ・LGBT+フォーラム（10/13）
 - ・民営化・政策フォーラム（10/13）
 - ・組織化ワークショップ（10/14）
 - ・ランチミーティング：気候変動に対する労働組合の対応（10/15）
 - ・シンポジウム：私たちの存在抜きでパンデミック条約は成立しない（10/15）
 - ・ランチミーティング：ケアにおけるディーセントワーク（10/16）
 - ・ランチミーティング：先住民労働者（10/17）
 - ・ランチミーティング：障がい者のためのディーセントワーク（10/18）

【アジア太平洋地域執行委員会（APREC）】

2. 世界大会の関連会議として、10月13日（金）11時より開催され、PSI-JCからは川本前議長（AP共同議長）、武藤副議長（APREC正委員第一代理）、青木前副議長（加盟費納入済人員50万人以上の加盟組織代表）、八巻事務局長（同第二代理）が参加し、石上議長、木村副議長、窪田、杉崎が同席した。議事については以下のとおり。

- (1) APRECメンバーの交代およびAPREC共同議長の選出について
以下のとおり交代されることが報告され、拍手で承認された。

	旧	新
東アジア正委員1	Hyeon-suk Park (KGEU/韓国)	Youngae Kim (KPTU/韓国)
東アジア正委員2	川本淳（自治労） ※APREC共同議長についても交代	石上千博（自治労） ※APREC共同議長についても交代
	二階堂健男（全水道） ※第二代理	古矢武士（全水道） ※第二代理
オセアニア正委員2	Mele Teusivi Amanaki (TPSA/トンガ)	Judith Kotobalavu (FPSA/フィジー)
加盟費納入済人員50万人以上の加盟組織代表	青木真理子（自治労）	木村ひとみ（自治労） ※APWOC議長についても交代
	榎本朋子（自治労） ※第一代理	八巻由美（自治労） ※第一代理
	八巻由美（自治労） ※第二代理	上野友里子（自治労） ※第二代理
若年労働者1	Yu Ya-Lum (CYCHCU/台湾)	Sherry Hsiao (CYCHCU/台湾)

その後、ケイトAP地域書記より、APRECの共同議長はEB（世界執行委員）になることから、世界大会終了後に石上AP共同議長がEBメンバーになる旨説明があり確認された。

- (2) 前回会議の議事録
ケイトより報告し確認された。
- (3) 新たなEBメンバーの推薦について
ケイトより、推薦名簿に沿って以下のとおり説明があり確認された。
- ・新たなEBメンバーについてAPRECが推薦する候補者リストが世界大会に提出され、投票による賛否を求めることになる。
 - ・候補者リスト全体に対しての賛否のみを問い、候補者個人への賛否は問わないため、問題無く賛成される見込み。

- ・ A P R E C 共同議長が P S I 副会長になる。ほかには50万人超の組合員を持つ組織から加わり、自治労の木村副委員長が E B メンバーになる。
 - ・ 40万人に対して1議席が与えられる E B メンバーについては、登録人員が120万人を超えることができたため、現状維持の4議席を確保することができた。
 - ・ 正委員2の第一代理のスリランカの女性はビザが下りず欠席となった。
- (4) A P 地域に関わる大会決議案について
- ケイトから以下の決議案について報告があり、日本の代表団から発言を予定している第7号、第18号、第20号決議案について、青木委員から報告し、応援発言等を求めた。また、青木委員から第21号、第22号、第35号について提案者として発言をする旨報告した。その後、ダニエル書記長補から、議事運営委員会でもまだ整理できていない、決議案、修正案について報告があった。
- ・ 第7号（L G B T + 労働者の代表性）
 - ※ ケイトより、若年労働者から A P R E C に持ち込まれた議題であり、確実に発言を確保したいのならば、A P の若年労働者を代表しての発言と登録するのが良い、との補足があった。
 - ・ 第17号（エネルギー転換のための資金調達）
 - ・ 第18号（世界の家事労働者との連帯）
 - ・ 第20号（韓国における逆行的な労働改革）
 - ・ 第21号（東アジアの労働者との連携）
 - ※ 香港から修正しようという試みがあったが却下された。東南アジアを代表して1名発言する予定がある旨補足があった。
 - ・ 第22号（日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権）
 - ※ 青木委員から韓国から応援の発言をほしい旨発言をし、韓国の Kim 委員が了承した。ほかにも E P S U（欧州公務労連）より、欧州の消防士の人からの発言をしていただければと考えている、とケイトから補足があった。
 - ・ 第30号（エネルギー関連）
 - ・ 第35号（ミャンマーで続く労働者の闘いの支援）
 - ※ ケイトより、I L O の審査委員会でも証拠集めを行っており、ミャンマーの労組の代表も来ること、ミャンマーには P S I 加盟組織はないが議事運営委員会において発言が可能と認めること、ドイツのテレビが発言の様子を収録する予定になっていることが補足された。
 - ・ 第38号（米国と中国によるアジア太平洋の非武装化）
 - ※ アニー共同議長より、中国当局による南シナ海（西フィリピン海）の封鎖等の妨害行為、民間の武装組織により、フィリピンによる公共サービスが提供できなくなっている旨報告があり、フィジーが応援発言をする旨確認した。
 - ・ 第39号（スリランカの債務危機）
 - ※ ケイトより、スリランカの国会議員（大臣）が発言を予定していること等について補足があった。
- (5) 加盟費延納について
- ケイトより、パキスタンの組織から加盟費の支払いが遅れたが、パキスタンから海

外への送金が難しいため現金で直接支払われた旨報告があり確認した。

(6) 大会参加資格について

ケイトより、以下のとおり説明があり確認した。

- ・参加者全体の55%が女性となり、目標（少なくとも参加者の50%を女性とするジェンダー平等目標）を超える女性比率を達成できた。AP基金が達成に寄与をした。
- ・小地域ごとにみると、すべての地域で目標を超えている。（目標を達成していない）南アジアについて補足すると、例えばスリランカではビザの申請を出したにもかかわらず女性の参加者のみ申請が下りず、参加できず目標を達成できなかった。バングラデシュも同様であった。

(7) その他の事項

世界大会において書記長に立候補するダニエル書記長補から「AP地域から初めて（欧州以外の地域からも初である）書記長に立候補すること、大変光栄である。組織を刷新し新しい世代のリーダーを育てていきたい。できるだけ若い労働者に継続的に活動をしてもらい、女性を含めた世界各地のリーダーたちに参加をしてもらいたいと考えている。改めて皆さんの応援に感謝するとともに身が引き締まる思いである」と決意表明があった。また、退任する川本共同議長に対してアニー共同議長、ケイトから謝意表明があり、盾が渡され、川本共同議長は退任にあたってこれまでのサポートに感謝を述べるとともに、書記長に立候補するダニエルを激励した。

(8) 次回会議について

ケイトから、APRECは小地域をローテーションで行っており、次はオセアニアの番であること、AUERACと協議をした結果、APREC新執行委員（Judith）がいるフィジーで、2024年6月以降に開催したい旨提案があり確認された。以上でAPRECの議事を終了した。

【AP基金運営委員会】

3. 10月13日、APRECに引き続きAP基金に対する運営委員会を開催した。AP基金の改正点について草案に基づいてケイトより以下のとおり説明があった。

- (1) コロナ禍で生じた課題もあれば、これまでの規約の文言が誤解を生む表現もあった。これまで様々な制約があり基金を活用できず、前2回の会議であったコメントをまとめなるべく反映をしようと努めてきた。オセアニアからは、基金を気候変動にも活用できるようにすべきだと要請があった。
- (2) 規約の変更方法が規約内に記載がない。拠出金の額の変更についてはAPRECONで諮るという点が前回の変更で反映されていなかった。他はAP基金運営委員会またはAPRECで変更ができるが、拠出金についてはすべての傘下組合が影響を受けるので、APRECONで採択することとしたい。

これらについて、現時点で特に意見が出なかったもので、草案に対する意見は、次回の基金運営委員会までに議論の準備を進めることを確認した。

最後に、アジア太平洋地域女性委員会（APWOC）の議長を退任する青木APWOC議長に対してケイトから謝意が示され、青木APWOC議長は退任にあたってスピー

チを行った。

【議事運営委員会（SOC）】

(1) 議事運営委員会メンバー

議長	キヤルタン・ルンド	NOFS・ノルウェー・男性・ 北欧地域およびスウェーデン語圏代表
委員	リッタ・タンデカ	DENOSA・南アフリカ・女性・ アフリカ・アラブ諸国地域代表
	マデリン・ノーザム	CPSU・オーストラリア・女性・ AP地域および若年労働者代表
	八巻由美	自治労・日本・女性・ AP地域および日本語圏代表
	マルセロ・ディ・ステファノ	APUBA・アルゼンチン・男性・ 米州地域およびスペイン語圏代表
	シャーリーン・スチュワート	SEIU・カナダ・女性・ 米州地域および英語圏代表
	シリル・ダッチ	FSS-CFDT・フランス・男性・ 欧州地域およびフランス語圏代表
	ウルスラ・ヴェルハイト	ver.di・ドイツ・女性・ 欧州地域およびドイツ語圏代表
書記長の指名	アイリーン N.クマロ	SWADNU・エスワティニ・女性・ 世界女性委員会
	ローザ・パバネリ	PSI・女性・職権上の委員
	ダニエル・ベルトツサ	PSI・男性・委員会書記

(2) 第5回SOC

10月13日（金）18時10分からパレクスポ内会議室で開催され、アジア太平洋地域および日本語圏代表の議事運営委員である八巻事務局長が出席した。

キヤルタン議長の開会のあいさつの後、選挙管理人から会長および書記長への立候補が各1名ずつであったことが報告された。ダニエル書記長補は、スイスでの団体登録にあたり、会長および書記長を選出するにあたり、立候補者に対する反対の意見を聞く必要があることを報告した。協議の結果、2名の立候補について、挙手で対応し、棄権には言及せず、反対票を数え、賛成票は数えないことを確認した。

修正案等の取り扱いについては、次のとおり確認した。

- ・行動プログラムの第15号修正案は、提出国のブラジルが修正に応じなかったため、SOCは確認のとおり「反対」を勧告。
- ・規約の修正案D、E、Fは、7月の決定のとおり「支持」を勧告。
- ・第3号決議案に対する第60号、第61号修正案は、フランスとドイツの加盟組合間で協議し、次のSOCで再度協議。

- ・第5号決議案に対する第64号、第65号修正案は、提案者であるトルコが第64号を支持していることが報告された。議論は紛糾したが、SOCは全会一致ではなかったが第65号を「支持」を勧告。
- ・パレスチナに関わる決議案は、第32号を支持、第33号決議案（第82号、第83号、第84号修正案）は撤回、それとは別に緊急決議案が出されることを確認。
- ・EB提出の第41号「加盟費」、第43号「新規約の暫定措置（3名の理事の任命を含む）」は「支持」を勧告。

続いて、議事日程の修正変更、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に投票を委任できることを確認。

7月のSOC以降提出された声明1本、緊急決議案5本について協議した。

- ・PSI世界大会に対する声明：ジョージアの救急隊員を復職させよ！ 労働組合員への攻撃をやめよ！
- ・第44号決議案：インドネシアの労働者の闘いを支援する
- ・第45号決議案：ベネズエラの政治紛争を解決し、ベネズエラ国家が憲法、法律、国際条約に従って公共サービス労働者の人権と労働権を尊重することを求める
- ・第46号決議案：イランにおける労働基本権
- ・第47号決議案：ウクライナの労働者と人々との連帯
- ・第48号決議案：イスラエルとパレスチナにおける戦争

第47号決議案については、主に南米地域で意見が出る可能性があるため、明日以降、再度議論する。第48号決議案については、各国語の翻訳が出てきてから協議する、そのほかの決議案と声明については「支持」することを確認し、終了した。

(3) 第6回SOC

10月14日（土）19時50分から開催された。

第47号決議案は、EPSUと南米地域での協議の結果、修正の余地はないことを前提に、南米地域においても問題が発生しないことが確認され、SOCとして「支持」することを確認した。

議事規則に対し、WOCから「発言権委任にあたっては、男性から女性に委任することはできるが、女性から男性に委任することはできないようにすべき」との提案がされた。協議の結果、SOCとしてその提案を支持することを確認した。

第3号決議案に対する第60号修正案および第61号修正案について、段落ごとに協議したうえで、統合した代替修正案として大会に提出することを確認した。

第48号決議案は、キャルタン議長よりバランスをとった決議案になっていることを報告した上で、SOCとして「支持」することを確認。明日15日の午後のセッションの冒頭に取り扱うこととした。

(4) 第7回SOC

10月16日（月）18時10分から開催された。

キャルタン議長より、大会セッション14で提案された第7号決議案：PSIにおけるLGBT+労働者の代表性についての議論がエスカレートし、場内および場外でハブニングが起きたことが報告された。各委員が把握している情報や動画を共有した。大会バッジのストラップにレインボーが含まれていることに不満が出ていた、反対するグ

グループにピーター副会長が含まれていた、LGBT+担当のジェームズと反対するグループとの対立があった、ハプニングに遭遇した参加者がショックを受けて震え泣いていた、アフリカ地域の一部がボイコットをする可能性があることなどが報告され、SOCとしての対応を協議した。

八巻委員は、「会場外で起きていたことを初めて知りショックを受けた。議論においては、賛成の意見も反対の意見も様々な意見があってしかるべき。しかしこのような手段は許すべきではなくSOCとして毅然とした態度を示すべき。何よりも当事者の安全と安心できる場所の確保、心のケアに最大限努力することが重要」などと発言した。

結果、①LGBT+当事者へのブリーフィング会議を17日（火）8時15分から開催する、②大会2日目の冒頭、キャルタン議長は（ア）LGBT+当事者にとって安全なスペースを確保する、（イ）世界大会が誰にとっても安全な場所として確保されるべき、（ウ）相談ホットラインを至急設置する、（エ）大会終了まで同じことが起きないように最大限努力することをSOCとして報告することを確認した。さらにその後、ローザ書記長からこの件について厳しく勧告することを確認した。

また、17日は第2号決議案：規約改正案の議論にあたり3分の2以上の賛成が必要なことから、各地域書記を通じて各代議員に対し、確実な参加を求めることもあわせて確認した。

(5) 第8回SOC

10月17日（火）8時から開催された。

ダニエル書記長補より、昨夜以降の状況として別の動画があったこと、その動画ではアフリカ地域からの一方的な攻撃があったわけではなかったと報告した。

ローザ書記長は、アフリカ地域のピーター副会長は、脅迫ではなく抗議をただけで抗議をする権利はあると主張している、と報告した。

キャルタン議長は、SOCとして裁判にかけるようなことはしない、「暴力とハラスメントのないPSI世界大会に向けて」ガイドラインに反する行為があり深刻にとらえている、傷ついた人・恐怖を感じた人のための措置を講じる、不安を感じている人のための相談ホットラインを周知する、パレクスポ内に当事者のための安全な場所を確保することを提案し、確認した。

ローザ書記長は、大会開始時にガイドラインをしっかりと守ることを求める、ピーター副会長とは直接話をすると言明し、当事者のためのブリーフィングでは直接説明すると改めて発言した。

LGBT+当事者のためのブリーフィング会議

10月17日8時40分から開催された。

冒頭、マデリン・ノーザムがSOCを代表して、昨日のハプニングについて説明するために急遽会議を招集したと発言し、参加者に感謝した。

ローザ書記長は、「全員に表現の自由があり、反対する権利もある。目に余る行為があり、会場外でもハプニングがあった。双方にあおり合いがあり、不安を感じた人がいる。LGBT+が受け入れられない人がいることも、一夫多妻の社会があることも認めなければならない。SOCは、世界大会の空間では、ハラスメントの

ガイドラインに則り相互に尊重し合い議論することを確認し、由々しきモブ化した事態に対し、毅然と対応する。私は、アフリカ地域の代表とも直接話し、事実確認し、沈静化を図る。SOCで議論したことを、世界大会で確認する」と発言した。

参加者からは、LGBT+により法律違反とされる国々の参加者をどう守っていくか、沈黙を強いられている人々に労働組合としてどのように連帯を示していくか、PSIが労働組合としてどのように安全な場を確保していくか、環境・感情・文化的な違いがある中でどのように連帯していくか、このハブニングをPSIの再構築の機会として捉えて取り組んでいくべき、相互に連帯し支援し支え合いながら取り組んでいくことが大切、LGBT+だけでなく先住民や女性も含め啓発活動を続けていくことが重要などとの発言があった。

(6) 第9回SOC

10月17日(火) 11時30分から開催された。

キャルタン議長より、第2号決議案に対する修正案Dについて、3分の2以上の賛成を確保するために、昼食休憩前に提案・採決をすることが提案された。

各国語の翻訳を再度確認し、第1条14項は「PSIの使命は、目的である平和、自由、自決権、解放の推進を図り、(以下略)」と訂正したうえで、SOCが「支持」することを確認した。

(7) 第10回SOC

10月17日(火) 15時から開催された。

ダニエル書記長補より、①トルコの加盟組合より、第64号および第65号修正案の取り扱いで議場内に混乱が発生し、投票結果が僅差だったことに不満の表明があった、②ウクライナの代表団が明日18日の朝にジュネーブを出発するため、第47号決議案の採択を今日17日の午後に取り扱いたい、③イタリアの加盟組合から第41号決議案を明日18日の朝に取り扱ってほしいとの要請があった、と発言があった。

SOC委員より、第64号および第65号修正案の取り扱いについては、どの言語でもかなり混乱があり、どの部分に投票が求められているのかが十分に理解できなかったとの発言が多数あった。協議の結果、再度、投票を行うことを確認した。

第41号決議案は明日18日の朝、第47号決議案は今日17日の午後セッション23で取り扱うことを確認した。

(8) 第11回SOC

10月17日(火) 18時10分から開催された。

キャルタン議長は、議事日程にかなりの遅れがあること、発言希望者が多数いることを報告し、ジェンダーと国の偏りに配慮した上で発言者数を制限することを提案した。

協議の結果、議長の裁量で同じテーマに対し同じ国・同じ人の発言は許可しない、若年の発言は制限しない、発言希望の締め切り時間厳守を改めて確認した。第41号決議案はセッション26で取り扱うこととした。

八巻委員は、第64号および第65号修正案の採択で再度混乱があったことに触れ、SOCで確認した対応を議事の進行中に変更する場合には、短時間でもよいので舞台袖にSOC委員を呼んで共有化してほしいと要請した。

この第11回のSOCが最後の開催になることを希望しつつ、キャルタン議長、ダニエル書記長補、PSIスタッフ、参加者全員、通訳に感謝しSOCを終了した。

【世界執行委員会（EB-162）/大会前】

4. 10月14日13時より開催され、川本前議長、青木前副議長が参加し、石上議長、武藤副議長、木村副議長、八巻事務局長、窪田、杉崎が同席した。議事については以下のとおり。
 - (1) デイブPSI会長のあいさつに続き、議題案の確認等がされ、その後前々回の世界執行委員会（EB-160）の議事録が確認された。
 - ※ 前回の執行委員会（EB-161）については校正が終わっていないため、終わり次第回覧される。
 - (2) 大会準備について
 - ① 議事運営委員会報告
キャルタン議事運営委員会（SOC）議長より報告がされ確認された。
また、ローザ書記長より、EB提出決議案について報告がされた。
 - ② 大会副議長等の推薦
デイブ会長から大会の役職者について推薦の報告がされ確認された。
 - ③ 女性委員会（WOC）報告
アイリーンWOC議長より報告があり確認された。
 - ④ 大会予算
報告のとおり確認された。
 - ⑤ 選挙管理人報告
報告のとおり確認された。
 - (3) 大会関連のメンバーシップ事項の報告
デイビッド・ボーズ書記次長より、加盟費の納付遅延があった組織について、各地域から納期を過ぎた支払の認可、免除等の報告があったことが報告され確認された。
 - (4) 閉会にあたってデイブ会長より、世界大会へ参加する参加者への敬意と、世界が直面する多重危機に対して活発な議論が行われることへの期待が示された。その後、デイブ会長は今世界大会をもって退任するローザ書記長への謝意を述べ、ローザ書記長からはスタッフ、執行委員メンバー、加盟組織、デイブ会長への謝意が述べられ、会議を終了した。

【世界女性委員会（WOC）/大会後】

5. 10月18日の大会終了後に開催され、APWOC議長として木村副議長が参加し、八巻事務局長、窪田、杉崎が同席した。議事については以下のとおり。
 - (1) 開会にあたり、退任をするアイリーンWOC議長からあいさつを受けた後に、世界大会で選出されたブリッタ会長、ダニエル書記長よりあいさつがあった。
 - (2) ダニエル書記長より、アイリーンWOC議長の退任に伴う後任の議長については、確定するまでの間、グロリア副議長が臨時的に議長を代行することが提案され確認された。また各地域選出の副議長等について確認された。

【世界執行委員会（EB-163）/大会後】

6. 同日のWOC終了後、EB-163が開催され、石上議長、木村副議長が参加し、武藤副議長、古矢副議長、八巻事務局長、窪田、杉崎が同席した。議事については以下のとおり。

- (1) 開会にあたり、ブリッタ会長からあいさつを受けた後、執行委員会の定足数を充足していない可能性があるため、予算等の議題については次回のEBに先送りすることが確認され、副会長の任命および、PSI本部が登録されているフランスにおける協会の会長及び書記の任命のみが行われた。なお、筆頭副会長については、フレデリコ副会長とピーター副会長の2名が推薦されたため、次回のEBで決定することが確認された。
- (2) 今後、数週間以内にその他の議題についてはオンラインでEBを行うことが確認された。

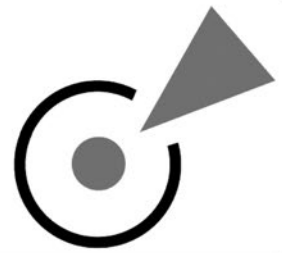
以 上

別紙2

PSI世界大会 日本代表団参加者名簿

加盟組合名	名 前	所 属
自治労	川本 淳	前委員長（PSI副会長）
自治労	青木 真理子	前副委員長（PSI世界執行委員）
自治労	石上 千博	委員長
自治労	木村 ひとみ	副委員長
自治労	八巻 由美	総合企画総務局長兼国際局長（PSI議事運営委員会委員）
自治労	藤原 誠也	北海道本部道央地方本部書記長 ※ユース
自治労	伊丹 幸子	新潟県本部組合員
自治労	松村 誠治	東京都本部執行委員長
自治労	佐藤 久美子	政治局長
自治労	伊藤 浩二	長野県本部副中央執行委員長
自治労	神部 香里	静岡県本部執行委員 ※ユース
自治労	増永 浩子	京都府本部書記長
自治労	金子 俊雄	大阪府本部副執行委員長
自治労	河村 典子	山口県本部副執行委員長
自治労	榊 一美	徳島県本部副委員長
自治労	若松 直美	福岡県本部副執行委員長
国公連合	武藤 公明	中央執行委員長
国公連合	荘司 真佐人	書記長
国公連合	深牧 友子	国税労組組合員
国公連合	植野 那美	政労連中央執行委員
国公連合	渡辺 航	税関労組書記次長 ※ユース
国公連合	石川 沙也香	全財務書記次長 ※ユース
国公連合	村上 嘉則	全農林財政局長
全水道	古矢 武士	中央執行委員長
全水道	葉鳥 翔汰	青年女性部長 ※ユース
全水道	岩永 朋美	青年女性部副部長 ※ユース
全水道	藤元 崇	北信越地方本部書記長
全水道	吉田 裕子	書記
ヘルスケア労協	上間 正彦	会長
ヘルスケア労協	渡邊 信子	組合員
ヘルスケア労協	佐々木 伸樹	事務局長
全消協	須藤 洋典	会長
全消協	岡 大祐	事務局次長
全消協	長谷川 亜純	事務局次長 ※ユース
全消協	川北 研人	事務局長
自治労	窪田 摂子	PSI-JC事務局
自治労	杉崎 穰滋	PSI-JC事務局

採択された第1号決議
行動プログラム (PoA)
2023-2028年



多重危機の世界において

利益よりも人々を優先する

国際公務労連

第31回世界大会

2023年10月14-18日 ジュネーブ



第1巻 — 第1号決議

PSI 行動プログラム

大会で採択された決議

2023年10月18日

留意事項：大会記録は3巻で構成され、第1巻は決議第1号「行動プログラム」、第2巻は決議第2号 PSI 規約、第3巻には大会で採択された他の決議が収められている。

PSI 行動プログラム 2023—2028 年

多重危機の世界において 利益よりも人々を優先する

1. はじめに	3
1.1 より良い世界を求める私たちのビジョン	3
1.2 私たちが暮らす世界	4
2. 私たちの望む世界を創るために力をつける	9
2.1 序	9
2.2 組織化と成長	9
2.3 動員し、影響を及ぼす	10
3. すべての人に尊重と尊厳を	12
3.1 序	12
3.2 ジェンダー平等と正義のための闘い	12
3.3 若年労働者	13
3.4 移住と難民	14
3.5 人種差別および排外主義と闘う	15
3.6 LGBT+ 労働者	16
3.7 先住民	16
3.8 障害のある労働者	17
4. この惑星の限界を超えない公正なグローバル経済	19
4.1 序	19
4.2 気候・環境危機	20
4.3 国際金融機関	21
4.4 税の公正	22
4.5 公的債務	23
4.6 腐敗	24
4.7 貿易および投資協定	24
4.8 持続可能な開発目標 – SDGs	25
4.9 年金	26
4.10 デジタル化	26
5. 労働組合と労働基本権	29
6. 民営化との闘いと質の高い公共サービス(QPS)の推進	31
7. 各部門を強化する	33
7.1 序	33
7.2 保健および社会サービス	33
7.3 地方および地域政府(LRG)	35
7.4 公益事業	36
7.5 国家行政	37
7.6 教育補助、芸術、文化、およびメディア	38
8. 用語集	40

1. はじめに

1.1 より良い世界を求める私たちのビジョン

- 1.1.1 引き続き、強力な民主的國家を求める闘い、包摂的な社会、ジェンダー平等、万人に対する尊重と尊厳、包摂的な経済発展、富の再分配、労働者の力の強化が今後5年間の私たちの目的になる。平和、生態系の持続可能性、および公正な多国間システムを確実なものとするのが、この闘いにおいて不可欠である。
- 1.1.2 2008年以降、多重危機が重なり、また経済・政治システムが対処したやり方により、多くの企業エリートが支える資本主義の利権が推す新自由主義的処方への失敗が顕わになった。その結果生じた社会・政治・経済の混乱は、労働者の怒りを生み、変革のための条件を整えている。
- 1.1.3 PSIの誇らしい115年の歴史は、対案となる大胆なビジョンなくしては、労働者の怒りは冷笑と放棄、あるいはよりひどい反動的で人種主義的、排外主義的な「解決策」に直ちに転じる可能性があることを私たちに気づかせる。2017年の世界大会以降、こうした「解決策」の多くが世界中で試され、そして失敗してきた。しかし、複合的な危機は依然として存在し、その数は増えている。
- 1.1.4 組合は、労働者の生活に合った抜本的な解決策と持続可能な条件を提示しなければならない。労働者が自由と希望と繁栄を享受することを阻む社会・環境・経済のシステムに根本的な変革がもたらされるという希望を与えてくれる解決策である。
- 1.1.5 不安定な日々にあつてすべての人に確実性と人権を届けるのは、ディーセント・ワークと再分配型の福祉国家、質の高い公共サービスである。世界の地政学的な不確実性にもかかわらず、結束と連帯をもたらすのは強化された民主主義のみである。
- 1.1.6 これを達成するための運動を築き上げるには、誰が権力を手にし、誰の利益のために行使しているのかを明確にすることが必要になる。金融業者、株主、企業の力の意図的かつ大幅な縮小を図り、民主主義を強化し、十分な資源が確保された質の高い公共サービスを幅広く提供するための大規模な政治・経済的投資を築くことなしに、目前にある多重危機の解決は図れない。
- 1.1.7 市場原理主義以外の選択肢はないとする数十年來のプロパガンダが溢れる世界のなかで、公共サービス労働者と労働組合はそれとは異なる世界を生む種(たね)を守る管理人であり、それを達成する重要な要素である。
- 1.1.8 日々の仕事において、公共サービス労働者は経済および労働市場的な考慮を超えた視点を提供する。私たちは病人に対しても健康な人に対しても同じようにサービスを提供する。私たちは、市民社会と労働者そして私たちのサービスを利用する市民とを結びつける。私たちは災害が襲った時には自らの命を賭すが、これは儲けのためではなく、公益のためである。私たちは、仕事が法的契約や経済的命題を超越できることを示す。そして、私たちは最大の組合である場合が多い。
- 1.1.9 私たちは利益よりも人々を優先する。私たちはグローバルな挑戦に関して独特の視点を持っている。私たちは誰がルールを作るのか、そしてどのようにして影響を及ぼすのかを知っている。私たちは企業の力を規制するために何が必要であるかを理解している。私たちは民主主義を守る。私たちは儲けよりも人々を優先させる。
- 1.1.10 私たちは民主主義を擁護する。私たちは多国間主義に尽力し、虚偽の情報や極端な民族主義的ポピュリズム運動に対抗して、民主主義、透明性、法の支配を高めるための闘いにおける国際機関および組織の活動を歓迎する。
- 1.1.11 私たちのコミットメントと力を恐れ、資本家の利権と新自由主義の支持者は、メディア、法律、時には暴力をもって公共部門労働者を標的にする。
- 1.1.12 私たちの目的を達成する運動を構築するには、できるだけ多くの労働者に手を差し伸べることが必要である。私たちは、すべての労働者に手を差し伸べることによって、職場と地域における加盟組織の組織化と成長を援助する。
- 1.1.13 力を合わせて私たちはグローバーストームとサウスの両方の労働者を団結させる。私たちは代替策を提供し、間違った解決策を厳しく精査する。私たちは、公共サービスの利用者、仲間の労働組合員、市民社会と強力な連合を構築する。

1.2 私たちが暮らす世界

- 1.2.1 「利益より人々を優先:PSI 行動プログラム 2018-2022 年」(PoA)は、壊れたシステムの修復を図らないことがもたらす結末に警告を発したものである。現在の新自由主義的な世界秩序に対する批判と、より良い世界を目指す私たちのビジョンを打ち出すもので、加盟組織の決議と合わせて、PSI に包括的な政策的立場と大胆な行動をとることを約束させた。
- 1.2.2 今世界大会は、2017 年 PoA の根本的な社会・経済・環境分析とその政策、行動喚起を再び支持する。
- 1.2.3 私たちはこれまでの勝利に胸を張っている。新サービス貿易協定をついに葬り去り、PPP と再公営化に関する世論を変え、法人税制に真の変革を迫り、公的保健サービスに資金を投じる価値を認識する新しい普遍的な説話の発信を開始し、公共部門の労働者を職場での暴力とハラスメントに関する ILO 条約第 190 号と勧告第 206 号による保護の対象に含めることができた。
- 1.2.4 チリ、レバノン、トルコ、アルジェリア、チャド、ミャンマーなどの国々で、公共サービス労働者、そしてしばしば保健労働者が、民主的変革を求める重要な運動の先頭に立ってきた。
- 1.2.5 しかし、私たちは一定の前進を遂げたものの、世界の労働運動と私たちの賛同者は、不平等の拡大、労働基本権の弱体化、民営化、不寛容・民族主義・権威主義の高まり、企業と金融の影響力の増大、気候危機への取り組みの停滞といった最も深刻な攻撃の多くを阻止することができずにいる。
- 1.2.6 企業の力がますます増大し、過激な運動が旧来のメディア、ソーシャルメディアおよびインターネットを使い極右的な政治的説話、偽情報および不安定化に繋がるメッセージの拡散を図り、権威主義政治が強いられ、既存の民主主義における政治プロセスの不安定化が進む中、世界中で民主主義が後退している。ナショナリズム、ポピュリズム、排外主義、反ユダヤ主義、イスラム恐怖症は増加傾向にある。包摂性、共栄、持続可能な未来の基礎を築くことができ、またそれに尽くすべき国際的組織およびプロセスは著しく弱体化した。それらの多くは現代にそぐわない状況にあり、役割を果たすためには根本的な改革が必要である。
- 1.2.7 2023 年 PoA の中心課題は、2017 年以降の変化とその影響を理解し、私たちの望む世界を実現するのに必要な力を構築するために、いかに戦略や行動を調整しなければならないか、ということにある。この力をつけることが、今後 5 年間の中心的なテーマとなる。

多重危機

- 1.2.8 2017 年以降、前例のない、相互に関連する世界的な危機が、私たちが活動する政治状況を劇的に変化させた。とりわけ新型コロナウイルス感染症、気候・環境危機、地政学的変化、戦争、エネルギー危機、食糧危機、インフレと不平等の拡大、ケアの危機、右派・権威主義政権の台頭、企業権力の増大といった力が、私たちの世界に甚大な影響を与えた。デジタル化によって変化のペースはさらに増し、チャンスを生み出すと同時に、より強力なデジタルガバナンスが必要になった。
- 1.2.9 これらにより、私たちの政治システム、国家経済、新自由主義的グローバル化が、いかに人々よりも利益を優先させてきたかが露呈した。このような失敗が重なった結果、世界はさらに脆弱になり、私たちはますます増加する世界的な衝撃に弱くなった。
- 1.2.10 矛盾はさらにあからさまになり、不正はさらに明確になり、根本的な変革がさらに急務となった。人々は怒り、代替策を探している。一方で、私たちのビジョンへの幅広い支持を刺激する、首尾一貫した新しい説話を作る機会がある。
- 1.2.11 新型コロナウイルス感染症により、変化は政治的条件が整えばすぐに起こるが、政治的条件の転換は必ずしも持続しないことがわかった。労働者の日々の生活苦や、投機筋と投資家の執拗な企業プロパガンダは、時間とともに変化への欲求を薄れさせるおそれがある。
- 1.2.12 また、新型コロナウイルス感染症は、社会的保護、労働者の権利、質の高い公共サービスがいかに重要であるかを明らかにした。社会的施策への支出は増やせない、新自由主義に基づく自由貿易にはコストが掛からないと言った話を、もはや人々が何の疑問もなく受け入れることはない。

- 1.2.13 常に民間部門の方が優れている、民営化された公共サービスは安全といった、慎重に確立・推進されてきた古い通念は崩壊し始めている。世界のバリューチェーンによって私たちが増大するショックに弱くなっていることは、今や明らかである。
- 1.2.14 多くの人々が、自分たちが住みたい世界と経済を再考し、公共サービスの大切さと、それにどれだけ依存しているかに気づいている。しかし、慢性的な資金不足のため、被雇用者の賃金はますます低くなり、その雇用はますます不安定になる。また、公共サービスの雇用における労働者の特定民族への集中および疎外にも対処する必要がある。システムの改善を求めて闘うことをあきらめ、自身がいかに弱い立場に置かれているのかに気づく人も多かった。こうした問題の原因である市場原理主義では、問題は解決されないという認識が高まっている。
- 1.2.15 「#MeToo」運動、ブラック・ライブズ・マター、気候危機に対する運動をはじめ、チリ、香港、チュニジア、レバノン、ミャンマー、イラン、ベラルーシなどで生じた民衆蜂起など、将来を憂う若者たちが主導する社会運動によって、認識と怒りが高まり、増幅された。
- 1.2.16 新型コロナウイルス感染症も、極右派政治とポピュリズムが何の解決策にもならないことを示した。権威主義右派を象徴するボルソナロやトランプは、市民の安全を守ることができなかった。ウイルスは科学を無視した公共政策の弱点を突き、いわゆる自由市場はそれを制御できなかった。
- 1.2.17 右派のナショナリストは依然として欧州を中心に強力で危険な政治勢力であるが、最近の展開によって、一部の地域で追い込まれることとなった。私たちは警戒し、団結することで、再び主張する機会を与えないようにしなければならない。
- 1.2.18 多くの国やほとんどの多国間機関では、数十年にわたる新自由主義政策が深く埋め込まれ、既存構造の内側から変革を起こすことができない。この間に蓄積された巨額の富は、民主的プロセスに影響を与え、転覆させ、世論を形成する助けとなる。こうした障害を退け、公的機関を再形成することが急務である。
- 1.2.19 2017年以降、気候・環境危機が急速に加速した。ますます頻発する厳しい気象現象、汚染、自然破壊により、何百万人もの人々が犠牲となり、生活を壊され、その影響は交錯して及んだ。これらが悪化するおそれがあり、必要とされる低炭素エネルギーの未来および健全で持続可能な環境への移行が大規模な政治的緊張を生む可能性が高い。
- 1.2.20 気候危機に起因する移住はすでに始まっており、今後も増加する可能性がある。破壊的な事象が生じても進展がないことで、企業や政治エリートの利害が露呈し、新世代の活動家が結集した。また、このことで、過剰消費の危機を生み出した自由市場の原理主義がこの問題を解決できないこと、ましてや地球の崩壊を回避できるほど素早くは解決できないことが立証された。
- 1.2.21 これらの危機はまた、経済と政策決定プロセスにおけるグローバル・ノースの優勢だけでなく、こうしたプロセスがいかに企業利益を支持するために利用され、グローバル・サウスや各地の労働者階級に損害が及ぶかを明らかにした。
- 1.2.22 今回の危機以前から、国内および国家間には容認しがたい不平等が存在していたが、それが悪化し、さらに顕在化し、私たちの経済システムがいかに公益を犠牲にして大きな私益に資するかを露呈させた。
- 1.2.23 長期にわたる低金利は、資産価格の大幅な上昇と投機バブルを助長した。安い借入金があふれることで、生産的な投資や質の高い公共サービスに資金が投じられる代わりに、企業の配当を支え、自社株買いに資金を提供し、住宅価格を押し上げ、株式市場をつり上げた。
- 1.2.24 労働者はこうした政策設定に苦しんできたが、規制緩和された金融市場の資本主義が生み出した状況により、今後は金利が上昇し、さらに苦しむことになる。
- 1.2.25 供給上の制約と戦争の影響で、労働者の生活コスト危機が悪化している。労働者は家賃の支払いや食事、暖房費に四苦八苦する一方、企業は民営化されたエネルギー事業と金融化された食糧生産から巨額の利益を上げ、サプライチェーンは私たちをより脆弱にしている。

- 1.2.26 多くの国で、金利上昇が公的債務を発生させた。緊縮財政の波が押し寄せるという脅威が今や現実のものとなった。女性、若年労働者、障害のある労働者、移民は、インフレ、不安定労働の増大、緊縮財政措置の影響を不当に受けている。この経済的混乱の発生に何ら関与しなかった何十億もの人々が日々苦しみ、そして強い怒りを覚えている。
- 1.2.27 経済のデジタル化は、引き続き政治、社会、労働環境に混乱をもたらし、多くのケースにおいて特定の企業と政府の利益追求が原動力にある。巨大IT企業は、包摂的なデジタル化を進めることによって労働者や地域社会に恩恵を与えることはせず、非正規労働、仕事の集約、民営化、監視、富と権力、情報の経済的集中を推し進めている。
- 1.2.28 利益を追求するソーシャルメディアの広がり、それを企業や政府が効果的に規制しようとしないうる姿勢が、女性蔑視・嫌悪、同性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪、人種差別を行う者による闇のネットワークの成長を許した。それはまた、政治的な議論を分裂させ、誤った情報を広め、政府への信頼を損ない、民主主義を弱体化させた。
- 1.2.29 貿易交渉の焦点は、規制緩和された市場への無制限なアクセスと、世界最大級のIT企業に独占力を与えることますます当てられている。テクノロジーは労働者によりよい生活をもたらす力がある一方、政府や組合は遅れまいと躍起になり、新しいテクノロジーに対する民主的な職場のガバナンスは決定的に欠けたままである。
- 1.2.30 数十年先まで不確実性をもたらす地政学的大転換が起きていることが明らかになってきた。国際社会における意思決定を支配し、軍事的プレゼンスを拡大し、ライバル国家を抑圧し、新しい形態の経済的植民地主義を通じ過去からの植民地的勢力圏を維持しようとする米国と欧州の能力は、新たな力の台頭による挑戦を受け始めている。
- 1.2.31 中国の経済力の成長は、米国と肩を並べる軍事力、地政学的な力へと移っていく。以前保有していた領土を統合し、勢力圏を拡大し、独断的なインフラ投資を行う野望、そして権威主義的な政治構造はすべて紛争のリスクを高める。中国の台頭は、中堅国がこれまでの米欧の覇権に対抗する環境を生み出す。ロシアのウクライナに対する侵略戦争は欧州と近隣諸国に多大な影響を及ぼしている。人的被害だけでなく、世界経済全体が混乱に陥っている。これは究極的に民主主義を危うくする。
- 1.2.32 また、人為的な気候・環境危機の莫大な影響と各国政府の対策不足は、将来的に難民の移動も増加させる。このような状況を悪用して、個々の人口集団を対立させる政治家と政府も出てくる。
- 1.2.33 このような変化は、分裂した不安定な世界環境を作り出している。ある国は大国と巧みに渡り合うことができ、またある国は代理戦争や紛争に巻き込まれることになる。結局のところ、これは民主主義を危険にさらすことになる。
- 1.2.34 不確実な世界では、人々がナショナリズムや権威主義、宗教原理主義、軍備拡大に確実なものを見出そうとするリスクがある。軍事化は社会的コスト以外にも、社会サービスの財源を圧迫し、労働組合や労働者の権利に対する攻撃がさらに増すことになる。
- 1.2.35 民主主義は戦争を防ぐことはできない。しかし、民主主義がなければ、権威主義的リーダーの無謀な行為への抑制力は大きく減り、さらに戦争反対という声をコントロールする手段を権威主義的リーダーに与えることになる。軍事化が進む地域ブロック(注:「インド太平洋経済枠組み(IPEF)」などの発足のようにより表面上非軍事的枠組みであっても特定の国に対抗する政治的意図を伴うブロック化がアジア太平洋地域でも進んでいる。)で構成される不確実な世界では、すでに企業権力に浸食された国連機関が平和維持に苦勞するという大きなリスクが存在する。核武装した世界において、これらのリスクの高まりは破滅につながりうる。
- 1.2.36 シリア、イエメン、ウクライナ、スーダン、エチオピア、リビアなどでの戦争・紛争、アラブ地域で続く不安定、未解決のパレスチナ問題、ミャンマー、ペルーなどでの政情不安は、何百万もの人々の平和と繁栄、人権を危うくし、すでに脆弱な地域と世界の地政学関係を不安定にする。

- 1.2.37 労働組合はファシズムとの歴史的な闘いを続け、平和、民主主義、環境的・社会的・経済的正義を要求する上で中心的な役割を担う。

多国間システム

- 1.2.38 私たちが直面する多重危機はどれも、あらゆるレベルの政府における協調的な介入と、民主的で権威ある機関の国際的な協力が必要である。
- 1.2.39 しかし、過去 6 年間の経験から、現在の緊急の問題を解決するには、創り直しとまではいかないまでも、多国間システムの抜本的な改革が必要であることがわかる。こうした機関が、世界における緊張、特権、過去の植民地関係を解決するどころか、それらを反映し、補強していることがあまりにも多い。多国間システムは、何百万人もの死や地球の破壊の防止に役立っていない。
- 1.2.40 過去の COP はどれも、地球とその住人を守るために十分かつ迅速な行動をとらず、また G20 と OECD は 8 年を経てもタックスヘイブンをなくすことはできず、富裕層と企業に公正な負担を負わせることができなかった。この 100 年で最悪のパンデミックのさなか、WTO は公平な TRIPS 協定適用除外を十分かつ迅速に実施できず、何百万人もの不要な犠牲を回避するための十分な行動をとらなかった。
- 1.2.41 IMF と世銀は、グローバル・サウスの経済発展を損なう民営化と開発モデルを推進し続け、民間金融化資本の無謀な債務のために労働者や公共サービスの利用者、弱者を罰することのない公正な債務整理システムを作ることに失敗してきた。
- 1.2.42 最も警戒すべきは、企業による多国間システムへの浸透である。新型コロナウイルス感染症は、国連や ILO、さらには WHO がどれだけ運営資金を民間の寄付に頼るようになったかを露呈させた。例えば GAVI ワクチン・アライアンス(注: 共通の目的・利益を追求し構築する同盟関係)のように、ワクチン研究に数十億ドルの資金を提供するが、理事会に製薬会社のメンバーが国の代表と対等な立場で参加する官民パートナーシップが成長した。
- 1.2.43 国連は「マルチステークホルダー」アプローチの推進を続けている。国連は、マルチステークホルダー・ガバナンス・グループに非政府メンバーを任命し、民主的な公式国連プロセスを迂回して、自ら選択した大企業やそのフロント・グループが作るルールに関心を持つように仕向ける。こうした背景において、労働者組織の議席は、利害を平等に代表することを認めるものではなく、むしろせいぜい労働者組織が企業利益に偏ったシステムに組み入れられることを意味するにすぎない。マルチステークホルダー主義は、代表性を管理するための民主的で透明かつ包括的なルールがなければ機能しない。
- 1.2.44 対照的に、PSI は国連の三者構成モデルとして、ILO の強化を支持する。私たちは、労働者グループを強化し、労働者の声を確実に届け、三者構成モデルに政府の支持を得なければならない。
- 1.2.45 さらに、ここ 2 年間のバーチャル会合は、国連機関がグローバルなイベント(GFMD、UNCSW、WHA、ILC など)に市民社会組織、特に労働組合の効果的な参加を制限する口実を与えた。これは、グローバル・ガバナンスにおける民主主義の不足の深刻化を示す警戒すべきサインであり、今や、世界の意思決定プロセスへの民主的参加を制限する常套手段となるおそれがある。
- 1.2.46 より幅広い多国間機関や制度においても状況は同じである。貿易協定の労働条項は、今世紀最大の世界的な医療緊急事態のさなかにあっても、世界的な医療緊急事態での利用を意図した TRIPS 条項適用除外の発動の少数国による阻止を可能とする勢力均衡を変えなかった。また、炭素排出者と汚染者が、多くの点で健康危機でもある気候・環境危機に対処するために必要な急速かつ緊急の変化をかたくなに阻む立場も変わっていない。
- 1.2.47 世界の労働界は、これらのプロセスにおいて、民主的な社会的パートナーとしての役割を主張しなければならない。私たちは世界最大の民主主義運動として市民社会と協力するが、その単なる一部ではない。

¹ 移民と開発に関するグローバルフォーラム (GFMD)、国連女性の地位委員会 (UNCSW)、世界保健総会 (WHA)、ILO 総会 (ILC)

- 1.2.48 また、労働は単なる生産要素の一つでもない。私たちはビジネスとは違って民主的であり、人権を持つ人々を代表する。私たちは、勤める会社に引き入れられてはいけなく、他のロビー団体と同列に扱われてはいけなく。私たちは交渉の場につくために、自分の地位を妥協してはならない。それが正義と社会的対話を確保する方法であってはならない。私たちは、メンバーの活動、私たちの規模、そして私たちを代表する任務のために、多国間プロセスに欠かせない主導的な役割を担わなければならない。
- 1.2.49 すべての人の平和と繁栄のための共同ビジョンに基づいた多国間システムは、企業の利害や権威主義的傾向によって腐敗してはならない。地政学的な利害や最も富める国の利害に支配されてはならない。国際金融機関は、経済政策を人類の発展と環境保全のサービスに戻すべきであり、その逆であってはならない。
- 1.2.50 加盟国は、多国間フォーラムで企業の利益に支配を許した責任を追及されなければならない。また、加盟国は、民間の国益追求が世界の公共財の提供を阻む場合、互いにその責任を追及しなければならない。米国やEU諸国のような富裕国は、国内の経済的利益と、他のほとんどの国には与えられていない何世紀にもわたる植民地時代の不公正の上に築いた富を守るために、緊急の世界的取り組みを阻止することを止めなければならない。
- 1.2.51 多国間システムは、人権と繁栄、そしてすべての人にとって健全で住むのに適した環境を実現するためには、平和を守ることができなければならない。労働界は、これを要求し達成する上で中心的な役割を担わなければならない。
- 1.2.52 G77や小島嶼国グループのような開発途上国および後発開発途上国のグループは、団結して集団的利益を主張しなければならない。多国間プロセスは、そのためのスペースを用意し、制度的慣行や豊かな大国の政治経済圧力によって、これらのグループが分裂したり、外れたりすることがないようにしなければならない。
- 1.2.53 私たちは、民主主義と自由を要求しながらも、企業権力や市場原理主義を土台としない中道を敷いていかななければならない。もし失敗すれば、多くの国ですでに表面化している権威主義的資本主義の流れを汲んだ、最悪の要素がグローバル・サウスとノースの両世界に及ぶリスクがある。
- 1.2.54 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 多国間システムを支配する企業と既得権益を暴く。
 - b) 平和、人権、労働の尊厳、平等、包摂、気候・環境危機との闘いを優先するシステムを要求する。
 - c) 加盟国がグローバルな解決策を見出すことよりも私的な国益を優先する場合、とくにグローバル・ノースの加盟国に対して責任を追及する。
 - d) 労働者の問題を解決するうえで国際機関が担う役割と抜本的な改革の必要性について、メンバーを教育する。
 - e) 労働者の権利を侵害する国を関連するあらゆる場で公表し、それに反対し、権利を侵害されている労働者への連帯を示す。
 - f) 民間労働組合、ナショナルセンター、国際産業別労働組合組織に影響を与え、支援を構築する。
 - g) 地方、国、地域、国際レベルで強力な連携を築き、変革を推進する。

2. 私たちの望む世界を創るために力をつける

2.1 序

- 2.1.1 現在のグローバル・システムは、強力な利害によって築かれ、そして守られている。私たちの主要課題は、これらの利害に対抗し、民主的な制度が利益よりも人々を重視することを保証できる強力な運動を構築することである。
- 2.1.2 企業の力を手なずける運動を構築することが、この闘いの中心にある。気候・環境危機であれ、税制、労働者の権利、民営化、貿易ルール、デジタル化、包摂と平等、経済政策、強化された民主主義であれ、私たちのビジョン達成を阻む主な障壁は、企業の巨大かつ増大する力と富、そして影響力である。

2.2 組織化と成長

- 2.2.1 究極的には、私たちの力は私たちの加盟組織の規模と力および団結によってもたらされる。私たちは、組織化された職場での組織率を高め、新たな職場での組織化に努めなければならない。
- 2.2.2 私たちは、職場、企業、部門、国レベルで労働者を労働組合に加入させ、組合と国を越え調整を図る。私たちは、公共部門、民間部門、非営利部門、公式経済、非公式経済に従事する公共サービス労働者、ならびに外部委託を受けた労働者、非正規労働者を組織する。
- 2.2.3 PSI 加盟組織とそのメンバーは PSI 最大の資産であり、すべての加盟組織が PSI の行動を積極的に支援し、協力し合うようにしなければならない。私たちは、加盟組織と協力して、国内連絡協議会、部門・地域のネットワーク、企業別および国際社会における調整の枠組みを強化していく。
- 2.2.4 PSI は、国境を越えた企業の力の所在を明らかにし、加盟組織がメンバーを教育し、この力に挑戦するための行動を調整するうえで、独自の立ち位置にある。私たちは、企業の戦略とそれへの対抗策について、加盟組織に情報、調査、分析を提供していく。
- 2.2.5 PSI は加盟組織との協力のもと、各国の状況に応じてより適切に組織化を図り、加盟組織間の連帯支援を促していく。PSI の活動は、加盟組織の組織化と成長戦略を強化する。組合開発プログラムと国際連帯プログラムがこの活動の中心となる。
- 2.2.6 組合に力をつけるための労働者の組織化は職場から始まる。組合は、組合員にとって重要な問題を特定し、組合活動によって改善できることを示すことによって、組合員および潜在的組合員との強い関係を築かなければならない。PSI の活動では、女性および若年労働者に焦点を当て、加盟組織が職場のリーダーと活動家を特定し、訓練し、地域支部を強化して、新しいメンバーを勧誘するのを支援する。
- 2.2.7 交渉力を高め、労働者の参加を促すには、組合はオープンかつ参加型で、民主的でなければならない。PSI は加盟組織と協力して、年齢、人種、ジェンダー、性自認、性的指向、移住および難民に係る状況にかかわらず、すべての労働者を組織し、関与を促していく。私たちは長年の活動を続け、女性のリーダーシップを支援し、女性の職場における力と政治的な力を高め、組合におけるジェンダー均等を推進し、若年労働者を意思決定に参加させるための政治的な推進力を強化していく。
- 2.2.8 労働者が、労働組合は強力であり、自分たちが大事にする問題に取り組んでいると感じ、民主的な意思決定、計画策定、行動に参加する機会が与えられると感じたとき、組合は成長する。PSI は加盟組織と協力して、集団の力を強化する行動に労働者が参加する機会を積極的に提供する。私たちの活動は、希望を与え、優れた事例について加盟組織間で知識を共有することを推進する。
- 2.2.9 グローバル枠組み協定(GFA)は、関連する企業別組合の関与のもとで交渉される場合、労働者の権利を行使するための有効な戦術となることができる。しかし、GFA は職場の組織化を通じ、すでに構築された力を反映する傾向があり、優れた組織がなければ実行が難しく、妨げになりかねない。
- 2.2.10 私たちは、現行の協定を監視・評価し、GFA で得られる権利が確実に施行され、力を高めるために利用されるようにしていく。私たちは、職場の組織化を強化し、労働者の力を高めるような新しい GFA を

交渉する加盟組織を支援する。私たちは、悪質な使用者との関係につながったり、他の GUF に対抗し領域を奪い取るような協定の交渉は行わない。

- 2.2.11 また重要な点として、私たちは、PSI と加盟組織、そして世界の労働運動のどこが正しかったのかを評価し、弱点を率直に評価し、必要な変化をもたらすことのできる強い労働運動の将来的なあり方を自問しなければならない。

2.3 動員し、影響を及ぼす

- 2.3.1 変化をもたらす力を発揮できるかどうかは、職場から国連まで、あるいは多国籍企業において、私たちが政策決定者に影響を及ぼすためにいかに結集できるかによって決定的に左右される。力を発揮するには、労働者ができるだけ多くの賛同者と力を合わせ、明確に述べられた要求について、協調して断固とした行動をとることが必要である。
- 2.3.2 PSI は引き続き綿密な分析作業、明確な政策助言、首尾一貫した政治的戦略を実施する。私たちは、お互いの絆を深め、国境を越えて調整を図る能力を高めていく。
- 2.3.3 私たちは、グローバルルールの策定過程にさらに関わり、企業とエリートが自分たちの利益になるようなルール作りを支配することができないように闘う。私たちは、労働者と公共サービスに最大の影響を及ぼすグローバル機関にはどのようなものがあるかを明らかにする。
- 2.3.4 労働組合開発のパートナーシップを通じて、加盟組織、連帯支援組織、友愛組合と共に活動して活動の範囲と影響力を広げ、国際連帯を行動で示し、加盟組織による組織化、強化および変革の手助けをする。
- 2.3.5 プロジェクトでは部門別活動、ジェンダー主流化、労働組合権に力を入れ、貿易、税の公正、移住、極右思想との闘い、民営化との闘い、公的保健・ケアを享受する権利など、より規模が大きい PSI のキャンペーンを強化する。私たちは、保健、ケア、廃棄物などの優先分野において労働者を組織する。私たちは、若年労働者と女性を対象とする組合リーダーシップ研修を提供する。私たちは、この活動を拡大するために必要な組織内リソースを追求する。
- 2.3.6 優れたコミュニケーションは私たちの政治的任務にとって不可欠である。私たちのメッセージが加盟組織とメンバー、各国およびグローバルな労働運動、賛同者、政府および政府間機関、政策決定者および一般市民に聞き入れられるようにするために引き続き多大な投資を行う。私たちは、主要メディアやソーシャルメディア、非主流メディアを含むさまざまなメディア形態を活用する。
- 2.3.7 前回 2017 年の世界大会以降、PSI はウェブ上でのアクセスがしやすくなり、参加や行動の促進が図られた。私たちは引き続き、キャンペーンのプラットフォームである「利益よりも人々を優先」を推進し、加盟組織とパートナーに必要な各種ツールと資料を提供する。
- 2.3.8 私たちは利用できるあらゆる手立てを駆使して、複雑な問題を理解しやすくし、行動を促す。私たちは、加盟組織や賛同者たちが保有する膨大な量の知識を共有するための新しい方法を見つけ、PSI の優先課題に関して行動をとる意志のある個々のメンバーや活動家との接触を図る。
- 2.3.9 私たちが最強になるのは、私たちのメッセージが組織労働者の範囲を越えて、公共サービスを頼り民主的統治を望むすべての人々に語りかけるときである。私たちは、私たちのビジョンを共有する労働団体以外の賛同者、すなわち企業の力に挑戦する意思のある公共サービス利用者や進歩的 NGO、一般市民、政府、学者などと共に活動する。
- 2.3.10 私たちの力をつけるには、あらゆる機会を利用して、より強く、より効果的にならなければならない。私たちは、進捗状況を監視し、自らの行動から学び、自信を持って自らの戦略と戦術を評価する説明責任を維持し、自らのギャップに焦点を合わせて、勝利を手にしなければならない。
- 2.3.11 成功には、優先順位を付けることと、状況に応じ、学びを通じ適応していく能力が必要である。執行委員会 (EB) が、大会が委任した権限によって優先順位を決定する。地域別、部門別、横断的 (世界女性委員会など) な活動計画は、EB の優先順位に沿って策定される。そうすることで、労働者独自の視点を促進し、力を構築し、連帯に基づいて労働者の共通の立場を明らかにし、加盟組織を支援し、グ

ローバル労働運動に影響を与え、政府間機関や多国籍な使用者に対する影響力の行使に労働者の関与の促進を図ることを優先させることになる。

2.3.12 PSIは活動のすべてでこれらの行動を優先し、加盟組織と協力し以下を行う。

- a) 加盟組織の成長と能力養成を支援する。
- b) 加盟組織の協調的な国際行動を支援する。
- c) あらゆる労働者が含まれる包摂的な組織化と労働組合の権利擁護を提唱し、支援する。
- d) 加盟組織のメンバーに最も影響を与える世界的なルール作りの過程において、影響力を高める。
- e) 組合開発とコミュニケーション能力を支援し、高める。
- f) アライアンスを構築し、定期的に活動を評価する。

3. すべての人に尊重と尊厳を

3.1 序

- 3.1.1 2023年の世界大会は、2017年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 3.1.2 私たちは、私たちの運動が多様性を受け入れるものであることを再確認し、多様性が力になることを認めている。私たちのビジョン、そしてそれを実現する能力は、私たちの原則と団結によって支えられている。
- 3.1.3 真に多様性を受け入れるには歴史的な過ちを正すことが要求される。差別と闘い、人権を確立し、すべての人に力を与えるには、過去を事実として認め、男性優位反対と脱植民地主義の視点を取り入れ、不公正を是正するための具体的な行動をとり、勢力均衡をシフトさせ、すべての人にとって公正な未来を創る私たちの包摂的な活動を主流化する必要がある。
- 3.1.4 質の高い公共サービスは、社会のあらゆる分野において、参加を妨げる障害を取り除く。公共サービス労働者とその組合は、すべての人のための公共サービスを提供し、要求するうえで、そして差別や暴力、そして汚名を着せられることのない包摂的な公共サービスの職場を実現するうえで重要な役割を果たす。
- 3.1.5 私たちが直面している多重危機は、隠れているように見えて、すぐ見つかるような現在の構造的な不平等を露呈し、その多くを悪化させている。ケア、保健、清掃、教育、保育など、地域社会の機能を維持する最前線の仕事の多くは、女性が中心である。これらの労働者は、過小評価され、賃金が低く、不安定で、人種化(注:人種意識によって社会集団が形成されること。)され、無償労働を要求され、正式な雇用の権利を否定されている。
- 3.1.6 現在、国際的には不平等をなくす措置を求める風潮になっているが、政府の行動がこれと矛盾することは多い。公共部門改革にこの矛盾が反映されることが、あまりにも多すぎる。

3.2 ジェンダー平等と正義のための闘い

- 3.2.1 新型コロナウイルス感染症の危機は、ジェンダー平等の危機にもなった。保健、経済、社会への影響は、各ジェンダーに異なる形で及んだ。ロックダウン中は、すでに高いレベルで発生していたドメスティックバイオレンスと女性殺害が増加した。労働生活と経済の分野では、女性の方が経済的に脆弱であり、賃金が低く、非正規で働くため、ジェンダー平等に逆行する動きがあった。特に女性が多い医療・ケア部門では、メンタルヘルスや精神的負担、ストレスが懸念されるようになった。また、学校が閉鎖される中、女性は家庭や家族、子どもの教育などの責任を負わなければならなくなった。私たちは、緊縮財政プログラムによって国家がケアの責任を果たせなかった際、公共サービスに代わって無償のケアを提供する女性の参加をあてにしてきた様子を見てきた。インフレ率の上昇、緊縮財政への回帰の可能性、不安定労働はすべて、女性に不均衡な影響を与える。
- 3.2.2 PSIは、差別形態の交差によって、意思決定プロセスにおける女性の代表性が低下していることを認識する。民間の利益やジェンダー・ウォッシング(実態がないにもかかわらずジェンダーをプロモーションに活用すること)にとらわれた多国間機関は、ジェンダーをめぐる論調を道具とした。私たちは、社会対話、職場、組合において、貧しい女性、農村の女性、人種化された女性、先住民族の女性を含むすべての女性の意見が聞き入れられるようにしなければならない。私たちは、すべての女性に民主的参加、真のリーダーシップ、強力な組織化を約束することに優先的に取り組み、PSI内部とアドボカシーの場で女性が指導的・代表的役割を果たすように力を与え、支援する。
- 3.2.3 私たちは、気候に関する取り組みにおいて、公正な移行がジェンダーに与える影響を考慮し、女性が負う不平等な負担を認め、性別役割分業に対抗し、女性の仕事と女性中心の部門の価値を改めて評価する。
- 3.2.4 私たちは、ジェンダー平等、とくに女性に対する暴力、女性が自分の体について決定する権利、避妊と中絶を自由に利用する権利に関する私たちの広範なプログラムに改めて尽力し、長年の活動を称える。女性の権利を求める闘いにおいて、私たちは不平等をより耐えやすくするだけでなく、不平等な

ジェンダーの力関係を変革し、ジェンダー・トランスフォーマティブ(注:従来のジェンダー概念や規範を変容させるアプローチ)な質の高い公共サービスを構築するために闘う。私たちは、女性が不平等に対し、より強くならなければいけないとの説話と闘い、代わりにより良い質の高い公共サービス、社会的保護、より高い賃金、専門職化、より正規化され不安定ではない労働、そして労働者の権利を要求していく。

3.2.5 ジェンダー主流化は、今後も私たちの活動の焦点となる。それには、男性、女性、女性的なアイデンティティを持つ人々、そして従来のジェンダーの固定観念に合致しない人々による積極的な参加が必要である。私たちは、改めて、気候、部門、デジタル化、質の高い公共サービス、経済政策など、PSIと加盟組織の行動のあらゆる分野において、ジェンダーに焦点が当てられるようにする。世界女性委員会(WOC)がこの活動を監督し、ジェンダー指標を開発し、PSIが組織の責任としてその実施状況を監視する。

3.2.6 PSIは、交差性、すなわち異なる形態の差別の交差と同時性を、ジェンダーの平等と正義を求める闘いにおける中心的問題の一つとして認識する。特に黒人、先住民、有色人種(BIPoC)だけでなく、LGBT+の人々は、この文脈において複数の形態の差別にさらされ、それらは相互に依存し、増強し合う。このような背景に対し、交差性差別(注:複数のアイデンティティが交差することによる差別)の問題には特別な注意を払わなければならない、可能な限り闘っていかなければならない。

3.2.7 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 女性の地位委員会(CSW)を中心とした国連機関およびILOと協力し、平等とジェンダー・トランスフォーマティブな合意を促すための活動を継続し、国連CSW後の行動計画を監視するためのジェンダー・フォーカル・ポイント(注:ジェンダー政策の調整を担う事務局)の確保を図る。
- b) 心理社会的リスクと精神衛生のための対策など、コロナ後の回復計画でジェンダー分析が行われるよう闘う。
- c) PSIのケアの社会構造の再構築に向けた「5つのR」の枠組み²、ケア・マニフェスト、アライアンス構築、人権としてのケアを求めるキャンペーンを引き続き推進する。
- d) 賃金とジェンダーの公正を実現するため賃金指数と賃金の透明性のために闘う。
- e) 無報酬および過小評価されている女性の労働の価値を定量化し、PSIのあらゆる活動領域で活用できるようにすることを提唱する。
- f) 国および国際的なレベルで、公共のジェンダー・トランスフォーマティブなケアを推進する。
- g) デジタル暴力(注:オンラインにおける誹謗中傷などのハラスメント)、ILO第190号条約の批准と実施の推進、団体交渉のモデル協定などジェンダーに基づく暴力(GBV)に関する活動を継続し、ジェンダー・トランスフォーマティブな質の高い公共サービスに関する活動にリンクさせる。
- h) PSIの全部門でジェンダーに関連した労働組合権の活動を強化し、団体交渉と社会対話における交渉力を高め、モデル条項を作成し、第100号(同一賃金)、第111号(差別禁止)、第156号(家族的責任を有する労働者)、第183号(母性保護)、第190号(暴力とハラスメント)など、ジェンダー平等のための主要ILO条約を対象とした批准、実施、監督に関するキャンペーンを継続する。

3.3 若年労働者

3.3.1 若年労働者は、依然として未曾有の事態に直面している。若年労働者は非正規労働に就き、失業に直面し、経済的苦境から身を守るための貯蓄もなく、対象となる社会的保護の種類が異なるか、あるいは受け取れる量が少ない可能性が高い。

3.3.2 若年労働者は、職場においてより弱い存在であり、自分たちの権利に対する認識も低いことが多い。ロックダウン中は、教育や研修を受けることが非常に難しくなり、若年労働者ばかりが標準以下の不安

-
- ² ケア労働の社会的・経済的価値とケアを享受する人権を**認識(Recognize)**する。
 - ケア労働に**報い(Reward)**、報酬を与える。
 - 女性の無償ケア労働の負担を**軽減(Reduce)**する。
 - 性別役割分業をなくし、世帯内、また世帯と国家の間で、ケア労働を**再分配(Redistribute)**する。
 - 公正で累進的な課税を通じて国家に資金提供の力を与えることによってなど、ケアサービスの公共性を**取り戻す(Reclaim)**。

定な住宅に頼るといった偏った状況が露呈した。とくにグローバル・サウスでは、民営化された教育と研修によって、職につながる教育や技能形成の利用が制限され、若者は負債を負い、さらなる貧困に陥った。

- 3.3.3 今、若年労働者は、経済的、環境的、地政学的に不確実な未来に直面しており、前の世代よりも高い負担を強いられることになる。
- 3.3.4 若年労働者の状況は、公共サービス組合と労働運動が直面する最も深刻な難題のひとつである。私たちの運動の存続と成長を望むなら、あらゆるレベルの組合指導部と活動に若年労働者を勧誘し、組織し、組み入れるようにすることが不可欠である。
- 3.3.5 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
 - a) 若年労働者を対象とした具体的なプログラムを継続するとともに、すべての活動が適切で包摂的であるようにする。
 - b) 若年労働者を組織、勧誘し、PSIの選挙で選ばれるすべての意思決定機関に若年労働者が含まれるようにする。
 - c) ジェンダー平等をはじめ、失業、安全で安定した雇用の提供、公平な賃金、デジタル化、移住、気候変動、環境破壊、教育と訓練の利用といった労働市場の課題に関するものなど、PSIが優先して取り組むキャンペーンにおいて若年労働者の関与を深める。
 - d) 若年労働者の労働組合リーダーとしてのスキルとジェンダー研修プログラムを策定し、地域内と地域間のネットワークを促進する。
 - e) 若年労働者が住居を使用する権利を主張する。

3.4 移住と難民

- 3.4.1 世界で移住を余儀なくされた人の数は10年で倍増し、2021年には8930万人に上った。その中で、災害による国内避難者数(2370万人)は、紛争や暴力に起因する避難者数(1440万人)の倍近くになっており、気候関連の災害の増加や地政学的な不確実性の高まりによって急速に増加すると予測されている。
- 3.4.2 パンデミックは、非正規労働に偏って従事する移住労働者の、目に見えない不可欠な役割を浮き彫りにする。家父長的規範、人種差別、不安定性、移住労働の過小評価により、移住者や少数民族は、必要不可欠なサービスを提供し続けながらも、感染する確率がより高くなっている。移住者の保健・ケア労働者は保健・社会的ケア労働にとって不可欠な存在である。同時に、移住労働者の権利が守られ、労働搾取の余地がないことを保証することが不可欠である。政府は、自国での人材確保のニーズを外国からの移住者やグローバル・ケアチェーンに頼ってはならない。その代わりに、すべての国が質の高い公的保健・ケアサービスのための人材を維持する国際的な取り組みを支援し、グローバル・サウスの国々が労働移動によって熟練労働者を失い、現地の状況が損なわれないようにしなければならない。
- 3.4.3 新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは、難民や国内避難民(IDP)は、公共サービスや社会的保護が利用できない状態に置かれることが多く、より脆弱になった。私たちは、連帯と人権に基づき、IDPが公共サービスや社会的保護を受けられるようにするための闘いを続け、脆弱な立場に置かれる根本的な原因を解決するために闘っていく。
- 3.4.4 現在、国連の移住に関するグローバル・コンパクト(GCM)と難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)によって、グローバル・ガバナンスの枠組みを定めている。PSIは、二国間労働協定(BLA)に関する国連ガイダンスと保健労働者の移住と移動に関するWHOガイダンスを利用して、社会対話を強化し、BLAに関与する加盟組織の能力を養成する。
- 3.4.5 移住、移動、難民の流れに取り組むにあたっては、根本的に人権、人道法、中核的労働基準を尊重しなければならない。各国政府と欧州連合を含む国際機関は、壁の建設を止め、安全な脱出ルート

作り、安全で合法的な移住ルートを確立しなければならない。各国政府および国際機関は、子ども、女性およびその他弱い立場に置かれたグループに特別な配慮をしなければならない。難民保護、国境防衛、亡命手続き、補助的保護、その他の形態の保護の外部委託は控える必要がある。さらに、重要な熟練労働者の引き抜きや、人権や労働権を損なう一時的な移民制度の導入を止めなければならない。

3.4.6 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 引き続き PoA2018-2022 年および PSI の政策に沿って、グローバル政策の提言活動に取り組む。
- b) PSI の方針を再確認しつつ、使用者に対し、地位や出身にかかわらず、すべての移民労働者にデューセント・ワークと公正な賃金を提供し、強制労働、人身売買、賃金未払いなどの搾取的・酷使的な労働慣行に晒されないことを保証するよう呼びかける。
- c) 政府および地方当局に対し、すべての移民と難民がその地位にかかわらず、医療、教育、住居などの基本的なサービスを利用できるようにし、社会的包摂と参加を阻む障壁をなくすよう要求する。
- d) 政府、使用者、労働者に対し、すべての移民と難民が地位や出身にかかわらず、十分な社会的保護を受けられるよう、社会的保護制度とセーフティネットを強化することを求める。
- e) 保健およびケア労働者の移住と移動、社会対話、グローバル・スキル・パートナーシップ(注:世界レベルの能力向上を目的とする連携体制の構築)は、公正で倫理的な採用、二国間労働協定に取り組む加盟組織の能力を高める。
- f) 引き続き移住労働者を組織し、女性移住労働者を中心に労働組合におけるリーダーシップを奨励する。
- g) 気候に関連した移住や強制移動に光を当て、適応、包摂、回復力構築のための主な戦略として質の高い公共サービスを擁護する。

3.5 人種差別および排外主義と闘う

- 3.5.1 あからさまな人種差別が容認されないことは広く認識されているものの、人種差別は依然として根強い。私たちは、極右の非民主主義的・権威主義的リーダーが、私たちが直面する多重危機を利用して、職場の内外で人種差別、排外主義、差別を誘発するのを目の当たりにしてきた。ブラック・ライブズ・マター運動のような闘争や、体系的な人種差別への世界的な抗議運動は、世界中に蔓延する体系的な人種差別への反応として歓迎すべきではあるが、まだまだ多くのことがなされなければならない。
- 3.5.2 PSI は、いかなる形態の差別もない職場を求めて闘う。私たちは、とくにケアの社会構造の再構築を図る PSI の活動に重点を置きながら、すべての人に提供され、人種や民族の違いに基づく差別のない質の高い公共サービスを推進し、多文化的側面を迎え入れる。
- 3.5.3 私たちの活動は、ダーバン宣言と行動計画およびあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、「不平等と仕事の世界」に関する ILO の 2021 年の決議やその他 ILO 条約および国連条約に盛り込まれた情報を土台としていかななければならない。
- 3.5.4 私たちは、職場の取り組みの策定、実施、監視をはじめ、職場での教育、交差する差別形態や仕事の世界における暴力とハラスメントなど、人種差別および排外主義的な政治活動に対し取り組む加盟組織を引き続き支援する。私たちは、活動に対する脱植民地主義的なアプローチを強化し、地域の反人種差別・排外主義作業グループを引き続き支援する。
- 3.5.5 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
 - a) 積極的な反差別国内雇用立法を支持する。
 - b) 組合に包摂に向けた差別是正政策を取り入れ、人種差別と排外主義のない組合空間を構築し、差別に対処する団体交渉条項を推進する。
 - c) 国連、ILO、地域の人権機関において PSI の政策を提唱し、ILO 第 111 号条約(差別待遇(雇用及び職業))および米州機構(OAS)の重要な条約である「人種主義、人種差別および関連する

不寛容に反対する米州条約(A68)および「あらゆる形態の差別および不寛容に反対する米州条約(A69)」の批准と実施を促進する。

3.6 LGBT+ 労働者

- 3.6.1 LGBT+の人々の平等は、一部の国で大きな進展があったが、保守派の反発によって脅かされている。右派ポピュリストのリーダーと運動は、パンデミックや経済危機など現実の危機と作り出された危機を利用して、戦略的に LGBT+の人々を中傷の標的にして有権者をひどく怒らせ、その結果、虐待、暴力、さらには逆行する法律が増加した。規制がなく、利益追求のためのソーシャルメディア・プラットフォームの成長は、同性愛およびトランスジェンダーに対する嫌悪の増長を図る者の活動を可能にした。
- 3.6.2 他の地域では、LGBT+の人々の生活や関係が、いまだに公的な嫌がらせの対象となり、犯罪視され、さらには死刑の対象になっている。トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリの人々は、自己のアイデンティティと人権を否定する法的および行政上の社会、経済、そして医療面における障壁に直面し、その存在さえも犯罪視されている。組合運動は、LGBT+労働者の不平等や社会的排除に対処するうえで多くの課題を抱えている。
- 3.6.3 PSI と公共サービス労働組合は、職場、組合、公共サービスの提供、社会における LGBT+の権利を前進させるにあたり、引き続き重要な役割を担っていかなければならない。
- 3.6.4 PSI は、性的指向、性自認、性徴に根差すあらゆる形態の暴力と疎外化、汚名着せに反対する。同性愛嫌悪、両性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪、インターセックスの人々のスティグマ化はいかなる形態でも人権侵害である。PSI は、LGBT+の人々を「修復」または「改心」させることを目的とした強制的で非倫理的な医療・心理的介入を含め、LGBT+の人々に対するあらゆる形態の差別と排除に反対する。
- 3.6.5 私たちは、他のグローバルユニオン(注:ITUC、OECD-TUAC(OECD 労働組合諮問委員会)、GUFs(国際産業別労働組合組織)を含む。)、ナショナルセンター、ILO、LGBT+市民社会組織とともに主導的役割を継続し、ILO 条約第 111 号と第 190 号の対象に LGBT+労働者が含まれているという明示的な確認と、条約の普及に努める。PSI は、賛同者および市民社会と協力して、誤情報、偽情報、ヘイトスピーチの拡散がソーシャルメディアを通じて最も多く行われているグローバルな問題に取り組む。
- 3.6.6 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- グローバルな LGBT+調整委員会を設立する。調整委員会は、地域調整委員会のメンバーの中から選出された地域コーディネーターを含む形で、定期的に少なくとも 6 ヶ月に 1 回、オンライン会議を開催する。グローバル調整委員会は、PSI 執行委員会との連絡役および同委員会におけるオブザーバーを指名する。
 - LGBT+労働者のための包摂的な政策と実践、ならびに包摂的な公共サービスの提供に関する教育と優れた事例を加盟組織に提供する。
 - LGBT+労働者を代表し、差別撤廃、平等待遇、LGBT+労働者にとって包摂的で安全な職場創出を促進する団体協約条項を交渉する加盟組織の能力を向上させる。
 - LGBT+労働者の社会的包摂と労働市場への参加を促し、労働組合、公共サービス、職場、地域社会において LGBT+のリーダー、ロールモデル、LGBT+アライ(理解者)の認知度を高める。
 - 加盟組織および PSI の組織と機構における LGBT+の代表性を奨励・促進し、労働組合と LGBT+コミュニティとのつながりを強化する。
 - LGBT+のメンバーが自ら組織し、積極的に参加し、指導部に就くことができるように支援する。

3.7 先住民

- 3.7.1 先住民は世界人口の 6 パーセント、つまり 4 億 7600 万人近くを占め、極貧層の 19 パーセントに当たる。先住民は、征服や植民地化、現在の国家の境界設定のなかを生き延びてきた人々の子孫である。

る。先住民は、その法的地位に関係なく、社会・経済・文化・政治において独自の制度を部分的または全体的に維持している。

- 3.7.2 にもかかわらず、多くのところで先住民は社会的に排除され、保健や教育などの公共サービスを利用できず、差別や人権侵害に直面している。こうした侵害は、土地の保持と支配を求めて国家や企業勢力と闘う先住民に対し、武器として使われることが多い。
- 3.7.3 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、先住民の健康、生活、生計に影響を与え、交差する不利を増大させた。これまで、感染症や死亡者数を民族別に集計した情報はなかった。先住民族の権利に関する国連特別報告者は、経済回復措置が先住民やその土地、環境を犠牲にして、採掘企業の拡大を優先し、支援してきたと述べている。
- 3.7.4 PSIは加盟組織およびILOと共にILO第169号条約(原住民・種族民)の批准を支援し、先住民が現在住んでいる国の枠組みの中で、自らの組織、生活様式、開発を管理し、自らのアイデンティティ、言語、宗教を維持する必要性を認識する。PSIは、自らの土地と自然環境を保持するための先住民の闘いに国際的支援を築くことを改めて約束する。
- 3.7.5 政府と政策立案者は、不平等と闘い、気候の緊急事態に取り組み、多文化共生社会を構築するために、伝統的な先住民の知識を迎え入れることができる。PSIは、違いを守るための重要なツールとして、また不利ではなく豊かさとして、先住民の権利に関する国連宣言を支持する。
- 3.7.6 PSIは、社会のあらゆる側面に先住民を全面的に含めること、ならびに、パンデミックからの回復に関する措置や公共サービスなど、自らの生活様式に影響を与える事柄について先住民が相談する権利を支持する。
- 3.7.7 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 先住民の包摂を支持する方針を労働組合で採用する。
 - b) 先住民が文化的に安全な公共サービスを利用しやすくし、先住民の多様な文化的ニーズと期待が尊重され、満たされるよう支援する政府の政策を求める取り組みを行う。
 - c) 公共サービス労働者が、サービスの受け手である先住民のことを確実に考えるようにする。
 - d) 公共サービスの雇用慣行が、先住民の目的、希望、雇用要件を確実に認識するようにする。
 - e) 先住民の雇用要件だけでなく、先住民の希望を認識したアクセスと採用も含め、公共サービスにおける先住民の雇用に対し、国際的な支援を構築する。

3.8 障害のある労働者

- 3.8.1 障害のある人々は世界の人口の15パーセントを占める。障害のある人々は人権を否定され、仕事の世界で根強い、交差する排除の形態とともに差別を経験することがあまりにも多い。さらに障害のある労働者の懸念は、政策、制度、公共サービスから抜け落ちていることが多い。
- 3.8.2 障害のある女性は、不平等な賃金、社会的保護を利用するうえでの障壁、労働市場に参入し、残り、昇進するうえでの障壁という複合的な影響を受ける一方、無償のケア労働という責務の大部分を負い続けている。
- 3.8.3 2021年の第109回ILO総会(ILC)では、「不平等と仕事の世界」に関する勧告が採択された。この勧告は、雇用創出の促進、均等な機会創出と報酬、確実な差別撤廃、平等・多様性・包摂の促進、普遍的な社会保護の推進のための重要な枠組みを構築した。
- 3.8.4 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、全般的にすでにある不平等を激化させた一方、ILOは、回復戦略としての公共サービスにおけるテレワーク(注:ICTを活用した柔軟な働き方)導入およびモバイルワーク、デジタル化の急速な拡大が、障害のある労働者に機会を与える可能性がある指摘している。しかし、仕事の世界のデジタル化は、企業において、包摂のための措置を実施しない、あるいは実施できないことの言い訳として使われるべきではない。

3.8.5 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) 公共サービスおよび公共サービスの雇用政策に障害のある労働者を社会的に含めるためのキャンペーンを行い、公共サービスにおいて障害のある労働者の職場の権利を向上させる。
- b) 国連機関および ILO において、テレワークとデジタル化の拡大で生まれる機会を含め、公共サービスにおける仕事の世界に障害のある労働者を含めるための基準を提唱する。これは、社会的孤立を悪化させず、障害を持つ労働者を受け入れのための必要な措置を公共サービスや企業から免除しないものとする。
- c) ILO 第 111 号条約の批准、実施、監視のための活動を継続し、障害のある労働者を差別から守る ILO の監督メカニズムや他の地域人権裁判所を活用する。
- d) 障害のある労働者にとって包摂的な公共サービスの利用を確保すること、団体協約に具体的な保護条項を盛り込むこと、公共サービスの雇用にクォータ制(割り当て)を導入することを提唱する。

4. この惑星の限界を超えない公正なグローバル経済

4.1 序

- 4.1.1 2023年の世界大会は、2017年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 4.1.2 2017年の世界大会以降、多重危機が重なり、資本がいかに深く私たちの社会と経済に浸透しているか、そして政府がそれにどれほど譲歩してきたかが露呈した。
- 4.1.3 これらの危機は、企業の計略に影響された富裕国が、グローバル・サウスの開発ニーズや労働者階級についてはほぼ考慮に入れずに、国際的な政策決定プロセスを支配しているさまを見せつけた。また、多国籍企業と世界のエリートが、生産的な事業ではなく、搾取、金融化、投機、租税回避、独占資本主義によって富を蓄積していることを示した。
- 4.1.4 気候変動に対する長きにわたる無知と、生態系と社会の持続可能性よりも成長を優先する政策が、不平等の拡大、化石燃料への世界的な依存を招き、多くの場合で、民主主義システムの弱体化につながった。労働組合は、もし何の変化も起こらない場合に、労働者が、必要な移行に伴うリスクやコストを負担しなければならない、あるいは気候の脅威やエスカレートする気候・環境危機の影響で生じる結末を負わなければならない存在とならないよう、労働者を守る責任がある。
- 4.1.5 気候変動を抑えるための対策は短期的な雇用の喪失につながるかもしれないが、ILOの活動と報告書は、より持続可能な経済への公正な移行が、雇用を創出しディーセント・ワークを促進する可能性を秘めていることを示す。十分に機能する社会的対話に労働組合が参加することは、その前提条件である。
- 4.1.6 PSIと加盟組織は、国連のアジェンダ2030（「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」）と世界目標の一環として、持続可能な世界経済を実現するための活動に参加し、推進しなければならない。
- 4.1.7 人々は、市場経済は社会の構築物であり、公共の利益のために設計されるべきであり、それを支配する者の利益のために構築されるべきものではないことへの理解をますます深めるようになっていく。よって現在の経済システムの根本的な変革が必要である。
- 4.1.8 拡大した質の高い公共サービスに資金を提供し、持続可能性とすべての人のための人権確立をその中心に据える、進歩的で再分配的な国家の役割を再考するときが来た。私たちは、民主的な政府に再び社会的・経済的発展の管理をさせなければならない。
- 4.1.9 私たちは、底辺への競争を促し、労働者と環境を搾取し、私たちすべてをより脆弱にするバリューチェーンを改革または解体しなければならない。私たちは、水、エネルギー、保健、ケアなど、人間と社会のニーズを満たすために欠かせないサービスの確保が、経済的義務だけになり下がらないようにしなければならない。私たちは、協同組合、社会および連帯を基盤とするサービスおよび製造業など、大胆な経済的代替手段を開発し、推進しなければならない。
- 4.1.10 持続可能な地球に矛盾しない経済には、化石エネルギーに依存した現在の生産と消費のモデルを根本的に変えることが必要とされる。私たちは、富の創出と分配のあり方、経済構造のあり方をシフトさせていかなければならない。そのためには、労働者、労働組合、地域社会の関与、計画と民主的なリーダーシップに加え、さまざまな分野における持続的で大規模な公的介入、投資、サービス提供が必要である。
- 4.1.11 私たちは、幸福と発展の測定方法を見直し、不均衡に女性によって提供されている無償の非公式な労働がこうした測定で見落とされることがなくなり、また、ケアや大半の公共サービスのように評価の低い労働が適切に考慮されるよう努めなければならない。環境破壊や人的被害費用として捉えなければならない。これには、気候や環境に対して何も行動しなかった場合のコストの追跡や、社会・環境・気候債務など、別の指標が必要である。

- 4.1.12 私たちは、開発とジェンダー、世代間の公平性を実現する持続可能な道筋として、強力な国家介入による産業政策と公正な調達政策を推進しなければならない。景気を刺激するための歳出は、人と地球を尊重する経済を約束するための公共サービスと対策に資金を提供することで、私たちの生活をより良くするものでなければならない。
- 4.1.13 既得権を有する民間の企業利益の巨大で増大する、責任追及がなされない権力を意図的かつ抜本的に抑制することなくして、代わりとなる経済システムも、それを達成する手段も実現することはできない。多重危機に直面する中、PSIと加盟組織は、地方・地域経済の強化に尽力する。
- 4.1.14 私たちは、このモデルを変えることが社会政策として優れているだけでなく、経済的にも合理的であり、平和と正義の基盤となることを説明しなければならない。

4.2 気候・環境危機

- 4.2.1 気候変動と環境の悪化は、今や人類にとって、未来の平和と繁栄に対する最も差し迫った脅威である。2023年の大会は、2017年の世界大会で確認されたPSIの包括的な分析、政策、行動を再び支持し、気候・環境危機をすべてのPSIの行動の中心に据えることを優先させる。
- 4.2.2 2017年以降、これまで考えられなかったような暴風雨や洪水、干ばつ、森林火災が過去最悪なレベルで発生し、気候・環境危機の影響がより顕著になっている。国連の気候変動政府間パネル(IPCC)は警戒を最高レベルに引き上げたが、IPCCや科学モデルの予測を上回るスピードで危機が加速していることが明らかになりつつある。
- 4.2.3 私たちは、公共サービス労働者に直接的なリスクをもたらすこの危機の最前線にいる。
1. 労働安全衛生
 2. 労働量と(公共サービスへの)需要の増加
 3. 資金不足、人材不足に陥りがちな公共サービスに対する負担の増大
- これは、グローバル・サウス、特に小島嶼開発途上国の労働者にとって深刻である。
- 4.2.4 政治的な焦点は新型コロナウイルス感染症のパンデミックやその他の危機によってわかりにくくなっている。これにより、意思決定者はしばしば、気候・環境危機に対処するための長期的な解決策を検討せず、当面の危機に対処しようと化石燃料に後戻りすることを助長してきた。ロシアのウクライナへの侵略戦争は、各国がグリーン化を進め、さらなる食糧不足を回避するために高いレベルの備えを持つべき時期に、化石燃料の使用を増加させるだけでなく、世界の食糧安全保障を低下させている。地政学的に安全で、十分な資金が投じられた国内低炭素エネルギー生産能力と食糧生産が必要である。また、人類が誘発した気候変動の影響を摂氏1.5度の上昇に抑えるという科学的根拠に沿って、各国が急速に経済を脱炭素化する必要がある。
- 4.2.5 各国政府は難しい決断を避け続けている。科学者たちの間ではほぼ全員一致に近い合意があるにもかかわらず、低炭素経済への移行はあまりにも遅々たるものであり、一貫性を欠いている。100万人がより強い政策を求めて行進したにもかかわらず、グラスゴーで開催されたCOPの成果は、政治的リーダーシップの欠如と企業の激しいロビー活動によって頓挫した。現在の行動は恥ずべきほど不十分であり、抜本的な改革がなければ、今後のCOPも失敗に終わるだろう。
- 4.2.6 低炭素経済を実現するには、人々の生産と消費のあり方、富の創出と配分のあり方、都市、地域社会、経済構造と計画のあり方を根本的に変える必要があることは、今や明らかである。必要とされる変化の大きさ、民間の既得権、膨大な公益性からすると、人類が世界規模の気候・環境災害を防ぐには、計画性のある、理性的で民主的なリーダーシップが必要である。企業の利益追求に突き動かされ、あてにできない市場に任せておけば、必要な変化は起こらないことは、今や明らかである。
- 4.2.7 最も際立つのは、エネルギーなどの分野で、民間投資家が移行を十分に進めていない事実である。低炭素エネルギーへの大規模な公共投資とともに、エネルギー部門とサプライチェーン全体の再国有化が不可欠である。惑星が置かれた環境は、エネルギー消費を抑えるためにアップデートが必要である。適応のための計画を確実に立て、実行することが急務である。都市は準備のために多くのことを

しなければならず、食料、安全保障、輸送、建設、水、移住など多くの分野にわたって部門別の政策が必要である。私たちの任務は、労働組合としての正しい行動によって、これらの必要なステップが達成されるようにすることであり、また労働者の利益にかなうようにすることである。

- 4.2.8 労働組合運動を行う私たちは、計画されたあらゆる施策において社会的側面が効果を発揮するよう、倦むことなく政府や民間部門に働きかける。これは、参加権を通じて国民に広く受け入れられると同時に、より持続可能な新しい繁栄モデルを構築するためにも必要である。変化と適応のコストを、すでに不釣り合いに影響の矢面に立たされ、問題の発生にほとんど関係しない最も弱い立場の人々に押し付けてはならない。農村部の貧しい人々、グローバル・サウス、先住民、女性が意思決定に参加し、各自の具体的なニーズへの対応を実現させることが必要である。気候・環境危機の最前線にいる労働者が、気候変動政策とプログラムの策定と実施に重要な当事者として関与しなければならない。
- 4.2.9 企業、汚染者、富裕国、富裕層は、より多くの負担を負わなければならない。グローバル・ノースは、気候・環境変動対策資金、技術移転、グローバル・サウスの損失と損害に対する補償の公平な負担を負わなければならない。これらの資金と技術移転は、質の高い公共サービスと行政の強化を支えるものでなければならない。例えば、市場化の押し付けや欠陥のある「ブレンドファイナンス(注:公的資金を使って民間投資のリスクを軽減する仕組み)」モデルなど、新自由主義的な条件を含んではならない。
- 4.2.10 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) ナショナルセンターが掲げるべき政策の策定を加盟組織が行うことを奨励する。
 - b) 加盟組織が、気候・環境危機に対処するための重要な解決策として、公共サービス労働者への認識と敬意、そして気候変動に強い質の高い公共サービス(質の高い公共サービス)への投資を中心に据える取り組みを支援する。
 - c) 労働を議論する世界的な場で政策提言活動を強化し、質の高い公共サービスと気候・環境危機に関して教育インターナショナル(EI)および国際運輸労連(ITF)との連携を強化する。
 - d) 公正で公平な移行を求めて闘う。その際、労働者、女性や社会的弱者、後発開発途上国に偏った負担をかけるものであってはいけない。高いリスクに晒されているグローバル・サウスおよび小島嶼開発途上国の、そして炭素集約型部門で働く労働者を含む、気候変動、森林破壊、汚染の最前線で働くあらゆる部門の労働者が気候危機への計画、移行および意思決定プロセスに関与することを要求する。
 - e) 加盟組織所在国の政府に対して、各国内での気候・環境危機とエネルギー移行政策措置のコストと便益の配分に関する評価を行なうように求める。
 - f) 人類が誘発した地球温暖化を摂氏 1.5 度の上昇に抑えるための変革的な行動に向けて、若者との運動を含む社会運動との協働を通じて意欲的な気候・環境変動対策を奨励する。例としては、化石燃料不拡散条約を求めるキャンペーンがある。
 - g) 経済動向と政策を一致させることにより、コストを抑えた分配型移行の実現を図る。
 - h) 戦略を立て、規制し、需要を創出し、提供する役割を担う強力な国家を通じて、全般的な利益と公共サービス、社会的で環境に配慮したインフラの拡大を図る。
 - i) 市民社会組織と協力し、環境・社会危機との闘いにおいて強力なアライアンスを確立する。
 - j) 年金基金や投資家に、化石燃料からの投資撤退を求め続ける。
 - k) ワクチンと医薬品に対してすでに提唱しているように、炭素排出量の削減に役立つ機器についても特許適用の停止を提唱する。これにより、エネルギー転換とその他気候危機対抗措置がより安く手頃の実現できるようになる。

4.3 国際金融機関

- 4.3.1 2017年の世界大会以降、国際金融市場は、効果的な国内および国際規制がほぼ欠如したまま成長を続け、もはや生産的な事業を促進することのない金融体制を作り出した。世界銀行(WB)や国際通貨基金(IMF)などの国際金融機関(IFI)は、民営化、労働市場の規制緩和、有害な構造調整政策の促進を続けてきた。

- 4.3.2 OECDは、国際課税などの経済問題に関する立場を固め、教育、保健、炭素税といった新しい分野に影響力を拡大している。グローバル・ノースを代表する機関がグローバル・サウスに直接影響を与える世界規模の問題に介入してくることは、経済的新植民地化に懸念多き新たな一章を付け加えることになる。
- 4.3.3 BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)と地域開発銀行が台頭し、その規模は合わせて世界銀行よりも大きくなっているが、新しい開発銀行のモデルは得られていない。植民地的もしくは商業的利益を増大させるために開発資金を利用しようとする世界的な主体が増えただけであることがあまりにも多かった。
- 4.3.4 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 新自由主義的政策規定、ジェンダー・バイアス、公共部門支出への上限設定、緊縮財政、民営化を強制するIFIの構造調整政策と融資に反対する。
 - b) 税制、貿易、投資、質の高い公共サービス(質の高い公共サービス)および部門別の問題に関するIFIの政策と行動に影響を与える。
 - c) 金融市場とその関係者すべての透明性と拘束力のある規制を要求し、戦略的金融機関の公的所有を適宜要求する。
 - d) 各国通貨への投機的な攻撃が自由に行われる温床となる資本の流れを一掃する法律を制定するために闘う。
 - e) 企業が所在地の地方自治体を支援することにより、環境破壊と汚染を減らすために貢献するようにする。

4.4 税の公正

- 4.4.1 税は私たちの福祉、質の高い公共サービス(質の高い公共サービス)、公平な移行のための資金を提供する。民主主義における納税の義務は、何か見返りを期待する権利を与えてくれる。法人税の脱税は、一般納税者の納税意欲を低下させ、国の税制全体に対する不信感を招く。
- 4.4.2 この6年間で、世界的な法人税のルールに大きな改革があった。グローバルな最低法人税率、法人税の透明性、合算課税への移行というPSIの主な要求は、大きな前進を遂げた。その土台には、税の競争は良くなく、税の協力が必要だという国際的なコンセンサスに向けた地殻変動があった。
- 4.4.3 しかし、G20とOECDのBEPS(税源浸食と利益移転)プロセスは、企業の利害とタックスヘイブンによって薄められ、収益の大部分をグローバル・ノースにもたらした。これらの解決策では、企業の租税回避を止めることも、巨大デジタル企業に適切に課税することも、タックスヘイブンをなくすこともできない。私たちには今、地域ブロック(注:国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)などの地域に存在する国際枠組み)での協調や一国単独での取り組みを通じ、自国の税基盤を保護し、さらなる国際的改革への圧力を生み出す累進課税措置を導入するという各国による新たな動きが必要である。
- 4.4.4 グローバル化と急速な技術開発により、デジタル通貨がオフショアビジネス(海外でのビジネス)の新たな形態となる可能性がある。労働組合運動は、この問題に注意を促し、各国政府と協力して、今後のデジタル・タックスヘイブン(デジタル技術を活用しての租税回避)に対する国際的な規制を訴えなければならない。
- 4.4.5 多重危機に対応するための財政的負担は、その手段を持つ人々、そしてそれを作り出した人々、とくに企業とグローバル・ノースの国々が負わなければならない。PSIと加盟組織は、脱税、租税回避、精力的な節税対策、有害な税競争を防止することを目的とした取り組みにおいて、政府に圧力をかけ、可能であれば政府と協力する。そうした取り組みの前提となるツールが財務的透明性である。
- 4.4.6 調和的なルールの利点と、各国が独自の国内ルールを導入し維持する可能性を比較検討することが重要である。世界的な最低税率のシステムは、予測可能かつ比例的で正確であることが重要である。二重課税や、納税者、税務当局、その他関連当局の不合理な事務負担は、公平ですべての国を包含する長期的に持続可能なシステムを構築するためにも、回避されるべきである。

- 4.4.7 多国籍企業は、公正な税負担をしなければならず、その税は経済活動が行われる場所で納めなければならない。多くの多国籍企業が脱税し、小企業や労働者よりはるかに少ない税金しか納めていないため、公正な経済を維持する支えが弱められる。
- 4.4.8 多くの国で、税制における免除や抜け穴が、大企業に有利な利益を不必要にもたらしている。また、経済特区はタックスヘイブンとして機能する一方、これを社会・環境基準や労働者の権利を弱体化させるために設置している国もある。投資、技術移転、輸出のためとされる税の減免措置についてはほとんど検証されることなく、労働者への責任を履行せず、労働権を損なう企業への単なるギフトとなっていることが多く散見される。
- 4.4.9 税制と財政政策は、持続可能な経済発展を支援し、特に鉱業や採掘などの産業において、労働者とコミュニティが対内投資から利益を得られるように、単にロイヤルティ(注:特許や著作権、商標などを利用する際に、権利所有者に使用する側が支払う対価)や土地使用税を徴収するだけでなく、産業政策を補完しなければならない。
- 4.4.10 私たちは、累進課税、25パーセント以上の最低法人税率、および国際的な法人税合算課税制度の実現、そして資産、富、キャピタルゲイン(注:株式や債券など、保有している資産を売却することによって得られる売買差益)、金融取引、独占地代に対する課税のさらなる前進を求めて闘う。
- 4.4.11 私たちは、税の公正を立証し、労働者が交渉する企業の財務慣行を知るためのツールとして、企業の財務の透明性を要求していく。私たちは、公平ですべての国を包含するグローバル税務ガバナンスを引き続き求める。
- 4.4.12 私たちは、累進性を伴う国家税制、偽りの免税措置の見直し、累進的な産業政策、そして最貧層、特に女性、子ども、高齢者に負担を強いる定率消費税などの逆進性の高い税への依存を最小限にすることを提唱する。
- 4.4.13 PSIは加盟組織と協力して以下を行う。
- グローバルな税務ルールを修正する戦略の一環として、企業による税の乱用、タックスヘイブン、税の乱用を可能にする会計事務所や法律事務所を暴露し、反対運動を続けていく。
 - 脱税や租税回避、精力的な節税対策、有害な税競争を防止し、財務的透明性を要求するために、各国政府と国際機関に圧力をかけ、協力する。
 - 租税回避を行った企業の一般競争入札と公的収入(補助金など)の利用を阻止し、タックスヘイブン(租税回避地)にある資金を本国に送金するといった措置の実施により、租税回避をなくし、投資と雇用の創出を可能にする。
 - 加盟組織に情報を提供し、ロビー活動を支援し、加盟組織のメンバーに対する教育と動員を後押しするために、技術的な支援および女性を考慮した税の枠組みなどに関する政策資料を提供する。
 - 税に対するこれらの闘いを、民営化反対、質の高い公共サービスのための資金調達、ケアの社会構造の再構築、労働者の賃金・労働条件の引き上げなど、他の組合闘争と結びつけていく。
 - 企業が、事業を展開する地域における公共サービスの資金を公正に負担するようにする。

4.5 公的債務

- 4.5.1 多重危機に直面しているにもかかわらず、現在の新自由主義経済は、独占的利益、富の抽出、金融化を優先し、奨励し続けている。最近の低金利は経済を支えたが、同時に企業や金持ちを利する株式市場や資産の投機ブームを煽った。生産能力や質の高い公共サービスに資金を投じなかったことが、今、供給上の制約とインフレの上昇を引き起こしている。
- 4.5.2 政府が経済の基礎的条件を正す代わりに、中央銀行が金利を引き上げている。これでは、投資不足や経済の金融化だけでなく、意図的に組合の交渉力を弱め、移民労働者を制限したことで生じた労働力不足による供給上の制約を解決することはできない。しかし、金利の上昇は社会で最も弱い立場に置かれた人々を苦しめ、労働者の生活コスト危機を悪化させ、多くの国を公的債務危機に追い込むおそれがある。

- 4.5.3 その結果は、緊縮財政の新たな波、公共サービスの削減、民営化、失業、労働者の賃金の削減および労働条件の低下、年金と社会的保護の削減、労働者と消費者への逆進課税(注:累進課税の逆で、課税対象額が大きくなるほど税率が低くなる税のこと)、政府が金融機関とその条件に依存することによる民主主義の侵食など、壊滅的な打撃となるおそれがある。公共サービスは負担であり投資ではないという誤解を招く論調は、公共サービスをとりわけ脆弱にしている。
- 4.5.4 私たちはその代わりに、後発開発途上国に対する債務帳消し、グローバル・サウスの国々に対する債務救済、先進国に対する人為的な債務比率の撤廃を推進しなければならない。
- 4.5.5 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- 引き続き、公的債務の問題に関して、加盟組織に情報および助言を提供する。
 - 債務救済を含め、秩序正しい、無謀な債務者や銀行家を罪のない弱い人々や労働者よりも優遇しない、公正な国際的債務支払いメカニズムを推進する。
 - 誰が債務再編の責任を負うかを決定する前提条件として、公的債務の増加で誰が利益を得てきたかを特定するための包括的なレビューを支援する。

4.6 腐敗

- 4.6.1 新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは、最もデリケートで細心の注意が必要な問題にも腐敗がはびこることが証明された。民間部門、公共部門の両方で、ワクチンの製造、配分、調達、価格設定、保管、流通のほか、治療や入院をめぐる腐敗が多くの人々の命を奪い、何万人もの人々を危険にさらした。
- 4.6.2 パンデミックやその他の危機の経済的影響からの回復を図る措置においても腐敗が生じた。社会不安、縁故採用、守秘義務契約と監視、監督の弱さが相まって、誠実性がさらに損なわれる。
- 4.6.3 腐敗は、公平で安価な公共サービスの利用を保証するうえで大きな脅威と見なされるべきである。腐敗は政治家、政策立案者、規制当局、サービス提供者への不信感を生む。このことは、単発の大型契約やコンセッションを認めることが腐敗の主な促進要因であるにもかかわらず、民営化推進派に公共サービスを攻撃する手段を与えてしまう。
- 4.6.4 各国政府と労働組合は、強固で効果的な内部告発者保護など、腐敗防止と健全性のための対策を強化し、全体的なガバナンスを改善しなければならない。
- 4.6.5 内部告発者は、秘密保持契約および非開示契約の違反を理由に、解雇や投獄を含む嫌がらせ、報復、脅迫を受けることが多い。
- 4.6.6 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- 透明性、説明責任、健全性、腐敗リスクの特定と評価がパンデミック対策やその他対応策に組み込まれるようにする。
 - 国および国際レベルで、行政を対象とした内部告発者の法的保護の枠組みを採択し、改善することを求めて闘う。
 - 民営化やアウトソーシングの決定において、腐敗のコスト(注:腐敗により生じる負の影響)が考慮されるようにする。
 - 裁判官や検察官が汚職との闘いを口実に、法律を不適切に利用して労働者の組織と進歩主義指導者を苦しめる「ローフェア(注:法律を武器とした攻撃・闘い)」を警戒し、非難する。

4.7 貿易および投資協定

- 4.7.1 2017年の世界大会以降、世界の貿易および投資体制は、もはや目的にっていないことが実証された。「知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS)」の適用除外に関する世界貿易機関(WTO)の決定は、

現在の貿易システムがいかに命を犠牲にして、グローバル・ノースを中心に企業利益を保護しているかを示している。貿易、企業の利益、汚染者の資産保護が地球を破壊し、その住民の命を奪っていることは、複数の気候サミットで示されている。

- 4.7.2 WTO が結んだ少数の協定は、巨大 IT 企業の独占権や大企業が乱獲する権利を保護することで、最大かつ最も開発が進んだ国々の利益を守り、公共・民間サービスの規制緩和をさらに進めることに主に与してきた。投資家対国家紛争解決 (ISDS) メカニズムによって、多国籍企業は引き続き、労働者、消費者、環境保護を求める人々には得られない権利を手にする。
- 4.7.3 今日の貿易体制は、政府や民主的機関からグローバル企業への権力移行を進め、グローバル・ノースを優遇し、政府の規制能力を制限し、公共サービスを民営化する環境を作り出すというグローバル化のモデルを強いている。
- 4.7.4 PSI は、グローバルな貿易システムを徹底的に見直し、社会と環境の進歩を支える貿易・投資体制を各国政府が再構築することを要求する。そのためのルールは、国が国家主権と政策空間を守り、経済植民地主義や企業の圧力による強制から自由に経済政策を選択することができる、透明で包摂的、民主的、かつ多国間の場で作られなければならない。そして、人権、平等、社会的・経済的目標を強化・促進し、それらを損なわないものでなければならない。
- 4.7.5 貿易ルールは、質の高い公共サービスを提供し、国民の民主的なニーズに応えるために必要な政府の行動を制限してはならない。命を救う民主的な行動に対して企業が政府を訴えることを可能にする投資家対国家紛争解決制度 (ISDS) は、あらゆる貿易協定から削除されるべきである。
- 4.7.6 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 社会的に不公平で不均衡な貿易協定、投資家対国家紛争解決条項および多国籍企業と海外投資家に特権を与えるその他のいかなる要素にも反対する。
 - b) 現行および将来の公共サービス、公共調達、コンセッションを既存および今後の貿易・投資協定の対象範囲から全面的に除外することを要求する。
 - c) 加盟組織や賛同者と協力して、代替する公平な貿易協定を作成し、推進するとともに、公平な世界的貿易ルールを目指して、政府および国際社会の議論の場に働きかける。
 - d) すべての人に持続可能で公正な成長の分配をもたらす、民主主義、公共サービス、気候・環境正義を強化する貿易政策を求めて闘う。
 - e) 貿易相手国が、同一労働同一賃金の実施、団体交渉権の尊重、結社の自由と団結権の確保、ILO 基本条約の批准を約束する公正な貿易協定を確保する。

4.8 持続可能な開発目標 – SDGs

- 4.8.1 PSI は、2030 年アジェンダ (「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」) が新自由主義的政策に代わる説話を生む一方で、いくつかの重大な欠点が残存している部分があると考えている。最も根本的なのは、失敗したことがわかっている市場メカニズムに過度の信頼を置いている点である。SDGs は達成されないだろう。水、エネルギー、保健、社会的ケア、教育などの公共サービスを提供するために民間資本を誘致する計画は見当違いであり、大手金融機関が理解していないか誤った期待を寄せていることがわかる。これらの企業は、利潤の最大化にのみ焦点を当て、その構造上、人々と地球が必要とする幅広い社会的・環境的優先課題を組み込むことができない。
- 4.8.2 2030 年アジェンダは、官民パートナーシップ (PPP) と金融化を公式に奨励しているが、これは、大手金融会社が公共インフラやサービスのアセットクラス (注: 投資対象の資産 (アセット) の分類。伝統的資産 (国内株式、国内債券、外国株式、外国債券) に加えて、不動産投資信託 (REIT) や、金や原油などのコモディティ (商品)、ヘッジファンドへの投資も近年では活発化している) を作り、それを売却してさらに大きな利益を得られるようにすることで、大手金融会社を惹きつけることが意図されている。しかし、公的資源が民間部門に与えられる場合に、民間部門の介入が公共の利益に適っていることを

確認する明確な基準はない。企業の自主的な実施と説明責任のメカニズムは機能したことがなく、義務と強制力を持たせる必要がある。

- 4.8.3 成功するためには、政治指導者が過ちを認め、金融危機、気候変動、新型コロナウイルス感染症による危機から教訓を学ぶ勇気を持ち、SDGsをディーセント・ワークと十分に資金が投入されジェンダー・トランスフォーマティブで環境に配慮し拡充された質の高い公共サービスを中心とするものに改革しなければならない。
- 4.8.4 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 持続可能な開発に対して、人間中心で、人権に基づいたアプローチをとることを要求する。
 - b) SDGsの実現と監視を追跡し、加盟組織と協力して、政府に対し、すべての人のためのディーセント・ワークおよび経済・社会・環境の持続可能性を実現する公約を果たすように圧力をかける。
 - c) SDGsの実現に向けて交渉する加盟組織を手助けする。
 - d) この活動を、使用者との協定を含むPSIのすべての分野に組み込む。

4.9 年金

- 4.9.1 多重危機がもたらす財政的影響により、緊縮財政や構造調整政策の下で労働者の年金受給権や社会的保護が脅かされるリスクが高まっている。それにより、退職した労働者は貧困に追い込まれることになる。
- 4.9.2 労働者の資金を資本とする年金基金が、予算均衡のため、または資金を投じて民営化されたインフラの支出を支えるために資本を得ようとする新自由主義政府の標的となる傾向が続いた。
- 4.9.3 PSIは、保障と連帯を提供する公的な年金・退職制度を守る。PSIは、無償のケアや家庭の事情でキャリアを中断されることが多い女性労働者に注目する必要がある。また、キャリアに大きな動きがある可能性のある若年労働者にも、特別な注意が必要である。どちらも、退職後、収入や社会的保護の低下に苦しむことになるかもしれない。
- 4.9.4 労働者の年金資金を民営化とPPPに投資することは、質の高い公共サービスと公共部門の雇用の安定を促進する組合の努力に矛盾する。私たちは、労働者の年金基金の管理を行うことで、社会面・環境面での投資成果を確保し、民営化を阻止し、労働者の権利を尊重しなければならない。労働者の年金基金を、占領地で事業を行う企業に投資してはならない。
- 4.9.5 年金基金の受託者は常に最高の利益を追求しなければならず、社会的、環境的配慮はすべきでないという主張をPSIは拒否する。タバコや兵器、炭素集約型産業への投資は労働者のより広い利益にはならないし、非常に投機的で不透明な金融商品への投機にも同じことが言える。
- 4.9.6 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 公正で公平な退職制度を求め、公的年金制度を守るためにロビー活動を行う。
 - b) 受託者責任の定義を広げ、コミュニティに対する社会的、環境的影響を考慮した投資ガイドラインにする。
 - c) PPPや炭素集約型産業から投資を撤退させ、年金基金がポートフォリオで気候リスクにどのように対応しているかを評価し、そして低炭素の未来に向けた倫理的投資を支えるための戦略を支持する。世界の労働運動に対して、こうした原則を尊重すること、そして公共サービスと公共サービス労働者の給与、権利、条件を根底から揺るがすような労働者資本の使い方に反対することを促す。

4.10 デジタル化

- 4.10.1 2017年の世界大会は、デジタル化に関するPSIの包括的な分析、デジタル化が労働者、民主主義、公共サービスに与える影響、そして私たちが取るべき行動を初めて打ち出した。世界大会以来、PSIはこの任務を果たすための幅広い活動プログラムを実施してきた。

- 4.10.2 2017年以降、デジタル化や巨大IT企業が社会と民主主義に果たす役割について、国民の認識が大きく変化した。もはや、デジタルテクノロジーの拡大は避けられず、望ましいとの主張が広く支持されているという状況にはない。民主主義を操作する巨大IT企業の役割、その巨大な市場権力、ももとの規制緩和傾向、労働強化と不安定の助長、労働者の劣悪な待遇、租税回避、ジェンダーおよびその他の不平等の悪化、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで生じた多額の利益、私たちと子供たちの精神衛生への影響、アルゴリズム(注:「問題を解決するための手順や計算方法」を意味する。正当と考えられているAIのアルゴリズムの結果には偏見が含まれ、公平性に欠ける可能性があることが指摘されている)による意思決定の無秩序な使用は、望まない形で人々の生活のあらゆる領域に浸透している。
- 4.10.3 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、リモートワークの実践と受容を急速にエスカレートさせた。このような変化が不況時に被雇用者をいかに脆弱にするか、そして無償ケア労働の負担を背負いDVを受ける主に女性への影響に関する認識が高まった。
- 4.10.4 デジタル経済とテクノロジーは、最も急速に成長し、最も規制の少ない部門の一つである。貿易政策の自由化には、民主的な方法でこの分野を規制しないよう各国を縛る圧力がある。巨大IT企業は、貿易交渉において、規制、透明性、民主的統治、税制、労働者の権利が必要とされるときに、グローバル企業の独占権や市場参入を要求している。国の貿易交渉担当者が、国内の政治目標と労働組合の目標を代弁しないことがあまりにも多い。アルゴリズムを使用したツールに対する共同統治がない中、巨大IT企業はそのインフラを公共サービス、個人の生活、職場、公共機関にひそかに埋め込んでいる。深刻な財源不足にある公共サービスに対する答えとして、多くの国でなされたITソリューションの推進は、職場の権利を損ない、多くの場合で民営化やアウトソーシングを促した。
- 4.10.5 テクノロジーは、民主的に制御され統治されれば、労働者、市民、公共サービスに利益をもたらし、雇用を創出することができる。市民と労働者の情報自己決定権は保護され、強化されなければならない。公共のデータは公的管理の下で処理され、保護されなければならない。巨大IT企業が、とくに新しい不安定な労働形態により、新しいテクノロジーを利用して規制を回避し、労働者を搾取することを防止しなければならない。テクノロジーの導入による経済的利益は、労働者と共有され、社会的ニーズを満たすことに向けられなければならない。さまざまな状況に置かれている女性および脆弱な状況にある他のグループが、テクノロジーによってさらに不利な立場に置かれたり、アクセスやコントロールを拒否されたりしないよう、追加の措置を講じなければならない。
- 4.10.6 技術革新は本来平等なものではない。ITは、新しい政治的プラットフォームや新しい収入形態をもたらすことで、女性や他の人々に力を与える可能性がある。しかし、男女の賃金格差を広げ、さまざまな形の差別を強化することにもなりかねない。AIが私たちの生活をどのように変えているのか、社会的格差を解消するためにどのように活用できるのかを公的に議論する必要がある。
- 4.10.7 広告収入目的に収集され、労働者を搾取し、民主主義を操作するために使われるデータは、公益のもとで管理されなければならない。労働者は、使用するアルゴリズムを管理し、生成される推論にアクセスし、理解、管理することで、それが搾取的でなく、差別的でないことを確認しなければならない。最終的な判断は人間が行うべきで、決してアルゴリズムに任せてはならない。データは決して金融化されたり、セキュリティ、個人の人格、労働基本権、質の高い公共サービス、プライバシーを脅かしたりするような取引ルールの対象とされるべきではない。
- 4.10.8 リモートワークは常に被雇用者が柔軟に働くための一つの選択肢でなければならず、不安定な労働を生み出したり、社会で無償のケア労働を担う人々(圧倒的に女性が多い)に二重の負担を強いたりするものであってはならない。デジタル・プラットフォーム(注:IT技術を用いてシステムやサービスを提供し、そのサービスを楽しむ場のこと。)を経由して提供される仕事は雇用関係とリンクさせなければならない。労働者はスイッチを切る/連絡されない権利を有し、デジタル技術による雇用者の監視から解放される保証がなければならない。
- 4.10.9 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。

- a) デジタル技術の労働者と市民のガバナンス、およびアルゴリズム管理のために闘う加盟組織を支援する。
- b) 労働組合と職場が共同決定できるようにする。
- c) 自由化を目指す貿易交渉と、社会政治的な目的のためにデジタル分野における規制を求める声の間にある隔たりを明らかにする加盟組織の取り組みを支援する。
- d) 巨大 IT 企業の独占的な経済・政治力を制限するため、そうした企業に対する課税、規制、反トラスト法の適用を求めて闘う。
- e) 公共調達慣行を制限し、テクノロジーのアウトソーシングと民営化を促進する貿易協定に反対する。
- f) 労働者が職場のテクノロジーとテレワーク規制を管理し、その導入から利益を得るためのスキルを身につけるのに必要な教育と研修を利用する権利を求めて闘う。

5. 労働組合と労働基本権

- 5.1 2023年の世界大会は、2017年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 5.2 新型コロナウイルス感染症によって、公共サービスの大切さが改めて認識されるようになった。私たちは、これが公共サービス労働者の権利も含めた再評価に確実につながるようにしなければならない。最もわかりやすく言えば、これは労働者が組合を結成し、団体交渉とストライキを行う権利を利用できることを意味する。つまり、公共部門労働者が尊厳と敬意ある生活を送り、すべての人に質の高い公共サービスを提供することに専念できるよう、ディーセント・ワーク、生活賃金、適正な労働条件を保証するセーフガードである。
- 5.3 新型コロナウイルス感染症、気候・環境危機、その他の危機は、コスト削減、民営化、個人用防護具(PPE)の提供のアウトソーシングや生産拠点の海外移転、安全衛生の規制緩和によって、労働者の命がいかに危険にさらされているかも露呈させた。
- 5.4 エボラや新型コロナウイルス感染症といった保健上の危機では、労働者が安全衛生に関する意思決定に参加しなければならないことが明らかになり、労働者が尊厳と敬意ある生活を送ることができるようにするための公共サービス、ディーセント・ワーク、社会的保護の大切さを改めて認識させた。
- 5.5 これらの危機はまた、社会対話と団体交渉の力を見せつけた。賃金や労働条件の合意時だけでなく、サービスの(再)設計や危機への適応が必要なときにも労働者を交渉の場に就かせることは、コロナ禍の初期段階において最も効果的な対応の一つであった。これにより、問題を理解し何が有効かを理解している労働者が新しいサービスの設計に参加し、労働組合が必要な変革への同意に関与できるようになった。
- 5.6 最大の失敗が生じたのは、ビジネスの利害、縁故主義、イデオロギー的な議題が政策を後押しした場面だった。労働者は、物事がうまくいっていない場合に自由に報告できるべきである。強力な労働組合と内部告発者の保護は、余計な費用を回避し、命を救う。
- 5.7 前回(2017年)の世界大会以降も、ILOにおける争議権の危機は解決されていない。危機は続き、他の国際裁判所が争議権とILO条約第87号は不可分であると断言しているにもかかわらず、世界の多くの場所で労働組合権が蝕(むしば)まれている。EUでさえ、実施することで争議権を含む基本的な権利や労働基本権が脅かされるような計画がある。
- 5.8 戦争や社会不安に乗じて、政府が労働市場の規制を緩和し、労働者と労働組合の権利を弱め、制限する状況は今後も続く。ウクライナは、紛争のさなかに労働市場の規制緩和が導入された最近の事例に過ぎない。
- 5.9 私たちは、公正で包摂的かつ安全な仕事の世界を確保するために、正規雇用、ディーセント・ワーク、あらゆる種類の社会的保護、強力な労働市場機構の実現に今後も尽力する。私たちは、女性、LGBT+、その他マイノリティグループの労働者を中心としたすべての人々にとって、差別やいじめのない安全な職場を創出することを求めて闘う。
- 5.10 しかし、そのためには、揺るぎない確かな労働組合権が必要である。これらの目的を達成するためには、政府や使用者の干渉を受けない、強力で独立した組合の存在が依然として不可欠な条件となる。
- 5.11 私たちは、政府が自由な独立組合と組合活動を非合法化したり、その活動を実質的に不可能にしたりするいかなる場面においても、労働組合権のために闘いを続ける。結社の自由と団体交渉は労働者に力を与える権利であり、私たちは、誰が使用者であるかを問わず、あらゆる部門でこれらの権利を求めて闘い、そして守る加盟組織の取り組みを支援する。
- 5.12 私たちは、ILO条約の批准と国内法による施行が、労働者の権利を確保するための鍵になると考える。私たちは加盟組織と調整し、これらの権利を否定する政府や民間企業の使用者に圧力をかけ、ILOをはじめできる限りの場面で広く実態を暴いていく。

- 5.13 意味のある社会対話を実施できない場合でも、労働争議は重要になる。医療労働者や他の部門の労働者による争議行為は、アフリカやグローバル・サウスの地域を中心とする世界各地で、労働者の保護を勝ち取るために重要な役割を果たしてきた。インド、ジンバブエ、ケニアなどでは、新型コロナウイルス感染症が労働者の雇用条件を悪化させ、労働組合権を弱体化させるための口実として使われ、一つの条例が 38 の労働法を 1000 日間消滅させたこともあった。このような企てに対しては、それがどこで起こったとしても、国際連帯のもとで局所的に闘っていかなければならない。私たちは、このような孤立した一時的な措置が各地に広まり、恒久化することを許してはならない。
- 5.14 労働者は、この不確かな時代に安全な港に導き、到達を助ける妥協のない大胆な ILO を必要としている。ILO は国連で唯一の三者構成組織として重要な役割を担っているにもかかわらず、その目的・趣旨を蝕み、その地位を占めようとする IMF、世界銀行、WEF などによって、活動が目立たなくなった。
- 5.15 残念ながら、ILO は今もなお企業からの資金援助を受け、大企業とのパートナーシップ契約を推進し、グローバルプロジェクトや各国プロジェクトの資金として企業から数千万ドルを受け取っている。
- 5.16 国連と ILO の内部「改革」は、職員の短期契約、フレキシブル契約、臨時契約を標準的なものとし、組織本来の目的の達成手段として退行している。ILO はフィラデルフィア宣言の原則に立ち返り、「労働は決して商品ではない」「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」「表現および結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない」ことを保証しなければならない。私たちは、ILO の監督メカニズムを強化し、第 151 号条約（公務）や第 154 号条約（団体交渉）にうたわれる公共部門労働者の権利が強化され、批准され、実施されることを保証しなければならない。
- 5.17 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 公共サービス労働者に労働基本権が保障されるようにし、これを達成するためにあらゆるレベルで取り組む。
 - b) デイセメント・ワーク、暴力とハラスメントのない安全で健全な労働条件（研修プログラム、報告メカニズム、影響を受けた労働者への支援サービスを含む）、生活賃金、職業キャリア、公的年金制度を擁護する。
 - c) 労働基本権としての争議権を守り、擁護し、加盟組織および世界的な労働運動と協力して、争議権に対するあらゆる攻撃と闘う。
 - d) あらゆるレベルにおいて、あらゆる形態の団体交渉を促し、公共サービス労働者の利益に関わる問題について地方、地域、国の行政と議論を交わしていく。
 - e) 労働組合活動の犯罪視と労働組合員に対する暴力と闘い、組合活動が原因で迫害されて獄中にある組合活動家の釈放と公共サービス労働者の復職を求めて闘う。
 - f) 引き続き加盟組織を動員し、連帯キャンペーンと緊急行動要請を活用し、政府と機関に対するロビー活動を行い、国際派遣団を組織して参加する。
 - g) ILO 専門家会合に参加し、加盟組織による ILO 監督メカニズムへの提訴を援助する。
 - h) 基準適用委員会（CAS）やその他 ILO 総会の委員会で、引き続き公共サービス労働者とその利益を擁護する。
 - i) ILO 条約第 151 号および第 154 号の批准を推進する。
 - j) ILO 監督メカニズムにおける研修を含め、組合開発プロジェクトを通じて引き続き加盟組織の能力を構築する。
 - k) ILO の資金調達改革は、企業の利害から組織の独立性を保证するものでなければならない。組織のプロジェクトの選択は、ビジネスの利害ではなく、労働者の利害に基づかなければならない。重要な労働組合プロジェクトの実施に不利になってはいけぬ。

6. 民営化との闘いと質の高い公共サービス(QPS)の推進

- 6.1 2023年の世界大会は、2017年の世界大会の分析、政策、行動を支持する。
- 6.2 新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、私たちの経済・社会的幸福を確保する上で、ならびに公衆衛生と安全を保証する上で公共部門が中心的な役割を担っていることを実証した。
- 6.3 どの国でも外出自粛期間中にほぼすべてが停止する中、全市民に公益をもたらす多くの任務を継続して遂行する公共サービスの本質的役割が明らかになった。
- 6.4 すべての人々に平等なケアが提供されている保健の現場においては、多くの人々の命が救われた。また、ゴミ処理、道路や公共の場所の清掃、水や衛生などの公共衛生サービスにおける、効率的な公共サービスの提供は新型コロナウイルス感染症ウイルスの蔓延の抑制に大きく寄与した。
- 6.5 パンデミックでは、数十年にわたり、資金削減、過小評価、アウトソーシング、民営化を通じて意図的に質の高い公共サービス(QPS)が侵食された結果、経済的・人的被害が生じたことが明らかになった。これらは、さまざまな状況に置かれている女性やグローバル・サウスの労働者、その他の脆弱な立場にある人々が不当に被ってきたことである。
- 6.6 公共サービスは非効率で無駄が多く、経済に負担で質が悪いという多くの通念が打ち砕かれた。民間部門が人々のニーズに迅速かつ効率的に対応する公共サービスを提供できないことは、今や明らかである。
- 6.7 また、新型コロナウイルス感染症は、再公営化は可能であり、現実的で、必要であることを示した。医療施設やケアホームから医療用品の工業生産まで、再公営化と強力な公的介入によって無数の命が救われ、経済活動が維持された。また、政府は意志があれば「質の高い公共サービス」に資金を提供できることも明らかになった。
- 6.8 しかし、グローバル化した新自由主義経済で多重危機が重なり、その結果生じた経済的影響により、私たちは現在、債務の増加やインフレ、世界経済の減速に直面しており、緊縮財政、さらなる民営化、公共サービスに対する攻撃が生じるおそれが出てきた。
- 6.9 私たちは、金融化した資本主義の容赦のない成長が、公共サービスに民間資金を誘致するために公的補助金の利用に拍車をかけるさまを目の当たりにした。金融部門の関与、とくにプライベート・エクイティ(注:一般的には未公開株式のこと。但し、広義には株式の未公開会社(または事業)に関する投資すべてを含む)は新たなリスクの増大をもたらす。公共サービスの支配を拡大させる金融利害関係者は、公共サービスを管理する専門知識を持たず、むしろ可能な限り多くの資本を引き出すことが得意だ。こうした主体が、ほとんど規制がなく、透明性もほぼ確保されないまま、しばしば多国籍機関から暗黙の、あるいは露骨な支援を受けて活動している。
- 6.10 古いシステムを再構築してもうまくいかないことは、今や明らかである。私たちは、再び力を与えられた公共サービスを核とした抜本的な改革を必要としている。公共サービスが私たちの安全を守り、人権を実現し、ジェンダーやその他の不平等を是正するという私たちのビジョンは、広く理解され、説得力のあるものでなければならない。
- 6.11 公共サービスの前向きでダイナミックな効果が認識されるべきである。社会サービス、保健部門の医療サービス、教育、子どもや若者のための託児など、公共サービスや公共の福祉は、経済、そして市民一人ひとりにとってプラスの効果をもたらす投資である。社会の持続的な成長は、十分に機能する公共部門と公共インフラに依存する。
- 6.12 世界人権宣言に基づき、国家は社会経済的権利の完全な実現につながる政策やプログラムを推進する義務を有する。政府は、人権と開発の追求において国家と公共サービスに力を与えるための手段を取り戻さなければならない。グローバル機関は、SDGsを達成するための資金と規制環境を確保するために、緊急かつ抜本的な行動を取る必要がある。

- 6.13 私たちは、賛同者との活動を再び活性化させ、民営化と闘い、インソーシング(内部調達化)を推進し、公共交通、公営住宅、エネルギーなど、見過ごされた公共サービスの戦略的役割を要求していかなければならない。私たちは、公的な提供を核としたケアの社会構造を再構築し、不平等や無償のケア労働の負担を是正するうえで「質の高い公共サービス」が果たす重要な役割を強調しなければならない。
- 6.14 私たちは、若者や女性、不利な状況に置かれたグループに訓練と安定した雇用機会を提供する主な存在としての公共部門の役割を強化しなければならない。私たちは、「質の高い公共サービス」が十分な訓練と支援、給与が確保された労働者によってすべての人に提供されるために、「質の高い公共サービス」に持続可能で十分な資金を確保しなければならない。
- 6.15 気候・環境危機に対処するために必要な変革は、公共主導であることによって初めて成功する。今必要とされている急速かつ抜本的な変革は、公的介入、公的融資、公的規制、大幅な公的提供なしには不可能である。私たちは、教員、医療従事者、ケア労働者、文化事業職員、自治体職員、政策立案者が私たちの生活を向上させ、二酸化炭素排出量も少ない存在であることを常に国民に気づかせなければならない。持続可能でジェンダー・トランスフォーマティブな「質の高い公共サービス」は、グローバル・グリーン・ニューディールに対する私たちの要求の中心でなければならない。
- 6.16 労働組合、市民、労働者は、公共サービスへのデジタルテクノロジーの導入にあたり、共同で決定しなければならない。公共サービスへのデジタルツールの導入は、コスト削減の手段であってはならず、民営化やアウトソーシングを促すものであってはならない。
- 6.17 デジタル化によって、国民の安全と保護を保証するのに重要なデータを民間企業が所有し、管理するようなことがあってはならない。各国政府はデータ主権を守り、公共サービスの統治、規制、提供に必要な重要なデータのアクセスを保証しなければならない。
- 6.18 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 人権の実現を可能にする、力を得た、ジェンダー・トランスフォーマティブで質の高い公共サービスを中心に、公正な経済の新たなビジョンを推進する。
 - b) 緊縮財政の実施を直ちに中止し、公共サービスと国のインフラへの公共投資を増加させる拡張的財政政策を求めて闘う。
 - c) 再公営化を推進し、「質の高い公共サービス」を取り戻し、拡大する加盟組織の取り組みに実際に役立つ支援を提供する。
 - d) 気候・環境危機に対する公共主導の解決策を求めて闘う。
 - e) 民営化の脅威および「外部委託」「社会的」「慈善」「非営利」「連帯」「宗教」「公益」を装った組織による公共サービスの管理・提供の代替の所在を明らかにする。
 - f) 金融化を理解し、加盟組織の経済に関する研修に取り入れる。
 - g) データを公共財として保持する代替策を理解・推進する。
 - h) 労働組合と市民社会組織の連携を構築・強化する。

7. 各部門を強化する

7.1 序

- 7.1.1 私たちの活動の多くは、各部門を通じて推進される。各部門のネットワークは、行動プログラム(PoA)や地域の優先課題と一致する加盟組織の優先課題を反映した各部門の計画を策定するべきである。この計画は、PSIが地域と小地域、国内連絡協議会を通じて、加盟組織と共に世界規模で実施される。2023年の世界大会は2017年の世界大会の分析、政策、行動を支持し、以下の優先課題を打ち出す。
- 7.1.2 各部門の計画は、脅威、機会、優先する研究、部門別・国別・地域別・世界的なアドボカシーの必要性、成長戦略と戦略的小部門、優先する能力養成、加盟組織の協議にはどのようなものがあるかを確認し、部門ごとの組織化および交渉の目的を盛り込んだものとなる。この計画は、労働組合権、組合開発・国際連帯、民営化、分野横断的な活動を統合し、質の高い公共サービス(QPS)の利用者、市民社会、その他賛同者などどのように協力関係を構築するかをまとめるものとなる。
- 7.1.3 労働者には単一の部門にあてはまらないグループがある。気候危機と新型コロナウイルス感染症の危機では、私たちの安全を守るうえでファースト・レスポンドー(注:緊急事態における初動対応に当たる者)とケア労働者が果たす重要な役割と共にいかに過小評価され、資金不足と支援不足に陥っているかが同時に強調された。私たちは、このような労働者のグループを対象としたネットワークや計画を設置していく。
- 7.1.4 ファースト・レスポンドーに関する私たちの活動には、消防、警察、救急、保健、医療、福祉、地方・地域政府(LRG)の職員をはじめ、水・エネルギー・運輸・教育など現場の最前線で働く労働者が含まれる。PSIは引き続き、「公共緊急サービスにおけるディーセント・ワークに関するガイドライン」にあるように、訓練と安全な装具に資金を投じること、政府間の連携を高めること、今後の計画にファースト・レスポンドーを体系的に関与させることを提唱していく。私たちは、ファースト・レスポンドーが労働組合権を否定されないようにすることを優先する。
- 7.1.5 ケアにおける私たちの活動は、高齢者介護、障害のある人々のケア、保育、長期介護などを扱う保健、地域・地方政府、教育、国家行政において、公共、民間、非営利を問わず、部門を超えて継続する。私たちは、地方レベルおよび国際レベルで、人権としてのケアを求めて闘い、ケア・マニフェストを推進し、専門的な基準を提唱し、ケアの商品化に反対し、労働者を組織し、同一労働同一賃金と賃金・労働条件の向上を求めて交渉する。私たちは、コミュニティ保健労働者を組織化し、支援する活動を続ける。

7.2 保健および社会サービス

- 7.2.1 2017年の世界大会以降、世界の保健・社会的サービス・ケアシステムは新型コロナウイルス感染症によって大きな損害を被った。私たちが鉱業、伐採、工業型農業などを通じて世界で自然の生息環境を侵害し続ければ、今回のようなパンデミックがさらに頻繁に生じ、グローバル化によってその拡大が加速されるだろう。
- 7.2.2 資金削減、分断化、民営化、アウトソーシングといった新自由主義的政策によって、すでに静かに、そして意図的に力を奪われていた保健・ケアシステムは、新型コロナウイルス感染症の増大する圧力を受けて崩壊した。
- 7.2.3 こうした政策を支える人材配置モデルは、人員不足、不安定な労働、非正規雇用を助長し、十分なスキルや訓練を用意しなかった。これらのシステムの持続性は、女性の労働や女性化(注:女性が労働者の多くを占める状況)された労働と移住労働の過小評価と搾取を土台に、意図的に築かれた。
- 7.2.4 早期の警告、専門的な指導、世界的な調整を目的に置かれた国際機関は、地政学上の緊張、資金削減、企業の巨大な影響力によって妨害を受けた。
- 7.2.5 民営化された無駄に長いサプライチェーンは、労働者と人々の安全を守ることができなかった。民営化された長期介護施設で発生した不必要な死に世界中が震撼した。ヘルスケア企業や製薬企業が

巨額の利益を上げている間も、政府は民間部門の失敗を修正し、人々の安全を守るために各所で介入した。

- 7.2.6 保健および社会サービスには、感染の拡大を防ぎ、対抗するための清掃や衛生の強化も含まれる。この取り組みは、新型コロナウイルス感染症の経験の延長線上にあるものとして、維持し、認識されなければならない。清掃と衛生は、特に社会および保健部門で優先され、価値ある熟練の職業として認識されなければならない。
- 7.2.7 これらの不足に対処するため、特にパンデミック時には、多くの豊かな先進国が、医療体制が脆弱な貧困国から医療・介護労働者を積極的に国際採用することに頼ったが、これは「保健医療人材の国際採用に関する WHO 世界実施規範」(WHO 規範)および「WHO 医療従事者のサポートとセーフガードリスト」の原則に反している。
- 7.2.8 労働者の死亡、病気、退職、あるいは劣悪な労働条件と賃金に不満を抱いての離職が増え、保健・医療労働者が世界で大幅に不足した。
- 7.2.9 保健・医療・ケア労働者が英雄視され、皆に賞賛されたのは束の間だった。やがて経済危機と生活コストの危機が迫り、新自由主義的な政策の失敗に再び注目が集まった。ウイルスによってまだ何百万人もの人々が犠牲になっている一方、大手製薬会社とその影響下にある政府(主に欧州)は、人命を守るのではなく、企業の将来の知的財産権と利益を守るための守りを固めた。
- 7.2.10 新型コロナウイルス感染症は、考え方や政策の急速かつ抜本的で広範にわたる転換という遺産を残さなかった。むしろ、残されたのは、不満や怒りを抱えた労働者、交渉を有利にする労働力不足、問題意識の高まり、変革の可能性であった。つまり、変革のための運動を起こすための土壌がますます豊かになった。組合は結集してこれらの労働者を組織し、変革のための原動力を導く助けとなるべきである。
- 7.2.11 現在、世界中の保健・医療・社会・ケアの労働組合は、労働者を組織・動員し、利用者や地域社会と協力関係を築き、変革に必要な力を構築している。争議行為と変化に向けた欲求が各地で高まっている。PSIはこの闘争において重要な役割を担う。
- 7.2.12 世界大会は、(2017年の)第30回世界大会の決議第41号「保健部門における職場の安全」を改めて支持し、「労働における基本的原則及び権利」(FPRW)に含まれる労働安全衛生のILOによる規範化を活用したアドボカシーを通じて、保健労働者の職場の安全衛生を促進することに尽力する。世界大会はまた、決議第22号「精神障害のある労働者に対する支援」を改めて支持し、(保健・社会部門の)労働者の心理社会的幸福に向けて、職場における精神衛生に関するWHOガイドラインの完全実施を引き続き提唱する。
- 7.2.13 世界大会は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、自然災害や人災、公衆衛生上の緊急事態を含む緊急事態の波の観点から、(2017年の)第30回世界大会の決議第37号「公共サービス労働者の拡充など災害に強い社会づくり」を改めて支持する。
- 7.2.14 PSIは以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- 経験を共有し、優先課題を定め、学び、集団アクションを起こし、地域機関への関与を調整するための幅広い戦略の一環として、地域・小地域のネットワークを強化する。
 - 医療の提供、保健の雇用、保健部門のディーセント・ワークという課題に対する資金を大幅に増加させる政府の国家・地域・世界的公約を実現させる。
 - 新型コロナウイルス感染症のパンデミックのような命にかかわる世界的な医療危機を回避するために、十分な資金に支えられた強固で普遍的な公衆衛生・ケアシステムを求めてキャンペーンを展開する。
 - 保健とケアの商品化・商業化に反対し、民間事業者が行使する力を弱める。

- e) 保健・ケア・社会サービス労働者の権利を擁護し、政策を変革するための力をつけさせ、企業権力に対抗するために、民間企業の労働者を割り出し、組織する。
- f) 保健・ケア部門の労働者を対象とした包括的な組織化プログラムを構築する。
- g) 一握りの企業の富ではなく、人々の健康のためのニーズに基づいた在庫とフロー（注：適切な量の在庫の確保と適切な流通を意味する）を確保するために、世界的な保健サプライチェーンの再構築を提唱する。
- h) 保健サービスと緊急事態への備えに対する投資が少ない状況を悪化させ、開発金融（注：途上国の開発のためのプログラムへの融資を中心とする金融）によって活用されることが多い保健サービス民営化の圧力を高める緊縮財政措置に抵抗する。
- i) 「すべての人のための健康」を実現する普遍的な公衆衛生システムを支えるために、必要なスキルミックス（注：保健・医療分野におけるスキルミックスとは、医師、薬剤師、看護師など、異なる医療従事者間の業務の相互乗り入れ（協働）を指す）を備えた十分な数の保健労働者を確保するキャンペーンを展開する。
- j) 保健・ケア労働の再評価、労働条件の向上、同一労働同一賃金、教育と研修の改善を訴え、非正規労働と職場における暴力に反対するために闘う。
- k) 職場と家庭における女性の有償・無償の労働に偏って依存するケアの社会構造を再構築し、保健制度と統合されたより良い公共モデルを要求し、人権としての質の高い保健およびケアを提供する。
- l) ILO の 1977 年の看護職員条約（第 149 号）、1977 年の看護職員勧告（第 157 号）、看護師およびケア・保健労働者の職業上の問題に関する一般調査のフォローアップに影響を与える。
- m) 専門的な基準、賃金、条件を求めて闘うためにケア部門における私たちの活動を拡大し、世界および地域のケアネットワークを統合するとともに、ケアの商品化に反対し、コミュニティ保健労働者を支援し、ILO、WHO、国連などの国際機関や多国間機関に働きかけ、関与を促す。
- n) パンデミックの予防、準備、対応、ならびに普遍的な医療の提供に関する国際協定の策定と実施に影響を与える。

7.3 地方および地域政府 (LRG)

- 7.3.1 新型コロナウイルス感染症、気候・環境危機、不平等の拡大は、再公営化と LRG サービスに対する公共投資を受け入れ、要求する声の高まりに寄与する。
- 7.3.2 同時に、十分な資金が確保できず、自治体の財政システムの改革が貧弱だったことで、公約を果たすために必要な持続可能な資金に支障が及び、多くの LRG で赤字を増大させている。その結果、社会の分断が進み、質の高い地域公共サービスを公平に利用し、危機に適切に対応するために不可欠な人材配置、スキル、適正な労働条件、適切な賃金にも支障が及ぶ。さらに、民営化とアウトソーシングの圧力も増す。その結果、施設が貧弱になり、サービスが低下し、十分な熟練労働者が集まらなくなるという悪循環に陥る。
- 7.3.3 LRG 職員とその労働組合は、依然として高い水準の不安定な雇用に苦しみ、結社の自由や団体交渉の権利も制限されている。LRG の職業は、労働安全衛生の問題を抱えるほか、訓練の機会が乏しく、気まぐれな政治サイクルから保護されるべき重要な公共サービス労働者としての認識もない。
- 7.3.4 LRG は、デジタル化された公共サービスや行政が、市民や利用者と最も多く接触し、コミュニケーションを図る場であることが多く、同時にデジタル化に最も多くの公共サービス労働者が関与したり、影響を受けたりする場でもある。
- 7.3.5 多くの場所において、こうした状況が、有意義な労働者の参加を得て民主的に統治された新世代の地域公共サービスに地域社会、労働者、労働組合が参加する、革新的な地域的解決策を後押しする。

- 7.3.6 温室効果ガスの排出量は都市が世界の 70 パーセントを占め、世界のエネルギーの約 3 分の 2 を消費している。2050 年には世界人口の 68 パーセントが都市部に集中すると予想される。LRG サービスと労働者は、緊急事態、災害、気候・環境危機に対する最初の防衛線である。LRG 労働者が地方から国レベルまで一貫して政策の立案と実施に関与せずには、これらの課題は何一つ解決できない。
- 7.3.7 上記に加え、LRG の他の優先課題に取り組むために、PSI は加盟組織が協議する LRGNext2021 を開催し、2022 年には LRG グローバル・ネットワークが 2022～2028 年行動計画を採択した。行動計画は、共通の優先課題に関する加盟組織のアクションと、LRG 部門における PSI 書記局、地域、小地域の取り組みを導く政策ロードマップである。
- 7.3.8 世界大会は、LRG グローバル・ネットワークの 2022～2028 年行動計画実施に尽力する。PSI と LRG 加盟組織は行動計画を実施し、とくに以下のことを行う。
- a) グローバル LRG ネットワークの会合を毎年 2 回開催し(ハイブリッド形式、バーチャル形式、対面のいずれかで)、公的資金調達、組織化・労働組合権、労働安全衛生、公共調達、再公営化、インソーシング(内部調達化)、気候、災害、環境、スキル開発などの優先分野のテーマ別作業グループを招集する。
 - b) 労働安全衛生(OHS)およびジェンダー・交差性の分析を行い、特定の LRG 職のためのガイダンスを作成したうえで、これを組織化と団体交渉に活用する。
 - c) PSI のデジタル・プラットフォーム「利益よりも人々を優先(PoP)」を利用して、権利が脅かされる LRG 組合と労働者を支援する世界規模の連帯アクションを速やかに動員する。
 - d) 女性首長や LRG 女性組合リーダーのいる自治体で、適正な労働条件、地域の QPS への公平なアクセス、ジェンダー/ケアトランスフォーメティブな自治体政策などの優先課題を進めるために、市・町・地域レベルで他の労働組合や社会的パートナーと共同のアクションを試験的に実施する。
 - e) LRG の使用者と対話を継続し、資金調達、インソーシング(内部調達化)、気候などの共通の懸念について、世界および地域の戦略的な政策フォーラムで共同アドボカシーを行う。
 - f) テーマ別の C40(注:気候危機に取り組む首長で構成される国際ネットワーク)、U20(注:G20 エンゲージメント・グループの一つで、G20 加盟国の都市で構成されている)、ICLEI(注:自治体の持続可能な開発を支援する国際非政府組織)、UCLG(都市・自治体連合)、レインボーシティ(注:LGBTQ の政策に関心を持つ自治体で構成される国際ネットワーク)など、テーマ別の LRG および都市ネットワークとの対話を開始・推進し。ILO およびその他の国連・国際機関において、LRG 部門とその労働者の労働条件がより認知され、可視化されるよう取り組む。
 - g) デジタル化が質の高い公共サービスに与し、公共サービスの縮小や労働者に対する攻撃につながったり、ジェンダーに基づく暴力を含む暴力とハラスメントを増加させたりすることがないようにする。
 - h) LRG 部門の労働者を対象とした包括的な組織化プログラムを実施する。これには、地域の公共サービスを提供する多くの非正規労働者のための私たちの組織に実質的な雇用と組織化をもたらす活動も含まれる。
 - i) LRG 部門の世界的・地域的ネットワークを強化することで、適正な労働基準、賃金、労働条件を求めて闘い、民営化に反対し、LRG 労働者を支援し、OECD、ILO、国連ハビタット、その他国連機関などの国際機関と多国間組織に働きかける。

7.4 公益事業

- 7.4.1 上下水道、発電・送電・配電、廃棄物収集・処理は、都市化する社会をますます支える基本的サービスである。多くは自然独占であり、管理がうまくいかず資金不足の場合には深刻な社会的、経済的問題を引き起こす。
- 7.4.2 気候・環境危機と新型コロナウイルス感染症は、これらのサービスが、独占力を使って過剰な利益を生み出す企業の管理には適さないことを改めて示した。エネルギー企業が市場原理を乱用し、危機

的な状況下でエネルギー価格を上げることへの怒りが、エネルギーの再規制や再国有化の議論に火をつけた。フランスなどでは再国有化のプロセスが始まり、自由主義の潮流がその動きを弱めようとしている。再国有化の支持は多くの国で拡大している。

- 7.4.3 民営化し、公的補助金を利用して民間資金を呼び込み、民営化されたサービスを金融化する政策により、プライベート・エクイティ投資家がこの「市場」に参入しやすくなった。グローバル機関は、水、廃棄物、エネルギーなどの中核分野で SDGs を達成するために十分な資金を用意することができないばかりか、その気もないようだ。今や 2030 年までに SDGs が達成される見込みはほとんどない。
- 7.4.4 エネルギー部門における化石燃料から低炭素エネルギーへの移行は、十分な速さで実現されていないばかりか、実施している国も足りていない。水・エネルギー部門における大幅で抜本的な変革はもはや避けられなくなった。地球を破壊的な気候事象から逃げられなくさせた市場の失敗を覆すには、政府による大幅な緊急介入が必要である。低炭素エネルギーに大規模な公共投資を行うことで、エネルギー部門全体とサプライチェーンを緊急に再国有化する必要がある。
- 7.4.5 現在発生し、そしてますます増加する暴風雨、干ばつ、洪水、火災、移住、大規模な農業破壊に対し、水道システムは水が極端に多い、または少ない状況を管理するために素早く予期、計画、適応することが求められている。ジェンダーや社会・経済的影響を十分に考慮しつつ、これを直ちに実現できるのは、公有公営(注:公共部門が所有し公共部門が運営している事業の形態)のサービス以外にない。
- 7.4.6 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 安全で信頼できる手ごろな上下水道を享受する人権を確保するための国際的な義務を果たすために、各国政府に確実な行動を喚起する。
 - b) 民主的に所有される公益事業部門、水、廃棄物、エネルギーの再国有化、社会・環境の目的を果たすための包括的な管理、将来発生する気候関連の課題に対処するための、公的な風力発電、太陽光発電、その他再生可能エネルギー生産への大規模な投資を求めて闘う。
 - c) 「エネルギー民主主義のための労働組合連合(TUED)」(注:エネルギー部門の民主的運営を目指す労働組合等で構成される国際ネットワーク)と引き続き緊密に協力し、グローバル・サウスの組合によるこの活動のための能力養成を支援する。
 - d) こうした変革の影響を受ける労働者が、(化石燃料から再生可能なエネルギーへの)移行による不当な負担を負わされることのないようにする。

7.5 国家行政

- 7.5.1 新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害などの危機は、地域社会の安全を守るために国家行政が不可欠であることを実証している。コロナ禍での国家行政の役割は、政策立案やワクチンの調達、配布、流通など多くの面において不可欠であった。このような、重要かつ求められるものの多い作業が、数十年にわたるコスト削減と政策・専門知識のアウトソーシングによって土台を蝕まれ、多くの国の国家行政や管理機関は準備不足に陥り、大手コンサルタント会社や企業に攻略されやすくなっていった。これに伴い、専門の公務員が提供する助言の独立性が脅かされることも多かった。
- 7.5.2 しかし、公務員の経験や教訓はかけがえのないものである。将来の危機やパンデミックに立ち向かうためには、独立した政策立案と、緊急サービス労働者のように複数部門にまたがる例も含め、国家行政に携わる労働者すべてに資金を投じることが優先されなければならない。
- 7.5.3 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、デジタルテクノロジー、とくにインターネットを利用したテクノロジーの導入と依存を招いた。その結果、健康や教育などの公共財へのアクセスにおける不平等が際立った。基本的かつ無料、公平で、質の高い公共サービスの利用を約束するには、設計が不十分なデジタル化プログラムや AI から国家行政の仕事とサービスを守ることが不可欠である。

- 7.5.4 パンデミックにいち早く対応したファースト・レスポnderは国際公務員だった。WHO、ILO、国連、EU などからの政策助言、情報、物資の援助は、パンデミックに対処し、人命を救うために不可欠であった。
- 7.5.5 しかし、国連内部の「改革」は、その独立性と信頼を深刻な危険にさらす。国連の業務は、職員の短期でフレキシブルな臨時契約が普通であり、基本的労働基準と適正な労働条件に届いていない。国際公務員の「ウーバー化」は、国際公務員の独立性を支える数々の国連の原則やルールに逆行し、反するものである。
- 7.5.6 国家行政に携わる労働者と国際公務員が労働基本権と労働組合権を享受できるよう支援することは、独立した政策助言を行えるようにするうえでの鍵となる。
- 7.5.7 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- ILO 第 151 号条約(公務)の批准と実施を推進し、国家行政のあらゆる分野で労働組合権の承認を求めて闘う。
 - デジタル化が公共サービスの削減や労働者に対する攻撃ではなく、また、ジェンダーに基づく暴力などの暴力とハラスメントを増加させることなく、質の高い公共サービス(QPS)に与するようにする。
 - 根拠に基づく助言を提供する際の公務員の独立性と果たす重要な役割を擁護し、推進する。
 - 国際的な政府組織で働く労働者が、団結権、団体交渉権、苦情に対する法的救済など、職場の基本的な権利を獲得できるよう支援する。
 - 大使館、領事館、公館の現地職員のために、労働者の権利を保護するためのキャンペーンを行う。

7.6 教育補助、芸術、文化、およびメディア

- 7.6.1 教育補助・メディア・芸術・文化事業職員(ESCW)は、世界的なパンデミックで、未曾有の困難に直面した。教育・文化施設の閉鎖は、教育の成果に支障を来し、同部門の大部分において不安定な労働を露呈させた。
- 7.6.2 バーチャル学習を素早く導入しなければならないというプレッシャーから、通常の評価を経ずにテレワーク導入のプロセスが常態化したケースが増えた。また、職場復帰は学校での疾病管理に深刻な問題をもたらした。どちらも同部門の労働者のストレスを増大させた。こうした経験は、質の高い公教育、文化の発展、地域社会の機能を届けるために、職員が計画策定に参加することが重要であることを立証している。
- 7.6.3 ESCW は、女性の権利、制度化された人種差別、性自認、性的指向、先住民の権利、職場や家庭の暴力、環境問題などに対処するために、継続的な問題を扱っている。
- 7.6.4 ESCW 部門は引き続き民営化の主な標的であり、世界的な人員不足がこの状況をさらに悪化させている。ESCW 部門の業務が企業の管理下に置かれると、質の高い普遍的な公教育の提供、芸術と文化の発展、独立した重要なカリキュラムの提供、有能で経験豊かな職員の確保と維持を実現する力が脅かされ、最終的には民主主義の土台が危うくなる。特にパンデミック時には、虚偽の情報を防ぐために公共放送機関がいかに重要であるかが明らかになった。したがって、これらの機関を維持し、メディア関係者を保護し、その権利と自由を強化するための措置は、メディアの自由を守ることもつながり、結果的に民主主義を保護する。
- 7.6.5 文化事業は人類にとって不可欠であり、パンデミックからの回復と癒し、そして人権、平等、正義に関するコミュニケーションにおいて重要な役割を担う。同部門はまた、経済に大きな利益をもたらす、真の経済回復のための重要な要素でもある。
- 7.6.6 芸術・文化の実践者は、私たちが過去を保存し、自分が誰であるかを考察し、どのような人物になれるかを想像する助けとなる。文化事業職員は、社会への独自かつ重要な貢献が認められ、職場において尊厳と敬意をもって扱われる価値がある。

- 7.6.7 前回(2017年)の世界大会以降、ESCW 部門ネットワークは、教育補助職員のための労働者マニフェストと文化事業職員のための労働者マニフェストを承認し、パンデミックで大きな被害を受けた文化事業職員の窮状にさらに焦点を当てるよう呼びかけてきた。どちらも、私たちの今後の活動の指針となる。
- 7.6.8 PSI は、質の高い公教育を擁護し、地理的要因によるものでも、所得、ジェンダー、テクノロジーの利用環境、または特別な学習ニーズによるものでも、教育の不平等を打開することに改めて尽力する。
- 7.6.9 PSI は以下のことを行うための加盟組織との協働に優先して取り組む。
- a) 地域社会と民主主義において ESCW が有する中心的な役割と、民主的、包括的、反差別的な価値観を促進するうえで果たす役割を推進する。
 - b) 普遍的で無償の公教育を推進し、労働基本権を擁護し、安全な職場、ディーセント・ワーク、安定した雇用、社会的保護を求めて闘う。
 - c) 国際金融機関(IFIs)と国連に ESCW の問題を優先するよう圧力をかける。
 - d) デジタルに関する PSI の活動を ESCW 部門の活動に取り入れる。

8. 用語集

AI	人工知能
ASD	持続可能な開発のためのアジェンダ
BIPOC	黒人、先住民、有色人種
BLA	二国間労働協定
BRICS	ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ
CAS	基準適用委員会
COPS	気候変動枠組条約締約国会議
ESCW	教育補助・メディア・芸術・文化事業職員ネットワーク
FPRW	労働における基本的原則及び権利
GCM	移住に関するグローバル・コンパクト
GCR	難民に関するグローバル・コンパクト
GFA	グローバル枠組み協定
ICRICT	国際的な法人税制の改革に関する独立委員会
IFI	国際金融機関
ILC	国際労働総会
ILO	国際労働機関
ILO CAS	ILO 基準適用委員会
ILO CEACR	ILO 条約及び勧告の適用に関する専門家委員会
ILO CFA	ILO 結社の自由に関する委員会
ILO GB	ILO 理事会
ILO ILC	ILO 総会
IMF	国際通貨基金
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
ISDS	投資家対国家紛争解決
ITUC	国際労働組合総連合
LGBT+	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど
MDGs	ミレニアム開発目標
MNE	多国籍企業
NGO	非政府組織
OAS	米州機構
OECD	経済協力開発機構
OSH	労働安全衛生
PPE	個人用防護具
PPP	官民パートナーシップ
PUP	官官パートナーシップ
PWD	障がい者
QPS	質の高い公共サービス
SDGs	持続可能な開発目標
SIBs	ソーシャル・インパクト・ボンド(従来行政が担っていた公共性の高い事業の運営を民間に委ね、運営資金を民間投資から募るしくみ)
TRIPS	知的財産権に関する貿易関連側面
UCLG	都市・自治体連合
UN	国連
UNComHEEG	健康・雇用・経済成長に関する国連ハイレベル委員会
(UN)CSW	(国連)女性の地位委員会
UNESCO	国際連合教育科学文化機関
WEF	世界経済フォーラム
WHA	世界保健総会
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関

PSI 行動プログラム 2023-2028



国際公務労連

<https://publicservices.international>
psi@world-psi.org

採択された第2号決議 PSI 規約



多重危機の世界において

利益よりも人々を優先する

国際公務労連

第31回世界大会

2023年10月14-18日 ジュネーブ



第2巻 — 第2号決議

PSI 規約

大会で採択された決議

2023年10月17日

留意事項：大会記録は3巻で構成され、第1巻は決議第1号「行動プログラム」、第2巻は決議第2号 PSI 規約、第3巻には大会で採択された他の決議が収められている。

「PSI は、世界中の社会的進歩を求める闘いの中にあるすべての人々の平和、自由および自決のために闘う。これには、先進国と開発途上国との間の社会的・経済的不平等をなくすこと、そして様々な国や世界的な金融機関、多国籍企業によって行なわれているあらゆるタイプの搾取をなくすことが含まれる。」

第1条：理念と目標

国際公務労連 2023 年

PSI 規約

目次

第1条：理念と目標	5
第2条：領域	6
第3条：メンバーシップ	7
第4条：加盟費	7
第5条：統治機関	7
第6条：大会	8
第7条：執行委員会	11
第8条：運営委員会	12
第9条：会長および副会長	13
第10条：書記長	13
第11条：世界女性委員会	14
第12条：地域機関と機構	15
第13条：理事	17
第14条：職員	18
第15条：財務管理、外部監査人、内部監査人	18
第16条：加盟組織の脱退、加盟停止および除名	19
第17条：個人の職務停止	19
第18条：規約および附則の改正	20
第19条：解散	20
第20条：規約の発効日および解釈	20
第21条：正式言語と通訳	20
第22条：適用法とPSIの所在地	21
附則1 メンバーシップ・加盟手続き	22
附則2 加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義	23
附則3 大会規則・議事規則	24
附則4 執行委員会の内部規定	26
附則5 運営委員会の内部規定	27
附則6 女性委員会の内部規定	27
附則7 地域機関の内部規定	28

附則 8 規約上の機関の会合に出席する際の費用の払い戻し	31
附則 9 PSI の中核的部門	31
附則 10 PSI-EPSU 協力協定	32
附則 11 PSI の役職からの個人の職務停止	41
附則 13 定義	42
附則 14 PSI 地域と小地域事務所リスト	42

PSI 規約

第1条：理念と目標

- 1.1. 国際公務労連（PSI）は、公共サービス労働者の権利と利益を守り、促進するために、国際労働組合総連合（ITUC）およびグローバルユニオン評議会（CGU）と協力して活動する国際産業別労働組合組織（GUF）である。
- 1.2. 国際公務労連¹は、本規約のなかでは「PSI」と記す。
- 1.3. PSI は、世界中の公共サービス労働者間の連帯の理念を基盤とする。
- 1.4. PSI は、いかなる政府、政党、イデオロギーもしくは宗教に基づく分類から独立する。
- 1.5. PSI は、世界規模で質の高い公共サービスのユニバーサルアクセスを推進し、民主的権利、人権、労働権、環境権を擁護する。
- 1.6. PSI は、国際労働機関（ILO）を含む国連体制を通じて、また他の労働および市民社会において盟友関係にある組織と協働で社会正義を提唱する。
- 1.7. PSI はグローバルな諸問題を解決する手段として対話、国際協力および連帯を促進する。PSI は、資源の分かち合い、加盟組織を代表すること、能力構築、加盟組織の活動の調整および相互支援の促進を通して活動する。
- 1.8. PSI は、PSI のすべての加盟組織、他の GUFs および共通の経済、社会、労働および政治的目的を追求するその他の団体と協力する。
- 1.9. PSI に加盟する労働組合は、PSI の基本的理念を受け入れ、加盟組織の多元性を尊重する。また、PSI の目標を達成するために、団結の精神のもと、多様な行動を通して活動する。

質の高い公共サービス

- 1.10. PSI は、質の高い公共サービスの創出と発展を促進し、擁護する。そうしたサービスは、
 - a) 公共部門労働者によって提供される
 - b) 誰もが平等に利用できる
 - c) 手ごろな料金で提供される
 - d) すべての人々に対する民主的説明責任がある
 - e) 社会正義を提供する
 - f) 持続可能な開発とすべての人々の生活の質的向上の確保を図る

¹他の公式言語の呼称は：

- a) フランス語：Internationale des Services Publics
- b) ドイツ語：Internationale der Öffentlichen Dienste
- c) 日本語：国際公務労連
- d) スペイン語：Internacional de Servicios Públicos
- e) スウェーデン語：Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster

組合開発・能力構築

1. 11. PSI は、組織化および次の観点から公共サービス労働組合の能力を高める。

- a) すべての公共サービス労働者の完全な労働組合権の獲得
- b) 政府に対する影響力の発揮
- c) 組合員の増加と機能的な民主的機構を通じた独立と持続可能性に繋がるよう、自立を図り自らの政策と優先課題に責任を持つ。

労働組合と人権

1. 12. PSI は、労働組合およびその他の人間の基本的な自由と権利、民主主義および社会正義が世界中で尊重されることを求めて闘う。

気候と環境

1. 13. PSI は、人類と自然環境の調和した関係を提唱し、公共サービス労働者とその組合が、社会的・生態学的正義と持続可能性への変革に不可欠な存在となるよう提唱する。

平和と自由

1. 14. PSI の使命は、目的として挙げる平和、自由、自決および解放の推進を図り、特に先進国と開発途上国との間の経済的・社会的格差をなくし、国、機関または企業による国および国際レベルでのあらゆる形態の搾取と闘うことによって、世界全体の社会的進歩の発展を図ることである。

平等、公平性と多様性

1. 15. PSI は、平等と公平性および多様性を促進し、いかなる形の人種差別、性別や婚姻関係、性的指向、年齢、宗教、政治的信条、労働組合加入、組合活動、社会的・経済的地位あるいは国や民族的な出自による偏見や差別と闘う。

1. 16. PSI は、PSI の活動、行動および機構のあらゆる側面に平等と公平性の政策と実践を組み入れる。

1. 17. PSI は、PSI 行動プログラムへの先住民の積極的な参加を増大させることを通じて、ILO 第 169 号条約（先住民・種族民）の推進および実施に向けて努力する。

1. 18. PSI は、ジェンダー平等ルールの実施を通じて PSI 諸機関の代表の少なくとも 50% を女性とする目標を達成する。ジェンダー平等ルールは、他に記述がない限り、2 名以上の役職を指名する場合は役職の 50% 以上を女性が占めなければならないことを原則とする²。

1. 19. PSI は、すべての加盟組織に対し、それぞれの意思決定機関において組織人員のジェンダー割合を反映する女性代表の実現に向けて努力することを求める。

第2条：領域

2. 1. PSI が対象とする組織領域には、国際機関、国、地域ならびに地方政府行政、電力・水事業、廃棄物管理と環境保護、社会・保健・教育サービス、科学・文化・レクリエーション事業、司法・看守業務、および公共サービスを提供するその他の組織で働く労働者が含まれる。しかしそれらだけに限定されるものではない。

²この規則は、3 つの役職がある場合に少なくとも 2 つの役職を女性が担い、5 つの役職がある場合は少なくとも 3 つの役職を女性が担うことを意味する。

- 2.2. PSI はこれらの分野の公的、民間、非営利および営利いずれかの組織・団体が所有および経営する職場で働く労働者の利益を擁護する。

第3条：メンバーシップ

- 3.1. 公共サービス労働者を組織するあらゆる労働組合は、以下の条件の下、加盟資格を持つ。
 - a) PSI の原則と目標に賛同すること
 - b) 規約が形式ならびに実質ともに民主的で自主的であり、被雇用者や被雇用者が自由に選出した代表によって構成され率いられている組織であること
 - c) 財務的に自立する能力や潜在能力があること
 - d) 目標の達成に向けて活動していること
- 3.2. 加盟に関する手続きの詳細および規則は附則 1 にて規定する。

第4条：加盟費

- 4.1. 加盟組織から納入される加盟費の金額は大会によって定められる。大会はこの任務を執行委員会に委任することができる。
- 4.2. 加盟費は加盟組織が適格とする人員数分を納入することとする。納入年の 1 月 1 日を期日とし、2 月 28 日までに支払わねばならない。加盟費を全額もしくは期限内に支払うことが困難な加盟組織は、附則 2 「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に規定された手続きに従って支払い免除、指数の変更、減額、支払い猶予あるいは分割払いを申請することができる。財務的例外措置の申請は納入期限である 2 月 28 日までに届け出なければならない。減額が承認されると、それに応じて登録人員数は減少する。
- 4.3. 納入年の 7 月 1 日時点で加盟費を未納、または支払い免除、減額あるいは支払い猶予を申請していない加盟組織は、附則 1 によって、その年の加盟費滞納を宣告され、PSI 加盟組織としての権利と資格を失い、その旨を知らされる。これらには以下のことが含まれる。
 - a) PSI 統治機関、行事、活動、プログラムへの参加の資格
 - b) PSI の行事、活動、プログラムへのスポンサーシップ（指数 100%未満の国のみが対象）
- 4.4. 加盟費の支払いに関する手続きの詳細および規則は附則 2 にて規定する。

第5条：統治機関

- 5.1. PSI 統治機関は、世界および地域レベルで選出された意思決定権限を持つ者のグループで、大会における決定の実施、政策上の立場の展開、行動プログラムの戦略的計画策定における責任を担う。
- 5.2. PSI 諮問機関は選出された、または指名された人々のグループで、意思決定権限を持たず、政策課題と行動プログラムの実施について、国際、地域または小地域レベルでの協議を促し、PSI 加盟組織に関する問題について交流と対話に参加する。
- 5.3. PSI 統治機関には以下がある。
 - a) 大会
 - b) 執行委員会
 - c) 運営委員会
 - d) 地域総会
 - e) 地域執行委員会

多様性と代表

- 5.4. PSI の全統治機関の構成は、以下の点において PSI の組織人員が代表されるものとする。
- a) 規約第 1 条「平等、公平性と多様性」の項において定義される多様性に則していること
 - b) 地域を代表すること
 - c) 規約第 12 条「地域機関と機構」において規定される小地域を代表すること
 - d) 附則 9 で定義されるとおり、可能な場合、部門代表を考慮すること
- 5.5. これらの原則は、関連する条文および附則で規定されているとおり、すべての統治機関の役職の候補者を選ぶ際に適用されなければならない。

統治機関の一般原則

- 5.6. 統治機関は対面またはオンラインの手法を用いて会合することができる。
- 5.7. すべての PSI の統治機関は、議長の任に就いた者および書記の任に就いた者により署名された会合の議事録を保管する。議事録は逐語的な記録の形式を用いてもよい。
- 5.8. 統治機関は以下の場合に限り、会期外に会合することができる。
- a) 議案が、統治機関のメンバー全員に、関連するすべての公式言語で配布される。
 - b) 投票権のあるメンバーが立場を表明するために、暦日で 7 日以上の期間を設ける。
 - c) 投票権を持つメンバーの少なくとも 3 分の 2 が決定に賛成票を投じる。
 - d) 附則に定められたその他規則に準拠している。
- 5.9. 統治機構の職権上メンバーは、メンバーと完全かつ同等の権利を有する。
- 5.10. 条項に別段の定めがない限り³、PSI の書記長と会長および EPSU の書記長と会長は、自身が出席できない会議の代理として PSI の統治機関または諮問機関のメンバーまたは PSI 職員を指名することができる。
- 5.11. 条項に別段の定めがない場合、統治機関の役職に一時的な空席が生じた場合に代理を務める者は、その空席が補充されるまでの間、暫定的にその役割を果たすものとする。
- 5.12. 条項に別段の定めがない場合、一時的空席は、規定された通常空席を補充するための手続きを用いて補充する。
- 5.13. PSI と EPSU の書記長を除き、PSI の統治機関の役職や本規約に基づいて補充された役職は、その役職者が選挙時に所属していた加盟組織の信任を失った場合、直ちに空席となる。信任喪失の通告は、当該加盟組織の法的責任者から PSI 書記長宛に書面で伝えられなければならない。

第6条：大会

- 6.1. 大会は PSI の最高意思決定機関である。大会は加盟組織の代議員で構成される。
- 6.2. 定期大会は 5 年ごとに開かれる。書記長は執行委員会の決定に従って定期大会を招集する。定期大会の期日と開催場所は遅くとも 12 ヶ月前までに加盟組織に通知される。
- 6.3. 臨時大会は、以下の 5 ヶ月以内に招集される。
- a) 執行委員会の決定。あるいは
 - b) PSI の加盟費全額納入済組織の 5 分の 1 以上の書面による要請、あるいは、

³例として第 9 条 2 項 d 項の場合。

- c) PSI の加盟費納入人員総数の 3 分の 1 以上を代表する 4 つ以上の加盟組織の書面による要請。

臨時大会は招集理由となった事項のみを討議する。

- 6.4. 特別な事情がある場合、執行委員会は以下の条件の下、定期大会を最長 18 ヶ月まで延期することができる。
 - a) 延期の決定によって PSI の民主主義の原則が損なわれないこと。
 - b) 延期が状況に見合ったものであること。
 - c) 決定は大会延期の意図が通知されている執行委員会の会合でなされること。
 - d) 決定はすべての執行委員会メンバーの 3 分の 2 以上の賛成を得ること。

議題

- 6.5. 大会の議題は次の項目によって構成される。
 - a) 大会資格審査委員会の承認およびその報告の採択
 - b) 指名と承認
 - i. 大会副議長
 - ii. 投票集計人
 - iii. 大会議事運営委員会
 - iv. 選挙管理人
 - c) 第 13 条で規定されている理事会に指名された者の任命
 - d) 前回の大会以降の PSI 活動の報告
 - e) 財務報告、内部監査委員報告、加盟費の決定の承認
 - f) 規約で定められた選挙
 - i. 会長
 - ii. 書記長
 - iii. 執行委員会
 - iv. 内部監査委員
 - g) 主な分野において PSI 加盟組織が取り組む活動を詳細に記した、課題と目標を含む来期の活動計画と優先課題案
 - h) 加盟組織と執行委員会から提出された動議・決議案
 - i) 執行委員会が大会への提出を望むその他の事項

加盟組織の代表

- 6.6. 第 4 条「加盟費」に従って義務を果たした加盟組織は、前回大会以降（大会開催年も含む）もしくは PSI への加盟以降の年平均加盟費納入済人員数に応じて、大会に代表を送る資格がある。
- 6.7. 加盟組織の代表権は以下に基づく。

加盟費納入済人員数の平均値が 5,000 人までは代議員 1 名
加盟費納入済人員数の平均値が 5,001 人から 10,000 人までは代議員 2 名
加盟費納入済人員数の平均値が 10,001 人から 20,000 人までは代議員 3 名
加盟費納入済人員数の平均値が 20,001 人から 35,000 人までは代議員 4 名
加盟費納入済人員数の平均値が 35,001 人から 50,000 人までは代議員 5 名
加盟費納入済人員数の平均値が 50,001 人から 100,000 人までは代議員 6 名
加盟費納入済人員数の平均値が 50,000 人増すごとに 1 名と端数分につき 1 名を追加する。

第1条18項に従って、代議員数が2名以上の場合、加盟組織の組織人員がどちらかのジェンダーへの著しい偏りによって不可能である場合を除き、代議員数の50%以上を女性が構成するものとする。

- 6.8. この規定において、「加盟費納入済人員数の平均値」は以下のとおり算出する。
 - a) 前回大会以降の各年の加盟費納入済人員数の年間平均、または
 - b) 前回大会以降に加盟した組合については、加盟年数に基づいて算出した平均
- 6.9. 代議員数がジェンダー平等ルール of 条件を満たしていない場合は、以下のとおり資格を付与する。
 - a) すべての女性代議員には資格を付与される。
 - b) 加盟組織は、ジェンダー平等の規定を満たすように残りの空席について再提出を行うか、あるいは、加盟組織の組織人員のどちらかのジェンダーへの著しい偏りにより不可能であるという証拠を提出するよう求められる。
- 6.10. 加盟組織がジェンダー平等の規定を遵守しているにもかかわらず、小地域における女性代表の合計が50%未満である場合、小地域レベルでのジェンダー平等原則の遵守を促すためにスポンサーシップの配分を活用する。

大会資格審査委員会

- 6.11. 執行委員会は、大会代議員の資格を確認する大会資格審査委員会を任命する。
- 6.12. 大会資格審査委員会は以下で構成される。
 - a) 各地域から1名
 - b) PSI 会長または会長によって指名された者
- 6.13. 書記長が大会資格審査委員会の書記を指名する。
- 6.14. 大会での選挙の候補者を、大会資格審査委員会に任命することはできない。
- 6.15. 大会は、最初のセッションにおいて、大会資格審査委員会の構成を承認する。
- 6.16. 少なくとも2つの地域の10ヵ国以上の加盟組織が、大会資格審査委員会の個別のメンバーの承認に反対した場合、同人の承認は別の投票で行われるものとする。大会資格審査委員会の個別のメンバーが承認されない場合、会長は代役を提案し大会で検討させる。
- 6.17. 紛争が発生した場合、大会資格審査委員会の構成および大会資格審査委員会の第1回報告に関する大会での投票資格は、大会議事運営委員会のメンバーとその時点で大会議長を務める役員から成る委員会の判断による。
- 6.18. 大会資格審査委員会の選出および運営に関する手続きの詳細および規則は、附則3にて規定する。

大会議事運営委員会

- 6.19. 執行委員会は、大会運営を準備する大会議事運営委員会を任命する。
- 6.20. 大会議事運営委員会は以下の各1名で構成される。
 - a) 各地域
 - b) 世界女性委員会
 - c) 大会開催国
 - d) 運営委員会の若年労働者代表
 - e) 上記のいずれにもカバーされていない場合、各 PSI 公用語グループ (第21条)

- 6.21. 書記長は大会議事運営委員会の書記を指名する。
- 6.22. 大会は、最初のセッションにおいて、大会議事運営委員会の構成を承認する。
- 6.23. 少なくとも2つの地域の10ヵ国以上の加盟組織が大会議事運営委員会の個別のメンバーの承認に反対した場合、同人の承認は別の投票で行われるものとする。大会議事運営委員会の個別のメンバーが承認されない場合、会長は代役を提案し大会で検討させる。
- 6.24. 大会議事運営委員会の選出および運営に関する手続きの詳細および規則は、附則3にて規定する。

会長と書記長の選挙

- 6.25. 会長と書記長は、大会による単純過半数で選出される。
- 6.26. 遅くとも大会の7ヵ月前に、推薦された候補者名を集約し、精査し、選挙プロセスを監督する任務を負う2名の選挙管理人が執行委員会によって任命される。選挙管理人は中立かつ選挙プロセスに利害を有しない者とする。選挙管理人は大会議事運営委員会に対し責任を負う。
- 6.27. すべての候補者は精査作業に当たる者を指名する権利を持つ。
- 6.28. 財務状況が良好なPSI加盟組織は、会長または書記長の候補者を指名することができる。
- 6.29. 会長職候補者は、立候補時点で財務状況が良好なPSI加盟組織の信頼できるメンバーでなければならない。
- 6.30. 書記長職候補者は、労働組合での十分な経験を有するものでなければならない。労働組合は第3条の基準を満たしていなければならない。
- 6.31. 会長および書記長の選挙に関する手続きの詳細および規則は附則3に記載される。

第7条： 執行委員会

- 7.1. PSIは、大会から次期大会までの間、執行委員会によって統治される。
- 7.2. 執行委員会は、スイス民法第69条の趣意の範囲で、PSIの運営と代表を委任される。
- 7.3. 執行委員会は少なくとも年1回会合する。執行委員会は以下のことに対して責任を負う。
 - a) 大会の決定と勧告の執行
 - b) 大会で審議されていない事項に関するPSIの政策上の立場の決定
 - c) PSIの行動プログラムに関する戦略的計画、実施、監視およびフォローアップ
 - d) あらゆる財務事項を決定し、監視し、年間予算と財務諸表を採択
 - e) 適宜任務と責任を運営委員会、各種委員会または個人に委ね、その実施の監視
 - f) 加盟組織の新規加盟、加盟停止、加盟の失効、大会に対する除名の勧告、加盟費の減額、免除、支払い猶予および分割払いを含むあらゆるメンバーシップ事項（第4条および第16条）
 - g) 大会からの委任、権限付与に応じて、年間加盟費の金額の決定
 - h) 第17条に基づく統治機関またはその他のPSI機関のメンバーの職務停止要請に関する決定
 - i) 第12条3項に基づく小地域の境界の変更
 - j) 第22条2項および第22条3項に基づくPSI本部の登記上の所在地の決定
 - k) 附則12において執行委員会との法的関係が規定されるグローバルな書記局の設置
 - l) PSIを代表して行われた、あらゆる国のすべての法人設立および法的登記への留意
 - m) 規約の附則を作成することによるPSIおよび他のPSI機関の内部規則の確立
 - n) 必要に応じて、第13条4項のもと、理事に財務事項を委託

- 7.4. 執行委員会はさらに以下を設置し、選出する。
 - a) 第8条に基づき運営委員会
 - b) 第9条2項に基づき副会長および筆頭副会長
 - c) 規約で定められた、または執行委員会が適切と判断したその他の機関
- 7.5. 執行委員会は、規約に定めがない場合には、大会から次期大会までの期間に生じるPSI内のすべての一時的空席を補充する。
- 7.6. 執行委員会は、書記長に加えて第三者に対してPSIを代表する権限を持つ者を執行委員の中から任命し、その権限を決定することができる。
- 7.7. 異なる4地域を代表する4名以上の執行委員会のメンバーからの書面での要請があった場合、執行委員会の臨時会合を可能な限り早急に招集しなければならない。
- 7.8. 執行委員会は、完全な権利を有する以下のメンバーによって構成される。
 - a) 会長（職権上のメンバー）
 - b) 書記長（職権上のメンバー）
 - c) 世界女性委員会（WOC）議長（職権上のメンバー）
 - d) 欧州公務労連（EPSU）会長ならびに書記長（職権上のメンバー）
 - e) PSI各地域の2名の共同議長（職権上のメンバー）
 - f) 加盟費納入済人員数50万人以上の加盟組織に対し（50万人以上の加盟費納入済人員数を継続する期間）第1条18項「平等、公平性と多様性」および附則7のジェンダー平等に関する条項に準拠する1名の代表
 - g) 各地域から2名の若年労働者（大会開会時点で30歳未満）（附則7に従って地域執行委員会で指名され、大会で選出される。）
 - h) 各地域の加盟費納入済人員数40万人（大会開催年）につき1名と端数分1名の代表（附則7に従って地域執行委員会で指名され、大会で選出される。）
- 7.9. 交代するメンバーが選出された際と同じ手続きで、非職権上のメンバーそれぞれに1名の代理が選出される。副会長の代理は第9条2項(c)に基づき選出される。代理は当該メンバーが欠席した場合に限り、執行委員会においてメンバーとして行動する権利を有し、投票権を持つ。第2代理を選出することができる。
- 7.10. 執行委員会の委員または代理が空席になった場合、執行委員会は同じ指名手続きを用いて次期大会までの間の後任を選出することができる。
- 7.11. 執行委員会は、いずれの地域にも属さない国際的な組織人員を持つ加盟組織に対し、3分の2以上の賛成によって、オブザーバーの議席を与える権限を有する。オブザーバーには執行委員会での発言権はあるが、投票権はない。
- 7.12. 執行委員会の統治に関する手続きの詳細および規則は附則4に記載される。

第8条： 運営委員会

- 8.1. 執行委員会は、付託された事項、または次回の執行委員会の会合まで待つことのできない措置を要する事項に対処する運営委員会を設置する。
- 8.2. 運営委員会は執行委員会に対して説明責任を負い、必要に応じて会合するが、通常少なくとも年1回会合する。
- 8.3. 運営委員会は以下によって構成される。
 - a) 会長（職権上のメンバー）
 - b) 書記長（職権上のメンバー）

- c) 世界女性委員会の議長（職権上のメンバー）
 - d) 副会長全員（職権上のメンバー）
 - e) EPSU 会長ならびに書記長（職権上のメンバー）
 - f) 執行委員会の若年労働者メンバーから選出される若年労働者代表 1 名
- 8.4. 代理は以下により指名される。
- a) 副会長の代理は第 9 条 2 項に基づく。
 - b) 世界女性委員会議長の代理は第 11 条 6 項に基づき世界女性委員会によって選出される。
 - c) 若年労働者代表の代理は執行委員会の若年労働者メンバーから選出される。
- 8.5. 代理は、当該メンバーが欠席した場合に限り、運営委員会の完全なメンバーとして行動する権利を有し、投票権を持つ。
- 8.6. 運営委員会の統治に関する手続きの詳細および規則は附則 5 に記載される。

第9条：会長および副会長

9.1. 会長

- a) PSI 会長は世界大会で選出され、執行委員会と運営委員会、世界大会、および会長が出席する他のあらゆる PSI の会合において、規約に別段の定めがない限り、議長を務める。
- b) 会長の任期は次期定期大会閉会時に終了するが、再選される資格を有する。
- c) 定期大会から次期定期大会までの間に会長職が空席になった場合、次回の執行委員会で執行委員の中から新たな会長を選出するまで、筆頭副会長が会長職の任に就く。

9.2. 副会長

- a) 地域共同議長（第 12 条 7 項(f)に基づいて選出）が地域によって指名されたものとして PSI 副会長（職権上）になる。
- b) 執行委員会は、欧州地域の執行委員の中からさらに 4 名の副会長を選出する。
- c) 各地域執行委員会は、その執行委員の中から各副会長につき 1 名の代理を選出する（第 12 条 7 項(f)）。
- d) 執行委員会は副会長の中から、筆頭副会長を選出する。会長が男性であれば、筆頭副会長は女性とし、会長が女性であれば、筆頭副会長は男性とする。
- e) 筆頭副会長職が空席になった場合、次の執行委員会において副会長の中から新たな筆頭副会長を選出する。
- f) 定期大会から次期定期大会までの間に副会長職が空席になった場合、
 - i. 地域の共同議長職の空席による場合、当該地域執行委員会は後任の共同議長を選出し、その人が副会長（職権上）となる。
 - ii. 第 9 条 2 項 (b)に基づき選出された副会長職が空席になる場合、執行委員会は欧州地域から後任を選出する。

第10条：書記長

- 10.1. 書記長は第 6 条および附則 3 で定められた手続きに基づいて大会で選出される。
- 10.2. 書記長の任期は次期定期大会閉会時に終了するが、再選される資格を有する。
- 10.3. 書記長は、
- a) 大会ならびに執行委員会の決定、および附則 12 に基づいて、PSI の日常業務を遂行する。
 - b) 規約で定められた PSI および他のあらゆる機関の会合に必要な資料を作成し、配布する。
 - c) 大会、執行委員会、運営委員会、理事会、およびこれらの機関が必要と考えるその他の会合に出席する。

- d) 規約のその他の規定に基づいて、以下の責任を負う。
 - i. 業務の全般的管理
 - ii. 財務管理（第 15 条に関するもの）
 - iii. 資産および財産の管理（第 13 条 6 項の理事の権限に基づく）
 - iv. PSI のあらゆる出版物の作成
 - e) 第 14 条および附則 12 に基づく職員に関する事項に責任を負う。
 - f) PSI を代表して設立されたすべての法人および登記記録簿を保持し、執行委員会に提示する。
 - g) 世界大会で決定された行動プログラムの実施状況を監視し、加盟組織のニーズの変化に対応するため特定分野での戦略上の変更を執行委員会に勧告する。
 - h) PSI の戦略の発展を監視し、計画する。これにはロビー活動や啓発活動を通じて全体としての有効性の向上を図ることを含む。
 - i) 主要な国際組織と市民社会組織との提携関係を築くことを通じて、PSI の政治的影響力の向上を図る。
 - j) 書記長は書記長の任期の間、次長職に就く者を指名し、同指名を執行委員会に提出し承認を求める。書記次長の候補者は、書記長の候補者と同じ要件を満たさなければならない。
 - k) 規約によって書記長に課されるその他すべての任務を遂行する。
- 10.4. 書記長は第三者に対し PSI を代表する権限を持ち、PSI を代表して個別に署名することができる。
- 10.5. 書記長の給与と雇用条件は執行委員会が決定する。
- 10.6. 定期大会から次期定期大会までの間に書記長職が、職務停止を含め空席になった場合、執行委員会が次の執行委員会で、次期大会終了時まで書記長代行を務める人物を任命する。その時までには書記次長が書記長職の責任を負う。

第11条：世界女性委員会

- 11.1. 世界女性委員会は、執行委員会に助言する役割を有する。
- 11.2. 世界女性委員会は以下によって構成される。
- a) 各小地域を代表する地域執行委員会の女性メンバー1名
 - b) 各地域から選出される若年女性労働者の執行委員会メンバー1名
 - c) 小地域または若年労働者代表として世界女性委員会に含まれていない各地域女性委員会の議長
- 11.3. 各地域執行委員会は、世界女性委員会メンバーおよび代理を以下に基づいて任命する。
- a) 地域執行委員会に小地域の女性が1名しかいない場合、その女性を任命する。
 - b) 地域執行委員会に小地域の女性が複数いる場合、地域執行委員会に参加している当該小地域の女性の間で決定する。
 - c) 地域執行委員会の女性が任務に就くことができない場合、地域執行委員会において当該小地域を代表する女性の代理を任命することができる。
- 11.4. 会長と書記長は世界女性委員会の職権上のメンバーである。
- 11.5. 世界女性委員会のリソースについては執行委員会の承認を受けることとし、世界女性委員会が常に PSI の女性メンバーを代表するよう定期的に見直しを行なう。
- 11.6. 世界女性委員会はメンバーの中から執行委員会および運営委員会の職権上のメンバーとなる議長1名を選出する。また世界女性委員会は、選出された議長の地域以外の各地域から各1名の副議

長を選出する。副議長の中から1名の議長代理が選出される。世界女性委員会は各副議長の代理を選出する。議長は執行委員会に対し報告を行なう。

11.7. 世界女性委員会の統治に関する手続きの詳細および規則は附則6に記載される。

第12条：地域機関と機構

PSI 地域機構

12.1. PSI は、アフリカ・アラブ諸国、アジア太平洋、欧州⁴、米州の4地域から成る地域機構を有する。この地域機構は附則14で定められる規約改正の手続きに基づき、大会によってのみ変更することができる。

小地域

12.2. 小地域は、一国もしくは一定の基準（地理的、言語的）に基づいて一つのグループになった（すべてが単一の地域内にある）数カ国によって構成される⁵。

12.3. 執行委員会は、3分の2の多数決に基づいて、大会から次期大会までの間に小地域（附則14）の境界を変更する権限を有する。これには小地域の追加や現在の小地域の合併などが含まれるが、地域の境界を変更しない範囲で行う。この結果、いずれかの統治機関に新たな議席が設けられる場合、これらの議席は通常のプロセスを用いて一時的空席として補充されるものとする。

地域総会

12.4. 各大会後2年以内に、アフリカ・アラブ諸国、アジア太平洋、および米州の各地域で地域総会を開催する。欧州では、独自の会合スケジュールを有するEPSU大会がこれに相当する。地域総会は、

- a) 開催国から2名の総会副議長を選出する。副議長は地域執行委員会共同議長が総会の議長を務める際、補佐する。
- b) 地域総会
- c) 地域総会資格審査委員会（第12条7項(j)に基づいて設置）を承認し、総会の開会セッションにおいてその報告を第6条6項から第6条17項および附則3に基づいて、地域の状況に合わせて採択する。
- d) 規約第12条7項(k)に基づいて地域総会議事運営委員会の設置を承認し、総会の開会セッションにおいてその報告を第6条6項から、第6条17項および附則3に基づいて、地域の状況に合わせて採択する。
- e) 前回の地域総会以降の地域活動報告を承認する。
- f) 地域執行委員会のメンバーを選出する。
- g) 大会で定められたPSIの優先事項の枠組みの中で、次期の地域行動計画を議論し承認する。
- h) 決議案と声明を議論し採択する。
- i) 当該地域執行委員会と執行委員会に勧告と報告を行う。
- j) 地域執行委員会が総会への提出を望んだ事項について議論する。

地域執行委員会

⁴欧州では、地域執行委員会はEPSU執行委員会によって代表される（規約12条5項も参照）

⁵欧州では、小地域の代わりに選挙区という言葉が使われる。

- 12.5. 地域執行委員会（RECs）は PSI の地域の統治機関であり、少なくとも年 1 回会合する。
- 12.6. 地域執行委員会は、執行委員会に対し説明責任を負う。
- 12.7. 執行委員会および大会の決議によって承認された予算の中で、地域執行委員会は、地域行動計画の実施と支出に対して全面的な執行権限を有する。権限の執行において、地域執行委員会は以下に対して責任を負う。
- a) 地域総会から次期地域総会までの間に各地域の業務を指揮する。
 - b) PSI の世界および地域行動計画を企画、監視、フォローアップする。
 - c) 執行委員会に提出する次年度地域の予算案の作成。
 - d) 加盟およびメンバーシップ事項に関して執行委員会に勧告する（附則 2）。
 - e) 大会で選出される執行委員会における地域代表とその代理を推薦する（附則 7）。
 - f) PSI 副会長にもなる地域執行委員会共同議長、およびそれぞれの代理を選出する（第 7 条 8 項(e)および第 9 条 2 項(a)）。
 - g) 世界女性委員会への地域代表を選出する（第 11 条 2 項）。
 - h) 地域または小地域諮問機関を設置する。
 - i) 各地域総会で選挙を監督し地域総会議事運営委員会に報告を行う 2 名の地域総会選挙管理人を指名する。
 - j) 地域総会の代議員の参加資格を確認する地域総会資格審査委員会を設置する。
 - k) 地域総会運営を準備する地域総会議事運営委員会を設置する。
 - l) 執行委員会によって設置される委員会の地域メンバーを選出する。
 - m) 地域総会から次期地域総会までの間に空席が生じる場合、メンバーの選出と指名を行う。
- 12.8. 地域執行委員会のメンバーは、各地域総会によって選出される（第 12 条 4 項(e)および附則 7）。
- 12.9. 地域執行委員会は以下で構成される。
- a) 各地域の小地域から 2 名の代表（附則 14 参照）
 - b) 加盟費納入済人員数 50 万人以上の加盟組織に対し（50 万人以上の加盟費納入済人員数を継続する期間）ジェンダー平等に関する条項（第 1 条 18 項および附則 7）に基づく場合に限り、1 名の代表
 - c) 地域総会開会時に 30 歳未満かつ異なる小地域からの地域全体の若年労働者を代表する 2 名
 - d) 会長と書記長は職権上のメンバーとする。
- 12.10. 地域書記は、各地域執行委員会の投票権を持たない参加者とし、地域執行委員会の書記を務める。
- 12.11. 非職権上メンバーそれぞれに対して代理を選出する。代理は、当該メンバーが欠席した場合に限り、地域執行委員会においてメンバーとして行動する権利を有し、投票権を持つ。第 2 代理を選出することができる。
- 12.12. 地域執行委員会は、地域総会から次期地域総会までの間に生じる地域執行委員会の空席を、選出によって補充することができる。小地域、または加盟費納入済人員数が 50 万人を超える加盟組織から選出する場合、各小地域諮問委員会（定められている場合）または加盟組織が指名を行う。
- 12.13. 地域執行委員会の内部規定は、附則 7 にて規定する。
- 12.14. 各地域執行委員会は運営指針となる追加規則を、各地域執行委員会で作成することができる。追加規則は、執行委員会の承認を得て附則 7 に挿入された時点で発効する。

欧州における PSI

12. 15. 欧州においては、PSI は欧州公務労連（EPSU）を PSI の欧州地域機構として認める。PSI と EPSU は緊密に協力し、双方の目的を互いに支持する。この協力の詳細は、附則 10 の下、添付されている PSI-EPSU 協力協定に記載される。

地域および小地域諮問機関

12. 16. 地域執行委員会は、地域または小地域内の公共サービス労働組合が直面する問題に関して地域書記と地域執行委員会に助言するために、また交流と対話の場をつくるために、小地域、部門/小部門あるいはその他の課題に関する諮問機関（第 5 条 2 項）を設置することができる。
12. 17. 各地域執行委員会は、諮問機関の規模、構成、会合頻度、期間および規則について得られる財源を考慮しながら決定する。各地域または小地域諮問機関は、本条項に基づいて定められた規則を執行委員会が留意した時点で成立する。

国内連絡協議会と女性委員会

12. 18. PSI 加盟組織は、PSI 行動プログラムを実施するための協力の強化、共通の立場や優先課題に関して小地域諮問委員会に助言することを目的に、国レベルで自らのリソースにより連絡協議会（NCC）と女性委員会を設置することができる。

地域における PSI のプレゼンス

12. 19. PSI は各地域において、書記局や事務所を設置し（附則 12 参照）、PSI のプレゼンスを維持する。予算プロセスの一環として、執行委員会は、当該地域執行委員会ならびに地域の加盟組織と協議した上で、これらの事務所にリソースを配分する。
12. 20. 地域あるいは小地域の活動、資金調達および支出は、年間の活動計画と執行委員会で承認された予算に基づいて実施される。

第13条：理事

13. 1. 定期大会は、執行委員会から指名された 3 名で構成される理事会の任命を行う。指名を受ける者は PSI の組織管理から独立し、PSI とは金銭的な利害関係を持たない者とする。理事のうち少なくとも 2 名は女性でなければならない。
13. 2. 会長および書記長は理事会において投票権を持たない参加者とする。
13. 3. 書記長は、理事がその任務を果たすために必要なすべての書類を用意する。
13. 4. 理事会は執行委員会に報告を行う。
13. 5. 定期大会から次期定期大会までの間に 1 名以上の空席が生じた場合には、執行委員会は理事代行者を任命する権限を有する。
13. 6. 理事会は、大会および執行委員会の決定と矛盾しない限り、書記長に以下を許可する権限と責任を有する。
- a) PSI の用途未定の資金を適宜、投資する。
 - b) PSI を代表して単独もしくは他の団体や個人と共同で、土地または建物を購入、賃貸借、抵当権設定、または売却する。
 - c) 執行委員会から委任されたその他の財務事項に対応する。
13. 7. 執行委員会に提出される財務報告書には理事会が取った措置を含むこととする。

第14条：職員⁶

- 14.1. 人事予算に関する決定は、年間予算の承認の一環として執行委員会の責任である。
- 14.2. 地域およびプロジェクトを含む職員の採用、停職および解雇は書記長の責任である。
- 14.3. 人員配置の決定には、PSI の平等、公平および多様性への約束が考慮される。
- 14.4. PSI のすべての職員の給与および雇用条件は、書記長と職員代表との間に結ばれた一般枠組み協定によって管理される。
- 14.5. PSI のグローバル書記局に雇用される職員の給与および雇用条件は、「Secrétariat de l'Internationale des Services Publics (Secrétariat - ISP)」の会長と職員の労働組合の間に結ばれた団体協約によって管理される。
- 14.6. 書記長は職員構成におけるいかなる変更も、執行委員会に報告しなければならない。

第15条：財務管理、外部監査人、内部監査人

- 15.1. 書記長は、PSI のすべての加盟費および収入の受領における責任を負う。
- 15.2. 支出は年間予算によって管理される。年間予算案は書記長が作成し、執行委員会によって承認される。
- 15.3. 書記長は PSI の会計に責任を持ち、すべての支払いを行なう。毎年1回執行委員会に財務報告書を提出し、必要と思われる、あるいは執行委員会から要求される情報をこれに補足する。

外部監査人

- 15.4. PSI の帳簿と会計書類は執行委員会が任命する外部監査人によって毎年詳細な監査を受ける。外部監査人は以下について確認しなければならない。
 - a) 受け取った金銭がすべて正しく記帳されていること
 - b) すべての支払い請求が遂行されていること
 - g) すべての支出が虚偽なく承認され正しく記帳され、PSI の財産が安全に管理されていること
- 15.5. 外部監査人は毎会計年度ごとに公式の定時監査報告書を執行委員会に提出し、また執行委員会から要求があった場合には臨時報告書を提出する。
- 15.6. 外部監査人による報告書はすべて、執行委員会ならびに内部監査人に提出される。

内部監査人

- 15.7. PSI の金銭上のやりとりは2名の内部監査人によっても監督され、検査される。内部監査人は、大会で代議員の中から選出される。2名の内部監査人の選出においてジェンダーバランスを確保しなければならない。大会から次期大会までの間に内部監査人が辞任した場合、執行委員会は内部監査人代行を指名する。
- 15.8. 内部監査人は、共同もしくは単独で、PSI の帳簿、あらゆる財務関係書類ならびに権利書、証書類をいつでも点検できる。内部監査人はすべての支出が妥当なものであり、執行委員会の決定に従っていること、もしくはその承認を得たものであることを確認しなければならない。内部監査

⁶本条項の規定は、欧州公務労連（EPSU）には適用しない。欧州公務労連は独立連盟であり、PSI との関係は附則10の協力協定の定めるとおり。

人は毎年監査結果に関する報告書を提出し、報告書は全加盟組織に送付される。書記局は報告書を執行委員会に提出して、審議を受ける。

第16条： 加盟組織の脱退、加盟停止および除名

- 16.1. PSI からの脱退を希望する加盟組織は、6 ヶ月前までに書面で PSI に通告しなければならない。財務的義務はこの期間が終了するまで存続する。
- 16.2. 再三の督促にもかかわらず加盟組織が加盟に伴う財務的義務を2年連続して履行しない場合には、執行委員会は加盟の失効を宣告する権限を有する。
- 16.3. 執行委員会は、第1条に書かれている PSI の理念と目標に反した行動をとる加盟組織の加盟を停止する権限を有する。当該組織には事前にその旨を通告し、当該組織は、加盟停止が決定される前に、執行委員会でこの通告に弁明する機会を与えられる。
- 16.4. 加盟組織の加盟を停止する執行委員会の決定は、次の大会で検討されるものとする。確定した場合、当該加盟組織は除名される。
- 16.5. また大会は、当該事項に関する討議の後、自ら主導し、あるいは執行委員会の動議に基づいて、除名の理由を表明することなく加盟組織を除名することができる。
- 16.6. 第16条2項によって加盟が失効した加盟組織、または第16条3項および第16条4項によって除名された加盟組織は、後日再加盟を申請することができる。しかし、再加盟の条件は、除名時の加盟費未払い分を考慮しながら執行委員会が決定するものとする。
- 16.7. 本条項の運用に関する手続きの詳細および規則は附則2に記載される。

第17条： 個人の職務停止⁷

- 17.1. 執行委員会は、以下の理由により、書記長および書記次長を含む PSI のあらゆる役職から個人を職務停止とする権限を有する。
 - a) 規約上の原則および目的に対する重大な不履行がある
 - b) 義務の重大かつ度重なる不履行がある
 - i) PSI の信用失墜を招いている
- 17.2. 職務停止の要請は、少なくとも2つの地域を代表する10名以上の執行委員会メンバーによって、書面で執行委員会に提出されなければならない。
- 17.3. 職務停止の要請を受ける者に対し、以下が認められなければならない。
 - a) 要請について妥当な通告を受ける
 - b) 関連するすべての情報を与えられる
 - c) 決定がなされる前に、要請のすべての要素に対し弁明する合理的な機会を与えられる
- 17.4. 個人の職務停止には、少なくとも50%の執行委員会メンバーが出席する執行委員会における絶対多数(50%+1)の賛成を必要とする。
- 17.5. 個人が職務停止された後は、一時的空席を補充する通常のプロセスによって、その役職を一時的に補充することができる。
- 17.6. 職務停止処分について、大会に対し、以下を訴えることができる。
 - a) 役職からの解任の確定

⁷第17条は PSI 職員に対し用いられるものではない。

- j) 職務停止処分の却下
- k) 適切だと思われる条件の追加

17.7. PSI の役職から個人を職務停止とするプロセスに関する手続きの詳細および規則は、附則 11 に記載される。

第18条： 規約および附則の改正

- 18.1. 執行委員会と加盟組織は規約改正を提案することができる。附則 3 において規定される大会決議案に関連する手続きが適用される。
- 18.2. 規約改正には、第 6 条に従って大会での加盟費納入済人員総数の 3 分の 2 以上の賛成⁸が必要である。
- 18.3. 大会議長は規約改正案の一括提案を挙手投票にかけることができる。
- 18.4. PSI の 4 地域を代表する、それぞれ異なる国の少なくとも 4 つの加盟組織が、改正案の個別の改正点について組合員数投票にかけることを要求した場合、会長は組合員数投票を求める動議を大会にかけ、挙手による決定を求める。この動議が採択された場合、指摘された個別の改正点に関し組合員数投票が行われるが、それ以外の残りの改正点については、議長が 3 分の 2 以上の賛成によって承認されたと宣言した場合、可決されたものとみなされる。
- 18.5. 規約の附則は、規約の不可欠な一部であるが、主に事務的、技術的な規定を含むため、異なるものとして、執行委員会の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。附則の規定は、本則の条項と矛盾してはならない。附則と本則の条項の間に矛盾がある場合、本則の条項が優先される。

第19条： 解散

- 19.1. PSI の解散決定を下せるのは大会だけである。解散の動議は附則 3 に従って議題に載せなければならない。
- 19.2. 解散動議には、大会に代表されている加盟費納入済人員総数の 4 分の 3 以上の賛成が必要である。
- 19.3. 解散動議では、PSI のすべての負債と債務が清算され、職員へのあらゆる義務が履行された後に残る資産をどのように処分するかを提示しなければならない。残余資産の処分は、PSI の原則と目的に合致した目的を持つ非営利団体に対してのみ行うことができる。

第20条： 規約の発効日および解釈

- 20.1. 規約は、2023 年 10 月 17 日の PSI 大会によって制定された。大会閉会をもって効力を発する。
- 20.2. 大会から次期大会までの間は、規約の解釈は執行委員会が行う。

第21条： 正式言語と通訳

- 21.1. 正式の規約は英語版とする。規約（および適宜、統治機関の作業文書）は PSI 公用語（英語、フランス語、ドイツ語、日本語、スペイン語およびスウェーデン語）で配布される。

⁸大会での加盟費納入済人員数は、資格審査委員会において承認された報告で示された数字。

- 21.2. 統治機関の会合では（適宜）公用語の通訳を利用できる。書記長は、入手可能な予算内で、財務的に維持可能な限りできるだけ広範な会合や部会の参加者に、文書の翻訳と通訳を便宜提供するよう務める。

第22条：適用法と PSI の所在地

- 22.1. PSI は、スイス民法（第 60 条–79 条）に基づいて、「非営利団体」として、規約とスイスの法律によって統治される。
- 22.2. PSI の登記上の本部はスイスのジュネーブにある。
- 22.3. 執行委員会は、投票数の 3 分の 2 以上の賛成により、スイスにおける登記上の本部の所在地を変更することができる。

附則 1 メンバーシップ・加盟手続き

- a) 加盟を求める組織は、当該組織の規約の写しを添えて加盟申請書および必要な補足文書すべてを書記長に提出する。申請書には当該組織の少なくとも 2 名の選出役員が署名していなければならない。
- b) 書記長は加盟を求めている組織の性質を確かめ、その結果を執行委員会に報告する。当該国の既存 PSI 加盟組織からの所見は当該地域執行委員会の正委員に提出される。執行委員会は、当該地域執行委員会の正委員の勧告を聴いた後に加盟申請の受理または却下を決定する。
- c) 加盟は、（特にそれとは異なることを執行委員会が言明しない限りは）PSI 内での加盟組合の権利と資格を含めて、加盟費が初めて全額支払われた日をもって開始する。
- d) PSI に加盟することによって下記の権利と責任が生じる。

権利と資格

次のものを利用できる：

- PSI の公共部門ネットワーク労働者の権利、社会・経済的正義、および質の高い公共サービスのために闘う。
- PSI 連帯・組合開発プロジェクトー訓練と能力構築を現場で支援することによって加盟組織を援助する。
- その他のあらゆる PSI の会合やイベント

次の場へ代表を送る：

- 国際労働機関をはじめとする国連機関
- 世界銀行ならびに地域開発銀行
- 国際通貨基金、世界貿易機関、経済協力開発機構、その他多数の場

PSI との協力：

- 組合加入の自由を含む労働者を保護し拡大する、団体交渉する、そして公平性と多様性を促進する。
- 公共サービスの質を求めてキャンペーンする。これには、ITUC や他の国際産業別労働組合組織、消費者団体、市民団体および非政府組織（NGO）と緊密に協力する必要がある。

PSI 諸機関への関与：

- 5 年ごとに開催され、行動プログラムを創り出す PSI 世界大会
- PSI 執行委員会
- PSI 運営委員会
- PSI 地域総会
- PSI 地域執行委員会
- グローバルおよび地域レベルの PSI 女性委員会

責任と義務

- a) 組合員に PSI の理念と決定を認識させ、PSI に関する活動を統治・執行機関に報告する。
- b) PSI の統治・執行機関の決定に基づいて取った行動について書記局に報告し、行動を取らなかった場合にはその理由を書記局に報告する。
- c) 活動に関する情報を PSI 書記局に常時提供する。
- d) PSI が関心があるかもしれないその他の情報を PSI 書記局に提供する、また書記局からの情報提供の要請に応じる。
- e) 大会によって定められた加盟費を毎年支払う、あるいは特別な場合には PSI 規約第 4 条「加盟費」によって執行委員会で認められた金額を支払う。

欧州における PSI

原則として、欧州の全加盟組織は EPSU と PSI の両方のメンバーである。両組織に申告される組合員数は同数とする。欧州における加盟方針に関連する詳細は、PSI と EPSU の両方の規約に添付されている PSI-EPSU 協力協定に記載されている。(附則 10)

附則 2 加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義

- a) 年間加盟費は請求された一組合員当たりの固定額であり、PSI 大会、もしくは委任を受けた執行委員会によって決定される。
- b) 通貨はユーロである。
- c) 各組合の年間加盟費は、国連開発プログラム (UNDP) が作成する国内総生産に基づく指数制度に従って計算される。国内総生産の数値が世界平均値以下の国の加盟組織は、より低い指数比率に合わせて加盟費額を減額することができる。指数帯は 10%、15%、20%、25%、30%、35%、40%、45%、50%、55%、60%、65%、70%、75%、80%、85%、90%、95%、100% である。この指数は、執行委員会、もしくは委任を受けた運営委員会によって、定期的に見直すことができる。
- d) 特別な事情により財務的義務を完全に履行できないと自ら判断した加盟組織に対して、執行委員会および運営委員会は加盟費支払いの一時的減額を認める権限を有する。例外的な場合には執行委員会または運営委員会は加盟費の支払いを免除することもできる。執行委員会または運営委員会は、加盟組織からの加盟費延納や分割払いの要請についても、状況が詳細に説明され、合意に達した場合には、これを認めることができる。
- e) そうした執行委員会または運営委員会による配慮を求める申請はすべて詳細な説明を添えて書記長に提出されることとし、納入年の 2 月 28 日までに届かなければならない。期限後の申請は緊急の場合に限って検討される。書記長は、規約第 4 条の下でのすべての申請を当該地域執行委員会に提出し、彼らの勧告を求める。
- f) 加盟費指数が 100% 未満に設定された国の加盟組織は、指数に基づく加盟費の全額を支払っていれば、附則 3「大会規則・議事規則」の下での計算方法で算出された登録組合員数全員分の投票権を保持する。

附則 3 大会規則・議事規則

決議案

- a) 定期大会の議題に入れるために加盟組織によって提出されるあらゆる動議・決議案は、遅くとも大会開始7ヵ月前までに書記長に届かなければならない。
- b) 執行委員会によって提出される中核的決議案はこれとは異なる時間枠が適用でき、執行委員会の決定にしたがう。
- c) 書記長は、規約改正案も含むこれらの動議・決議案を遅くとも大会開始5ヵ月前までに加盟組織に送付する。
- d) 動議・決議案に対する修正案は大会開始4ヵ月前までに書記長に届かなければならない。
- e) 書記長はすべての修正案を遅くとも大会開始2ヵ月前までに加盟組織に送付する。
- f) 議題と報告書と議事規則の草案は遅くとも大会開始2ヵ月前までに大会代議員に送付される。大会は最終的な議題と議事規則を承認する。
- g) 決議案提出期限後に動きが生じた事態に関して緊急動議・決議案を提出できる。そのような動議・決議案が討議と投票に付されるのはいずれかの地域執行委員会または半数以上の代議員がそれを認めた場合に限られる。

大会への参加

- a) 附則2「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に従って、大会までのどの年でも加盟費の支払いを免除されたことのある組織は、免除された年の加盟費納入人員はゼロとする。期間中の平均人員数がゼロになった加盟組織は代議員を1名送る権利がある。
- b) 加盟組織は加盟費納入済人員10万人につき1名と端数分1名のオブザーバーを送ることができる。オブザーバー数が2名以上の場合は、加盟組合の組織人員がどちらかの性に大幅に偏っているためにそうすることが不可能である場合以外は、男女それぞれが平等に代表されるべきである。
- c) 大会資格審査委員会は、大会開催国の加盟組織に規定数以上のオブザーバーを出席させる権利を与えるように大会に勧告することができる。
- d) 大会代議員ならびにオブザーバーの旅費と滞在費は彼らが代表する組織が負担する。執行委員会は、指数100%未満の国の代議員に対してPSI資金から金銭的に援助することができる。この援助は、民主主義と参加を高めることが目的である。規約第4条「加盟費」に従って加盟組織が財務的義務を果たしていることが条件である。申請を行う加盟組織は、規約第5条4項「多様性と代表」に述べられた多様性と部門代表の原則を順守しなければならない。
- e) 代議員とオブザーバーの氏名を遅くとも大会開始4ヵ月前までに書記長に提出する。書記長は、これらの指名を精査して、規約上の要件に合致していない場合は加盟組織に忠告する。
- f) 執行委員会には、PSIが関係を維持している国内ないしは国際組織からオブザーバーを招く権限がある。
- g) 出席することが望ましいと考えられる人物をゲストとして招くこともできる。
- h) 大会に代議員を送ることができない加盟組織は同小地域の他の組織の代議員に代理を委任することができる。このような委任が有効であるためには、委任する側の組織が大会4週間前までにPSI書記長に書面でその旨を通知することが条件である。いかなる組織も他の4組織以上の代理投票は行うことはできない。

大会資格審査委員会

- a) 大会資格審査委員会は加盟組織が PSI 規約の定める条件を充たし義務を果たしているかどうかを審査する権限を有する。大会資格審査委員会は書記長、執行委員および大会代議員に対して、任務の遂行に必要な情報や代議員の資格の正当性に関連する証拠を要求する権利がある。
- b) 大会資格審査委員会は適切な勧告を伴う報告書を大会に提出する。大会は資格審査委員会の最初の報告ならびに勧告について討議し、採決するまでは、投票や選挙を行うことができない。
- c) 大会資格審査委員会は、（各加盟組織に割り振られる）票数および派遣できる代議員・オブザーバーの人数を計算する際に、大会開催 2 ヶ月前以降に支払われた加盟費を勘定にいれないこととする。ただし、組合に加盟費納入延滞を正当化するやむを得ぬ例外的状況があった場合には、大会直前に開かれる当該地域執行委員会の勧告に基づいて、大会資格審査委員会は納期を過ぎた支払いを認める権限を有する。

大会議事運営委員会

大会議事運営委員会への代表を指名する際に、すべての地域執行委員会は規約第 1 条「平等、公平性と多様性」の項を考慮する。

大会議事運営委員会の選出にジェンダー平等ルールを適用する場合、各地域からの指名の合計に対して適用されるものとする。各地域がジェンダー平等ルールを遵守している場合、大会議事運営委員会の構成は全体として遵守されているとみなされる。規約第 6 条 20 項 e に基づく言語グループ代表の指名は、地域代表の公平性を確保することを目的とするものである。

大会議事運営委員会はそのメンバーの中から委員長を選出し、書記長が大会議事運営委員会の書記を任命する。大会議事運営委員会は次のことを行う。

- a) 加盟組織および執行委員会によって提案されたすべての動議・決議案と修正案の有効性を調べ、報告する。
- b) テーマが類似し、内容が相反しない動議・決議案が 2 件以上提出されている場合に、必要に応じて統合動議・決議案を作成する。
- c) 議事進行と発言者の発言制限時間について勧告する。
- d) 議事の適切な運営のために決定を要するその他の問題に関して大会に報告する。

大会議事運営委員会は大会に先立って招集され、大会の最初の実質セッションに間に合うように第 1 回報告を提出する。このセッションで大会は議事運営委員会の構成を承認するよう求められる。

投票

- a) 投票権を有するのは代議員だけである。採決は通常代議員カードを掲げた**挙手**によって行なわれる。
- b) 採決に付される前に、少なくとも 4 ヶ国の加盟組織が**組合員数投票**を要求した場合には、会長は組合員数投票を求める動議を大会にかけて挙手による採決を行なう。この動議が採択されれば、組合員数投票が宣言され、直ちに実行される。組合員数投票は各加盟組織の加盟費納入済人員数によって決まる。
- c) 規約改正と PSI の解散に関する場合を除き、挙手ならびに組合員数投票のいずれの採決においても、棄権票には関係なく、投じられた票数の単純過半数（すなわち投票数の半数プラス 1 票以上）の賛成で決まる。
- d) 投票を数える投票集計人は大会の最初のセッションで承認される。

会長および書記長の選挙

一般原則

- a) 選挙管理人は遅くとも大会開催7ヵ月前までに、会長職と書記長職の候補者の指名は遅くとも大会開催2ヵ月前までに書記局に届かなければならないことを、全加盟組織に通知する。

対立候補のいる場合の選挙

- a) 会長および/または書記長の選挙で複数の候補者がいる場合、加盟組織に関する情報へのアクセスに関して、また PSI メンバーに対する候補者の所信表明においても、選挙管理人は大会前あるいは大会中にすべての候補者が公平に処遇されるようにしなければならない。
- b) 選挙管理人は、個人の選挙運動に PSI の資金が使われることのないように気を配らなければならない。

選考手続き

- a) 2名以上の指名を受け取った場合には、選挙管理人は選挙ごとに、それぞれの ID と投票権、候補者全員の名前を載せた投票用紙を用意しなければならない。これは出席している代表団の長または欠席メンバーの指定代理人に配布され、大会年も含む前回の大会以降もしくは加盟以降の加盟費納入済平均人員数に基づいて投票が行われる。
- b) 各加盟組合は自ら選択する候補者の氏名の欄にはっきりと X を印し、投票集計人の用意する箱の中に記入済みの投票用紙を入れる。
- c) 1名の候補者名の隣に X 印以外が記されている場合は、この投票は無効である。棄権票は受理されない。
- d) 投票用紙を投票集計人が数え、その結果を選挙管理人に伝え、大会終了時にその投票用紙が破棄されるようにする。
- e) 会長、あるいは会長選挙中は筆頭副会長が投票結果を発表し、もし投票総数の過半数を得票した候補者がいない場合には、第1回投票で得票数の多かった上位2名の間で2回目の投票が行なわれる。
- f) 第1回または第2回投票で投票総数の過半数を得票した候補者が当選を宣告される。
- g) 個々の組合による投票の詳細は秘密にされ、公表されることはない。
- h) 投票が投票集計人によって有効と見なされるのは、書記長が発行した公式の投票用紙が使用され、はっきりと印がつけられている場合に限られる。投票集計人は無効票の数を報告する。

附則 4 執行委員会の内部規定

執行委員会の会合は、会長の合意を得て書記長が招集する。

選挙

執行委員会の正委員の選挙は、規約第7条3項に従って行なわれる。各正委員につき、1名の代理が選出される。また、第二代理を指名することができる。第一代理は執行委員会に出席する権利があるが、正委員が欠席の場合に限って投票権を行使する。

コンサルテーション

執行委員会の前に正委員は小地域全体の見解を代表するために、各自の小地域内の加盟組織と協議する責務がある。共通する見解がない場合には、正委員の責務はそうした異なる見解を代弁することである。代理にも同じ責務がある。

任期

正委員と代理の任期は次期定期大会閉会時に終了する。しかしながら、引き続きの再選は可能である。

また正委員または代理の任期は、本人が辞任する時、本人が所属する組織が PSI の加盟を停止する時、本人が所属する組織が加盟費を 2 年以上滞納した時、あるいは選出時に本人が所属していた組織から代表として認定されなくなった時に終了する。

意思決定と投票権

- 執行委員会はコンセンサスによる決定に達することを目指す。これが不可能な場合には、採決は挙手による単純過半数によって行なわれる。
- 正委員、ならびに正委員欠席の際の代理は、それぞれ執行委員会で 1 票の票を持つ。
- 職権上のメンバーは、正委員と同じ権利を有する。

発言権

すべての正委員と代理には発言権がある。代理、オブザーバー、テクニカル・アドバイザーおよびゲストは議長の裁量によって発言できる。

運営委員会への若年労働者代表の選出

執行委員会の若年労働者メンバーは、運営委員会に送る彼らの代表を単純過半数によって選出する。その投票は電子手段によって行ってもよい。

執行委員会によって任命された選挙管理人が、執行委員会が決定する条件に従ってこのプロセスを監視する。

附則 5 運営委員会の内部規定

意思決定と投票権

- 運営委員会はコンセンサスによる決定に達することを目指す。これが不可能な場合には、採決は挙手による単純過半数によって行なわれる。
- 正委員、ならびに正委員欠席の際の代理は、それぞれ運営委員会の会合で 1 票の票を持つ。
- 職権上のメンバーは、正委員と同じ権利を有する。

発言権

すべての正委員と代理には発言権がある。代理、オブザーバー、テクニカル・アドバイザーおよびゲストは議長の裁量によって発言できる。

附則 6 女性委員会の内部規定

女性委員会は、次のことに関して執行委員会に助言する。

- a) 労働組合ならびに職場において女性の潜在能力の十分な開発を促進する方法

- b) 組合内のあらゆる組織レベルにおいて女性差別による結果を償うプログラム
- c) 組合ならびに有給雇用の場における女性の貢献が公正で公平に認められることをめざして加盟組織が活動する方法
- d) 組合ならびに公共部門の雇用における女性の関与に関する情報の収集と普及
- e) 執行委員会あるいは書記長から付託されるその他の事柄

附則 7 地域機関の内部規定

地域総会

- a) 地域総会は、大会決議と戦略的優先事項に照らして地域執行委員会が定めた特定のテーマのもとで招集できる。実際の地域総会は、外部からの追加資金も含まれる可能性のある予算の範囲内で、地域活動とワークショップを合わせることも可能である。地域の優先課題を考慮に入れて、地域総会は次期世界大会のためのガイダンスと勧告を与え、大会決定の実施を監視すべきである。
- b) 地域総会が召集される地域の全加盟組織は代議員を派遣するよう求められる。代表権は、規約第 6 条 7 項および附則 3「大会規則・議事規則」で大会用に定められたものと同一の基盤とする。
- c) 地域総会に出席する代議員の旅費と滞在費は各人の所属組織が負担する。執行委員会は、指数 100%未満の国の代議員に対して PSI 資金から金銭的に援助することができる。この援助は、民主主義と参加を高めることが目的である。規約第 4 条「加盟費」に従って加盟組織が財務的義務を果たしていることが条件である。申請団体は、規約第 5 条 4 項「多様性と代表」に述べられた多様性と部門代表の原則を順守しなければならない。
- d) 地域総会における投票は、附則 3「大会規則・議事規則」（投票）に従って行なわれる。執行委員会は地域総会の報告を受け取る。行動や金銭的資源を要する事柄はすべて、執行委員会の会合に先立って、書記長に送られなければならない。
- e) 地域総会の資格審査委員会は、規約第 6 条「大会資格審査委員会」の項および附則 3「大会規則・議事規則」による大会資格審査委員会の一般原則に手を加えて、地域の事情に合わせたものに従うこととする。地域執行委員会は、準備作業を行う時間を確保するために地域総会前に十分な時間的余裕をもって地域総会資格審査委員会メンバー候補者を指名すべきである。
- f) 地域総会の議事運営委員会は、規約第 6 条「大会議事運営委員会」の項および附則 3「大会規則・議事規則」に基づき、大会議事運営委員会の一般原則に手を加えて地域の事情に合わせたものに従うこととする。具体的には地域総会議事運営委員会の構成は次のとおりとする：
 - i. 各小地域から各 1 名
 - ii. 小地域の代表によってカバーされていない場合には、地域内の各 PSI 公用語グループから 1 名
 - iii. 小地域および言語代表によってカバーされていない場合には、地域女性委員会から 1 名
 - iv. 小地域、言語あるいは地域女性委員会の代表によってカバーされていない場合には開催国から 1 名
 - v. 上記のいずれによってもカバーされていない場合には、若年労働者の代表から 1 名
- g) 地域総会を準備する際に、地域執行委員会は選挙管理人、地域総会議事運営委員あるいは地域総会資格審査委員を電子手段によって任命してもよい。

地域総会による地域執行委員の選出

地域総会は、以下の規則に従って地域執行委員を選出する：

- a) 各小地域、若年労働者代表および個々の加盟組織代表から指名される地域執行委員候補者名は、地域総会初日の議事終了時まで地域総会議事運営委員会によって受け取られなければならない。これらの指名は地域総会議事運営委員会によって総会 2 日目の冒頭に代議員に提示される。
- b) 地域総会議事運営委員会が、単独もしくは一群の指名候補者が規約上の要件を満たしていないと判断した場合には、：
 - i. 地域総会議事運営委員会は、その指名が規約を順守していない理由を述べた上で指名を小地域、若年労働者コーカスあるいは加盟組織に差し戻し、それぞれの加盟組織にも知らせる。
 - ii. 小地域、若年労働者コーカスあるいは加盟組合は、地域総会議事運営委員会によって指定された妥当な期限内に、しかも地域総会の選挙日に先立って十分な時間的余裕をもって、規約要件を満たす新たな指名候補者名を地域総会議事運営委員会に再提出する。
 - iii. 地域総会議事運営委員会は、新たな指名を検証したのちに、地域総会での地域執行委員会選挙時まで代議員に提示する。
- c) 地域総会は、各ブロック、すなわち個々の小地域、若年労働者コーカスおよび個々の加盟組織のブロックそれぞれからの指名を、別々に取り扱う。指名は単純過半数によって承認される。
- d) 指名された一群の候補者を地域総会が承認しない場合は、小地域、若年労働者コーカスあるいは関連する加盟組織は新たに候補者名を再提出するように求められる。
- e) 地域総会が総会終了時まで一群の候補者を承認しなかった場合は、欠員としてみなされて、地域執行委員会に付託される。
- f) これらの規則によって異なる部門の組合から候補者を出すことが要求される場合には、複数の部門を代表する組合は、指名要件を満たすために、そのうちのどの単一部門を代表するかを示すことができる。

地域執行委員候補者の指名

地域執行委員会正委員候補の指名は、規約第 5 条 4 項の要件に従って、以下の規則を条件として行われる：

- a) 2 名の代表が各小地域から指名される。その際に：
 - i. 少なくとも 1 名は女性とする
 - ii. 小地域に 1 国のみ存在する場合以外は、それぞれが異なる国を代表する
 - iii. それぞれが異なる部門を代表する
- b) 各小地域から指名される候補者は以下の規則に従って選ばれる：
 - i. 小地域からの地域総会代議員は、総会初日の議事終了時まで単純過半数によって 2 名の代表をまとめて選出する
 - ii. 地域総会の選挙管理人、もしくは選挙管理人から指名された人物が、選挙を監督する
- c) 2 名の代表が若年労働者会議によって指名される。その際に：
 - i. 少なくとも 1 名は女性とする
 - ii. それぞれが異なる小地域を代表する
 - iii. それぞれが異なる部門の加盟組織を代表する
 - iv. 指名される候補者は地域総会による選挙時点で 30 歳未満とする
- d) 若年労働者代表の候補者は以下の規則に従って選ばれる：

- i. 選挙時点で 30 歳未満の地域総会代議員とオブザーバーは、総会初日の議事終了時まで、単純過半数によって 2 名の代表を一括して選出する
- ii. 地域総会の選挙管理人、もしくは選挙管理人から指名された人物が選挙を監視する

同じ規則が代理候補の選出についても適用される。

地域執行委員会

- a) 地域執行委員会は、規約第 7 条 8 項 h と第 12 条 4 項 e に従って、そのメンバーの中から地域を代表する執行委員会メンバーを指名する。
- b) 地域執行委員会には、可能な場合には、PSI の主要部門の代表が含まれる（附則 9）。
- c) 地域執行委員会は彼らの地域に関する事項について書記局と執行委員会に助言する。そして地域総会の準備を監督する。
- d) 地域執行委員会は執行委員会の指示に従って書記長が地域書記と協議のうえで招集する。
- e) 地域執行委員会は、地域の加盟組織の代表をかかるとして自費もしくは地域予算からの拠出で出席するよう招待することができる。

地域総会と地域執行委員会の運営に関する追加規則は、規約ならびにすべての附則に矛盾しないことを条件に、それぞれの地域執行委員会によって採択することができる。そうした規則は、執行委員会によって承認された時に有効になる。

地域執行委員会による共同議長の選挙

地域執行委員会はそのメンバーの中から 2 名の共同議長を、以下の規則を条件にして、単純過半数によって一括して選出する。この 2 名は執行委員候補になる。

- a) 少なくとも 1 名は女性とする。
- b) 共同議長はそれぞれ異なる小地域を代表する。
- c) 共同議長はそれぞれ異なる部門の加盟組織を代表する。

同じ規則が代理候補者の選出についても適用される。

2 名の共同議長は、執行委員会の副会長候補にもなる。

執行委員会に対する地域代表の指名

地域執行委員会は、大会で選出される執行委員会の地域代表を指名する。

これらの指名を行うにあたり、以下の基準を満たしていれば、多様性と代表の要件（規約第 1 条 18 項「平等、公平性と多様性」および第 5 条 4 項）を満たしていることになる。

- a) 加盟費納入済人員数 40 万人につき 1 名と端数分 1 名の各地域から追加の代表者を割り当てる（規約第 7 条 8 項 h に準じる）。
 - i. まず、地域共同議長として代表権のない小地域、または加盟費納入済人員数 50 万人以上の組合員を有する加盟組織に割り当てる。
 - ii. この規定に基づいて指名された代表者の総数が、ジェンダー平等ルールを満たすようにする。
- b) 加盟費納入済人員数が 50 万人以上の加盟組織が自由に使用できる議席を、以下の場合に限り、当該加盟組織の推薦に基づいて指名する。

- i. 加盟費納入済人員数が 50 万人以上の加盟組織からの執行委員会への地域の代表者が、ジェンダー平等ルールを満たしている。（規約第 1 条 18 項）

c) 若年労働者 2 名を指名し、そのうち 1 名以上が女性である。

地域執行委員会は、可能であれば、部門の代表を考慮に入れ（附則 9）指名を行う前に小地域、若年労働者または女性の諮問機関と協議することができる。

（地域執行委員会が提出した）執行委員会の指名を大会が承認しない場合、当該地域執行委員会には、代替の指名を行う機会が与えられ、大会でこれを審議する。大会が閉会までに指名を承認しなかった場合、その役職は空席となり、次の大会まで一時的空席として執行委員会の選出によって補充できるものとする。

これらの規則は、一時的空席に対する代理や後任の指名または選出にも適用するものとする。

附則 8 規約上の機関の会合に出席する際の費用の払い戻し

この規定は、次の機関の正委員、あるいは正委員に代わって参加する代理に適用される。

- 執行委員会
- 運営委員会
- 地域執行委員会
- 世界女性委員会
- 地域女性委員会

すべての正委員と、欠席する正委員の代理の旅費と滞在費は PSI が負担する。但し、会合開催地と同じ大陸にある指数 100%の国々から参加する委員は除く。実際の手続きは PSI 旅費規程に従うが、各委員の所属組織が規約第 4 条「加盟費」に従ってきちんと財務的義務を果たしていることが条件である。

附則 9 PSI の中核的部門

PSI 行動プログラムにあるとおり、優先部門として特定されているものは次のとおりである。

- 保健および社会サービス
- 公益事業
- 地方および地域政府
- 国家行政
- 教育補助職員および文化事業職員



附則 10 PSI-EPSU 協力協定

国際公務労連 (PSI) と欧州公務労連 (EPSU) の 協力協定

確定版 2008年10月10日

前文

- 1 本改訂版協力協定は以下に基づくものである。
 - 1.1) 2007年9月24日-28日にウィーンで開催された国際公務労連第28回世界大会で採択された「PSI 欧州組織と EPSU との関係に関する PSI 大会声明」。この声明は以下のことを承認した。
 - 1) PSI 執行委員会は、PSI EUREC と EPSU 執行委員会に承認された文書 (改訂版協力協定を含む) に基づいて、EPSU との合併プロセスを続行する権限を授与される。
 - 2) PSI 欧州組織と EPSU の既存の機構は、移行期間中に併合される。移行期間は 2009 年の EPSU 大会で終了する見込みである。
 - 3) PSI 執行委員会は、合併プロセスに関する最新の情報を定期的に受け取る。
 - 1.2) ブリュッセルにおける 2009 年 6 月 8 日-11 日の EPSU 大会で承認される「メンバーシップに関する EPSU 規約第 5 条」
- 2 本改訂版協定と、付属文書にある移行取決めは、2010 年 1 月 1 日から発効する。移行取決めは、協定の当該部分に代わって、明記された期間中有効である。

共有するビジョン

- 3 PSI と EPSU は、持続可能で公正な経済的、社会的発展を創り出すには民主的で説明責任のある公共サービスが中心的な役割を果たすと考える。効果的な供給は、そうしたサービスの労働者が、十分な収入と良好な労働条件を持ち、彼らの権利を尊重して彼らが提供するサービスの具体化に彼らに関与させるような得心のいく仕事を持つことにかかっている。
- 4 両組織は、平等性と多様性を促進し、あらゆる形の差別と戦うために努力する。両組織は、結社の自由ならびに団体交渉と、それぞれの加盟組合と個々の組合員の能力強化を積極的に進める。両組織は、公共部門改革の機会を捉えて、社会の安寧と発展にとって根本的に重要な問題に取り組むことを目指す。

共通のゴール

- 5 PSI と EPSU は多数のメンバーを共有する。一緒に活動することが両組織にとって、以下の点で役立つ。

- 5.1) グローバル化の挑戦に対応する
 - 5.2) ヨーロッパとグローバルな労働組活動を結びつける
 - 5.3) メンバーへのサービスを向上する
 - 5.4) 両組織の資源をもっとも有効に使う
 - 5.5) 代表と組織をコーディネートする
 - 5.6) 新規に加盟する可能性のある組合を割り出す
- 6 PSI と EPSU のつながりはそれぞれの規約で承認されており、EPSU はヨーロッパにおいて承認されている PSI 地域組織として活動する。EPSU 規約は付属文書として PSI 規約に付け加えられる。

合同協力委員会

- 7 PSI と EPSU の会長および書記長によって構成される合同協力委員会が設置される。この委員会は、合意によって他のオフィサーによって補充、もしくは代行されることも可能である。
- 8 本委員会の主たる役割は、協力協定の全般的監督と、両組織の調整と協力を確保することである。これには、2つの組織の経営陣とスタッフとの間の定期的な調整会合を確保することも含まれる。合同活動のプログラムと進展を全般的に監視することは本委員会の責任であり、それはそれぞれの組織の政策決定機関に報告される。
- 9 とりわけ、本委員会には以下のことを合同で検討する責任がある。
- 9.1) メンバーシップ関連事項—加盟および脱退提案も含む
 - 9.2) 新規加盟戦略
 - 9.3) プロジェクトの調整
 - 9.4) 財務事項
 - 9.5) 他組織との関係
 - 9.6) 紛争解決
- 10 本委員会は通常は少なくとも一年に2回会合する。



国際公務労連 (PSI) と欧州公務労連 (EPSU)

協力協定

確定版 2008年10月10日

I. 協定の当事者

- 11 本協定の当事者である国際公務労連 (PSI) と欧州公務労連 (EPSU) は、ここで以下のことを承認する。

II. 協定の目的と時間枠

- 12 EPSU と PSI 欧州組織は合併して、欧州公務労連 (EPSU) として知られる単一の連合組織になる。PSI 運営委員会と EPSU 執行委員会が 2008 年 11 月のそれぞれの会合で承認した後、そして 2009 年 6 月の EPSU 大会で新規約を採択した後に、本協定は 2010 年 1 月 1 日から発効する。

III. 組織の名称とアイデンティティ

- 13 規約第一条に明記されているとおり、EPSU は
- 13. 1) ヨーロッパにおける公共サービスならびに公益サービス労働者のための自主的で民主的な労働組合団体の連合組織である。
 - 13. 2) グローバル・レベルで公共サービス労働者の利益の促進に寄与し、欧州連合 (EU) の欧州域内政策に関しては自治権のある連合組織である。
 - 13. 3) 欧州労連 (ETUC) 傘下の一連合組織である。
 - 13. 4) 国際公務労連 (PSI) の欧州地域組織として承認されている連合組織である。
 - 13. 5) PSI と EPSU のそれぞれの規約の中で定められた地理的領域である。
- 14 13. 3 と 13. 4 との関連で、EPSU はレターヘッドと出版物の下部に ETUC と PSI のロゴマークを入れ、以下のことに言及する。
- 14. 1) EPSU は ETUC のメンバー組織であること + ETUC のロゴ
 - 14. 2) EPSU はヨーロッパにおいて PSI を代表すること + PSI のロゴ

IV. 協力分野

- 15 EPSU と PSI は、以下に挙げた分野の多くの共通の関心事に関して協力する。時の経過と共に出てくるその他の協力分野に関しては、両組織のそれぞれの統治機関で承認され、それによって活動を監視、評価するための機会が提供される。

- 15. 1) 質の高い公共サービスと全般的利益になるサービス
- 15. 2) 対外関係と近隣諸国に関する EU の政策
- 15. 3) EPSU と PSI によって代表される部門
- 15. 4) 多国籍企業
- 15. 5) ジェンダー平等、機会均等および多様性
- 15. 6) 公共部門における労働組合権
- 15. 7) 公共部門労働者の組織化と新規加盟勧誘活動
- 15. 8) コミュニケーションと広報活動、適宜

V. 協力方法

代表

- 16 PSI と EPSU はそれぞれの統治機関ならびに大会に相互に代表を送る。それぞれの組織は相手組織に対して、共通の関心分野をカバーするその他の会合や会議に出席する機会を提供する。
- 17 しかし原則的には、：
 - 17. 1) EPSU は以下の会合ならびに交際を担当する：ETUC ならびに傘下の産業別連合組織、欧州の公共部門使用者、欧州の関連非政府組織（NGO）、EU の部門別社会対話と関連会合、欧州委員会・欧州議会・経済社会委員会・地域委員会などの EU の諸機関、および欧州会議などのその他の欧州組織。
 - 17. 2) PSI は以下の会合ならびに交際を担当する：国際労組総連合（ITUC）ならびにグローバル・ユニオン・フェデレーション、国際的な使用者団体、関連する NGO、経済協力開発機構（OECD）ならびに労組諮問委員会（TUAC）、国際労働機関（ILO）を含む国際連合、世界貿易機関（WTO）および国際金融機関。

メンバーシップと新規加盟組織の勧誘

- 18 メンバーシップに関する EPSU 規約第 5 条、とりわけ全加盟組織は原則として EPSU と PSI の両組織のメンバーであるべきとする規定を実施するために、以下のことで合意する
 - 18. 1) 合同の新規加盟勧誘活動と組織化戦略を策定し、定期的に評価する、
 - 18. 2) PSI 欧州地域の加盟組織で、現在 EPSU に加盟してない組織は、すべて新たに正式な条件を要求されることなく EPSU に加盟できる。彼らは EPSU 加盟費を支払うことになるが、これは EPSU 執行委員会で承認されたとおり、支払いは段階的に導入される。EPSU/PSI インデクセーション規則が適用される（付属文書の移行取り決めの第 2 章加盟費を参照せよ）。
 - 18. 3) EPSU は全加盟組織に対して、PSI のメンバーになるよう奨励する。

- 18.4) EPSU 執行委員会は、（組織領域内）の EPSU と PSI の両方へのあらゆる加盟申請を審議する。EPSU 執行委員会は、提案されたメンバーシップに関する姿勢を PSI に送って意見を求め、合同で審議する。
- 18.5) 加盟費の減免ならびに脱退申請に関しても、同じ手順を踏む。
- 18.6) EPSU と PSI の双方に加盟する組織が連続 2 年間にわたりいずれかの組織への財務的義務を果たさない場合には、除名を宣言する前にこの問題は EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会にかけられる。除名は、EPSU 規約第 5 条（3）項が適用されない限りは、PSI と EPSU の両組織からの除名となる。財務的援助を受ける資格のある組合は、いずれかの組織への滞納がある場合には、この権利を失う。
- 18.7) EPSU と PSI の両方に加盟する組織が EPSU と PSI の価値観や原則および目標に違反する行動をとった場合には、EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会の双方は、除名決定を下す前にこれに対する姿勢を審議する。
- 18.8) 脱退の意向を示そうとする組織は、EPSU と PSI に対して同時にその意向を伝えなければならない。

財務

- 19 EPSU の活動は、各種の収入源から賄われる。そうした収入源の主なものには次のものが含まれる。
 - 19.1) 大会および/または執行委員会によって定められた EPSU 加盟費
 - 19.2) (20) の下で定められた PSI から支払われる欧州活動資金
 - 19.3) (21) と (22) の下で定められている、EPSU にのみに加盟する組織からの追加拠出金
- 20 PSI 欧州地域執行委員会（EUREC）が 2007 年 4 月 17 日－18 日に出した勧告に基づき、PSI は欧州の加盟組織からの収入の 18% に相当する金額を毎年 EPSU に振替えることとし、2010 年 1 月 1 日より実施される。振替は 4 半期ごとに行われ、入手可能な最新の監査報告に基づいて金額が計算される。四半期ごとの振替額は 4 月に新しい監査報告を入手したときに調整される。この比率は 2012 年以降に見直しすることができる。
- 21 EPSU に振り替えられた資金の用途は、「活動の概要一何、そしてなぜ？」と題する文書で述べられたように、また EPSU 執行委員会で承認されたように、PSI の欧州地域から新に EPSU に加盟した組合のニーズに重点が置かれる。拡大された組織領域において承認された全般的 EPSU 活動プログラムを取り扱うために、EPSU に追加スタッフが雇用される。これらのスタッフの費用は、振替資金によって賄われる。EPSU は、振替資金からの支出に関して、財政報告と監査済み収支計算書を PSI に提供する。
- 22 PSI は EPSU への年間拠出金に相当する欧州プログラム保障資金を一般準備金勘定に創設する。この資金は、前年の監査済み計算書に基づいて毎年調整される。この資金は加盟費に追加されるもので、年次支出予算の中で表示される。

- 23 合併の一環として、EPSU にのみ加盟する労働組合は、その他の加盟組織が加盟人数に応じて支払っている金額に相当する額を PSI 振替資金に宛に拠出することを要請される。この拠出金は、EPSU 執行委員会の決定に従って、段階的に導入される。

運営と財政の移譲

- 24 事務所の監督、運営および5名の小地域スタッフの作業計画を含む欧州小地域事務所の管理運営と財政責任は、2010年1月1日からEPSU書記長に移管される。

資金調達

- 25 両組織は、資金援助要請の重複を避けるために、さまざまな資金提供先に申請される活動用追加資金の調達計画を互いに知らせ合う。

リサーチと情報

- 26 両組織は、各国の加盟組織や他のグローバル・ユニオン・フェデレーション、ITUC、TUAC、ETUC および公共サービス国際研究所 (PSIRU) を通じて、また政府間機関との関係を通じて、リサーチと情報ネットワークへのアクセスを持つ。PSI と EPSU は共通の関心分野においてリサーチと情報を共有する。

訓練

- 27 PSI と EPSU はリソース・パーソンを共有したり、合同資料の作成、セミナーや訓練プログラムに双方の加盟組織を相互に招くことなど、労働組合の訓練および教育プロジェクトにおける協力を進める。欧州地域における外部資金によるプロジェクトはEPSUと協調しながらPSIが運営する。EUの資金によるプロジェクトは原則としてEPSUが運営する。

VI. 調停

- 28 双方は、2組織間の協定と良好な関係を維持することの重要性を認めており、したがっていかなる紛争についても協定終結の通告に到る前にその解決に努めることで合意する。
- 29 いずれの側も、協力協定の運用から発生する合理的な懸念事項をこの紛争解決手続きの下で自由に提起することができる。あらゆる段階において、紛争は非公式に解決されるほうが好ましい。

第一段階 協力委員会

- 29.1 協力委員会は紛争事項を公式に検討し、問題解決が可能かどうかを見る。当事者間で合意があれば、紛争解決の手助けをするその他のオフィサーを委員会に入れることができる。

第二段階 調停と仲裁

- 29.2 紛争解決のための交渉を援助するとの観点から、当事者間の調停を行う第3者を合同で招くことが検討される。代替案として、あるいは必要に応じて調停後に、双方は仲裁に委ねることで合意することもできる。

VII. 協定の性質

- 30 協定の実施は EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会によって監視される。協定は、PSI 執行委員会および/または EPSU 執行委員会からの提案に基づいていつでも見直すことが可能であり、また必要に応じて修正することもできる。協定は、12 ヶ月間の通告期間を経て、いずれの側からも終結することができる。いずれか一方によって協定終結の通告が出された場合には、通告期間終了時まで、あるいはそれより早くに現行の協定に代わる新たな協定が締結された場合はその時点まで、協定は有効である。EPSU 執行委員会と PSI 執行委員会は新たな協定の策定を検討する。
- 31 本文書の正式言語はフランス語である。

国際公務労連（PSI）と欧州公務労連（EPSU）

協力協定

付属文書：移行取り決め

確定版 2008年10月10日

I. 人員、財務および活動

- 32 2010年1月1日から2012年12月31日までの期間については、移行取り決めが適用される。
- 32.1 PSIは、EPSUへの3年分の年間拠出金に相当する欧州プログラム保障資金を一般準備金勘定に創設する。この資金は、毎年EPSUに振替えられ、その正確な金額は前年の監査済み勘定に基づく。
- 32.2 資金の用途となる活動
- 32.2a) EPSU書記局に追加される3人分のスタッフ相当分。これには、EPSU書記長と書記次長の監督の下で中東欧の活動をコーディネートする一名のオフィサーが含まれる。パラグラフV(24)にしたがって、EPSU書記長は適宜職務内容説明書を作成する一職務内容には合意によって両者間で移管される任務も組み込まれる。影響を受けるポストの職務内容説明書は、合同で考慮すべき事柄として意見を求めるために、PSI書記長に送られる。
- 32.2b) 4つの小地域事務所とスタッフ
- 32.2c) 4つの中東欧（CEE）地区の会合、それぞれ年一回
- 32.2d) 欧州の青年活動と機構
- 32.2e) 中東欧における特定のプロジェクトと活動
- 32.2f) 指数100%未満の国で加盟費を滞納していない組合からEPSUの会合と会議に参加する場合に、EPSU執行委員会での合意どおり、参加者に支払われる旅費と日当
- 32.2g) EPSU公用語としてのロシア語、および適宜その他の言語の通訳と翻訳
- 32.3 両者は2010年1月1日時点で職員契約の移転のための取決めに合意する。移転する職員は、現行の条件に劣らない条件に基づいて移転する。

II. 加盟費

- 33 2009年5月31日時点で加盟組合に適用されている加盟費を段階的に引き上げることで合意されている。
- EPSUにのみ加盟している労働組合に関しては、*
- 33.1 追加加盟費（PSI欧州組織が現在行なっている活動に関連する部分）の段階的導入は普通は3年間で終了する。
- PSIにのみ加盟する労働組合に関しては、*
- 33.2 追加加盟費（EPSUの活動に関連する部分）の段階的導入は、普通は4年間で終了する。
- 34 これらの取決めの除外条項については協力委員会の同意を得る必要がある。

III. 見直し

- 35 2012年に、PSI大会に先立って、協力協定の合同見直し作業によって、次のことが行なわれる。
- 35.1) 移行取決めの運用について検討する一本協定に従ってこの取決めは期限切れにな

- るが、期間の延長を相互で合意するという選択肢もある。
- 35.2) 経験に照らして、協力協定に変更が必要と考えられれば、それについて検討する。
 - 35.3) 振替資金の取決めを見直す
- 36 見直し作業は、合同協力委員会によって行なわれ、合意による変更提案に関しては両組織の承認を要する。

附則 11 PSI の役職からの個人の職務停止

本附則は、規約第 17 条 7 項で提案されているように、新規約の採択後に執行委員会が起草し、採択する。

附則 12 PSI の代表事務所および総書記局 [本部]

1. PSI の代表事務所（規約第 12 条 19 項参照）

- a) 書記長は、地域における PSI の目的を推進するために、PSI 代表事務所を設立する。
- b) PSI 代表事務所は書記長の指示に基づいて行動し、書記長に定期的に報告するものとする。
- c) PSI 代表事務所所長および役員は、書記長が任命する。PSI 代表事務所の被雇用者は、規約第 14 条 4 項に記載されている一般枠組み協定を考慮した上で、関連する法律選択規則で指定された法律に準拠した労働契約に基づいて雇用されるものとする。
- d) PSI 代表事務所の運営資金は、PSI の年間予算に基づいて PSI が負担する。PSI 代表事務所は、その資金確保手段について執行委員会に説明責任を負う。また、適切な形式で年次決算を保持する。
- e) PSI 代表事務所は、固定資産および用途未定の資金がある場合、書記局および理事会の承認を得ずに、それを処分することはできない。
- f) PSI 代表事務所の法的構造と統治は、上記 b) から e) に記載されたプロセスの実施を可能にするものでなければならない。
- g) 書記長は、PSI 代表事務所の設立、解散、または法的基盤の変更について執行委員会に報告するものとする（規約第 10 条 3 項 (e) および第 7 条 3(1)）。

2. 総書記局（規約第 10 条および第 14 条参照）

- a) 書記長は、スイス法に準拠した労働契約に基づく PSI の被雇用者である。
- b) PSI は、PSI の総書記局の運営を、フェルネ・ヴォルテールに本拠を置くフランスの団体「Secrétariat de l'Internationale des Services Publics」（PSI 書記局団体）に委任した。
- c) PSI の執行委員会のメンバーは、「Secrétariat de l'Internationale des Services Publics (Secrétariat - ISP)」のメンバーである。
- d) PSI の書記長は、執行権限を持つ Secrétariat - ISP の会長を務める。PSI の書記次長は、Secrétariat - ISP の書記を務める。
- e) Secrétariat - ISP の職員は、PSI 書記長によって任命され、規約第 14 条 4 項および第 14 条 5 項に記載されている一般枠組み協定を十分に考慮した上で、フランス法に準拠した労働契約に基づき、Secrétariat - ISP に雇用されるものとする。
- f) Secrétariat - ISP の総会は、通常、PSI の執行委員会または運営委員会と同時開催する。
- g) Secrétariat - ISP が運営するためのその他の条件は、PSI との協定で定義するものとする。

附則 13 定義

本附則は、新規約の採択後に執行委員会が起草し、採択する。

附則 14 PSI 地域と小地域事務所リスト

AFRICA & ARAB COUNTRIES	MOZAMBIQUE NAMIBIA SOUTH AFRICA ZAMBIA ZIMBABWE	FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF MACEDONIA HUNGARY KOSOVO MONTENEGRO SERBIA SLOVAKIA SLOVENIA	UK and Ireland IRELAND UNITED KINGDOM
Arab Countries			INTERAMERICA
ALGERIA			Andean countries
BAHREIN			ARUBA
EGYPT			BOLIVIA
IRAQ			COLOMBIA
JORDAN			ECUADOR
KUWAIT			PERU
LEBANON			VENEZUELA
MOROCCO			Brazil
PALESTINE			Canada
TUNISIA			Caribbean
YEMEN REPUBLIC			ANGUILLA
English-speaking			ANTIGUA AND BARBUDA
Central, East and West Africa			BAHAMAS
BURUNDI			BARBADOS
GHANA			BELIZE
KENYA			BERMUDA
LIBERIA			CURACAO
NIGERIA			DOMINICA
RWANDA			GRENADA
SIERRA LEONE			GUYANA
TANZANIA			HAITI
UGANDA			JAMAICA
French-speaking			MONTSERRAT
Africa			SAINT LUCIA
BENIN			SAINT VINCENT AND THE GRENADINES
BURKINA FASO			SINT MAARTEN
CAMEROON			TRINIDAD AND TOBAGO
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC			Central America and Mexico
CHAD			COSTA RICA
CÔTE D'IVOIRE			DOMINICAN REPUBLIC
DEMOCRATIC REP CONGO			EL SALVADOR
GUINEA			GUATEMALA
MALI			HONDURAS
NIGER			MEXICO
SENEGAL			NICARAGUA
TOGO			PANAMA
Southern Africa			Southern Cone
ANGOLA			ARGENTINA
BOTSWANA			CHILE
ESWATINI			PARAGUAY
LESOTHO			URUGUAY
MALAWI			USA
MAURITIUS			
	ASIA & PACIFIC		
	East Asia		
	HONG KONG, CHINA		
	JAPAN		
	KOREA		
	MACAO, CHINA		
	MONGOLIA		
	TAIWAN		
	Oceania		
	AUSTRALIA		
	COOK ISLANDS		
	FIJI		
	NEW ZEALAND		
	PAPUA NEW GUINEA		
	SAMOA		
	TONGA		
	VANUATU		
	South Asia		
	BANGLADESH		
	INDIA		
	MALDIVES		
	NEPAL		
	PAKISTAN		
	SRI LANKA		
	South East Asia		
	CAMBODIA		
	INDONESIA		
	MALAYSIA		
	PHILIPPINES		
	SINGAPORE		
	THAILAND		
	EUROPE		
	Benelux and France		
	BELGIUM		
	FRANCE		
	LUXEMBOURG		
	NETHERLANDS		
	Central Europe		
	BOSNIA-HERZEGOVINA		
	CROATIA		
	CZECH REPUBLIC		
	German-speaking		
	AUSTRIA		
	GERMANY		
	SWITZERLAND		
	Mediterranean Europe		
	CYPRUS		
	GREECE		
	ISRAEL		
	ITALY		
	MALTA		
	PORTUGAL		
	SPAIN		
	Nordic		
	DENMARK		
	FINLAND		
	ICELAND		
	NORWAY		
	SWEDEN		
	North East Europe		
	ARMENIA		
	BELARUS		
	ESTONIA		
	GEORGIA		
	LATVIA		
	LITHUANIA		
	UKRAINE		
	Russia and Central Asia		
	KAZAKHSTAN		
	KYRGYZTAN		
	RUSSIAN FEDERATION		
	TAJIKISTAN		
	South East Europe		
	ALBANIA		
	AZERBAIJAN		
	BULGARIA		
	MOLDOVA		
	ROMANIA		
	TURKEY		

PSI 規約



國際公務勞連
Rue Terreaux-du-Temple 6
CP 593
CH 1215 Geneva Airport
Switzerland

<https://publicservices.international>

採択された加盟組織および
EB提出第3～48号決議案



多重危機の世界において

利益よりも人々を優先する

国際公務労連

第31回世界大会

2023年10月14-18日 ジュネーブ



第3巻 一決議第3号-第48号

PSI 決議

大会で採択された決議

2023年10月18日

留意事項：大会記録は3巻で構成され、第1巻は決議第1号「行動プログラム」、第2巻は決議第2号 PSI 規約、第3巻には大会で採択された他の決議が収められている。

2023 年 PSI 世界大会

加盟組織および EB 提出決議および修正決議

目次

第 3 号決議：極右勢力	4
第 4 号決議案：性と生殖に関する権利と女性の保護	4
第 5 号決議案：とくにムスリムに対し増大するヘイトクライム、ヘイトスピーチ、イスラム恐怖症との闘い	6
第 9 号決議案：アフリカ・アラブ地域の難民および国内避難民	8
第 13 号決議案：マラウイ政府の債務	9
第 14 号決議案：フランスにおける年金制度改革に反対する闘いから得る教訓	10
第 17 号決議案：エネルギー転換のための資金調達	11
第 18 号決議案：世界の家事労働者との連帯	12
第 19 号決議案：エスワティニの労働組合への攻撃	13
第 20 号決議案：すべての労働者の労働組合権は、韓国における逆行的な労働改革から適正な雇用を守るために不可欠	14
第 21 号決議案：韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯	15
第 22 号決議案：日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める	16
第 23 号決議案：公共部門におけるディーセント・ワークの強化	17
第 24 号決議案：公共サービスの人員不足	18
第 25 号決議案：公共サービスの拡充は韓国における経済危機と格差拡大の解決策である	19
第 27 号決議案：大学教育の民営化、私立大学の乱立、国家統制の失墜	20
第 30 号決議案：エネルギー	21
第 31 号決議案：コンゴ民主共和国国民との連帯	22
第 32 号決議案：自由なパレスチナ主権国家のために	22
第 34 号決議案：トルコおよびシリアの地震被災者との連帯	24
第 35 号決議案：ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する	25
第 36 号決議案：ベネズエラの労働者と公務員のための援助と連帯	26
第 37 号決議案：アルジェリアの独立労働組合との連帯	28
第 38 号決議案：米国と中国によるアジア太平洋の非武装化	29

第 39 号決議案：スリランカの債務危機	30
第 41 号決議案：加盟費	31
第 42 号決議案：書記長任期	32
第 43 号決議案：新規約の暫定措置（3名の理事の任命を含む）	33
第 44 号決議案：インドネシアの労働者の闘いを支援する	34
第 45 号決議案：ベネズエラの政治紛争を解決し、ベネズエラ国家が憲法、法律、国際条約に従って公共サービス労働者の人権と労働権を尊重することを求める	34
第 46 号決議案：イランにおける労働基本権	36
第 47 号決議案：ウクライナの労働者と人々との連帯	37
第 48 号決議案：イスラエルとパレスチナにおける戦争	39

第 3 号決議：極右勢力

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

ますます多くの国で極右政権や極右との連立政権が発足していることに**留意する**。世界の他の国でも、極右政党が台頭、排外主義、性差別、同性愛嫌悪への問題意識が低下している。

こうした憂慮すべき極右思想は、民主的、社会的そして環境に関するルールを破壊する資本主義的グローバル化によって発展し、自由な社会における不平等の爆発的拡大に繋がっていることを**認識する**。

極右は常に、特定のグループの人々を標的としたイデオロギーと政治の暴力およびすべての人々の自由の喪失に基づく政治的アジェンダを特徴としてきたことを**認める**。近年、移住危機とテロ攻撃が極右の主な原動力となってきたが、その政治的アジェンダは、女性、LGBT+の人々、難民、移民の権利、そして民族的・宗教的マイノリティに対しても向けられている。

こうした憎悪と排除のイデオロギーと政策を最も強い言葉で**非難**し、極右思想の矮小化と拡散を**非難する**。

世界中の人種差別と極右に反対する行動、啓発、動員を**支持する**。

国籍、ジェンダー、性的指向、宗教に関係なく、すべての女性と男性の平等が、国際労働組合運動が掲げる強い要求であることを**支持する**。

PSI 世界大会は、

極右に屈せず、民主主義、集団行動、公共サービス、社会正義、基本的権利、すべての人々の平等と自由のためのイデオロギーに基づく大規模な反撃につなげるために、考えられるすべてのパートナーと結集することによって、意識向上の役割を担うことを**求め**、

反人種主義の表明や平等な権利のための闘いを強化することを**求め**、

極右政党やイデオロギーについて加盟団体に知らせ、その嘘を暴くことを**求め**、

失業、貧困、あらゆる形態の排除と闘い、そして労働時間の短縮、人々のための公共サービス発展に有用かつ必要な仕事の創出、すべての無許可移住労働者の正規化を含む人道的かつ適切な移民政策の実施を通じた見苦しい過剰搾取の根絶とすべての労働者の平等確保と貧困との闘いにおける行動を**求め**、

極右思想に対抗する思想的闘争を、あらゆるコミュニケーション手段、文化的闘争、労働組合のトレーニング、大衆教育を通じて主導し、男性、女性、LGBT+間の差別をなくすことを**求める**。

第 4 号決議案：性と生殖に関する権利と女性の保護

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

PSI は、妊娠する可能性のある女性、女子、その他の人々が生殖に関する選択肢を有することを約束し、性と生殖に関する健康のためのあらゆるサービスを利用できるようにすることに責任をもって取り組むことから、

身体的自立は、自由、尊厳、平等性、自己決定にとって不可欠であることから、

生命、自由および人の安心・安全に対する権利は、国連人権宣言の下で保証されていることから、

世界の妊娠関連死亡率は、妊娠のさまざまな段階で1日あたり約800人の女性に影響を与え、妊娠関連死の3分の1が妊娠中、3分の1が出産時または産後1週間、3分の1が産後1週間から1年の間に発生していることから、

生殖と子育ては、私たちの自由と望みの根本となる個人的かつプライベートな問題であり、生涯にわたる責任であり、また、個人の明確な同意に反して国や使用者から押し付けられたり、心に傷を負った人、その他この責任を負うことを望まない人やできない人に強制されたりすべきものではないことから、

いつ、どのような形で子供を産むかを決める権利を有するという事は、女性の人間関係の安定と満足の向上、労働経験の増大、収入機会の増大と関連し、それは適切に機能する社会、つまり、いつ誰と子供を作るか、または作らないかという、非常に基本的で個人的な決定を人が主体性を持って下すことができる力としての自由が法律で認められる社会に貢献することから、

PSI 世界大会は、

出産の強制に対して、（加盟組織の）メンバーと妊娠しうるすべての女性、女子、その他の人々の権利を擁護し、中絶を選択する権利を成文化するよう世界各国の政府に要請することを**決議し、**

PSI は加盟組織とともに、国会議員・候補者、支援団体、活動家と協力し、国レベルでの立法努力と行政主導の行動を支援することによって、世界中で性と生殖の自由の確保に努めることを**決議し、**

PSI が、治療を求める患者、中絶を行う事業者、カウンセラー、擁護者、家族、助言や交通手段を提供する友人を含め、性と生殖に関する医療を犯罪化する行為と闘うために声を上げることを**決議する。**

第 5 号決議案：とくにイスラム教に対し増大するヘイトクライム、ヘイトスピーチ、イスラム恐怖症との闘い

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

人種、宗教、性的指向、その他の個人の特性にかかわらず、すべての人のための平等、正義、尊厳の原則に責任をもって取り組む。

ヘイトクライムとヘイトスピーチは、個人、家族、コミュニティに壊滅的な影響を与える差別と偏見の形態である。

ヘイトクライムとヘイトスピーチは人権侵害であり、私たちの組合と社会の価値を侮辱するものである。

近年、ヘイトスピーチと排外主義が増加し、それが特にイスラム教徒に対して顕著であることを懸念する。この状況は、インターネット上での誤った情報や扇動的な言葉・表現の拡散、および特定の政治家の行動によって一層激しさを増した。その結果はオンラインとオフラインの両方で発現し、多くの人が宗教や民族を理由に標的となったり、嫌がらせを受けたり、あるいは攻撃されたと感じている。したがって、誰もが差別や暴力を受けずに落ち着いて暮らすことができるようにするためには、このようなヘイトスピーチと排外主義に立ち向かうことが不可欠である。

2019 年に米イスラム関係評議会（CAIR）が発表した報告書では、2014 年から 2019 年にかけてイスラム教徒が標的となった事件が 1 万件以上記録されていた。さらに、2020 年には、同団体が全国で 6,000 件を超える苦情を記録し、その内容は差別、入国・渡航、投獄された人の権利、ヘイトおよび偏見を伴う事件、学校での事件に至るまで多岐にわたった。

2021 年 12 月に採択され、2022 年 3 月に改訂された「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会」（ECRI）の反イスラム人種主義・差別の防止と闘いに関する一般政策勧告第 5 号は、「ヨーロッパ特有の規範や価値観に対する外的な「脅威」としてイスラム教が日常的に描かれることで、イスラム教徒がますますスケープゴートにされ、汚名を着せられてきた」と強調した。

ヘイトスピーチあるいは単にイスラム教徒に汚名を着せる行為はさまざまな形態で行われること、これが憎しみの下で行われる実犯罪の温床であること、また、現在も続く複雑な問題であるため継続的な注意と闘いが必要であることへの留意が重要である。イスラム嫌悪を助長するような、歓迎されないヘイトスピーチや犯罪行為やその現われがさまざまな程度に及ぶことを説明するために、最近の例をいくつか挙げる。

- I. 2019 年 3 月、ニュージーランドのクライストチャーチで、銃を持った男がモスク 2 か所を襲い、51 人が死亡、多数が負傷した。犯人は白人至上主義的思想とイスラム教徒に対する憎悪を動機としていた。
- II. 2020 年 10 月、フランスのエマニュエル・マクロン大統領が公の場で演説中、「イスラム教は世界中で危機に瀕している」とイスラム教徒を不快にさせる言葉を遠慮もなく発し、批判を受けた。
- III. 2023 年 1 月、反イスラム主義の活動家がコペンハーゲンのモスク付近とスウェーデンとデンマークのトルコ大使館付近でイスラム教の聖典を燃やした。

PSI 世界大会は、

あらゆる形態のヘイトクライムとヘイトスピーチを強く非難し、あらゆる形態の差別・偏見と闘う約束を再確認し、

政府役人やリーダーに対し、社会的弱者を保護し、加害者の責任を追及するための法律や政策を導入することを含め、ヘイトクライムとヘイトスピーチと闘うための強力かつ効果的な行動を**求め**、

ヘイトクライムとヘイトスピーチの影響に関する教育、報告の推進、ヘイトクライムとヘイトスピーチの影響を受けた人々への支援など、職場や地域社会における寛容と多様性の推進において積極的な役割を果たすことをメンバーに**奨励**し、

他の組織やグループと協力してより包摂的で寛容な社会を構築し、人種、宗教、性的指向、その他の個人の特性にかかわらず、すべての個人の権利と尊厳を擁護することを**誓い**、

ヘイトクライムとヘイトスピーチに対して強い姿勢で臨み、いつでもどこでもこうした差別と偏見に反対する声を上げるよう、全メンバーに**要求**する。

参考：<https://www.cair.com/wpcontent/uploads/2022/01/islamophobiainthemainstream.pdf>

<https://rm.coe.int/ecri-general-policy-recommendation-no-5-revised-on-preventing-and-comb/1680a5db32>

第 9 号決議案：アフリカ・アラブ地域の難民および国内避難民

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

すべての人間の権利は、アフリカ各地で進歩の度合いに差があるとはいえ、国際的な労働運動によって推進されていることから、

アフリカおよびアラブ地域を中心に、難民および国内避難民（IDP）への関心が限定的であることに深い懸念をもって**留意し**、

世界的に、難民と国内避難民の状況は第二次世界大戦以来最悪であり、現在、地球温暖化や洪水、干ばつなどの気候変動に関連する災害やストレスによって悪化していることを**認識し**、

受け入れ国への負担を緩和し、難民の自立を高め、第三国による解決策の利用を拡充し、安全で尊厳ある帰国に向けて出身国の状況をサポートすることにより、国際協力を活用して難民の状況に対処するという国連「難民に関するグローバル・コンパクト」の目的を**認識し**、

アフリカにおける国内避難民の保護と援助のための条約は、先駆的で先見性のある全大陸的な拘束力ある条約であること、ならびに、世界の国内避難民 5900 万人のほぼ半数が資源に乏しいアフリカ諸国に住んでいることを**認識し**、

また、同地域における戦争および未曾有のレベルに達している人道危機について**懸念し**、

難民と国内避難民を受け入れている貧しいコミュニティで、医療、教育、住居、交通サービスなどの乏しい資源がますます希薄になるという悲惨な状況を**意識し**、

移動する難民・国内避難民コミュニティではすべての労働者、特に医療労働者が深刻なストレスに晒されていること、特に最前線で働く医療労働者とその家族が拉致や死亡などの危険にさらされていることを**意識し**、

また、こうした危険な環境において労働者のディーセント・ワークが大幅に欠如していること、社会的保護がないこと、労働条件と生活条件が特に女性と子どもにとって不安全で不健康であることに**留意し**、

あらゆるレベルで人権、労働者の権利、女性の権利を擁護する労働組合として、この状況を**懸念する**。

PSI 世界大会は、以下のことを決議する。

- I. 社会的パートナーの積極的な関与のもと、社会全体のアプローチを用いて、難民に関するグローバル・コンパクトの効果的な実施を求めるキャンペーンを行うため、地域の加盟組織を支援する。
- II. アフリカ諸国政府によるカンパラ条約（アフリカの国内避難民の保護と支援条約）の批准・国内化のキャンペーンを行う。
- III. 紛争や気候災害にも対峙している最前線の国家や難民・国内避難民を受け入れるコミュニティにおいて、人権、ディーセント・ワーク、質の高い公共サービスを促進するための包括的プログラムを設計する。

第 13 号決議案：マラウイ政府の債務

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

アフリカでは、多くの国の政府が IMF、世界銀行をはじめ中国との友好パートナーシップや他の資金源から、過去の債務を清算しないまま融資を受けたことに**留意し**、

債務だけではなく、以下の点も問題であることを**認識し**、

- I. 融資に付随する条件
- II. 融資を返済できないこと
- III. その結果、融資に依存し、融資を当てにするようになり、政府の行動が制限されること。国家予算が融資の可否に左右されるケースもある。融資条件により、政府は緊縮予算や民営化など、反労働者・反組合的な経済政策の実施を迫られる。

私たちの天然資源が民間企業に所有されたままであり、輸出が少なく、税務申告と法令順守が不利であるために、GDP 増に寄与する金額を十分に生んでいないことを**懸念する**。

一連の外的ショックが食糧不安の悪化など、マラウイの脆弱性を悪化させたこと、ならびに、複数のショックが重なった結果、2022/23 年は作物の収穫量が減る 2022 年 10 月～2023 年 3 月に、人口の約 20%が「危機」レベル（IPC フェーズ 3 以上）の深刻な食料不安に直面する見込みであることに**留意する**。危機的状況で暮らす人の数は、昨年（2022 年）から 2 倍以上に増加した。

さらに、公的債務と対外債務が持続不可能なレベルまで増加し、2021/22 年度の大幅な財政赤字を補うため、公的債務の総額は 2019 年の対 GDP 比 45.3%から 2021 年には 64.0%に増加したことに**留意する**。対外債務も 2019 年は対 GDP 比 27.8%であったのに対し、2021 年は 32.8%に達した。

また、公的対外債務（債務総額の 51.2%）は、主に公的債権者が保有している（公的対外債務総額の 72%）ことに**留意する**。このうち、公的多国間債権者が 2021 年のマラウイの公的対外債務残高の 60.3%を保有しており、内訳は国際開発協会（IDA）が 30%、アフリカ開発銀行（AfDB）が 11%、IMF が 10.2%、その他の多国間機関が 8.4%である。

PSI 世界大会は、以下のことを決議する。

- I. 債務帳消しを求めて闘うマラウイの人々と労働組合との連帯を表明する。
- II. アフリカの天然資源が搾取されていることを認める一環として、これまでのアフリカの債務が免除されることを要求する。

第 14 号決議案：フランスにおける年金制度改革に反対する闘いから得る教訓

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

数年前から、フランスにおける強力な労働組合や民衆の運動が、世代間の連帯に基づき、民間資本化と社会の逆行（定年年齢の引き上げ、年金額の削減、拠出期間の延長、とくに女性にペナルティを与えキャリアを中断させる構造的な不平等拡大）に向かう年金制度の新自由主義的改革と闘っていることに留意する。

これらの改革は、使用者と国家に実質的な義務や制約を課すことなく、すべてが労働者の努力にかかっており、労働者の権利に対する攻撃であると同時に、社会からますます多くの富を奪う金融資本への支援であることに留意する。同時に、私たちの公的機関に対するその影響力は大きく、かつ拡大している。

フランス政府が、主に最も過酷な労働に従事する人々を対象に定年を引き上げ、それによって拠出期間を長くする改革を押し付け、最も不安定な労働者の状況を悪化させ、男女間の不平等を拡大させていることに留意する。この不公平な改革は、労働者階級、若者、年金受給者の社会的ニーズに対応するものではない。それどころか、政府は規制緩和政策に新たな一里塚を築こうとしている。

労働組合運動は、すべての労働組合と社会運動からなる巨大な連合を組織し、この改革の誤りを政府に理解させようとしてきた。私たちは3ヶ月間、全国でストライキやデモを組織し、何百万人もの参加を得て、フランス国民の大多数から大きな支持を集めてきた（フランス国民の約 70%、フランス人労働者の約 90%が改革に反対している）。

国民議会での採決を経ずに、この改革の採択は暴力的に行われたが、反対運動があきらめることはないだろう。労働組合は決意を持って団結しており、私たちの力は、社会のさまざまな異なるグループに対し勇気を与え、動員を図り、私たちとともにデモに参加している。

2023 年 5 月 1 日の歴史的なデモでは、200 万人以上の従業員、若者、年金受給者、失業者がこの改革に反対し、社会正義への支持を示すために結集した。世界中から多くの労働組合がパリに集まり、私たちとともにデモを行い、マクロン大統領の各国訪問時に行動を起こすなど、連帯を表明した。

フランスの状況から教訓を得ることを求める。

私たちは、PSI 加盟組織が、新自由主義の攻勢と闘う決意をもって、国内、地域、国際レベルで団結することを奨励する。

この闘いは続けなければならない。緊急に必要なのは、すべての給料の引き上げであり、定年の引き上げではない。いかなる年金改革も、労働者の良好な雇用条件と社会的保護を確保するという要求に応えなければならない。この社会問題をめぐる民主的な議論には、フランスだけでなく世界中の労働組合が必ず関与しなければならない。

フランスの全労働組合は、国際労働組合組織からの数々の連帯の表明に感謝する。

社会正義のための闘いに終わりはない... 労働組合の連帯と決意もまた然り。

第 17 号決議案：エネルギー転換のための資金調達

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

2021 年の COP26 で南アフリカとフランス、ドイツ、英国、米国政府、欧州連合との間で締結された「公正なエネルギー転換投資協定」に**留意する**。

2022 年の COP27 後にインドネシアと同様の「公正なエネルギー転換投資協定」を締結し、インド、セネガル、ベトナムともそのような協定を締結する予定であることに**留意する**。

これらの融資契約は圧倒的に融資に重点を置いており、助成金はグリーンウォッシュの一形態としてプロジェクトに追加される小規模な非営利プログラムに限られていることに**留意する**。

再生可能エネルギーの開発を、公共エネルギー事業者が責任をもって追求してきた公共エネルギーの不可欠な一部として組み込むのではなく、民営化された「銀行取引可能な」プロジェクトと見なす傾向にあることに**留意する**。

PSI と KPTU が作成した報告書「国際的な気候変動対策資金の公共財アプローチに向けて」は、現在の国際的な気候変動対策資金が新自由主義の枠組みの中で運営されていることを強調しつつ、民主的で環境に配慮した公的道筋を促す気候正義アプローチの中に代替案が見つかることと指摘していることに**留意する**。

「エネルギー民主主義のための労働組合連合」の報告書は、市場主導の低炭素エネルギーへの移行が失敗したこと、エネルギー部門における公正で公平な移行のスピードと規模を達成するために公的所有および公的管理が必要であることを論証していることに**留意する**。

再生可能エネルギーの大規模な民営化に基づく政策と、公共財としてのエネルギーの弱体化を**非難する**。

多くの国で採用されている「公正なエネルギー転換投資協定」とそれに関連付けられた投資プログラムを**拒否する**。

先進国の政府に以下のことを**求める**。

- I. エネルギー転換を可能にするために、開発途上国が十分に気候変動対策資金を利用できるようにすること。
- II. この資金調達によって、各国がエネルギーシステムの民営化を余儀なくされたり、持続不可能な債務を負ったりすることがないようにすること。
- III. クリーンエネルギー部門への転換に向けて、地方自治体を中心に政府の資金と融資を公共部門に向け、公有・公営のクリーンエネルギーネットワークを確立すること。これにより、公的資金が民間部門の利益として奪われないようにしながら、労働者の賃金と労働条件を維持する公正な移行を確保すること。

そして、すべての PSI 加盟組織が民営化に反対し、気候変動対策資金を税の公正および債務救済活動に関連付けることを**要求する**

第 18 号決議案：世界の家事労働者との連帯

(原文は英語)

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連 (PSI) 世界大会は、

家事労働者は、最低賃金、社会的保護、労働時間規制などの労働法から除外されることが多く、搾取、虐待、差別を受けやすい状況にあることに**留意する**。

国際労働機関 (ILO) の「家事労働者のディーセント・ワーク」に関する第 189 号条約は、家事労働者の権利保護の枠組みを提供し、家事労働者を他の労働者と同じ権利を持つ労働者として認めていることに**留意する**。

現在までに第 189 号条約を批准している国はわずか 29 か国であり、多くの国が家事労働者の権利を守るための国内法をまだ導入していないことに**留意する**。

労働組合は、家事労働者の権利を擁護し、家事労働者を労働市場に確実に含めるうえで、重要な役割を担うことに**留意する**。

PSI 世界大会は、

PSI は家事労働者が一端を担うケアの社会構造の再構築を支持していることを**再確認し**、

家事労働者のディーセント・ワークに関する ILO 第 189 号条約は、家事労働者の権利を保護する国内法の整備を促進していることに**留意し**、

家事労働者の擁護を目的とする労働組合および友好組織と協力し、支援すること、第 189 号条約ができる限り幅広く批准されるよう推進することを**勧告する**。

第 19 号決議案：エスワティニの労働組合への攻撃

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

PSI は民主主義と人々が選挙で選ばれた代表者を選ぶ権利を全面的に支持し、すべての政府に対して、労働組合が妨害を受けることなく存在する基本的権利を尊重し、最低でも ILO の基本条約の遵守を強く求めることから、

エスワティニの民主化と王政廃止を求める労働組合、政党、活動家に対して攻撃が続いていることを**非難する**。これらの攻撃は、裁判を受けずに拘留されている国会議員の政治的逮捕、活動家のトゥラニ・マセコ弁護士の殺害、ムボンガ・ドラミニ スワジランド看護師協会 (SNAT) 会長のほか労働組合リーダーへの嫌がらせ、脅迫、一時停職のほか、市民の言論の自由と集会の自由の侵害、あらゆる形態の労働組合活動に参加する権利と団体交渉に参加する費用を徴収するという労働組合権の侵害という形態をとってきた。

これらの攻撃はエスカレートしており、エスワティニの政治状況は、公共部門の労働組合や他のすべての関係組合にとって高いリスクを伴い、緊張が高まっていることを**認識する**。その暴力は、暗殺、催涙ガスやゴム弾によるデモ行進の鎮圧、自宅や事務所の家宅捜索、法律や政治権力の悪用という形態をとっている。その一方で、政府は民営化を進めており、すでに人員削減や非正規化が進んでいる。

王政の横暴に対抗するエスワティニの労働者と人々への連帯、ならびに、民主主義と労働組合権に責任をもって尽力することを**再確認し**、

PSI 世界大会は以下のことを要求する。

- I. (不当に拘留・逮捕された) すべての政治犯を即時釈放し、政治家および労働組合リーダーへの脅迫をやめる。
- II. エスワティニの民主化と首相選挙の呼びかけを尊重する。
- III. エスワティニ政府が団体交渉のプロセスを尊重し、誠実に交渉する。
- IV. エスワティニ政府が ILO 第 87 号条約（結社の自由・団結権保護）および第 98 号条約（団結権・団体交渉権）を遵守する。

第 20 号決議案：すべての労働者の労働組合権は、韓国における逆行的な労働改革から適正な雇用を守るために不可欠

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

韓国政府が、韓国公正取引委員会（KFTC）や国家情報院（NIS）など、国の公的機関を利用して労働組合権を侵害していることに**憤りを表明する**。これには、安全率を求める韓国公共サービス運輸労働組合貨物トラック連帯部門（KPTU-TruckSol）のストライキを犯罪とみなしたこと、韓国建設労働組合（KCWU）の労働協約の無視、組合会計と事務に対する政府の不当な干渉、国家保安法違反の疑いを口実にした韓国全国民労働組合総連合（KCTU）、韓国保健医療労働組合（KHMU）、韓国金属労働組合（KMWU）事務所の家宅捜索などがある。

英国政府が、公共の利益を保障するという名目で、交通、医療、教育などの公共サービス労働者の争議権を制限するために、2023 年反ストライキ法案（最低サービス水準法案）を導入することを**懸念し**、

韓国政府が勤勉な韓国人の労働権を削減し、緊縮財政や富裕層を優遇する他の逆行的な政策から組合の注意をそらす手段として労働組合の中傷を試みていることを**非難し**、

また、英国政府が、ストライキを行った労働者を解雇する権限を使用者に与え、ストライキに対する懲罰的損害賠償請求をもって公共サービス労働組合の活動を弱め、公共サービス労働者の争議権に介入し、脅かそうとしていることを**非難し**、

労働組合は、労働者のための適正な労働条件と弱い立場に置かれた人々のための社会正義を最前線で提唱し、擁護してきたことを**強調し**、

各国政府による労働組合への弾圧や労働組合権への介入は、ILO の結社の自由の原則に違反しており、ILO 結社の自由委員会（CFA）は、こうした各国政府の行動を労働者の権利を制限しているとみなしていることを**想起し**、

韓国政府に対し、ILO 第 87 号条約（結社の自由・団体権保護）および第 98 号条約（団結権・団体交渉権）を批准した国際社会の責任ある一員として、あらゆる形態の反組合的弾圧を停止することを**求め**、

韓国政府および英国政府を含む各国政府に対し、ILO の結社の自由の原則および第 87 号条約および第 98 号条約に従って、すべての労働者の労働組合権とディーセント・ワークを保障するよう**要求し**、

労働組合権、質の高い公共サービス、ディーセント・ワーク、より公平な社会のために闘う韓国、英国ほか世界の兄弟姉妹と連帯することを**約束する**。

第 21 号決議案：韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯

2023年10月14日～18日にジュネーブにて開催された第31回国際公務労連（PSI）世界大会は、

韓国、香港、フィリピンやカンボジアをはじめ、多くの国や地域において政府や治安部隊による労働者、労働組合に対する弾圧が続いていることを**非難する**。

平和と民主主義によってのみ、労働者の尊厳の実現が可能であることを**再確認する**。

PSIの仲間たちが孤立することなく労働者としての権利を行使できるようPSI加盟組合が連帯して取り組むことを**決議する**。

第 22 号決議案：日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める

2023年10月14日～18日にジュネーブにて開催された第31回国際公務労連（PSI）世界大会は、

韓国において消防職員の団結権が回復したことを**認識**し、PSI-KCの取り組みに**敬意を表する**とともに、

日本においてはILO結社の自由委員会からの11回にわたる勧告にもかかわらず、いまだに公務員には労働基本権が付与されておらず、消防職員にいたっては団結権さえ禁止されている状況が続いていることを**認識**し、

日本の政府がILOからの勧告を真摯に受け止め、早急に日本の公務員に労働基本権を、消防職員には少なくとも団結権を付与することを強く**要請する**。

日本の加盟組織が団結権を求めて行動することを**支援する**。

第 23 号決議案：公共部門におけるディーセント・ワークの強化

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

ディーセント・ワークの課題は、労働における基本的な原則と権利を具体化するものであり、結社の自由と団体交渉の権利を推進する基礎となってきたことから、

働く人々が、女性と障害のある人（PWD）を中心に雇用と所得の確保に苦慮していること、社会的保護を女性と PWD を中心とするすべてのカテゴリーの労働者に拡大・拡充すること、労働における安全・健康の条件と基準の確保を女性と PWD を中心に実施すること、女性と PWD を中心とするすべての労働者の積極的な参加による社会的対話を促すこと、仕事におけるすべての権利の包摂的な享受を推進し、公共部門におけるディーセント・ワークの課題を強化するための手段となる活力ある労働者組織にとって、結社の自由と団体交渉の権利が必要であることを**認識し**、

公共サービス部門では、民間企業が業務の実行を請け負う外部委託の普及が進んでいることに**留意する**。公共サービスにおける外部委託は、民間企業が利益を最大化するためにコスト削減を優先するため、公正な賃金を享受する権利、雇用の安定、社会保障手当といった労働者の権利の侵害につながることが多い。

民間の請負業者は、効率的かつ効果的にサービスを提供するのに必要な訓練、資格、献身性を欠くことがあるため、外部委託は公共サービスの質を損なう可能性があることを**認識し**、

アフリカにはびこるさまざまな政治的、経済的、社会的状況、そしてそれらが労働組合の立法状況にどのように影響し、労働者が結社の自由に対する権利を実際に行使する方法に悪影響を与えているかを**意識し**、

労働者にとって厳しいコロナ後の状況、生活費の高騰、社会的支出を削減する一方で国民を苦しめる消費税増税を行う無神経な政府の対応に懸念をもって**留意し**、

ILO 条約勧告適用専門家委員会（CEARC）が、アフリカ大陸において、労働における基本的原則と権利に関連するいくつかの立法上の隔たりと欠陥の問題を一貫して提起していることを**認識し**、

この歴史上のこの時期、このタイミングで、労働組合主義の根本的基盤の強化に取り組み、基本的な権利を前進させる必要性を**確信し**、

以下のとおり決議する。

- I. PSI は、アフリカのすべての国と関連する国々において、労働における基本的原則と権利に関する法制上の隔たりと制約を確認するための調査を行い、すべての関連加盟組織に報告して協動的な集団行動につなげる。
- II. PSI は、法制上の隔たりと制約に関する証拠に基づき、それを参考にして、適切な見直しを行い、その実施と執行を促すように加盟組織を位置づけるための協動的キャンペーンを展開する。
- III. PSI は、コロナ後のこの困難な時期において、公共部門におけるディーセント・ワークを強化するためのアドボカシーを直ちに促進する。
- IV. PSI は、政府当局と公共サービス機関に対し、正規の公共サービス労働者の採用と定着に優先的に取り組み、公正な賃金、雇用保障、社会保障手当を含む雇用の権利が守られるようにすることを求める。

- V. PSI は、公共サービス労働者の団体交渉力を高め、外部委託の課題に対して労働条件を改善するために、公共サービス労働者を支援し、組織化することを約束する。

第 24 号決議案：公共サービスの人員不足

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

世界中の公共部門の労働者は、賃金と手当の低迷、緊縮予算、労働量の増加、尊敬の欠如、威圧的な官僚主義、押しつけがましい政治、民営化とアウトソーシング、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる影響など、一見終わりがなさそうな課題に取り組んでいることから、

公共部門は、医療から教育、交通から衛生、芸術から法執行に至るまで、ほぼすべての部門で労働者が職業を追われ、深刻な労働力不足に陥り、残念ながら募集、採用、昇進で労働者の流出を相殺できなかったことから、

こうした傾向は 2020 年以前から明らかであったが、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、個人生活や職業生活を狂わせ、職場でのストレスを増大させ、労働者がかつてない危険にさらし、世界中で数百万の雇用喪失を招くなど、以前の状況を深刻化させ、加速させたことから、

公共部門の労働力不足は組合員の実数に劇的な悪影響を及ぼし、組合員の数が減少するにつれ、現在の労働力不足だけでなく、公共部門の労働力への新技術の導入に対抗するための戦略的な組織化のアプローチを考え出す必要性が高まっていることから、

労働者は、さらなる尊敬と尊厳、より有意義な仕事、新しいテクノロジーや人工知能の利用に向けたより優れたトレーニング、身体的・精神的な健康のためのプログラム、職場の柔軟性の必要性を明確に主張してきた。

PSI 世界大会は、

公共部門の労働力不足には継続的なアドボカシーが必要であると発信し、よって PSI は、公共部門の人材育成へのさらなる投資を求めることを**決議し、**

PSI が交渉による労使協定の強化に資源を割くこと、加盟組織とその賛同団体が、人員不足に対抗する上で重要となる公共部門と民間部門の賃金格差に取り組むよう政府に働きかけることを**決議し、**

PSI がすべての部門で人員不足に対処するための国と地方の行動を支援するために、地域的、世界的に加盟組織を動員することを**決議する。**

各国政府に対し、GDP から継続して一定額（あらゆるレベルの政府のニーズを十分に満たす額）を割り当て、良好で十分な賃金と安定した公共部門の雇用をもって公共部門の成長を支える十分な資金を確保するよう求めることを**決議する。**

第 25 号決議案：公共サービスの拡充は韓国における経済危機と格差拡大の解決策である

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、多くの国々で緊縮財政政策に基づく公共サービスの削減が悲惨な結末をもたらしている状況を**観察**し、

韓国政府を含む多くの国の政府が、経済危機の中で市場原理主義に基づく再編と民営化を強いることで、公共部門の雇用と予算を削減しようとしていることに**留意**し、

尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権が、「民間が引っ張り、政府は後押しするが干渉しない成長」という露骨な新自由主義政策のもとで、エネルギー、医療、空港、交通といった公共サービスに対する一連の民営化政策を発表したことを**認識**し、

尹政権が、公共機関の資産売却、公共エネルギー市場の民間開放、公共サービスに対する民間投資の許可、公共サービスの一部分野のアウトソーシングを通じて、隠れて民営化を進めていることを**警戒**し、

韓国政府が、公共サービスの再編・民営化計画を正当化するために、財政の健全性にのみ焦点を当てよう財政規則を改定したことを**懸念**し、

公共サービスの拡張と充実は、公共サービスを公共の手に留め、公共部門において雇用保障が約束され、適正な賃金を伴う適正な労働条件が保証されて初めて可能となることを**強調**し、

韓国政府が公共部門の人員と予算を削減する企画財政部のガイドラインを使って公共部門における団体交渉権を不当に侵害し、安全な人員配置と公共サービスの質の向上を妨げていることを**非難**し、

さらに、ソウル特別市がソウル市社会サービス院（PASS）の公的ケアサービス予算を削減し、労働組合との労働協約を終了させたことを**非難**する。

韓国公共サービス運輸労働組合（KPTU）が提出した、公共サービスの拡大・充実を可能にする「公共サービスの民営化禁止と（再）公営化に関する枠組み法」の立法化を**支持**し、

韓国全国民主労働組合総連合（KCTU）、KPTU、PSI はすでに共同で、韓国政府が公共部門労働者の団体交渉権および労働協約を不当に妨害しているとして韓国政府を提訴していることを**想起**し、

公共サービス労働者がすべての人に質の高い公共サービスを提供できるよう、公共サービスを拡張・

充実させるために、公共サービス労働者に適正な賃金を支払い、労働組合権を保障することで適正な労働条件を確保するよう政府に**求め**、

韓国政府に対し、国の財政的持続可能性を維持することを口実に公共サービスを削減することを止めること、ならびに、経済危機と不平等の拡大による社会問題に対処するために、民営化された公共サービスを（再）公営化し、すべての人に普遍的な質の高い公共サービスを保証することを**要求**し、

国会に対し、「公共サービスの民営化禁止と（再）公営化に関する枠組み法」を速やかに立法化するよう**求める**。

第 27 号決議案：大学教育の民営化、私立大学の乱立、国家統制の失墜

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

ある空間と時間の中で政治的、文化的、社会的、経済的に受け入れられる協調的な視点とイデオロギーは、公教育によって提供され、それは世界に対する集団的理解を深めることにも役立つことに**留意し**、

公教育は、より良く、より平等な社会を確立する鍵であり、すべての人に公平な成功の機会を与え、世界に対する理解を深めるものであることを**認識し**、

国連の持続可能な開発目標 4 が、「すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」必要性を認識している事実を**認識し**、

さらに、国連人権理事会の決議を経て採択された、公教育を提供し、民間の教育への関与を規制する国家の人権義務を定めたアビジョン原則の第 1 原則は、平等の権利の遵守と差別反対のもと、すべての国がその権限内で教育を受ける権利を尊重、保護、実現することを求めていることに**留意し**、

すべての人に提供され、税金で賄われる、資金が充実した普遍的な公教育制度は、最も効果的で公平な教育制度を実現すると**確信し**、

政府が高等教育に十分な資金を提供せず、教員以外の大学職員の仕事を過小評価していることを**警戒し**、

私立大学の発展は、企業が教育分野を利益追求のための市場と見なすことで商業化を進めると**懸念し**、

利益の最大化を優先するあまり、文化の向上、独立したカリキュラムの提供、優秀な労働者の採用と維持という努力が危うくなり、ひいては民主主義を弱体化させることを**懸念し**、

PSI 世界大会は以下のことを決議する。

- I. PSI と教育インターナショナル（EI）を含む労働組合に対し、すべての人に教育を約束する公的資金を確保するために税の公正を求めて闘い、緊縮財政、使用者負担モデル、解雇に反対するよう求める。
- II. 教員以外の大学職員の権利のために立ち上がり、彼らが効果的に働けるような十分な人材配置と条件を確保する必要性を強調する。
- III. 労働組合と国家に、ILO や国連の場を通じて、国際ガバナンスの最高レベルで公教育の権利を擁護することを求める。
- IV. 公立大学と私立大学の両方で大学教育への公共投資、採用、教員以外の職員の組織化を促進するキャンペーンやプログラムを実施するために、教員以外の大学職員の教育ネットワークを強化する。

第 30 号決議案：エネルギー

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

エネルギーはすべての人が利用できる基本的な価値あるものであるのに対し、エネルギー部門が衝突を繰り返してきた国同士の問題の中心にあることに**留意する**。

世界は前例のない構造的なエネルギー危機に直面しており、個人や企業のエネルギー料金に深刻な影響を与え、中には閉鎖に追い込まれたり、労働者に短時間労働を強いたりする企業もあることに**留意する**。

このような状況を招いたのはエネルギー部門の自由化・規制緩和であり、問題の根本的な原因に対処することが必要であると**考える**。「公的低炭素エネルギーの未来に向けた労働組合アジェンダ」をめぐって PSI と「エネルギーと民主主義のための労働組合連合（TUED）」が築いた活動は、すべての加盟組織の支援によって継続し、より充実したものにならなければならない。

インフレが人々を貧困に陥れ、経済を弱体化させていること、戦争と地政学的緊張が高まっていること、気候変動が増大していることを**認識する**。

全般的な利益とニーズへの対応を唯一の指針とする公的管理を通じた価格規制によって、根本的な方針の転換を求め、市場論理からエネルギーを切り離すよう**要求する**。燃料貧困、地球温暖化との闘いをリードしつつ、各国が低炭素で制御可能なエネルギーミックスを選択する自由を残すことが急務である。

エネルギーサービスおよび資産が引き続き公共の手に留まること、特にクリーンエネルギーへの転換の一環として、エネルギーサービスの再国有化を可能にするために政府が直接投資をすること、労働者が誰も取り残されず、エネルギー転換が新自由主義的民営化の手段とならないようにすることを**要求する**。

PSI 世界大会は以下を決議し、取り組む。

- I. PSI が、加盟組織によるエネルギーの再公営化または国有化の取り組みを支援すること。
- II. 加盟組織が、エネルギー部門の公開買い付けに関する経験を共有し、PSI がデータベース化し、利用可能な資料として役立てられるようにすること。
- III. 低炭素エネルギー転換に関する公共政策を促進するために、加盟組織に「エネルギーと民主主義のための労働組合連合」（TUED）の活動に参加し、それに貢献することを求めること。

第 31 号決議案：コンゴ民主共和国国民との連帯

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

コンゴ民主共和国東部における戦況が、数千人の死者を出し、数千人の避難民が強制収容所で生活するなど、憂慮すべき状態であると**考え**、

PSI 世界大会は、

独立した主権国家であるコンゴ民主共和国に対する侵略と、その人民に対して行われた複数の人権侵害および人道に対する罪を**非難し**、国際社会に対し、コンゴ民主共和国における交戦を即時停止するために介入することを**要求し**、

PSI が、自決と祖国防衛を求めて闘うコンゴ国民との連帯を示すことを**決議し**、

PSI はコンゴのコミュニティとそれを代表する組織に対する人道援助、開発援助の具体的な機会を模索することを**決定し**、

最後に、PSI が公的機関、市民社会、世界労働組合運動に対し、コンゴ国民を支援するよう求めることを**決定する**。

第 32 号決議案：自由なパレスチナ主権国家のために

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

すべての人々の正義、人権、自決の原則に責任をもって取り組む。

パレスチナの人々は、自決、移動の自由、法の下での平等を含む基本的権利を否定されてきた。

現在も続くイスラエルとパレスチナの紛争は、パレスチナの人々に数々の人権侵害をもたらしてきた。強制移住、超法規的殺害、医療や教育などの基本的なサービスの利用制限を含むこれらの犯罪は、パレスチナの地域社会と個人に壊滅的な影響を及ぼしている。

国連報告書によると、2016 年の国連安保理決議が入植活動の停止を具体的に意図していたにもかかわらず、2022 年には 6 年連続で、占領下のヨルダン川西岸でイスラエル人入植者による襲撃が増加した。

パレスチナ人に対して行われる主な人権侵害のひとつに超法規的殺害がある。イスラエルは、非武装で抗議運動に参加していた人々を殺害するなど、パレスチナの民間人に対する過剰な武力行使を繰り返し非難されてきた。この行為は人権団体から非難されており、国際法で認められている生存権の明確な侵害である。

パレスチナ保健省によると、イスラエル軍は 2022 年にヨルダン川西岸と占領下の東エルサレムで、子供 30 人以上を含む少なくとも 170 人のパレスチナ人を殺害した。負傷者は 9000 人以上に上った。国連は、2022 年をイスラエル占領下のヨルダン川西岸に住むパレスチナ人にとって、16 年間で最も死者が多い年だったとした。

占領下で暮らすパレスチナ人にとって、医療や教育といった基本的なサービスの利用も大きな問題となっている。イスラエルはパレスチナ人の移動を制限し、必要なサービスの利用を阻んでいる。この状況は特に、子供や高齢者などの社会的弱者に大きな打撃を与えている。こうした行為は、国際法で認められている健康を享受する権利を侵害するものである。

PSI 世界大会は、

パレスチナの人々の自由と自決、およびイスラエルによるパレスチナ占領の終結に対する強い支持を**表明し、**

国際社会に対し、イスラエルの占領を終わらせ、パレスチナ人の権利を支援するため、経済制裁やイスラエルの行動に対する責任を追及するその他の措置を通じて、即時かつ効果的な行動をとることを**求め、**

メンバーがパレスチナの状況について自ら学び、活動やアドボカシーなどを通じて、パレスチナの運動を支援するために行動を起こすことを**奨励し、**

他の組織や団体と協力して、キャンペーンやその他のイニシアチブを含め、パレスチナの状況について啓発し、パレスチナ人の権利を支援することを**誓い、**

すべての加盟組織に対し、パレスチナの人々と連帯し、自由と自決を求めるパレスチナの人々の闘いを支援することを**要求し、**

さらに、PSI リーダーがこれらの問題の調査を目的としてパレスチナとイスラエルへの使節団を結成し、同地域の公務員による組合運動を強化するプログラム策定を求める勧告を行うよう**求める。**

参考：<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2022/12/israel-un-experts-condemn-record-year-israeli-violence-occupied-west-bank>

第 34 号決議案：トルコおよびシリアの地震被災者との連帯

(原文は英語)

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連 (PSI) 世界大会は、

マグニチュード 7.8 と 7.5 の地震がトルコとシリアを襲い、トルコの 50,783 人、シリアの 8,476 人を
含む少なくとも 59,259 人の死者と数十万人の負傷者を出す被害に遭ったトルコとシリアの国民に連帯を
表明する。この地震の犠牲となった人々の遺族や愛する人々に思いを寄せるとともに、負傷した人々
や避難している人々と連帯する。

今回の地震は、この地域で今世紀最大の地震として記録された。シリアでは、1822 年のアレppo地震
以降最も多くの犠牲者を出したとされた。何十万もの建物が破壊され、何百万人もの人々が家を失っ
た。

PSI 世界大会は、

自然災害で被災した人々に支援と援助を提供することの重要性を**認識**し、政府、労働組合、人道団体
に対し、最も不利な状況に置かれたコミュニティのニーズを優先させることを求める。国際社会およ
び救急隊員、公共サービス労働者、トルコの労働組合が、地震の被災者への支援に尽力したことを評
価する。

自然災害への対応において、労働者の権利とニーズが確実に考慮されるようにすることの重要性を**認
識**する。被災地の労働者は、収入がなくなり、医療が利用しにくくなり、職場の安全が懸念されるな
ど、深刻な課題に直面する恐れがある。自然災害への対応には、労働者の権利を保護し、安全を確保
するための措置が含まれることが極めて重要である。

政府、使用者、国際労働組合運動に対し、地震への対応において、労働者のニーズを優先させるよう
求める。これには、労働者に安全で健康的な労働条件、医療へのアクセス、収入減に対する支援を確
実に提供することが含まれる。

結論として、PSI 世界大会はトルコおよびシリアの人々と連帯し、地震で被災した人々を支援するた
めの協調的な対応を呼びかける。地震への備えと回復力に優先的に取り組むことで、こうした災害の破
壊的な影響から地域社会を守り、災害後の対応と回復に向けて確実に準備を整えることができる。今
回の地震は、この地域で今世紀最大の地震として記録された。227,027 棟の建物が破壊され、何百万人
もの人々が家を失った。

第 35 号決議案：ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

2021 年 2 月に起きたミャンマーでの軍事クーデター、文民が民主的な政府を圧倒的に支持していることを認めない軍部の姿勢、ストライキを起こした労働者や市民的不服従運動に対して続けられる暴力、民間人 3 千人以上の殺害、多くの労働組合員を含む 2 万人以上の逮捕、市民的不服従運動に参加したメンバーの死刑や長期の投獄、少なくとも 16 の労働組合が違法であると宣言したこと、軍事支配に抵抗する町や村への執拗な空爆を**非難し**、

軍事占領に対してストライキや市民的不服従を開始し、今もなお継続している医療労働者やその他の公共サービス労働者を含めたすべての労働者の並外れた勇気を**賞賛し**、

国連総会、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、その他すべての国連、政府間、多国間、二国間の場において、軍主導の国家行政評議会（SAC）を拒否するようすべての国の政府に**求め**、

国民統一政府（NUG）をミャンマーの正当な民主的政府として**認め**、すべての国の政府に NUG の承認を求めるとともに、国際労働基準および労働組合権の遵守を確保するための労働法改革に対する NUG の尽力を認識し、

さらに、軍部とその家族、支援者、およびミャンマーで事業を続け、軍事政権に直接的・間接的に資金を提供している企業に対する制裁を強化することを含め、軍事政権に対する行動を強化することを**求め**、

年金基金に対し、ミャンマーで軍事政権を支援する形で事業を続けるすべての企業からの投資撤退を**求め**、

民主主義が回復するまでミャンマー連帯キャンペーンを続け、ミャンマーの労働者が闘いに勝利したときに、ミャンマーの労働組合の発展と平和で公平な社会を支援することを**約束する**。

第 36 号決議案：ベネズエラの労働者と公務員のための援助と連帯

2023年10月14日～18日にジュネーブにて開催された第31回国際公務労連（PSI）世界大会は、

ベネズエラで公務員が受け取る収入では、自分と家族がまともな生活の質を保つための必需品やサービスを利用できないことを**認識する**。

最低生活賃金の設定を妨げるプロセスを簡素化し、労働協約の議論を優先させることで、これが適正かつ十分な賃金と労働者の生活の質を高め、利益を実現する最も迅速な方法となるよう、国家政府に**要求する**。

公共部門の労働者の健康と生命を保証する社会保障制度がないことを**懸念する**。公共部門の労働者は、ベネズエラ国民への保健およびケアサービスの提供など、毎日心身を仕事に捧げている。

慢性疾患を患い、医薬品が非常に高価であるため不安定な収入では入手することができない私たちの労働組織の現役労働者、退職労働者、年金受給者に医薬品を提供するための戦略的計画の策定を、連帯と国際協力のもとで賛同する組織とともに推進することを**支持する**。

公共部門の退職者と年金受給者が、その収入で得られる購買力が低いために、生活の質を悪化させており、心身の健康と適正な生活の質を確保することができないことを**憂慮する**。

公共機関の優れたサービスと機能を約束するために、長い間、人生の大部分を尊厳ある質の高い仕事を提供することに捧げてきた労働者グループに尊厳を与える、明確かつ効率的な政策を実施するよう、国家政府に**要求する**。

ベネズエラ・ボリバル共和国が経験している経済・社会・政治的危機は、生活賃金の保証、労働協約の誠実な遵守と尊重、労働組合の自治、抗議する権利、その他の基本的権利の確保と尊重に向けた政策の実施を要求することを目的とした公共労働者の抗議行動を生み出していることを**認識する**。

労働組合の自由、団体交渉、争議権と抗議の権利の自由な行使を保証するよう国家政府に**要求する**。また、加盟組織SINFUCANの労働組合リーダーで中央ASIベネズエラ・カラカス支部の技術・情報担当書記であるガブリエル・ブランコと、労働組合の任務を遂行したことで自由を奪われたすべての労働組合リーダーの即時釈放を要請する。

ベネズエラの加盟組織の労働者が天引きで支払った組合費が加盟組織の銀行口座に入金されておらず、活動の実施、本部の維持および労働組合の活動経費の支払いが妨げられていることを**懸念する**。

国家政府に取り次ぎ、組合費支払いを定期化・正常化し、労働組合組織に対する財政的約束を適時に果たすために必要な措置を講じることを**支持する**。

ベネズエラ・ボリバル共和国の労働者の最大の懸念は、公共部門労働者を中心とする賃金の不安定さであり、その所得水準では、食料やその他生活必需品とサービスを手に入れることすら保証できないことを**遺憾に思う**。

国家政府に対し、公務員および労働者全般の基本的な生活必需品とサービスの利用を保証することを目的とした貸金政策を実施するよう**要求する**。貸金政策は、経済成長を促進する政策を伴って段階的に実施されるべきであるが、ベネズエラ国家が近年実施している経済対策を見直す政治的意志がないため、その経済成長は効果的には達成されていない。

ベネズエラ・ボリバル共和国の経済危機が悪化し、公務員が最も打撃を受けることを**懸念する**。

ベネズエラの加盟組織が、同国のすべての労働組合リーダーのために労働組合、社会、教育、研修活動を展開できるよう、あらゆる可能な協力を行うことを**決議する**。すべて、PSI規約第1条の規定に従うものとする。

第 37 号決議案：アルジェリアの独立労働組合との連帯

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

2019 年 2 月初め、アルジェリアでヒラック運動と呼ばれる民衆デモが始まった。これらのデモは、民主主義と法治国家のために戦い、平和的な方法で基本的な権利が尊重されることを要求する独立した労働組合が広く参加していたことが特徴であった。

しかし、アルジェリア政府は、運動全般に参加する活動家の弾圧を続けた。特に、PSI に関わる自由で民主的な組合のリーダーが、ゼネスト、デモ、その他現場でのキャンペーン参加を呼びかけることで民衆運動を支え、アブデラジズ・ブーテフリカ前大統領の 5 期目を阻むうえで有効な役割を果たしたとして標的となった。

アルジェリアの独立労働組合は、何千人もの労働組合員が解雇され、何十人もの労働組合員が長期の懲役を言い渡されるなど、抑圧、脅迫、恣意的な投獄、拷問、職場追放に象徴される状況の中で、長年にわたり業務と活動を遂行してきた。

アルジェリアの新政府は、PSI に加盟している独立組合に報復し、国際条約に反して、抗議行動や労働組合活動を組織・実行する基本的な権利を犯罪であるとしている。また、刑法に新しい条文を導入し、それを利用することで、労働組合活動家をテロ行為、国家安全保障への脅威、ヘイトスピーチの拡散として告訴している。このため、多くの労働組合リーダーがアルジェリアから脱出し、亡命することとなった。

PSI は、アルジェリアの労働組合員の闘いに初日から協力的で、参加団体が提出した苦情を支援したり、国際労働機関と連絡を取ったり、アルジェリアの兄弟姉妹の闘いを支援する国際連合と国際的なネットワークを構築したりと、あらゆる手段を用いて支援してきた。

アルジェリアの民主的労働組合運動が経験している過酷で危険な状況と、全国電力・ガス労働自治組合（SNATEG）に対する不当な行政処分を鑑み、PSI は参加組織の支援を続け、この点で多くの勧告を出している国際労働機関の監視委員会の決定を実施するためにあらゆる手段を用いなければならない。その中で最も重要なのは、SNATEG の解散を見直し、独立組織が活動の権利を獲得できるようにすることである。

PSI 世界大会は、

- I. アルジェリア政府が独立した労働組合とそのリーダーに対する弾圧と嫌がらせの政策を継続しており、この点に関する ILO の合意を実施するための監視委員会の決定に対して無関心であることを**非難し**、
- II. 自由で民主的な組合、特に全国行政職員自治組合（SNAPAP）および全国電力・ガス労働自治組合（SNATEG）の闘いに対する連帯と恒久的かつ継続的な支持を**表明し**、
- III. アルジェリア政府に対し、労働組合リーダーを直ちに釈放し、訴追を取り消すこと、および亡命した労働組合リーダーが自国に戻り、民主的に労働組合の任務を遂行できるようにすることを**求め**、
- IV. アルジェリア政府に対し、国際労働機関の監視委員会が出したすべての決定と勧告を実施するよう**要請する**。その中で最も重要なのは、SNATEG の解散を求める行政処分の取り消しである。

第 38 号決議案：米国と中国によるアジア太平洋の非武装化

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

アジア太平洋地域、特に海洋物流ルート周辺における軍事化の激化と、米国と中華人民共和国の領土外における軍の駐留が増大したことを**懸念し**、

海洋法に関する国連条約（UNCLOS）および関連する裁定が無視され、特に南シナ海の指定海域に対するフィリピンの領有権を認める裁定に関連して、条約が侵害されていることを**警戒し**、

軍事化と領土問題が海洋生物、生態系、持続可能な漁業、気候緩和の取り組みに与える生態学的影響を**憂慮し**、

アジア太平洋地域における地政学的覇権争いの結果、軍事支出が増加し、その結果、質の高い公共サービスとディーセント・ワークを確保するための資金が減少していることに**憤りを覚え**、

また、データとデータインフラを世界的に支配しようという試みが、軍事化を助長し、デジタル公共財の開発を妨げる一方で、巨大 IT 企業の力を養っていることに**憤りを覚え**、

国連システムにおける国際法の尊重が、この地域の平和、平等、持続可能な開発につながる最善の道であることを**断言し**、

すべての政府、特に米国政府と中国政府に対し、この地域における軍の駐留を縮小し、領土の境界に関する国連条約を尊重し（米国の場合は UNCLOS を批准し）、海洋システムおよびその他の生態系の破壊をやめ、アジア太平洋地域のすべての国の主権を尊重するよう**求め**、

侵略や財政的・政治的圧力ではなく、連帯が国境を越えた関係を定義し、質の高い公共サービス、ディーセント・ワーク、持続可能な未来を促進するために公的資金が使われる、平和な非武装の地域に向けたキャンペーンに**責任をもって取り組む**。

第 39 号決議案：スリランカの債務危機

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

2022 年 7 月、スリランカ民主社会主義共和国政府が破産を宣言し、その結果、政府が公共サービスを停止したことを**警戒し、**

国際通貨基金（IMF）が、債務危機の負担を公共部門労働者に転嫁し、所得税の増税、公共部門賃金総額の削減、公共サービスや公共事業の民営化を主張していることに**深く懸念し、**

危機に対する政府の対応が、ストライキの禁止、抗議行動をする人の逮捕、選挙の延期、非常事態権限の行使であったことに**憤りを覚え、**

国連システムの中で債務処理メカニズムが合意され、民間債権者を含む債権者が金融危機の責任を共同でとる必要性を**再確認し、**

質の高い公共サービス、ディーセント・ワーク、労働組合の権利を守り、利益よりも人々のために闘うスリランカの PSI 加盟組織と労働者に連帯を**表明し、**

スリランカの PSI 加盟組織と協力して、経済正義と繁栄を求めるキャンペーンを支援することを**約束する。**

第 41 号決議案：加盟費

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

組織化支援、税の公正、貿易、反民営化、再公有化、デジタル化、ケア、移住などの分野において、2017 年の大会以降、PSI が行ってきた幅広い活動に留意し、

PSI の活動プログラムの全分野にわたって、政策、調査、キャンペーン、コミュニケーション、アドボカシーの活動が増大していることに留意し、

世界的に複雑化する政治情勢の中で、公共サービスと公共サービス労働者の擁護の強化を図るために、これらの活動が極めて重要であることに留意し、

2017 年以降に実施された大幅な節約、本部の再編、効率化に留意し、

多くの PSI 加盟組織が政治的にも財政的にも厳しい状況にあることを認識し

2017 年から 2022 年にかけて、PSI 加盟費は 3 セント増の 0.985 ユーロと 3%未満である一方、世界的なインフレ率は 26%に達し、PSI 本部事務所の所在地であるフランスでは 13%上昇したことを認識し

PSI は他の多くの GUF よりも加盟金が著しく低いことを認識し

PSI の財政的安定性と持続可能性に取り組むことが急務であることを認識し

本大会は、将来の PSI 加盟費を決定する権限を執行委員会に委任することを決議する。

第 42 号決議案：書記長任期

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

下記の 3 つの CFDT 加盟組織は、書記長任期を 3 期に制限することを提案する PSI 規約改正案を提出した。

PSI 執行委員会（EB）はこの課題について議論し、この提案には利点がある可能性があるとしたが、EB としての見解を形成するには議論が不十分であり、意図しない結果を生む可能性があるとの判断に至った。

議事運営委員会は、提出者に対し決議案の撤回を要請、その代わりに EB に対し将来の大会に向けてこの提案について検討することを義務づける加盟組織提出決議案を提出期限後に受け取る旨の提案を行った。

決議案を提出した 3 つの CFDT 加盟組織は、EB にこの問題の検討を義務づけるよう大会に要請する案を支持し、決議案を撤回した。

PSI 世界大会は、

PSI 執行委員会（EB）が書記長の任期制限に関する提案とそれに関連する課題を検討し、その結果に基づく規約改正への勧告を次回大会に報告することを**決議する**。

第 43 号決議案：新規約の暫定措置（3 名の理事の任命を含む）

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて開催された第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

PSI 大会が理事会の構成を変更する新規約案を可決したことに留意し、

さらに、新規約の下では書記長と会長は理事ではないことに留意し、

大会は、今大会で選出された理事は、新規約の下、大会閉会時に就任することを明確にしている。

さらに大会は、今後選出される理事は新規約の規定に従わなければならないことを明確にしている。

さらに大会は、今大会が新規約によって定められた数の理事を任命できない場合、理事の空席を埋めるための任命権限を新たな執行理事会に委任することを明示的に決定する。

第 44 号決議案：インドネシアの労働者の闘いを支援する

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて会合する

第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

インドネシア憲法裁判所への上訴にもかかわらず、中核的な労働基本権と労働者の権限をむしばみ、さらには撤廃し、公共電力を買収する民間企業を丁重にもてなす危険で労働者の利益に反する「雇用創出法」が、外国投資家の意向で民主的なプロセスを経ずに強行されたことを**警戒する**。

インドネシアの大統領が、パンデミックを口実に労働者の権利と権限を大幅に削減し、発電、送電、配電を分離し、公共エネルギーを民営化するという憲法に反する試みや空港を民営化するという危険な提案など、必要不可欠な公共サービスの民営化を試みていることを**非難する**。

さらに、低所得労働者や低所得家庭に対する保健サービスを削減する一方で、保健サービスを商品化・民営化することを意図した破壊的な保健法案を**非難する**。

インドネシア政府が ILO 基準適用委員会の勧告を受け入れ、「社会的パートナーとの協議のうえで、雇用創出法を見直し、同法が条約 98 号を遵守するために必要な改正を遅滞なく採択する」¹ことを**強く求める**。

労働者に対する、民主主義に対する、そしてすべてのインドネシア人が質の高い公共サービスを楽しむ権利に対するこうした攻撃に対抗して団結する PSI 加盟組織の取り組みを**称える**。

政府に対し、利益よりもインドネシアの労働者と人々を優先し、これらの政策によって影響を受ける労働者および公共サービスを頼りにする地域社会と対話し、ILO ならびにこの法律に懸念を表明した人権機関の勧告を適用することを**求める**。

これらの極めて厳しい法律に反対し、ディーセント・ワークと質の高い公共サービスを支持し、利益よりも人々を優先させるために運動を展開するインドネシアの加盟組織を引き続き支援することを**約束する**。

第 45 号決議案：ベネズエラの政治紛争を解決し、ベネズエラ国家が憲法、法律、国際条約に従って公共サービス労働者の人権と労働権を尊重することを求める

第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会

2023 年 10 月 14～18 日、ジュネーブで開催

2023 年 4 月 25 日（火）、コロンビア共和国政府がボゴタで開催した「ベネズエラの政治プロセスに関する国際会議」に、19 カ国と欧州連合の代表が出席したことを**考慮し、同会議において、コロンビア政府が国際社会に対し、ベネズエラ・ポリバル共和国に対し講じられているすべての一方的または多国間の強制的措置を解除するよう要請したことを考慮し**、保健、教育、社会、平和、平穏な生活といった主要分野において、国民と国家経済にもたらされた結果を認識する。

同会議は、昨年未だに停止したベネズエラ・ポリバル共和国政府と野党勢力プラットフォームとのメキシコ市での対話と交渉のプロセスを再開することを意図して開催された。

¹ 基準適用委員会の結論（ILO 総会、2023 年）

メキシコ市での交渉で、代表団は、アメリカの一方的な強制措置によって凍結されたベネズエラの海外の口座から 32 億ドルの資金を教育、保健、インフラ修復に投資することで合意したが、これは実行されなかった。

公共サービスのインフラが崩壊しているため、医療品や医療機器の不足により、医療サービスへのアクセスが不可能になっている。

よって、下記を決議する。

第 1 に、ベネズエラ・ボリバル共和国憲法の枠内で、同国を麻痺させている政治紛争と経済危機の効果的な解決に貢献する国際的・国内的プロセスを支援すること。

第 2 に、ベネズエラ・ボリバル共和国のような自由で独立した主権国家の内政力学と社会の正常な機能に悪影響を及ぼすために、外部の権力者や行為者が一方的および／または多国間的、あるいはその他の強制的手段を用いることの違法性と国際法違反を糾弾すること。

第 3 に、品質、効率、尊厳あるディーセント・ワーク、労働環境の安全と健康の最適条件を保証する目的で、国の公共サービスの再建に優先的に公的資源を投入することを要求する。私たちは、質の高い公共サービスがベネズエラ社会の適切な民主主義的機能にとって不可欠であることを確認する。

第 4 に、官民部門におけるベネズエラの労働組合運動の団結を促進し、あらゆる党派の違いを克服して、国の再建に向けた強力な提案の声を発信する。

第 5 に、権利を擁護したために不当に有罪判決を受けた労働組合・社会的指導者の即時釈放を要求し、人権・労働権の尊重を要求したために、弁護を受ける権利、無罪推定、適正手続の保障に違反して、労働組合指導者、労働者、労働者に対して違憲に開始・実行されたあらゆる種類の迫害、嫌がらせ、拘禁、刑事訴追の停止を要求すること。

第 6 に、ベネズエラ・ボリバル共和国政府による ILO 第 151 号、第 154 号、第 190 号条約の批准と、団体協約の即時協議と累進的最低生活賃金の確立を 通じて侵害された労働権の回復を提唱すること。

第 7 に、私たちの提案と要求を可視化し、自由で主権ある国としての私たちの未来の建設においてベネズエラの労働者の声を確保するために、国際的な場への労働組合の参加を支援するために、国際公務労連（PSI）の支援を要請する。

第 46 号決議案：イランにおける労働基本権

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて会合する 第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

以下の点を**考慮する**（アムネスティ・インターナショナルの 2022 年報告書を参照）。

イランでは 1 年以上前、スカーフの付け方が不適切であるという理由で拘束されたマフサ・ジナ・アミニの惨殺をきっかけに、抑圧的なイスラム共和国体制に対する前例のない大衆蜂起が起きたこと。

イランの治安部隊はそれ以降、抗議運動を鎮圧するために実弾や金属弾を不法に発射し、男性、女性、子ども数百人を殺害し、数千人を負傷させたこと。

何千人もの人々が、人権を平和的に行使したという理由だけで独断的に拘束され、不当に起訴されたこと。

2023 年 10 月 6 日に、収監中のイラン人活動家ナルゲス・モハンマディ氏へのノーベル平和賞授与が決まったことを**歓迎する**。私たちは、モハンマディ氏による女性の権利、民主主義、死刑廃止のための運動が評価されたことを歓迎する。

以下の点を**考慮する**。

イランの**組合員による** 2023 年 8 月付けの報告書では、ILO 条約と労働者の権利に対する露骨な侵害が明らかになっていること。

こうした侵害には、公共サービス労働者、教員、その他の部門の労働者の権利も含まれること。

こうした侵害がもれなく労働活動、ストライキ、労働者の集会、事実に基づく情報の発信を標的としていること。

情報によると、ILO の会合を訪れるイランの労働者代表団は、イラン政権によって厳しく規制、統制されていること。

ナルゲス・モハンマディ氏が未だ収監中であること。

よって、モハンマディ氏の即時釈放と、すべての労働組合員および政治犯の即時釈放を**求める**。

PSI 執行委員会に対し、第 31 回世界大会を代表して連帯を表明し、よって下記を行うよう指示することを**決定する**。

イラン政権に対し、文書で次のことを明確にすること。

- 自国の一般人の人権侵害を直ちにやめるべきであること。
- 労働者の権利、とくに結社の自由と団体交渉権を保護すべきであること。
- 国連および ILO の加盟国として上記の義務があること。

ILO 理事会に対し、明確な文書による声明を提出し、以下を促すこと。

- イランに調査チームを派遣し、人権および労働者の権利の尊重と保護の観点から状況を調査することを検討すること。
- 期限を含め、改善の道筋についてイラン政権と協定を結ぶこと。
- 協定の満了後、期限内に確実な改善が見られない場合は、イランの加盟を再検討すること。
- ILO の会合では、イランの労働者代表が自由かつ独立して発言し、交渉できるようにすること。
- もし実際にそうであり、今後もそうなるのなら独立イラン人労働組合に確認すること。

第 47 号決議案：ウクライナの労働者と人々との連帯

2023 年 10 月 14 日～18 日にジュネーブにて会合する
第 31 回国際公務労連（PSI）世界大会

PSI と世界の労働運動は、ロシアがウクライナに侵攻し、2022 年 2 月 24 日以降ウクライナ領土を占拠してきたことを非難する。ロシアの占領、ロシア軍による戦争犯罪と人道に対する罪、そしてウクライナの人々をはじめ、エネルギー会社や政府機関などの重要なインフラへの爆撃は続き、被害が拡大している。WHO は 2022 年 2 月以降、医療施設に対する攻撃が 1147 件あったとしている。戦争は、ロシア軍によるカホフカ水力発電所の爆破や占領地の大部分での採掘など、大規模な環境破壊をもたらした。ロシアによるザポリージャ原子力発電所の占拠と採掘は、核災害の脅威を高め、その影響はウクライナの国境を遥かに越えて及ぶ。ロシアの侵略戦争は経済に長期的な影響を及ぼし、世界的な食料・エネルギー危機と物価上昇、高インフレを招き、生活費高騰の危機を引き起こした。

ウクライナには 500 万人の国内避難民がおり、国外には 800 万人の避難民がいる。ウクライナでは何千人もの市民や公共サービス労働者が殺害された。何万人もの死傷者が出ている。ウクライナでは数百万人が職を失った。

PSI 世界大会が開催される 2023 年 10 月 16 日は、侵攻開始から 600 日目にあたる。

以下に留意する。

- ロシアの侵攻を受けて、ロシアでは侵攻を非難し、平和を要求し、ロシア軍の撤退を求める個人や社会運動に対して組織的な弾圧が行われてきたこと。私たちの姉妹組織である ITF は、ロシアにおいて望ましくない組織と評されている。ベラルーシの独立組合は 2022 年 4 月に解体され、指導者の多くが投獄された。
- ウクライナの労働組合が有形無形の援助を訴えたところ、欧州全域と世界中の公共サービス組合から前例のない反響があったこと。これは難民の保護やケアを助けることで真の連帯を示した近隣諸国の組合を含め、連帯と支援の表現である。
- 戦争や武力紛争の際に最も苦しむのは、働く人々と地域社会であること。私たちは平和に、そして紛争と戦争を防ぐことに専心する。PSI は紛争時に組合と労働者を支援してきた長い歴史がある。ウクライナにおけるプーチンの勝利は、権威主義体制の成功を意味し、ウクライナのアイデンティティと文化を一掃する恐れがある。私たちはこれを傍観することはできない。
- PSI は、労働者の権利の尊重、ウクライナにおける効果的な社会対話の確立、ILO 基準と EU の社会法に基づく労働法の採択を求める。ウクライナの未来は、多国籍企業とウクライナのオリガルヒが押し付ける新自由主義モデルであってはならない。欧州の社会モデルが、ウクライナの進むべき道であり、将来の展望である。

世界大会は以下を要求する。

- ウクライナにおけるロシアの軍事行動を直ちにやめさせ、ウクライナの主権を保証する国際法と国連憲章のもと、占領されたウクライナの領土すべてからロシア軍を撤退させること。外交は、戦争をエスカレートさせず、速やかにこれを達成しなければならない。
- ベラルーシとロシアで投獄された平和・社会活動家、労働組合、ジャーナリストを即時釈放すること。
- ウクライナの復興は、労働と組合の価値をその中心に据え、社会正義、民主主義、包摂的社会に与するものでなければならないこと。戒厳令が解除されたら、労働権と労働組合の権利が全面的に回復されなければならない。私たちは、公共サービスの自由化、規制緩和、民営化に抵抗するウクライナの組合と社会運動を支持する。

以下を表明する。

- ロシアの侵攻の影響によって苦しむウクライナの人々とすべての労働者と連帯すること。

以下を求める。

- 欧州諸国が、難民を保護し、現場で人々への支援や人道援助を継続すること。

世界大会は、PSI 執行委員会に対して以下を求める。

1. 労働者の権利のために、そしてファシズムとロシアの侵略に反対して闘うすべてのウクライナの労働者と労働組合員に引き続き連帯を表明する。
2. EPSU および欧州の労働組合運動と協力して、ウクライナと欧州地域の平和と安全を実現する。
3. EPSU とともにウクライナに使節団を組織し、ウクライナにおいて労働組合の会議を開いて今後の展望を議論し、組合がウクライナの復興に参加できるようにする。

第 48 号決議案： イスラエルとパレスチナにおける戦争

第 31 回国際公務労連 (PSI) 世界大会 2023 年 10 月 14～18 日 ジュネーブ

第 31 回 PSI 世界大会は、イスラエルとパレスチナの市民のすべての犠牲者および負傷者に対し、深い哀悼そして連帯の意を表明する。

ハマスのイスラエルに対する残忍な攻撃による犠牲者は 1000 人を超し、人質を人間の盾にしている。民間人へのこれらの残忍な行為はテロに他ならない。

ハマスの市民に対する無差別な殺害行為に対し、ガザの住民を集団的に罰するというイスラエルの対応も正当化できるものではない。

イスラエルが、16 年間も封鎖に耐えてきたガザの人々に対する、水、電気、医薬品、人道支援の供給を断絶することは、国際法に根本から違反する行為であり、戦争犯罪を構成する可能性もある。

国際機関で働く労働者を組織する国際産業別労働組合組織 (GUF) として、私たちは、10 月 12 日現在、WHO の 11 人、ICRC の 5 人、UNRWA の 12 人の職員がガザで犠牲になったことを知り、深く落胆している。

私たちは、公共サービス、ヘルスケア、水、エネルギー、教育、その他の重要な部門に引き続き従事する労働者の保護を求める。さらに、負傷者、病人、民間人に関するジュネーブ条約が尊重されなければならない。

私たちは、公共サービス労働者として基本的人権の擁護に責任を負っている。だからこそ、国際社会は、ハマスの人質となっているイスラエル人の解放を求めると同時に、紛争そしてガザに対する不法な封鎖を止め、住民の人権の尊重を確保するために務めるべきと考えている。

イスラエルとハマスの対立が問題を抱えた脆弱な中東の状況にどのような影響をもたらすか現時点で評価することは難しい。しかし、戦争が長引けば長引くほど、地域全体に拡大する可能性あることは確かである。

国際社会は責任を負い、外交努力により戦争を止め、市民を守り、パレスチナ領土の占領を含むパレスチナ／イスラエル紛争の根本原因に取り組み、パレスチナ人が生存可能な国家を持ち、安全なイスラエルとともに尊厳をもって生きる権利のために、国連決議の履行を要求する時が来た。

決議第 3 号-第 48 号



國際公務勞連

<https://publicservices.international>
psi@world-psi.org

PSI第31回世界大会
日本代表団報告書

2024年4月26日

<発行> 国際公務労連加盟組合日本協議会（PSI-JC）

議長：石上千博

事務局長：八巻由美

〒102-8464

東京都千代田区六番町1 自治労会館内

TEL：03-3263-0264 FAX：03-5210-7422

<印刷> 株式会社 トラストプリント

